

論点ペーパー集

目次

※ 日付は法制局への提出日

第一章 総則

- 1 本法案の対象とする特定秘密の特質について (25. 7. 9) 1
- 2 「安全保障」の意義について (25. 7. 5) 7
- 3 趣旨中の「適確に保護する体制」に類似の立法例 (25. 6. 25) 16
- 4 本法案における「行政機関」の範囲及び単位について (25. 7. 5) -- 22

第二章 特定秘密の指定等

- 5 特定秘密の範囲を「公になっていないもの」及び「特に秘匿することが必要であるもの」とする理由 (25. 6. 25) 28
- 6 特定秘密の指定の有効期間に関する規定を置く理由と有効期間の上限を5年とする理由について (25. 7. 9) 32
- 7 本法案における特定秘密の保護措置（防衛秘密制度における防衛秘密の保護措置を踏まえて）(25. 7. 19) 38

第三章 特定秘密の提供

- 8 都道府県警察に特定秘密を提供するときの警察庁長官の都道府県警察に対する「指示」について (25. 7. 17) 46
- 9 その他公益上の必要により特定秘密を提供する場合（表）(25. 7. 19) 50
- 10 取扱業務者以外の者に特定秘密を提供することができる規定について (25. 7. 16) 55
- 11 刑事事件の捜査における特定秘密の提供について (25. 7. 19) ---- 79
- 12 過去の防衛秘密漏えい事件における検察官への防衛秘密の提供について (25. 6. 26) 84
- 〈参考〉
- 13 特定秘密の取扱いの業務を行わせる契約業者について (25. 5. 13) 86
- 14 立法府及び司法府を本法の対象としないことについて (25. 6. 13) 90

第四章 適性評価等

- 15 国家公務員法上の懲戒の事由等との関係について (25. 7. 9) 97
- 16 行政機関の長等を適性評価の対象としないことについて (25. 7. 9) 108
- 17 特別職の国家公務員（本法に規定する行政機関の職員に限る。）の守秘義務の有無と適性評価の対象外となる職について (25. 6. 25) 116
- 18 国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官の規定順の例 (25. 7. 1) 121

19	内閣総理大臣が任命又は任免する職（国会議員・大臣等から任命・任免）（25. 4. 24）	123
20	内閣が任命又は任免する職（25. 4. 24）	124
21	就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする職（24. 12. 26）	125
22	適性評価の調査事項について（25. 7. 9）	126
23	適性評価の調査事項の内容について（25. 7. 9）	128
24	適性評価における調査事項の内容等と調査事項の規定順について（25. 1. 9）	134
25	配偶者、家族等に関する事項を調査事項として法律に明記することについて（25. 6. 13）	138
25-1	テロ活動及び外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の不正な活動との関係に関する事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについて（25. 6. 25）	138-1
26	適性評価の調査事項、具体的内容及び調査方法について（例）（25. 7. 5）	139
27	適性評価において公私の団体に照会を行う権限について（25. 7. 9）	140
28	適性評価の実施に当たって同意を取得する理由について（25. 7. 5）	145
29	適性評価の結果の通知を行う理由について（25. 7. 5）	146
30	契約業者に労働者派遣をする事業主への適性評価の結果の通知について（25. 5. 13）	148
31	適性評価と苦情に対応するための仕組みについて（25. 7. 5）	151
32	適性評価制度と人事評価制度との比較（25. 7. 5）	155
33	適性評価の実施権者を警察本部長とすることについて（25. 7. 5）	156
34	適性評価に関する個人情報の利用・提供の制限について（25. 7. 5）	164
35	不利益取扱いの禁止に関する規定について（24. 12. 26）	169
36	適性評価制度と適格性確認制度との比較（25. 7. 9）	170
37	適性評価と法の下での平等との関係について（25. 7. 5）	171
38	適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について（25. 7. 5）	174
	〈参考〉	
39	業務知得者と適性評価との関係について（25. 7. 5）	177
40	防衛秘密の取扱いの業務に従事する警務官等について（25. 5. 28）	185
41	適性評価の調査票（イメージ）（24. 9. 19）	187
42	仮の適性評価の取扱いについて（25. 6. 24）	195

第五章 雑則

43	拡張解釈の禁止に関する規定を設ける理由について（25. 7. 5）	197
----	-----------------------------------	-----

第六章 罰則

44	国務大臣等を処罰の対象とすることについて（25. 6. 13）	201
----	---------------------------------	-----

45	業務知得者を処罰の対象とすることについて (25. 7. 9)	205
46	本法案、国家公務員法、自衛隊法及びMDA秘密保護法の罰則の比較 (表) (25. 7. 9)	216
47	特定秘密の保護に関する法律、自衛隊法、MDA秘密保護法の罰則の比較 (25. 6. 25)	217
48	共謀、陰謀メモ (25. 7. 1)	223
49	特定秘密の取得行為の処罰規定について (25. 7. 8)	225
50	漏えいの教唆及び取得行為を処罰することと報道機関の取材の自由との関係について (25. 7. 9)	229
51	本法案において不正競争防止法に規定する刑事訴訟手続の特例を設けない理由について (25. 7. 19)	231

別表

52	別表に該当する事項の具体例 (イメージ) (25. 7. 9)	241
53	別表各号に掲げる各事項の対応関係と相違点及びその理由について (25. 6. 25)	245
54	「テロリズム等防止に関する事項」について国家公務員法等を超える厳しい規制を課す理由について (25. 6. 19)	246
55	別表第1号及び第2号に掲げる事項とテロ活動及び外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の不正な活動との関係について (25. 6. 25)	258
56	別表第2号イとロの関係について (25. 6. 25)	260
57	別表第2号ロから除かれている同表第3号イに掲げる事項の例 (25. 7. 1)	262
58	特別秘密・防衛秘密・特別防衛秘密・合衆国軍隊の機密についての相関図 (表) (25. 1. 9)	263
59	防衛秘密と特別防衛秘密の事項の比較 (表) (25. 1. 9)	264
60	日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第1条第3項に規定する事項と自衛隊法別表第4に掲げる事項において重複する事項について (25. 6. 25)	265

その他

61	「特別秘密の保護に関する法律」という題名について (24. 12. 13)	266
62	「特別秘密の保護に関する法律案」(仮称)の件名変更について	

(25. 1. 30)	268
63 本法の対象に特別防衛秘密（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法）を含めない理由について（25. 1. 9）	271
64 MDA秘密保護法において適性評価の規定を置かない理由について（25. 7. 5）	274
65 特定秘密と情報公開法との関係について（25. 6. 13）	279
66 別表各号に該当する特定秘密と情報公開法第5条各号の不開示情報との対応関係について（25. 6. 25）	284

平成25年7月9日
内閣情報調査室

1 本法案の対象とする特定秘密の特質について

これまでも、「非公知の事項であつて、実質的にもそれを秘密として保護するに価すると認められるもの」（徴税トラの巻事件最高裁決定）は、「職務上知ることのできた秘密」として、公務員にはいわゆる守秘義務が課せられており、これに違反して秘密を漏らした者は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するなど（国家公務員法第100条第1項及び第109条第12号等）とされてきたところである。

しかしながら、国家公務員法等の守秘義務により保護される情報のうち、安全保障、すなわち、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障すること（浅野貴博君提出「我が国の安全保障戦略と環太平洋経済連携協定（TPP）の関係等に関する質問主意書」（内閣衆質179第26号））に関するものは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態で保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」60～61頁）を確保するという、国及び国民の安全に関わる最も重要な事項であり、これが漏えいしたときの影響は極めて大きい。

特に、近年、我が国を取り巻く情勢の複雑化、地域紛争や国際テロの頻発、大量破壊兵器の拡散など国際情勢の複雑化に伴い、我が国にとって、これまで以上に多様で質の高い情報を得ることが重要となっているところ、国及び国民の安全を確保するため、収集した情報を適確に保護し、同盟国等との信頼関係の下、安全保障上の様々な取組みを進めることが益々重要になっている。

安全保障に関する事項のうち、防衛に関するものについては、平成12年にいわゆる「 事件」（※）が発生し、改めて国の安全を害しかねないような秘密について、罰則強化による秘密漏えいに対する抑止力の強化の必要性が認識され、また、米国等各国との情報共有を推進していく上でも秘密の保護に万全を期することが必要と考えられたことから（防衛庁（当時）作成想定問答）、平成13年の自衛隊法の一部を改正する法律（平成13年法律第115号）により、我が国の防衛上特に秘匿することが必要な秘密について、防衛秘密としての指定その他の取扱いを規定し、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がこれを漏えいした場合の罰則規定（5年以下の懲役）が設けられ

た。

※ 現職の海上自衛官が在日ロシア大使館付武官に秘密文書を漏えいし、逮捕された事件。

しかしながら、安全保障に関する事項は、防衛に関するものに尽きるものではなく、外交、外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止、テロ活動の防止に関する事項も、国家公務員法等の守秘義務による保護を上回る保護の下に置く必要がある。

これら安全保障に関する事項は、我が国が講じる措置等の手の内に関する情報や、我が国が有する能力等に関する情報を含むところ、これらの情報を入手することができれば、その間隙をついたり、対抗措置を講じて我が国が効果的な措置を講じることができなくすることができることから、我が国に脅威となり得る外国やテロ組織等が入手を図ろうとする事項であり、常に漏えいの危険に晒されている。

また、安全保障を確保するため、協力関係にある外国等からの信頼関係に基づく協力を得ることが重要であるが、このためには、我が国が協力国と同程度の秘密保全の措置を講ずることが求められている。例えば、平成23年6月21日の日米安全保障協議委員会共同発表においても「情報保全のための法的枠組みの強化に関する日本政府の努力を歓迎し、そのような努力が情報共有の向上につながることを期待した。」とされているところ、仮に、一般の秘密と同程度の管理しか行われないう状態が続けば、我が国が協力国等から安全保障に関する情報を得ることが困難となり、安全保障を確保するための我が国自身の能力が低下するばかりでなく、国際的な協力・連携が阻害されることによって我が国と協力国に共通して脅威となり得る国家やテロ組織を利用することとなり、我が国の安全保障に大きな影響をもたらすことになる。

そこで、本法案では、これまで防衛秘密とされてきた事項である「防衛に関する事項」に加え、「外交に関する事項」、「外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止に関する事項」及び「テロ活動防止に関する事項」のうち特に秘匿することが必要なものを別表に限定列挙し、特定秘密に指定したものについて、適性評価により特定秘密の取扱者を制限し、その漏えいに国家公務員法等よりも重い罰則を科すこととし、特定秘密の漏えいの防止を図り、国及び国民の安全を確保することとしている。

【参照条文】

○国家公務員法（昭和二十二年法律第一百二十号）（抄）

(秘密を守る義務)

第百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

2～5 (略)

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～十一 (略)

十二 第百条第一項若しくは第二項又は第百六条の十二第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

十三～十八 (略)

○自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)(抄)

(防衛秘密)

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第百六十六号)第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。)を防衛秘密として指定するものとする。

2・3 (略)

4 防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

第百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2 前項の未遂罪は、罰する。

3 過失により、第一項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

4 第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

5 第二項の罪を犯した者又は前項の罪を犯した者のうち第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

6 第一項から第四項までの罪は、刑法第三条の例に従う。

【参考資料】

○徴税トラの巻事件最高裁決定（最決昭52年12月19日）（抜粋）

「(前略) 国家公務員法一〇〇条一項の文言及び趣旨を考慮すると、同条項にいう「秘密」であるためには、国家機関が単にある事項につき形式的に秘扱の指定をただけでは足りず、右「秘密」とは、非公知の事項であつて、実質的にもそれを秘密として保護するに価すると認められるものをいうと解すべきところ、原判決の認定事実によれば、本件「営業庶業等所得標準率表」及び「所得業種目別効率表」は、いずれも本件当時いまだ一般に了知されてはならず、これを公表すると、青色申告を中心とする申告納税制度の健全な発展を阻害し、脱税を誘発するおそれがあるなど税務行政上弊害が生ずるので一般から秘匿されるべきものであるというのであつて、これらが同条項にいわゆる「秘密」にあたるとした原判決の判断は正当である。(後略)」

○衆議院議員浅野貴博君提出我が国の安全保障戦略と環太平洋経済連携協定(TPP)の関係等に関する質問に対する答弁書（内閣衆質179第26号）

問一 安全保障の定義如何。

〈問一について〉

安全保障とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味するものと承知している。

○総務省行政管理局編「詳解情報公開法」60・61頁

〈国の安全が害されるおそれ〉

「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられる。

○日米安全保障協議委員会共同発表（2011年6月21日）（仮訳）（抄）

Ⅲ. 日米同盟の安全保障及び防衛協力の強化

(3) 日米同盟の基盤の強化

- ・ 閣僚は、これまでの進展を歓迎しつつ、情報保全についての日米協議で議論されてきたとおり、政府横断的なセキュリティ・クリアランスの導入やカウンター・インテリジェンスに関する措置の向上を含む、情報保全制度の更なる改善の重要性を強調した。閣僚は、また、情報保全のための法的枠組みの強化に関する日本政府の努力を歓迎し、そのような努力が情報共有の向上につながることを期待した。

(参考) 諸外国の秘密保全に関する法制と我が国の現状

諸外国の秘密保全に関する法制と我が国の現状

秘密の管理に関する措置(セキュリティクリアランス)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
根拠	「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」(平成19年8月9日カウンタートンテリジェンス推進会議決定)	合衆国法典、行政命令	人的保安及び国家保安審査方針に関する政府声明、セキュリティ・ポリシーの枠組み	保安審査法	国防法典、国防秘密保全に関する政府間通達
調査内容	非公表 <本人に関するもの> 人定事項、暴力的な政府転覆活動・テロ等への関与、犯罪歴、セキユリティ関係の非違歴、薬物の影響、精神疾患、アルコールの影響、信用状態、学歴・職歴、渡航歴等 <配偶者に関するもの> 人定事項 等	<本人に関するもの> 人定事項、スパイ・テロ等への関与、犯罪歴、薬物の影響、精神疾患、アルコールの影響、信用状態、学歴・職歴、渡航歴等 <配偶者に関するもの> 人定事項 等	<本人に関するもの> 人定事項、スパイ・テロ等への関与、犯罪歴、薬物の影響、精神疾患、アルコールの影響、信用状態、学歴・職歴等 <配偶者に関するもの> 人定事項、信用状態、職業等	<本人に関するもの> 人定事項、反憲法組織への関与、継続中の刑事・懲戒手続、信用状態、渡航歴、学歴・職歴等 <配偶者に関するもの> 本人と同様の事項	<本人に関するもの> 人定事項、学歴・職歴、渡航歴 <配偶者に関するもの> 本人と同様の事項

罰則(主なもの)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
根拠	国家公務員法、自衛隊法、MDA秘密保護法等	合衆国法典	公務秘密法	刑法	刑法
漏えい	守秘義務違反 【1年以下の懲役、罰金】 ・ 防衛秘密の漏えい【5年以下の懲役】 ・ 特別防衛秘密の漏えい【10年以下の懲役等】	○ 外国を利用する等の意図を有する者による外国政府への国防情報の漏えい【死刑、無期・有期刑】 ○ 行政機関の職員等による安全保障に関する秘密情報の外国政府への漏えい【10年以下の自由刑、罰金】	○ 国の治安・利益を損なう目的による敵に有用な情報の漏えい【3年以上14年以下の自由刑】 ○ 公務員等による防衛情報、国際関係情報、犯罪を惹起する情報等の漏えい【2年以下の自由刑、罰金】	○ 外国勢力への漏えい、外国勢力に利益を与える等の目的による無権限者への漏えい【1年以上の自由刑】 ○ その他の国家機密の公表等【6月以上5年以下の自由刑等】 ○ 公務員による秘密の漏えい【5年以下の自由刑、罰金】	○ 国民の基本的利益に関する情報の外国勢力への漏えい【15年以下の自由刑、罰金】 ○ 職務等に基づいて国防上の秘密を所持する者による漏えい【7年以下の自由刑、罰金】
取得	不当な方法又は我が国の安全を害すべき用途に供する目的による特別防衛秘密の探知収集【10年以下の懲役】	○ 外国を利用する等の意図を有する者による国防情報の取得【10年以下の自由刑、罰金】 ○ 安全保障に関する秘密情報の外国政府による取得【同上】	国の治安・利益を損なう目的による、敵に有用な情報の取得【3年以上14年以下の自由刑】	漏えいするたための国家機密の取得【1年以上10年以下の自由刑】 ○ 公務員による秘密の漏えい【5年以下の自由刑、罰金】	○ 国民の基本的利益に関する情報を外国勢力へ漏えいする目的での収集【10年以下の自由刑、罰金】 ○ 国防上の秘密の取得【5年以下の自由刑、罰金】

2 「安全保障」の意義について

1 本法案における「安全保障」の意義

(1) 本法案における「安全保障」の概念

安全保障とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味する（浅野貴博君提出「我が国の安全保障戦略と環太平洋経済連携協定（TPP）の関係等に関する質問主意書」（内閣衆質179第26号））ところ、本法案においても「我が国の安全保障」の「安全保障」はこのような意味である。また、この点については、現在、国会に提出されている「安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案」による改正後の国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号。以下「NSC法案」という。）における「我が国の安全保障」の「安全保障」も同様である（法制局説明資料「安全保障会議設置法等の一部を改正する法律の考え方」（以下「NSC法案法制局説明資料」という。）1頁）。

ここにいう「国家及び国民の安全」を更に明確化すると、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第5条第3号及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第10条第2項第1号において、「国の安全」との文言が用いられており、その意義は、「国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態」をいい、具体的には、「直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外の脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられる」とされている（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」60～61頁、総務省行政管理局編「解説行政機関等個人情報保護法」35頁）ところ、上記の安全保障の一般的な意義における「国家及び国民の安全」

も情報公開法及び行政機関個人情報保護法でいうところの「国の安全」と異なるところはない。

(2) 本法案における「安全保障」の具体的な範囲

上記(1)に鑑みれば、本法案にいう「安全保障」には、外部からの侵略に対する我が国の防衛や、外国の政府との交渉、協力等による国及び国民の安全の確保がまず含まれるが、この他にも、

○ 外国の情報機関が防衛装備品の性能や外交交渉の対処方針に関する特定秘密を始めとした政府が管理する情報等を不正な方法で入手する場合や、我が国に対して害意を有する外国が我が国に対して使用されれば甚大な被害を生じるおそれのある大量破壊兵器関連物資を不正な取引により入手する場合

○ 9.11同時多発テロのような大規模な破壊を伴うものはもとより、政府高官の暗殺や無差別爆弾テロといったテロ活動が行われる場合には、国としての基本的な秩序の平穏が脅かされることになるため、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の不正な活動やテロ活動による被害の発生・拡大の防止も本法案にいう「安全保障」に含まれる。

また、本法案にいう「安全保障」には、領土の保全、独立、国民の生命・身体の安全の確保の他にも、経済・社会に関係する一定の事項が含まれ得るが、その範囲はあくまでも国としての基本的な秩序の平穏に関するものに限られ、例えば、サイバー攻撃により金融システムや水道等の重要インフラが機能しなくなるような事態が発生すれば「国家及び国民の安全」が害されたと言い得るが、個々の国民や企業が経済的な利益を逸失したり、犯罪行為の被害に遭ったからといって、直ちに「国家及び国民の安全」が害されたことにはならない。

なお、NSC法案の中では、テロ活動に関する言及はないが、例えば、「NBCテロその他大量殺傷型テロへの対処について」（平成13年4月16日内閣危機管理監決裁）において、大量殺傷型テロ事件（核物質、生物剤又は化学剤若しくはこれらを用いた大量破壊（殺傷）兵器を使用したテロ（NBCテロ）や大規模爆弾テロ）が、重大緊急事態（NSC法案第2条第1項第10号）に該当し、内閣総理大臣が必要と認めるときは、安全保障会議を開催し、特に重要な事項について審議することとされ、

また、NSC法案法制局説明資料9頁に同法案第2条第1項第11号の「その他国家安全保障に関する重要事項」の例として「サイバーテロ防護手段の開発検討等」が挙げられていることに鑑みれば、テロ活動についてもその規模や態様によっては国家安全保障会議の審議事項に含まれ得ると解される。

2 NSC法案と本法案における「我が国の安全保障」に関する事項の内容の相違

上述のとおり、NSC法案と本法案における「安全保障」は、いずれも、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味するが、各法案は、それぞれ、趣旨・目的を異にし、NSC法案では、「我が国の安全保障」に関する重要事項」として、国家安全保障会議の審議対象を規定する一方、本法案では、「安全保障に関する事項であって、その漏えいが「我が国の安全保障」に著しく支障があるもの」として、特定秘密の指定対象を規定していることから、両法案の間では、「我が国の安全保障」という用語を使用して法が規定する対象に、次のような差異がある。

まず、NSC法案においては、第2条第1項において、国家安全保障会議の審議対象事項を「国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項」（NSC法案第2条第1項第1号～第9号）と、「重大緊急事態への対処に関する重要事項」（同項第10号）、「その他国家安全保障に関する重要事項」（同項第11号）と規定している。一方、本法案では、別表に典型的に秘匿する必要性が高い事項として、「防衛に関する事項」、「外交に関する事項」、「外国の利益を凶る目的で行われる不正な活動の防止に関する事項」及び「テロ活動防止に関する事項」を列挙し、その漏えいが「我が国の安全保障」に著しく支障を及ぼすおそれがあるものを特定秘密として指定することとしているが、その内容には、国家安全保障会議の審議の対象となる政策的な事項に限らず、例えば、「自衛隊の運用」（本法案別表第1号イ）、「テロ活動防止のための措置」（同表第4号イ）といった実施段階の事項や、「武器（中略）の性能」（同表第1号チ）、「外交の用に関する暗号」（同表第2号ホ）といった技術的な事実関係に関する事項も含まれている。

また、NSC法案では、大規模自然災害や鳥インフルエンザ等の事案についても、大規模な事態に発展し、国家安全保障に重大な影響を及ぼすと判断されるような場合や、国全体にわたって国民生活の物的基盤が破壊されるような事態、暴動・騒擾を伴うなど通常の対処体制で適切に対処することが困難な事態となれば、国家安全保障会議の審議事項として、例えば、重大緊急事態への対処に関する重要事項になり得るものと考えられるとされている（NSC法案法制局説明資料2～3頁）。一方、本法案では、自然災害等への対処に関する事項そのものは、その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがあるものとして特定秘密に指定されることはない。これは、人為的に発生するものではない自然災害等に関する事項は、その漏えいを防止したとしても、発生を防止できるものでなく、また、外国やテロ組織等が関係情報を入手したとしても、対抗措置が講じられ、自然災害等への対処に直ちに支障が生じるといった性格のものではないからである。（ただし、自然災害等への対処そのものではなく、自然災害等への対処に伴って、例えば、警戒監視活動等の自衛隊等の運用に変更が生じたときのその内容や、自然災害等に関して収集された情報であって当該情報から安全保障に関する情報収集能力が判明するようなとき（例えば、東日本大震災での被災地を撮像した衛星画像は、被災地を撮像しているという事実に関しては秘匿の必要性はないが、当該画像により情報収集衛星の撮像能力等が明らかになるため秘匿する必要がある）には、別表に規定する事項に該当し、特定秘密となるものもあると考えられるが、当該特定秘密の指定は、自然災害への対処であることを理由に指定がなされるものではなく、指定される事項が別表各号に該当するためである。）

【参考条文】

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）

（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）

第十条 行政機関（会計検査院を除く。以下この条、第五十条及び第五十一条において同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、総務大臣に対し、次に掲げる事項を通知し

なければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

一～十 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル

二～十一 (略)

3 (略)

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)

(抄)

(行政文書の開示義務)

第五条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一・二 (略)

三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

四～六 (略)

○安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案(平成二十五年六月七日閣議決定)による改正後の国家安全保障会議設置法(昭和六十一年法律第七十一号)(抄)

(設置)

第一条 我が国の安全保障(以下「国家安全保障」という。)に関する重要事項を審議する機関として、内閣に、国家安全保障会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務等)

第二条 会議は、次の事項について審議し、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、意見を述べる。

- 一 国防の基本方針
 - 二 防衛計画の大綱
 - 三 前号の計画に関連する産業等の調整計画の大綱
 - 四 武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下この条において同じ。）への対処に関する基本的な方針
 - 五 武力攻撃事態等への対処に関する重要事項
 - 六 周辺事態への対処に関する重要事項
 - 七 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三条第二項第二号の自衛隊の活動に関する重要事項
 - 八 国防に関する重要事項（前各号に掲げるものを除く。）
 - 九 国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項（前各号に掲げるものを除く。）
 - 十 重大緊急事態（武力攻撃事態等、周辺事態及び次項の規定により第七号又は第八号に掲げる重要事項としてその対処措置につき諮るべき事態以外の緊急事態であつて、我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるもののうち、通常の緊急事態対処体制によつては適切に対処することが困難な事態をいう。第三項において同じ。）への対処に関する重要事項
 - 十一 その他国家安全保障に関する重要事項
- 2・3 （略）

【参考資料】

〈安全保障〉

○衆議院議員浅野貴博君提出我が国の安全保障戦略と環太平洋経済連携協定（TPP）の関係等に関する質問に対する答弁書（内閣衆質179第26号）

問一 安全保障の定義如何。

〈問一について〉

安全保障とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味するものと承知している。

〈国及び国民の安全〉

○内閣官房編「武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民

の安全の確保に関する法律案逐条説明」17頁

〈国及び国民〉

「国及び国民」と言うときの「国」とは、(中略)国を構成する国土及び国民に加え、それらにより成り立っている国民生活、国民経済等も含むものである。したがって一般的には、「国民」も「国」の概念に含まれるものであるが、本法案が国民の安全の確保を重視したものであることから、「国民」をあえて明示的に記述することとしたものである。

〈国の安全〉

○総務省行政管理局編「詳解情報公開法」60・61頁

〈国の安全が害されるおそれ〉

「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられる。

○総務省行政管理局編「解説行政機関等個人情報保護法」35頁

〈事前通知の適用除外〉

「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられ、必ずしも国防に関する事項に限られるものではない。

〈NSC法案〉

○安全保障会議設置法等の一部を改正する法律の考え方(平成25年5月30日セ

ト版)(抄)

(1頁)

■ 「我が国の安全保障」（国家安全保障）とは何か。

- 1 安全保障という言葉の意味については、従来から必ずしも明確に定義されているわけではないが、一般に、外部からの侵略、武力による威嚇等の脅威に対して、外交、防衛等の手段により、国家及び国民の安全を保障することを意味するものと考えられている。

※質問主意書に対する政府答弁書（平23閣衆質179-26）を参考に作成

2 （略）

（2～3頁）

■ 国家安全保障に関する重要事項には、大規模自然災害や鳥インフルエンザ、エネルギー危機、食料危機への対処も入り得るのか。

このような事案が、大規模な事態に発展し、国家安全保障に重大な影響を及ぼすと判断されるような場合や、国全体にわたって国民生活の物的基盤が破壊されるような事態、暴動・騒擾を伴うなど通常の対処体制で適切に対処することが困難な事態となれば、国家安全保障会議の審議事項である国家安全保障に関する重要事項（例えば重大緊急事態への対処に関する重要事項）となり得るものと考えられる。

※平成10年の想定問答（過去の様々な想定を整理編纂したもの）を参考に作成

（9頁）

■ 「その他国家安全保障に関する重要事項」とは何か。

- 1 本事項に何が該当するかは、正に臨機応変かつ柔軟に国家安全保障会議の議長たる内閣総理大臣が判断すべきものと考えている。

- 2 このような基本的考え方を前提に、あえて想定される事項を申し上げれば、例えば、次のようなものが想定されるのではないかと考えている。

重要インフラなど国民生活を支えるシステムのダウンに関する検討（ダウンに強いシステムの研究、サイバーテロ防護手段の開発検討等）、近隣国からの大量避難民流入に関する検討（難民の規模の想定、難民が滞留する地域社会への影響等）、国家安全保障会議の在り方に関する検討等

○NBCテロその他大量殺傷型テロへの対処について（平成13年4月16日内閣危機管理監決裁）（抄）

（前略）

我が国において平成7年3月20日に発生した「地下鉄サリン事件」は、化学剤であるサリンを使用し無差別の大量殺傷を目的としたテロ事件として記憶になお新しいところであり、同年12月のテロ対策に関するオタワ閣僚宣言は、同事件に深い懸念を表明するとともに、核物質、生物剤又は化学剤若しくはこれらを用いた大量破壊（殺傷）兵器を使用したテロ（以下「NBCテロ」という。）を新たな脅威と位置付け、それへの対応に向けた各国の強力な取り組みを要請している。

このような国際的な要請をも踏まえ、我が国においては、テロ事案の防止及び発生時の対処体制の強化に向けた継続的な努力が行われており、平成10年4月10日の閣議においては「重大テロ事件等発生時の政府の初動措置について」を決定（以下「重大テロ対処閣議決定」という。）するなど、政府全体として対処体制の整備を着実に進めているところである。とりわけ、NBCテロや大規模爆弾テロ等大量殺傷型のテロ事件が発生した際の対処については、平成11年3月23日、重大テロ対処閣議決定に基づく対応マニュアルとして、「大量殺傷型テロ事件発生時において行うべき措置について」（平成11年3月23日内閣危機管理監決裁、平成12年8月31日同一部改正、平成12年12月28日同一部改正、平成13年1月6日同施行）が策定されたところである。

（中略）

記

第1 事件処理の基本

2 事件処理体制

（安全保障会議への諮問）

- (2) 内閣に対策本部が設置された場合において、大量殺傷型テロ事件が重大緊急事態に該当し、内閣総理大臣が必要と認めるときは、安全保障会議を開催し、特に重要な事項について審議する。

1 趣旨中の「適確に保護する体制」に類似の立法例

■「秘密の保護上必要な措置」の例

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄） （特別防衛秘密保護上の措置）

第二条 特別防衛秘密を取り扱う国の行政機関の長は、政令で定めるところにより、特別防衛秘密について、標記を附し、関係者に通知する等特別防衛秘密の保護上必要な措置を講ずるものとする。

（秘密の保護上必要な措置の内容）

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（昭和二十九年政令第百四十九号） （抄）

（秘密区分）

第一条 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第一条第三項に規定する特別防衛秘密は、その秘密の保護の必要度に応じて、機密、極秘又は秘のいずれかに区分しなければならない。

2 前項の「機密」とは、秘密の保護が最高度に必要であつて、その漏えいが我が国の安全に対し、特に重大な損害を与えるおそれのあるものをいう。

3 第一項の「極秘」とは、秘密の保護が高度に必要であつて、その漏えいが我が国の安全に対し、重大な損害を与えるおそれのあるものをいう。

4 第一項の「秘」とは、秘密の保護が必要であつて、機密及び極秘に該当しないものをいう。

（秘密区分の指定、変更及び解除）

第二条 国の行政機関（内閣府並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関をいう。以下同じ。）の長（以下「各省庁の長」という。）で、アメリカ合衆国政府から特別防衛秘密に属する事項又は文書、図画若しくは物件の供与を受けたものは、その特別防衛秘密につき、前条に規定する秘密区分の指定を行わなければならない。

2 前項の国の行政機関の長は、同項の規定により指定した秘密区分を変更することができる。

3 第一項の国の行政機関の長は、特別防衛秘密として秘匿する必要がなくなつたとき、又は公になつたものがあるときは、その部分に限り、速やかに、秘密区分の指定を解除しなければならない。

4 第一項の国の行政機関の長は、特別防衛秘密について、前三項の規定により秘密区分を指定し、変更し、又は解除したときは、必要に応じ、その旨を関係行政機関に通知しなければならない。

（標記）

第三条 各省庁の長は、その取り扱う特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件につき、これらが特別防衛秘密に属し、かつ、機密、極秘又は秘のいずれかに区分されている旨の標記をしなければならない。

2 各省庁の長は、前条第二項若しくは第三項の規定により秘密区分を変更し、若しくは解除し、又は同条第四項の規定による秘密区分の変更若しくは解除の通知を受けたときは、速やかに、前項の標記を変更し、又は抹消しなければならない。

3 第一項の標記の様式は、別記様式のとおりとする。

(通知)

第四条 各省庁の長は、その取り扱う特別防衛秘密に属する事項又は特別防衛秘密に属する文書、図画若しくは物件であつて、前条の規定による標記ができないもの若しくは標記をすることが適当でないものについては、関係者に対し、文書又は口頭により、これが特別防衛秘密に属し、かつ、機密、極秘又は秘のいずれかに区分されている旨の通知をしなければならない。

2 各省庁の長は、第二条第二項若しくは第三項の規定により秘密区分を変更し、若しくは解除し、又は同条第四項の規定による秘密区分の変更若しくは解除の通知を受けたときは、必要に応じ、速やかに、その旨を関係者に対し、文書により、通知しなければならない。

(掲示)

第五条 各省庁の長は、その管理する施設内にある特別防衛秘密に属する物件について、必要があるときは、その物件に近接してはならない旨の掲示を行うものとする。

(委託中における特別防衛秘密保護上の措置)

第六条 各省庁の長は、その取り扱う特別防衛秘密を製作、修理、実験、調査研究、複製等のため政府機関以外の者に委託する場合は、委託中における秘密の漏えいの危険を防止するため、契約条項に秘密保持に関する規定を設ける等必要な措置を講じなければならない。

(特別防衛秘密保護上の措置の実施細目)

第七条 第二条から前条までに規定するもののほか、各省庁の長は、その取り扱う特別防衛秘密に属する事項又は特別防衛秘密に属する文書、図画若しくは物件の複製、送達、伝達、接受、保管、破棄等その取扱いに関し、特別防衛秘密の保護上必要な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する特別防衛秘密の保護上必要な措置の実施細目については、各省庁の長が定める。

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（抄）

(他の行政機関における防衛秘密の取扱いの業務)

第百十三条の四 防衛大臣は、防衛省以外の国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせるときは、次に掲げる事項について、あらかじめ、当該行政機関の長と協議するものとする。

一 防衛秘密の取扱いの業務を管理する者の指名に関する事。

二 防衛秘密の取扱いの業務に従事する職員の範囲の指定に関する事。

三 防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの手續に関する事。

- 四 防衛秘密の伝達（文書、図画又は物件の交付以外の方法によるものに限る。以下この節において同じ。）の手續に関する事。
- 五 防衛秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施に関する事。
- 六 当該行政機関以外の者への防衛秘密の提供の制限に関する事。
- 七 防衛秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関する事。
- 八 前各号に掲げるもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に関する事。

（秘密の保護上必要な措置の内容）

- 自衛隊法施行令第百十三条の四第一号から第七号までに掲げる措置。
- 上記以外の「防衛秘密の保護上必要な措置」として、防衛秘密の保護上必要な措置に係る規則を定めること、防衛秘密の保護上必要な措置に係る教育が職員に対して行われていること、容易に窃取等されない施設整備等を設置していること等が該当すると解されている。（防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」60頁）

■「保護するため、…（必要な）体制」の例

○災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

○地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策の実施に関する目標の設定並びに地震防災緊急事業五箇年計画の作成及びこれに基づく事業に係る国の財政上の特別措置について定めるとともに、地震に関する調査研究の推進のための体制の整備等について定めることにより、地震防災対策の強化を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

■「情報を適正に管理…ための体制」の例

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）

第三十一条（略）

2～4（略）

5 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため、総務省令で定めるところにより、当該第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た情報を適正に管理し、かつ、当該接続の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

6・7（略）

（情報を適正に管理するための体制の内容）

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）（抄）

（体制の整備等）

第二十二条の七 法第三十一条第五項の規定により第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が講じなければならない体制の整備その他必要な措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一～四（略）

五 設備部門に第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た情報（以下この条及び次条において「接続関連情報」という。）の管理の用に供するシステムとして次に掲げる要件を満たすことが確保されたものを構築するものであること。

イ 接続の業務の用に供する目的以外の目的のために接続関連情報を取り扱うことができないものであること。

ロ 必要に応じて区分された接続関連情報ごとにそれぞれ当該区分された接続関連情報を利用し、又は提供するために入手することができる者として特定された者のみが当該情報を入手することができるものであること。

ハ 当該システムを使用して接続関連情報を入手した者を識別することができる事項、当該者が入手した接続関連情報の内容及び当該接続関連情報を入手した日時を記録し、これを保存するものであること。

六～十六（略）

■「情報の管理及び秘密の保持の方法…を適正に遂行するための体制」の例

○消費者契約法（平成十二年五月十二日法律第六十一号）（抄）

（適格消費者団体の認定）

第十三条（略）

2（略）

3 内閣総理大臣は、前項の申請をした者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときに限り、第一項の認定をすることができる。

一・二（略）

三 差止請求関係業務の実施に係る組織、差止請求関係業務の実施の方法、差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法その他の差止請求関係業務を適正に遂行するための体制及び業務規程が適切に整備されていること。

四～七（略）

4 前項第三号の業務規程には、差止請求関係業務の実施の方法、差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法その他の内閣府令で定める事項が定められていなければならない。（略）

5（略）

○消費者契約法施行規則（平成十九年内閣府令第十七号）（抄）

（業務規程の記載事項）

第六条（略）

一（略）

二・三（略）

四 差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法に関する事項

五～八（略）

（情報の管理及び秘密の保持の方法の内容）

○適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン（平成19年2月16日制定・消費者庁企画課）（抄）

2. 適格消費者団体の認定

（8）業務規程の記載事項

エ 情報の管理及び秘密の保持の方法に関する事項

規則第6条第4号に規定する「差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法に関する事項」とは、当該管理及び方法によれば、情報が適切に管理され、また、秘密が適切に保持される蓋然性が客観的に認められる具体的な事項をいい、例えば、当該情報及び秘密が記載されている文書等の管理及び保存の方法、責任者の設置、当該文書等の盗難防止策、当該文書等へのアクセス制御（情報を取り扱うことのできる者の範囲の特定等）、啓発・研修の実施、サービス規定の整備等、情報の管理及び秘密の安全管理のための組織的、物理的、技術的な措置に関する事項が該当する。（略）

平成25年7月5日
内閣情報調査室

3 本法案における「行政機関」の範囲及び単位について

本法案における「行政機関」は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）の「行政機関」と同様の範囲及び単位のものとしているが、その理由は以下のとおりである。

1 情報公開法等における「行政機関」の範囲の考え方

情報公開法においては、政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするべく、国政を執行するすべての行政機関を同法の適用対象とするため、第2条第1項に規定する範囲を「行政機関」としたものであり（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」（以下「詳解情公法」という。）17頁）、行政機関個人情報保護法第2条第1項及び公文書管理法第2条第1項においても、同様の趣旨から同法の「行政機関」の範囲を情報公開法と同一としている（「改訂逐条解説公文書管理法・施行令」（以下「逐条公文書管理法」という。）9～10頁、総務省行政管理局編「解説行政機関等個人情報保護法」（以下「解説行個法」という。）10頁）。

2 情報公開法等における「行政機関」の単位の考え方

情報公開法においては、行政文書の開示請求は府、省、委員会又は庁が処理すべきこととされるが、施設等機関（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条の2）及び特別の機関（同法第8条の3）の中には、その置かれている行政機関からの独立性や組織の実態に即し、これを独立の対象機関とすることが適当なものがあり得ることから、これらの機関のうち政令で定めるものについては、その置かれている行政機関から分離し、独立の対象機関とするとの情報公開法制の確立に関する意見（行政改革委員会行政情報公開部会平成8年12月16日）を受け、情報公開法第2条第1

項第4号及び第5号において、施設等機関及び特別の機関のうち、その置かれている行政機関からの独立性や組織の実態に即し、同法上の「行政機関」として、府、省、委員会及び庁と同様に扱うことが適当なものを政令で定め、「行政機関」とすることができる（詳解情報公開法20～21頁）。そして、このような考え方については、行政機関個人情報保護法第2条第1項第4号及び第5号及び公文書管理法第2条第1項第4号及び第5号においても同様である（解説行個法11頁、逐条公文書管理法11～12頁）。したがって、情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法においては、他の行政機関からの独立性や組織の実態をメルクマールとし、府、省、委員会及び庁レベルの行政機関を、情報公開、個人情報保護及び公文書管理の各事務を行う「行政機関」の基本的な単位としているものと考えられる。

3 本法案における行政機関の範囲及び単位の考え方

本法案は、政府が、安全保障に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めるものであることから、情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法と同様に、すべての行政機関を範囲に含めることが適切である。

また、本法案と情報公開法、行政機関個人情報保護法、公文書管理法は、それぞれ秘密の保護、情報公開、個人情報の取扱い、公文書管理と、規律する分野は異なるものの、行政機関が保有する情報の取扱いに係るものであることは共通しており、特定秘密として指定される事項も、通常は、文書にそれが記録され、管理されるものであることから、特定秘密の指定、情報公開法に基づく開示・不開示の判断、文書管理という一連の取扱いを、同一の行政機関の長が、秘密の保護と国民への説明責任を果たすという観点から行うことが重要である。したがって、本法案における「行政機関」と情報公開法、行政機関個人情報保護法、公文書管理法の「行政機関」と同様のものにすることが合理的であると考えられる。

【参考条文】

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)

(抄)

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
- 三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
- 四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
- 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
- 六 会計検査院

2 (略)

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)

(抄)

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関

を除く。)

三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

2 （略）

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

【参考資料】

○総務省行政管理局編「詳解情報公開法」

(17頁)

一 「行政機関」(第一項)

本項は、本法の適用対象となる「行政機関」の範囲を明らかにするものである。この「行政機関」は、開示請求に関する事務を処理する基本的な組織の単位となる。

政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするため、国政を執行するすべての行政機関を本法の適用対象としている。

(20～21頁)

(4) 「内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの」

(2)及び(3)の府、省、委員会及び庁に置かれる施設等機関(附属機関のうち法律又は政令により設置される試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設(これらに類する機関及び施設を含む。)、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設をいう。)及び特別の機関(附属機関のうち審議会等及び施設等機関以外のもの。法律により設置される。)の中には、その置かれている行政機関からの独立性や組織の実態に即し、本法上の「行政機関」として、府、省、委員会及び庁と同様に扱うことが適当なものがあり、これらを政令で定めた場合には、本法上の「行政機関」とすることができることとした。

本号は、内閣府、宮内庁並びに内閣府の外局の委員会及び庁に置かれる施設等機関及び特別の機関のうち政令で定めるものが本法上の独立の行政機関となることを規定したもので、具体的には、警察庁(国家公安委員会に置かれる特別の機関)が定められている(施行令第一条参照。)

(5) 「国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの」(第五号)

本号は、(4)と同様の趣旨で、各省並びに各省の委員会及び庁に置かれる施設等機関及び特別の機関のうち政令で定めた場合には、本法上の「行政機関」とすることができるとしたもので、具体的には、国立大学、大学共同利用機関、大学評価・学位授与機構、国立学校財務センター（以上いずれも文部科学省に置かれる施設等機関）及び検察庁（法務省に置かれる特別の機関）が定められている（施行令第一条参照）。

※ 現在は、検察庁のみが指定されている。

○総務省行政管理局編「解説行政機関等個人情報保護法」

(10頁)

一 「行政機関」(第一項)

本項は、本法の適用対象となる「行政機関」の範囲と単位を明らかにしている。本法は、国のすべての行政機関を対象としており、後述のとおり、会計検査院も対象に含めている。なお、本項は、情報公開法第二条第一項と同様の規定となっている。

○「改訂逐条解説公文書管理法・施行令」

(9～10頁)

1 行政機関(第1項)

本項は、国の全ての行政機関を本法の対象とする行政機関として規定している。これには、憲法上独立の機関である会計検査院も含まれる。本法は、国民への説明責任が全うされるようにするため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）と相まって、各行政機関が行っている文書管理について所要のルールを課すものである。そこで、本法の「行政機関」の範囲と単位は、行政機関情報公開法と同一のものとした（中略）。

平成25年6月25日
内閣情報調査室

4 特定秘密の範囲を「公になっていないもの」及び「特に秘匿することが必要であるもの」とする理由

本法案は、特定秘密の要件として、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第96条の2第1項及び日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項と同様に、「公になっていないもの」を明記しているが、「公になっていないもの」とは、非公知性を失っていないもの、つまり、不特定多数の人に知られていない状態をいうとされている（防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」（以下「防秘解説」という。）6頁）、町田充「防衛秘密保護法解説」35頁）。

これに加え、本法案では、特定秘密の要件として、自衛隊法第96条の2第1項と同様に、「特に秘匿することが必要であるもの」と規定している。これは、単なる秘匿の必要性だけでなく、秘匿度が通常以上に高いものであることをいうとされている（防秘解説7頁、平成13年10月25日外交防衛委員会における中谷防衛庁長官答弁）。

現行法上も「職務上知ることのできた秘密」として国家公務員法（昭和22年法律第120号）等により実質秘が保護されているが、実質秘とは「非公知の事項であつて、実質的にもそれを秘密として保護するに価すると認められるもの」（徴税トラの巻事件最高裁決定）とされているところ、本法案で保護する特定秘密は、これが漏えいされた場合、我が国及び国民の安全に与える影響が大きいことから、「特に秘匿することが必要であるもの」との要件により、実質秘の中から特段の秘匿の必要性があるものを指定しようとするものである。

【参考条文】

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であ

つて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

2～4 （略）

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（定義）

第一条 （略）

2 （略）

3 この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていないものをいう。

一・二 （略）

○国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）（抄）

（秘密を守る義務）

第百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

2～5 （略）

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～十一 （略）

十二 第百条第一項若しくは第二項又は第百六条の十二第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

十三～十八 （略）

【参考】

○ 防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」

（6頁）

(5) 「公になつていないもの」

「公になつていないもの」とは、非公知性を失っていないもの、つまり、

不特定多数の人に知られていない状態をいう。

(7頁)

(6) 「我が国の防衛上特に秘匿することが必要」

(前略)「秘密(実質秘)」といった場合、非公知性と秘匿の必要性との2つの要件が必要であるとされ、防衛秘密についてもこの2つの要件は当然に必要であるが、秘匿の必要性については、単なる秘匿の必要性だけでなく、秘匿度が通常以上に高いものであることが必要であるということから、「我が国の防衛上特に秘匿することが必要」としているものである。

○町田充「防衛秘密保護法解説」35頁

(14) 防衛秘密であるためには、「公になつていないもの」であることが必要であつて、「公になつている」とは、不特定多数の人に知られている状態をいうのである。

○平成13年10月25日外交防衛委員会議事録

小池晃君 本法案で言う、大臣にお伺いしたいんですけども、今度出されている法案で言う防衛秘密というのは一体どういうものなのか、何か。一体どういうものが防衛秘密になるのか、御説明願いたいと思います。

国務大臣(中谷元君) 自衛隊の改正法案の中に別表四というのを記しておりますけれども、自衛隊の運用等の見積もりとか研究、計画、また電波情報、画像、そして武器、弾薬、航空その他の種類とか数量とか、暗号とか通信網の構成図とか、そういう項目を十項目列挙しておりますけれども、この中でさらに公になっていないもの、さらにこの中で防衛上特に秘匿をすることが必要であるものと、さらにその中で防衛庁長官が指定したものということになっておりまして、この防衛庁長官の指定によって秘密の範囲を明確に定めまして、現行の守秘義務に係る秘密の中からさらに防衛秘密の要件に該当するものに限って選び出すというふうに限定をいたしております。

小池晃君 限定していると言いますがけれども、この十項目では余りに網羅的で、何が限定されるのかはわかりません。これは長官の専権事項で指定をするということであれば、やはりどういう基準で指定されるのかというのは極めて重要だと。この防衛上特に秘匿することが必要なものという

のは一体どういう意味なんですか、それでどういう基準でそれは指定されるんですか。長官、お答え願いたいと思います。

国務大臣（中谷元君） 防衛に該当するものの中で特に秘匿の程度が高いものという概念で、それぞれ業務をしている担当の者から、これは秘匿に値するというものを総合的に挙げさせまして、その中から我が国の防衛上特に秘匿することが必要だというふうに決定をいたすわけでありましてけれども、具体的には、それを秘匿しなければ、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対して我が国を防衛するという自衛隊の任務の円滑な遂行に支障を生じるおそれがあるということを意味するものでありますし、また実質秘というものがありますけれども、非公知性と秘匿の必要性の二つの要件が必要でありまして、防衛秘密においてもこの二つの要件は当然に必要でありますが、秘匿の必要性については、単なる秘匿の必要性だけでなく秘匿度が通常以上に高いものであることが必要であるということから、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるというものにしているものでございます。

○徴税トラの巻事件最高裁決定（最決昭52年12月19日）（抜粋）

「(前略) 国家公務員法一〇〇条一項の文言及び趣旨を考慮すると、同条項にいう「秘密」であるためには、国家機関が単にある事項につき形式的に秘扱の指定をしただけでは足りず、右「秘密」とは、非公知の事項であつて、実質的にもそれを秘密として保護するに価すると認められるものをいうと解すべきところ、原判決の認定事実によれば、本件「営業庶業等所得標準率表」及び「所得業種目別効率表」は、いずれも本件当時いまだ一般に了知されてはおらず、これを公表すると、青色申告を中心とする申告納税制度の健全な発展を阻害し、脱税を誘発するおそれがあるなど税務行政上弊害が生ずるので一般から秘匿されるべきものであるというのであつて、これらが同条項にいわゆる「秘密」にあたるとした原判決の判断は正当である。(後略)」

平成25年7月9日

内閣情報調査室

2 特定秘密の指定の有効期間に関する規定を置く理由と有効期間の上限を5年とする理由について

1 有効期間に関する規定を置く理由

本法案においては、特定秘密の指定の要件充足性を欠くに至り、指定の効力が消滅した際、指定の外形の除去が確実かつ速やかに行われることを確保するため、指定を行った行政機関の長に対し、速やかに指定の解除を行うことを法律上義務付けることとしている。

しかし、別表該当性、非公知性、特段の秘匿の必要性という特定秘密の指定の要件のうち、特に特段の秘匿の必要性については、秘密を取り巻く諸情勢を踏まえた専門的・技術的判断を要する。例えば、ある自衛隊の装備品の性能（例えば空対空ミサイルの性能）に関する事項の秘匿の必要性については、当該装備品に用いられている技術水準の進展のみならず、諸外国が保有する対抗手段の能力（例えば、戦闘機の運動性、ステルス性等）等の様々な情勢を踏まえて判断することとなる。また、他国の政府から信頼関係に基づき入手した国際テロ組織の動向に関する情報の秘匿の必要性を判断するに当たっては、相手国政府における当該情報の取扱い状況も勘案する必要がある。

このように、特定秘密に指定されている事項の解除には各種情報を収集した上で総合的かつ高度な判断を要するところ、特定秘密は、その漏えいを防止するため、取扱者を限定するなど厳格に管理されており、そのアクセスが限られている中で、指定の要件が充足されているか否かを日々検証することが困難な場合もあり得る。

このため、本法案においては、行政機関の長が、指定の要件を欠くに至ったことを認識した場合には、指定を解除しなければならないとしつつ、特定秘密ごとに要件充足性の再検証を行うまでの有効期間を設定し、定期的にこれを確認することを法律上義務付け、特定秘密の指定の要件充足性に仮にも漏れが生じることがないように措置を講じることとしている。

2 指定の有効期間の上限を5年とする理由

特定秘密の指定の有効期間については、個々の事項に応じて特定秘密の

特質が異なり、これに伴い指定の要件充足性の再検証のために適切な期間も異なることから、法律で一律の期間を規定することは適切ではない。しかしながら、あまりに長期の有効期間が設定される場合には、指定の速やかな解除の義務付けを補足するという有効期間設定の趣旨にもとることとなるため、本法案では、有効期間満了時に要件を満たす場合には更新することを可能としつつ、設定できる有効期間に上限を設けることとしている。

そして、その上限として規定する期間については、特定秘密の対象分野の中で、防衛分野において安全保障情勢、技術動向等の諸情勢を勘案し、中長期にわたる装備品の取得や更新を含めた防衛態勢の構築を期間を定めて計画的に行うことを制度化しており、その見積りや計画の多くが5年ごとに作成されるものであることから、特定秘密の有効期間の上限を5年とすることとしている。

【参考資料】

中期防衛力整備計画（平成23年度～平成27年度）について

平成22年12月17日
安全保障会議決定
閣議決定

平成23年度から平成27年度までを対象とする中期防衛力整備計画について、「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」（平成22年12月17日安全保障会議及び閣議決定）に従い、別紙の通り定める。

（別紙） （略）

【参照条文】

○情報業務の実施に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第21号）（抄）

（統合長期情報見積り）

第18条 統合長期情報見積りは、原則としてその作成する年度の4年後の年度以降おおむね15年間を対象とし、我が国の安全保障に影響を及ぼす内外の諸情勢について見積もり、防衛諸計画の作成等に関する訓令第7条の規定に基づく統合長期防衛戦略の作成に資することを目的とする。

2 情報本部長は、統合長期防衛戦略が作成される年度に合わせ、原則として5年毎に統合長期情報見積りを作成し、当該見積りの内容を防衛大臣に報告するとともに、その写しを統合幕僚長に送付するものとする。

3 (略)

(統合中期情報見積り)

第19条 統合中期情報見積りは、原則としてその作成する年度の2年後の年度以降5年間を対象とし、我が国に対する脅威の動向を中心に内外の諸情勢について見積もり、防衛諸計画の作成等に関する訓令第9条の規定に基づく統合中期防衛構想の作成に資することを目的とする。

2 情報本部長は、統合中期防衛構想が作成される年度に合わせ、原則として5年毎に統合中期情報見積りを作成し、当該見積りの内容を防衛大臣に報告するとともに、その写しを統合幕僚長に送付するものとする。

3 (略)

(情報本部の長期情報能力構想)

第22条 情報本部の長期情報能力構想は、原則としてその作成する年度の4年後の年度以降おおむね15年間を対象とし、防衛諸計画の作成等に関する訓令第7条に基づき統合幕僚長が作成する統合長期防衛戦略等を参考としつつ、内外における科学技術のすう勢を踏まえて、情報本部が収集整理の対象とすべき情報や収集手段等の長期的な動向を可能な限り見積もり、情報本部が今後整備していくべき情報機能・情報能力の質的方向を明らかにすることを目的とする。

2 情報本部長は、統合長期防衛戦略が作成される年度に合わせ、原則として5年毎に情報本部の長期情報能力構想を作成し、その作成する年度末までに、防衛大臣に報告するものとする。

3 (略)

○防衛諸計画の作成等に関する訓令（昭和52年防衛庁訓令第8号）（抄）

(目的)

第6条 統合長期防衛戦略は、原則としてその作成する年度の4年後の年度以降のおおむね15年間を対象とし、努めて科学的分析評価を行い、内外の諸情勢を我が国の安全保障に及ぼす影響を明らかにするという観点から可能な限り見積り、これに対する防衛戦略を考察するとともに、統合運用による円滑な任務遂行を図る見地から当該防衛戦略上必要な防衛力の質的方向を明らかにし、大綱の策定、統合中期防衛構想の作成等に資することを目的とする。

(作成及び見直し等)

第7条 統合幕僚長は、統合長期防衛戦略を原則として5年毎に作成し、その作成する年度までに防衛大臣に報告するものとする。

2 統合幕僚長は、統合長期防衛戦略の作成に当たっては、内外の諸情勢については情報業務の実施に関する訓令（平成18年度防衛庁訓令第21号）第18条の規定により情報本部長が作成する統合長期情報見積りを踏まえるとともに、防衛力の質的方向については装備品等の研究開発に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第25号）第6条の規定により技術研究本部長が作成する中長期技術見積りを参考とするものとする。

3 (略)

(目的)

第8条 統合中期防衛構想は、原則としてその作成する年度の2年後の年度以降5年間を対象とし、統合長期防衛戦略を参考として、努めて科学的分析評価を行い、内外の諸情勢を踏まえて我が国に対する脅威を分析し、これに対する防衛構想、防衛の態勢及び統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの各自衛隊の体制に関する基本構想について検討するとともに、対象期間内における防衛力整備上重視すべき事項を明らかにし、中期計画の策定並びに陸海空自衛隊中期能力見積り及び統合中期能力見積りの作成等に資することを目的とする。

2 (略)

(作成及び見直し等)

第9条 統合幕僚長は、統合中期防衛構想を原則として5年毎に作成し、その作成する年度末までに防衛大臣に報告するものとする。

2 統合幕僚長は、統合中期防衛構想の作成に当たっては、内外の諸情勢については情報業務の実施に関する訓令第19号の規定により情報本部長が作成する統合中期情報見積りを踏まえるものとする。

3 (略)

(目的)

第10条 陸海空自衛隊中期能力見積りは、統合中期防衛構想を踏まえて、防衛力の計画的な整備、維持等を図るため、中期計画の対象期間の当初における防衛力の能力及び当該対象期間を通じて達成しようとしている防衛力の能力について、防衛計画の大綱を基準として、努めて科学的分析評価を

行い、防衛力の不備点及び改善点を評価し、中期計画の策定及び統合中期能力見積りの作成等に資することを目的とする。

(作成及び見直し等)

第11条 各幕僚長は、陸海空自衛隊中期能力見積りを、原則として5年度毎に作成するものとし、中期計画初年度の前年度末までに防衛大臣に報告するとともに、統合幕僚長に通知するものとする。

2 (略)

(目的)

第12条 統合中期能力見積りは、統合中期防衛構想を踏まえて、及び陸海空自衛隊中期能力見積りを参考として、防衛力の計画的な整備、維持等を図るため、陸海空自衛隊中期能力見積りに示された中期計画の対象期間の当初における防衛力の能力及び当該対象期間を通じて達成しようとしている防衛力の能力に係る不備点及び改善点について、防衛計画の大綱を基準として、統合運用による円滑な任務遂行を図る見地から、努めて科学的分析評価を行い、中期計画の策定等に資するものとする。

(作成及び見直し等)

第13条 統合幕僚長は、統合中期能力見積りを、原則として5年毎に作成するものとし、中期計画初年度の前年度末までに防衛大臣に報告するものとする。

2 (略)

○装備品等の研究開発に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第25号）（抄）

(中長期技術見積りの作成)

第6条 中長期技術見積りは、技術研究開発に関する調査分析を参考として、中長期的な技術分野の取り組みの方向を明らかにすることを目的とする。

2 本部長は、中長期技術見積りを防衛諸計画の作成等に関する訓令における統合長期防衛戦略の作成時期を考慮しつつ、原則として5年毎に作成し、その作成の年度末までに防衛大臣に報告するとともに、幕僚長等に送付するものとする。

【期間を定めるとしつつ、その解除についても規定する例】

○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）

（抄）

（鳥獣保護区）

第二十八条 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案してそれぞれ次に掲げる区域を鳥獣保護区として指定することができる。

一 環境大臣にあっては、国際的又は全国的な鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める区域

二 都道府県知事にあっては、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める当該都道府県内の区域であつて前号の区域以外の区域

2 前項の規定による指定又はその変更は、鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針を定めてするものとする。

3～6 （略）

7 鳥獣保護区の存続期間は、二十年を超えることができない。ただし、二十年以内の期間を定めてこれを更新することができる。

8 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の生息の状況の変化その他の事情の変化により第一項の規定による指定の必要がなくなったと認めるとき、又はその指定を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を解除しなければならない。

9～11 （略）

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）（抄）

（緊急指定種）

第五条 環境大臣は、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときは、その種を緊急指定種として指定することができる。

2 （略）

3 指定の期間は、三年を超えてはならない。

4・5 （略）

6 環境大臣は、指定の必要がなくなったと認めるときは、指定を解除しなければならない。

7 （略）

本法案における特定秘密の保護措置（防衛秘密制度における防衛秘密の保護措置を踏まえて）

1 防衛秘密制度における防衛秘密の保護措置

防衛秘密制度における防衛秘密については、防衛大臣が、政令で定めるところにより、その保護上必要な措置を講ずるものとされており（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第96条の2第4項）、主として次のような保護措置が講じられている。

① **防衛秘密管理者の指名（自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号。以下「令」という）第113条の6）**

防衛大臣は、防衛秘密の取扱いの業務を管理する者（以下「防衛秘密管理者」という。）として、官房長、局長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長及び情報本部長、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、技術研究本部、装備施設本部及び防衛監察本部の長並びに地方防衛局長を指名している。

② **防衛秘密の指定に関する記録の作成と防衛秘密管理者への通報（令第113条の7）**

防衛大臣は、防衛秘密を指定したときは、記録（防衛秘密記録簿（別紙1））を作成し、当該記録は防衛政策局長が管理する。これとともに、防衛大臣は、防衛秘密として指定した事項を別紙2により当該事項に係る防衛秘密管理者に通報する

③ **防衛秘密の表示（令第113条の8）**

防衛秘密管理者は、防衛秘密が指定されたときは、指定された事項を記録した文書等に、以下のような表示を付す。

防 衛 秘 密

④ **防衛秘密の取扱いの業務に従事する職員への防衛秘密が指定された旨の周知（令第113条の9）**

防衛秘密管理者は、防衛秘密が指定されたときは、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員にその旨を周知する。

⑤ **防衛秘密の取扱いの業務に従事する職員の範囲の指定（令第113**

条の10)

防衛秘密管理者は、防衛秘密の取扱いの業務に従事する防衛省の職員の範囲を定めるが、その範囲は必要最小限にとどめる。

⑥ 防衛秘密に係る文書等の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い及び防衛秘密の伝達を適切に管理するための措置（令第113条の13）

- ・ 防衛秘密に係る文書等の作成、交付及び伝達については、防衛秘密管理者又はこれを補助する者の承認を得なければならない。
- ・ 防衛秘密を電話により伝達するときは、原則として暗号によらなければならない。
- ・ 防衛秘密に係る文書等を運搬又は交付するときは、原則として封筒又は包装を二重にして封かんしなければならない。
- ・ 防衛秘密に係る文書又は図画は、三段式文字盤かぎのかかる金庫又は鋼鉄製の箱に保管しなければならない。

等

2 本法案における特定秘密の保護措置

本法案においても、基本的に防衛秘密制度における防衛秘密の保護措置を踏襲するが、防衛秘密制度では、防衛秘密の取扱いの業務に従事する職員の範囲を、個人ごとに当該者が取り扱える防衛秘密の種類を指定することにより防衛秘密の取扱いの業務に従事する職員の範囲を指定する運用もみられる（別紙3）ところ、本法案では、特定秘密の対象が従来の防衛秘密から「外交に関する事項」等の安全保障に関する事項に広がるため、特定秘密の事項ごとに、指定の都度、その取扱いの業務を行わせる職員の範囲を課の班、係等の単位で指定することを予定している。

【参照条文】

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法

(昭和二十九年法律第百六十六号)第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。)を防衛秘密として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4 防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（抄）

（防衛秘密管理者）

第百十三条の六 防衛大臣は、防衛省の職員のうちから、防衛秘密の取扱いの業務を管理する者（以下この節において「防衛秘密管理者」という。）を指名するものとする。

（防衛秘密の指定に伴う措置）

第百十三条の七 防衛大臣は、法第九十六条の二第一項に規定する事項を防衛秘密として指定したときは、指定に関する記録を作成するとともに、防衛秘密として指定した事項を当該事項に係る防衛秘密管理者に通報するものとする。

（防衛秘密の表示）

第百十三条の八 防衛秘密管理者は、法第九十六条の二第一項に規定する事項が防衛秘密として指定された場合において、第百十三条の二の

規定により標記が付されたもの以外に当該防衛秘密として指定された事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件があるときは、当該文書、図画又は物件に、同条の規定の例により、防衛秘密の表示をする措置を講じなければならない。ただし、当該物件の性質上表示をすることが困難である場合は、この限りでない。

(防衛秘密の周知)

第百十三条の九 防衛秘密管理者は、法第九十六条の二第一項に規定する事項が防衛秘密として指定されたときは、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員にその旨を周知させなければならない。

(職員の範囲の指定)

第百十三条の十 防衛秘密の取扱いの業務に従事する防衛省の職員の範囲は、防衛秘密管理者が定める。

(他の行政機関等における防衛秘密の取扱いの業務に伴う措置)

第百十三条の十一 防衛大臣は、防衛省以外の国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は契約業者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせるときは、防衛秘密管理者に防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件を交付させ、又は防衛秘密を伝達させるものとする。

2 前項の交付又は伝達は、防衛秘密として指定された事項を特定して行うものとする。

(防衛秘密が要件を欠くに至った場合の措置)

第百十三条の十二 防衛大臣は、防衛秘密として指定した事項が法第九十六条の二第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、速やかに、当該事項に係る防衛秘密管理者に当該事項が防衛秘密でなくなった旨を通報するものとする。

2 前項の通報を受けた防衛秘密管理者は、直ちに、当該通報に係る事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に付された第百十三条の二の規定による標記及び第百十三条の八の規定による表示を抹消する措置を講ずるとともに、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員及び前条第一項の規定により当該事項に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は当該事項を伝達した相手方に当該事項が防衛秘密でなくなった旨を周知させなければならない。

(防衛秘密の取扱いの管理のための措置)

第百十三條の十三 防衛秘密管理者は、第百十三條の八から前條までに規定するもののほか、防衛大臣の定めるところにより、防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い及び防衛秘密の伝達を適切に管理するための措置を講じなければならない。

(委任規定)

第百十三條の十四 この節に規定するもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に関する細目は、防衛大臣が定める。

別記第3号様式 (第19条関係)

防衛秘密記録簿

整理 番号	上 申 者		内局担当課		事 項 の 内 容	別表第4該当号数	指 定 通 報 先		添付書類	要件を欠くに至った場合の通報先	
	上申番号	上申年月日	指定番号	指定年月日		指定の方法	発期番号	発期年月日		発期番号	発期年月日

別記第2号様式 (第18条、第20条関係)

防 第 号
平成 年 月 日

殿

防 衛 大 臣

防 衛 秘 密 事 項 指 定 等 { 通 知 } 書
{ 通 報 }

自衛隊法 (昭和29年法律第165号) 第96条の2第1項の規定に基づく防
衛秘密として { 下記の事項を指定 (すること) した }
{ 指定した下記の事項が要件を欠くに至った } ので、 { 通知 }
{ 通報 } する。

なお、当該事項についての内局担当課等は、.....、指定文書等保管所属
は、.....、であるので、疑義がある場合は照会すること。

記

指定番号	指定 (要件を欠く に至った) 年月日	事 項 の 内 容	別表第4 該当号数

関連文書 第 号 (. . .)

様式第1の2

秘密文書等取扱者名簿（防衛秘密）

所 属	
防衛秘密管理者補	職務 氏名
保 全 責 任 者	職務 氏名
保全責任者代行者	職務 氏名
保全責任者補助者	職務 氏名
防衛秘密の取扱い の業務に従事する 職員	職務 氏名 取り扱える秘密の種類
	職務 氏名 取り扱える秘密の種類
	職務 氏名 取り扱える秘密の種類
	職務 氏名 取り扱える秘密の種類
作 成 立 会 者	職務 氏名
廃 棄 立 会 者	職務 氏名
送 達 す る 職 員	職務 氏名

平成25年7月18日
内閣情報調査室

都道府県警察に特定秘密を提供するときの警察庁長官の都道府県警察 に対する「指示」について

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に規定する「行政機関」について、警察庁は、同法第2条第1項第4号に基づく政令において規定されているところ（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号）第1条第1項）、本法案においても同様に、警察庁を「行政機関」と位置付けることとし、加えて、警察庁は、別表の「外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止に関する事項」や「テロ活動防止に関する事項」を取り扱い、また、自ら特定秘密を指定することが想定されることから、法律に「行政機関」として明記することとしている。

また、本法案においては、諸外国や国内の関係機関と情報交換を行う、国の警察機関としての警察庁の性格から、他の行政機関から特定秘密の提供を受ける警察機関として警察庁のみを規定し、さらに、特定秘密の指定についても、国内外の関係機関と情報交換を行い、全国警察の関連情報を集約し、分析評価を行っている警察庁のみが適切な判断を行うことができると考えられることから、都道府県警察が収集した情報を含め、警察庁が警察における特定秘密の指定を行うこととしている。

ところで、例えば、具体的なテロ計画（特定秘密）を警察庁が入手した場合、警察庁長官は、テロ計画の未然防止のために講じる警備実施や関係者の追跡等の措置について、警察法（昭和29年法律第162号）第16条第2項に基づき、関係都道府県警察を指揮監督することとなるが、これに伴って提供する特定秘密の保護のための措置についても、上記のとおり、警察庁は、特定秘密の提供を受け、又はこれを指定し、保護する立場にあり、必要な指揮監督を都道府県警察に行うこととなる。このような指揮監督を具体化するものとして、本法案においては、警察庁長官は、「特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲その他当該都道府県警察による特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項について、当該都道府県警察に指示するもの

とする」ことを規定することとしている。

一般に、「指示」とは、ある機関が関係の機関又は者に対して、その所掌事務に関する方針、基準、手続、規則、計画等を示し、これらを実施させること（法令用語辞典342ページ）をいい、法律的には指揮又は命令よりは、言わば弱く、また軽い場合に用いられる（法令用語辞典343ページ）とされているが、本法案においても、特定秘密の保護に関し講ずる措置は、あくまで都道府県警察の責務として行う事務であることから、「命令」ではなく「指示」という用語を用いている。

なお、警察庁長官の都道府県警察への指揮監督を具体化した規定として、警察法第61条の3第1項に規定する広域組織犯罪等に対処するための警察の態勢に関する事項についての指示、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第14条に規定する必要な調査の指示がある。

【参照条文】

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一～四 （略）

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

五、六 （略）

2 （略）

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）（抄）

（法第二条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関）

第一条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第四号の政令で定める特別の機関は、警察庁とする。

2 (略)

○警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）

（任務及び所掌事務）

第五条 (略)

2 国家公安委員会は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務について、警察庁を管理する。

一～三 (略)

四 次に掲げる事案で国の公安に係るものについての警察運営に関すること。

イ 民心に不安を生ずべき大規模な災害に係る事案

ロ 地方の静穏を害するおそれのある騒乱に係る事案

ハ 国際関係に重大な影響を与え、その他国の重大な利益を著しく害するおそれのある航空機の強取、人質による強要、爆発物の所持その他これらに準ずる犯罪に係る事案

五～二十二 (略)

二十三 前号に掲げるもののほか、警察行政に関する調整に関すること。

二十四 (略)

二十五 前各号に掲げるもののほか、他の法律（これに基づく命令を含む。）の規定に基づき警察庁の権限に属させられた事務

3・4 (略)

（長官）

第十六条 (略)

2 警察庁長官（以下「長官」という。）は、国家公安委員会の管理に服し、警察庁の庁務を統括し、所部の職員を任免し、及びその服務についてこれを統督し、並びに警察庁の所掌事務について、都道府県警察を指揮監督する。

<警察庁長官の都道府県警察に対する指示の用例>

○警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）

（広域組織犯罪等に対処するための措置）

第六十一条の三 長官は、広域組織犯罪等に対処するため必要があると認め

るときは、都道府県警察に対し、広域組織犯罪等の処理に係る関係都道府県警察間の分担その他の広域組織犯罪等に対処するための警察の態勢に関する事項について、必要な指示をすることができる。

2 (略)

○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第百四十七号）（抄）

（立入検査等）

第十四条 警察庁長官は、第十二条第二項又は第三項の規定に基づき第八条の処分の請求に関して意見を述べるために必要があると認められるときは、第五条第一項又は第四項の処分を受けている団体について、相当と認める都道府県警察に必要な調査を行うことを指示することができる。

2～7 (略)

○その他公益上の必要により特定秘密を提供する場合

想定される場合とその具体例	公益性	特定秘密を保護するために講じられる主な措置	安全保障に著しい支障を及ぼすおそれの有無
<p>各議院若しくは各議院の委員会又は参議院の調査会が行う審査又は調査で公開されないもの (例:安全保障に関する審議のため、国政調査権に基づく特定秘密に関する資料の提出の求めがあった場合)</p>	<p>公益性</p> <p>憲法第62条に基づく国政調査権。</p>	<p>○ 各議院の会議は、憲法第57条第1項及び国会法第62条の規定により、出席議員の3分の2以上の議決を経て、各議院の委員会又は参議院の調査会は、国会法第52条及び第54条の4第1項の規定により、決議を経て、それぞれ公開を停止。</p> <p>○ 憲法第57条第2項及び国会法第63条の規定により、秘密会又は秘密会議の記録のうちで特に秘密を要すると議決された部分を配布・公表しない。</p> <p>○ 秘密会に出席する議員及び秘密会の事務を行う国会職員は、秘密を明らかにする。議事録以外に、秘密会に提供された特定秘密についての記録を行わない。</p> <p>○ 特定秘密が記録された文書等(特定秘密が提出された秘密会の議事録を含む。)を厳重に管理する(配布資料の回収を含む。)とともに、当該文書等の閲覧を制限し、記録する。</p>	<p>安全保障に著しい支障を及ぼすおそれの有無</p> <p>個別に判断</p>
<p>刑事事件の捜査(刑事訴訟法第316条の27第1項の規定により提示する場合のほか、捜査機関以外の者に特定秘密を提供しない(なお、刑事訴訟法第316条の27第1項の規定により検察官が特定秘密を裁判所に提示する場合は、同項において裁判所は何人にも閲覧等させてはならないと規定されている)ことから、特定秘密の保護は担保されている。)</p> <p>(例:特定秘密の漏えい事件の捜査において、外形立証を行うこととを前提として、漏えいしたとされる文書の提出が求められた場合)</p>	<p>刑事訴訟法に基づく捜査の遂行。</p>	<p>○ 刑事訴訟法第316条の27第1項の規定により特定秘密を提示する場合のほか、捜査機関以外の者に特定秘密を提供しない(なお、刑事訴訟法第316条の27第1項の規定により検察官が特定秘密を裁判所に提示する場合は、同項において裁判所は何人にも閲覧等させてはならないと規定されている)ことから、特定秘密の保護は担保されている。</p> <p>○ 捜査機関において特定秘密を使用し、又は知る者の範囲を明らかにし、その範囲を必要最小限とする。</p> <p>○ 提供元の行政機関と協議した場合を除き、特定秘密が記録された文書等を作成しない。</p> <p>○ 特定秘密が記録された文書等を厳重に管理するとともに、当該文書への閲覧を制限し、記録する。</p>	<p>個別に判断</p>
<p>その他公益上特に必要があると認められる業務若しくは手続において使用する場合 (例:同盟国と、我が国が収集した安全保障情勢についての情報について意見交換する場合)</p>	<p>当該同盟国との間で情報交換を行い、同盟国と安全保障上の協力を行うため。</p>	<p>○ 特定秘密の保護に我が国が国において講じる措置と同等の措置を講じる(各国においては秘密保護法制が既に整備)。</p>	<p>個別に判断</p>
<p>民事訴訟法第223条第6項の規定により文書を提供する場合 (例:「A」は情報源の1人であるという特定秘密が漏えいし、Aが国家賠償を求め訴訟を提起し、当該訴訟において、裁判所が、民事訴訟法第223条第6項の規定によりその提示を求めた場合)</p>	<p>文書申し立てに係る文書が民事訴訟法第220条第4号イから二までに掲げる事項のいずれかに該当するかどうかの判断を裁判所がするため。</p>	<p>○ 民事訴訟法第223条第6項の規定により、何人も文書提示命令により提示された文書の開示を求めることができないとされており、提示された裁判所以外の者が特定秘密を使用し、又は知ることがないことが担保されている。</p>	<p>—</p>
<p>情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第1項の規定により文書を提供する場合 (例:特定秘密が記載された行政文書の不開示決定について不服申立てがあり、情報公開・個人情報保護審査会に諮問がなされ、同審査会が、情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第1項の規定に基づき、諮問庁に対し当該行政文書の提示を求めた場合)</p>	<p>特定秘密が記載された行政文書の不開示決定に関する諮問に応じ、不服申立てについて情報公開・個人情報保護審査会が調査審議するため。</p>	<p>○ 情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第1項の規定により、何人も調査のために提示された行政文書の開示を求めることができないとされており、提示された情報公開・個人情報保護審査会以外の方が特定秘密を使用し、又は知ることがないことが担保されている。</p>	<p>—</p>

【参照条文】

○日本国憲法（昭和二十一年憲法）（抄）

第五十七条 両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

② 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。

③ （略）

第六十二条 両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

○国会法（昭和二十二年法律第七十九号）（抄）

第五十二条 （略）

② 委員会は、その決議により秘密会とすることができる。

③ （略）

第五十四条の四 調査会については、第二十条、第四十七条第一項、第二項及び第四項、第四十八条から第五十条の二まで、第五十一条第一項、第五十二条、第六十条、第六十九条から第七十三条まで、第百四条、第百五条、第百二十条、第百二十一条第二項並びに第二百二十四条の規定を準用する。

② （略）

第六十二条 各議院の会議は、議長又は議員十人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の議決があつたときは、公開を停めることができる。

第六十三条 秘密会議の記録中、特に秘密を要するものとその院において議決した部分は、これを公表しないことができる。

第百四条 各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

② 内閣又は官公署が前項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその議院又は委員会において受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

③ 前項の理由を受諾することができない場合は、その議院又は委員会は、更にその報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内

閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

- ④ 前項の要求後十日以内に、内閣がその声明を出さないときは、内閣又は官公署は、先に求められた報告又は記録の提出をしなければならない。

○刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）（抄）

第三百十六條の二十五 裁判所は、証拠の開示の必要性の程度並びに証拠の開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度その他の事情を考慮して、必要と認めるときは、第三百十六條の十四（第三百十六條の二十一第四項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠については検察官の請求により、第三百十六條の十八（第三百十六條の二十二第四項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠については被告人又は弁護人の請求により、決定で、当該証拠の開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

②・③ （略）

第三百十六條の二十六 裁判所は、検察官が第三百十六條の十四若しくは第三百十六條の十五第一項（第三百十六條の二十一第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）若しくは第三百十六條の二十第一項（第三百十六條の二十二第五項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認めるとき、又は被告人若しくは弁護人が第三百十六條の十八（第三百十六條の二十二第四項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認めるときは、相手方の請求により、決定で、当該証拠の開示を命じなければならない。この場合において、裁判所は、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

②・③ （略）

第三百十六條の二十七 裁判所は、第三百十六條の二十五第一項又は前条第一項の請求について決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官、被告人又は弁護人に対し、当該請求に係る証拠の提示を命ずることができる。この場合においては、裁判所は、何人にも、当該証拠の閲覧又は謄写をさせることができない。

②・③ （略）

○民事訴訟法（平成八年法律第九号）（抄）

（文書提出義務）

第二百二十条 次に掲げる場合には、文書の所持者は、その提出を拒むことができない。

一～三 （略）

四 前三号に掲げる場合のほか、文書が次に掲げるもののいずれにも該当しないとき。

イ 文書の所持者又は文書の所持者と第九十六条各号に掲げる関係を有する者についての同条に規定する事項が記載されている文書

ロ 公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの

ハ 第九十七条第一項第二号に規定する事実又は同項第三号に規定する事項で、黙秘の義務が免除されていないものが記載されている文書

ニ 専ら文書の所持者の利用に供するための文書（国又は地方公共団体が所持する文書にあっては、公務員が組織的に用いるものを除く。）

ホ 刑事事件に係る訴訟に関する書類若しくは少年の保護事件の記録又はこれらの事件において押収されている文書

（文書提出命令等）

第二百二十三条 （略）

2～5 （略）

6 裁判所は、文書提出命令の申立てに係る文書が第二百二十条第四号イからニまでに掲げる文書のいずれかに該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、文書の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された文書の開示を求めることができない。

7 （略）

○情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）（抄）

（設置）

第二条 次に掲げる法律の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、内閣府に、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十八条

二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第十八条第二項

三 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十二条

四 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第四十二条第二項

（審査会の調査権限）

第九条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書等又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書等又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3・4 （略）

平成25年7月16日
内閣情報調査室

取扱業務者以外の者に特定秘密を提供することができる規定について

1 取扱業務者以外で特定秘密を知得する者

本法案においては、特定秘密を従来からの防衛秘密に限ることなく、我が国の安全保障に関する事項、すなわち「防衛に関する事項」、「外交に関する事項」、「外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止に関する事項」及び「テロ活動防止に関する事項」に及ぼすこととしており、様々な行政機関が特定秘密を自ら指定し、保有するとともに、安全保障上の必要により、相互にこれを共有し、国及び国民の安全を確保するために活用することとしている。

このため、本法案では、各行政機関における特定秘密の取扱いの業務を行う職員の範囲を定め、取扱いの業務を行う職員について適性評価を実施するなど、特定秘密の保護に関し、講ずべき措置の共通のルールを設けることとしており、安全保障上の必要により特定秘密を提供する場合には、提供先において特定秘密の保護上必要な措置を講じることを前提に、行政機関相互に特定秘密を共有することを可能にしている。

また、安全保障上の特段の必要により、物件の製造又は役務の提供を行う業者に特定秘密を提供し、自ら行うことのできない装備品等の製造等を行わせることが想定されることから、これら契約業者への特定秘密の提供についても規定することとしている。

すなわち、本法案においては、特定秘密の特質に鑑み、安全保障上の必要により行政機関相互間や行政機関から契約業者への特定秘密の提供を行うものとし、特定秘密の提供を受けた行政機関においても、当該特定秘密を保護するために、特定秘密の取扱いの業務を行う職員の範囲を定めるなどの措置を講じ、特定秘密を保護しつつ、その活用を図り、国及び国民の安全の確保に資することとしている。

しかしながら、特定秘密の提供を受けることがある者は、安全保障上の必要がある者に限られるものではなく、例えば、①国政調査権に基づき秘

密会において特定秘密の提示を受けた国会議員、②特定秘密の漏えい事件に携わる捜査関係者、③国家間の協力のために特定秘密に接することになった外国政府関係者のほか、④国民の生命又は安全の保護のために緊急にテロ情報等を提供する必要がある場合の都道府県の関係者、あるいは、⑤民事訴訟法（平成8年法律第109号）第223条第6項の規定により文書の提示を受けた裁判所、⑥情報公開・個人情報保護審査会（平成15年法律第60号）第9条第1項の規定により行政文書等の提示を受けた情報公開・個人情報保護審査会が想定される。これらの場合、国会議員、裁判官、外国政府関係者は、行政機関以外の者であって、法令の規定により、又は国家間の協力のため、特定秘密の提供を受ける者であり、また、捜査関係者や情報公開・個人情報保護審査会関係者は法令に定める自らの業務のために特定秘密を取り扱う者であり、行政機関内部における安全保障上の必要を直接の理由として特定秘密の提供を受ける者ではなく、我が国の安全保障のため特定秘密を業務として取り扱う者を「取扱業務者」という場合、これらの者は、「取扱業務者」に該当しない。

2 取扱業務者以外の者への特定秘密の提供

(1) 規定の必要性

本法案においては、取扱業務者について適性評価制度を導入するなど、特定秘密を適確に保護するための措置を講じることとしているが、特定秘密は我が国の安全保障に関する事項のうち特に秘匿することが必要なものであり、これが漏えいした場合には我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがある。したがって、上記のような取扱業務者以外の者について、特定秘密に接する可能性が低い段階で一律に適性評価を行わせるのは困難としても、これらの者に対して特定秘密を保有する行政機関の長が特定秘密を提供できる場合の要件を本法案において明確に規定し、その漏えいを防止し、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすことがないことを確保することが必要である。

本法案において保護する特定秘密の特質に鑑みると、特定秘密の指定を解除することなく、特定秘密を提供するに当たって、次の事項を考慮することが必要であると考えられる。

ア 本法案では、安全保障上必要と認める場合には、行政機関相互で

特定秘密を共有することとしているところ、行政機関以外の者、あるいは、安全保障上の必要以外で他の行政機関に特定秘密を提供する場合に、特定秘密を使用する公益上の必要性が認められること。

イ 特定秘密の指定を解除することなく、特定秘密の非公知性を維持したまま、提供を行うものであることから、提供を受ける側において特定秘密を保護する措置を講ずることが確保されていること。

ウ 特定秘密が提供され、その保護措置を講じつつ、使用されることによって、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。

そこで、本法案においては、特定秘密の提供を受ける者が当該秘密を公益上特に必要があると認められる業務又は手続において使用する場合であって、提供された特定秘密が適確に保護され、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認める場合に限り、特定秘密を提供することができるものとするものである。

(2) 取扱業務者以外の者に特定秘密を提供することが想定される各ケースごとの検討

取扱業務者以外の者が特定秘密の提供を受ける際には、上記のとおり、特定秘密を使用する公益上の必要性と提供された特定秘密が適確に保護され、かつ、安全保障上の著しい支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要であるが、提供が想定されるケースごとに、これを整理すると、次のとおりとなる。

ア 国会の各議院又は各議院の委員会から報告又は記録の提出を求められた場合

両議院には国政調査権があり（日本国憲法第62条）、国会法（昭和22年法律第79号）第104条第1項では、各議院又は各議院の委員会から審議又は調査のため内閣又は官公署に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならないとしつつ、内閣又は官公署がその求めに応じないときにはその理由を疎明しなければならないと、さらに、その報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明があった場合には報告又は記録の提出をする必要がないとされている（国会法第104条第3項）。特定秘密の性格からこれを公開する形で提供することは、国家の重大な利益に悪影響を及ぼすものに該当

することになると、通常、考えられる。

しかしながら、日本国憲法第57条第1項及び国会法第62条の規定により、各議院の会議は、出席議員の三分の二以上の議決があったときは、公開を停めることができるとされ、また、国会法第52条及び第54条の4の規定により、各議院の委員会又は参議院の調査会は、決議によりこれを秘密会とすることができ、秘密会又は秘密会議の記録中、特に秘密を要するものと議決された部分は配布又は公表しないこととされている（日本国憲法第57条第2項、国会法第63条）。

したがって、特定秘密が、秘密会及び秘密会議に提供されるものであり、その記録の該当部分が配布又は公表されることがないと認められる場合には、特定秘密の保護が確保されているものと認められ、特定秘密に関する報告又は記録の提出を行うことが、国政調査権により求められ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる場合には、特定秘密の提供を行うことがあり得る。

イ 刑事事件の捜査

刑事事件の捜査において、捜査機関は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第222条第1項により準用される第103条により、公務員又は公務員であった者が保管し、又は所持する物について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官庁の承諾がなければ押収することはできないとされている。また、第223条第1項に基づく第三者の取り調べは任意であり、さらに、この取調に対して犯罪の捜査に欠くことのできない知識を有すると明らかに認められる者が出頭又は供述を拒んだ場合に第一回の公判期日前に限り検察官が裁判官に請求することができる証人尋問についても、刑事訴訟法第228条及び第144条により、公務員又は公務員であった者が知り得た事実について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官庁の承諾がなければ証人として尋問することができないとされている。特定秘密が記録された文書等の押収や、特定秘密について証言することは、公開の法廷でこれが明らかになることを前提としており、通常、国の重大な利益を害する場合に該当するものと考えられる。

一方で、特定秘密の漏えい事件等の捜査において、捜査を遂行するた

めに、捜査機関に対して特定秘密を提供することが公益上特に必要であると認められる場合が考えられる。この際には、当該秘密を開示しないこと、具体的には、当該秘密については、刑事訴訟法第316条の13に基づく検察官請求証拠とせず、また、弁護人・被告人側が第316条の15第1項の類型証拠又は第316条の20第1項の争点関連証拠として検察官に対し証拠開示を請求したとしても、当該開示によって生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、開示を拒むことについて、特定秘密の提供を行う行政機関と捜査機関との間で、事前に確認する必要がある。

ただし、特定秘密が捜査機関に提供された事件が起訴された場合、上記のとおり検察官が証拠開示をしないとしても、裁判所は、刑事訴訟法第316条の26の規定により、検察官が開示をすべき証拠を開示していないと認める時は、弁護人・被告人側からの請求により、決定で、当該証拠の開示を命じることができるとされており、当該決定をするに当たり、裁判所は、検察官の意見を聞かなければならず（刑事訴訟法第316条の26第2項）、必要があると認めるときは、検察官に対して弁護人・被告人側からの請求に係る証拠の提示を命じ、何人にも、当該証拠の閲覧又は謄写をさせることなく、開示の必要性や開示に伴う弊害の有無、内容、程度などを判断するものとされている（刑事訴訟法第316条の27第1項）。したがって、特定秘密の漏えい事件の捜査に当たり、特定秘密が捜査機関に提供された場合であって、当該事件が起訴され、公判前整理手続又は期日間整理手続において被告人側から特定秘密を含む証拠について請求があり、裁判所が開示命令を決定するに当たって、検察官が裁判所に特定秘密を含む証拠を裁判所に提示することが命じられたときには、当該特定秘密の保護は、刑事訴訟法により担保されていると認められ、検察官は特定秘密を裁判所に提供することができる。

なお、検察官において特定秘密を明らかにすることができない理由を疎明することにより、証拠開示決定を回避できるものと考えられるが、万が一、特定秘密を記録する文書等について証拠開示決定が出された場合には、証拠としての開示であるから、弁護人や被告人に対し当該特定秘密を保護することを求めることはできないものと認められ、特定秘密の指定を解除する必要がある（不正競争防止法のような刑事訴訟法の特例規定を設けない理由については別ページ参照。）。

一方、上記の証拠開示決定に当たっての刑事訴訟法第316条の27第1項以外の刑事事件の訴訟手続については、裁判所は、刑事訴訟法第103条により、公務員又は公務員であった者が保管し、又は所持する物について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官庁の承諾がなければ押収することはできず、また、第144条により、公務員又は公務員であった者が知り得た事実について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官庁の承諾がなければ証人として尋問することができず、さらに同条は第171条により鑑定についても準用されている。これら押収、証人尋問又は鑑定は、公開の公判廷において明らかにされることを前提としており、刑事事件の訴訟手続において、特定秘密の指定を解除することなく、特定秘密を提供することは、想定されない。

ウ 外国の政府又は国際機関への情報の提供

外国の政府又は国際機関との間では、相互の信頼関係に基づき、無断で第三者に提供しないこと、適切な秘密保護の措置を講ずること等を前提に情報交換を行っており、提供を受けた情報が漏えいした場合には、以後、情報提供を受けられなくなることもあり得ることから、提供の際の我が国との協議において取決められた保護の措置に関する約束は遵守されるものと認められる。

エ その他の特定秘密の提供

このほか、例えば、国民の生命・身体を保護するために、テロ計画に関する特定秘密を行政機関以外の都道府県の関係者に提供することがあり得るが、この場合においても、特定秘密の保護を図るために、特定秘密の提供を受ける者との協議において、特定秘密の保護に関し講ずべき措置が執られることを確認することが必要である。

オ 民事訴訟法第223条第6項の規定による文書の提示

民事訴訟手続において、裁判所は、公務員又は公務員であった者を証人として職務上の秘密について尋問する場合には、当該監督官庁の承認を得なければならないとされており（民事訴訟法第191条第1項）、その場合、証人は証言を拒むことができ（第197条第1項第1号）、また、これらの者に鑑定人として職務上の秘密について意見を述べさせる場合

についても、第216条により第191条第1項及び第197条第1項第1号が準用され、監督官庁の承認を要するとともに、鑑定人は鑑定を拒むことができる」とされている。また、文書提出命令の申し立てがあったときは、公務員の職務上の秘密に関する文書について、当該文書が民事訴訟法第220条第4号ロの「公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの」に該当すると監督官庁が意見を述べたときは、文書提出命令の対象とされていない。したがって、民事訴訟手続において、特定秘密の指定を解除することなく、これを訴訟当事者に提供することは、通常、想定されない。

一方、裁判所は、当該文書提出命令の申立てに係る文書が民事訴訟法第220条第4号イからニまでに掲げる文書（公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの（同号ロ）等）のいずれかに該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、文書の所持者にその提示をさせることができるとされているが、この場合、何人も、その提示された文書の開示を求めることができないとされている（第223条第6項）。

したがって、文書提出命令の申し立てがなされた場合であって、裁判所が民事訴訟法第223条第6項の規定により、特定秘密を含む文書について行政機関に提示を求めた場合は、当該特定秘密は同項の規定により保護されることが担保されており、また、裁判所のいわゆるインカメラ審査において使用されるものであることから、安全保障上の著しい支障を及ぼすおそれもないものと認められ、当該行政機関はこれを提示することになる。

なお、その可能性は低いものと認められるものの、裁判所が民事訴訟法第220条第4号ロに掲げる文書に該当するとの行政機関の意見に相当の理由がないと認め、文書提出命令が出された場合、行政機関は特定秘密の指定を解除して、当該文書の提出を行うか、文書提出命令に従わない場合には、当事者として当該文書の記載に関する相手方の主張が真実と認められることとなる（第224条第1項）。

カ 情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第1項の規定による行政

文書等の提示

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）に基づく開示決定等について不服申し立てがあったときは、行政機関の長は、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないとされ（情報公開法第18条）、情報公開・個人情報保護審査会は調査審議において必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書の提示を求めることができることとされている（情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第1項）。この場合においては、何人も、その提示された行政文書の開示を求めることができないとされている（同項）。

したがって、情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第1項の規定により、特定秘密を含む行政文書等の提示を求められたときは、特定秘密は同項の規定により保護されることが担保されており、また、情報公開・個人情報保護審査会のいわゆるインカメラ審査において使用されるものであることから、安全保障上の著しい支障を及ぼすおそれもないものと認められ、行政機関は特定秘密を提示することになる。

3 取扱業務者以外の者で特定秘密の提供を受けたものに対する罰則

本法案では、特定秘密が漏えいした場合に国及び国民の安全に及ぼす影響の大きさに鑑み、取扱業務者による特定秘密の漏えいに加え、上記の規定により行政機関の長から正当に特定秘密の提供を受けた者に対しては、国家公務員法等の一般的な守秘義務よりも厳格な守秘義務を課すこととし、これらの者が特定秘密を漏えいした場合の漏えい行為を処罰することとする。

なお、上記の規定によることなく違法に特定秘密を入手した場合には、特定秘密の保護を行うことを前提に正当に特定秘密を知得したものとは言えないから、その者に守秘義務を課すことができず、その者による漏えい行為を処罰対象とすることはしないが、もとより特定秘密の不正な入手については、これを提供した公務員に対する漏えい教唆罪又はその手段によっては不正取得罪が成立し得るため、その段階において特定秘密の漏えいを抑止することができるものと考えられる。

【公益上の必要がある場合に情報提供等を行う用例】

**○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
(平成二十五年法律第二十七号) (抄)**

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報
の提供をしてはならない。

一～十一 (略)

十二 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法
(昭和二十二年法律第七十九号) 第百四条第一項(同法第五十四条の四第
一項において準用する場合を含む。)若しくは議院における証人の宣誓
及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五号) 第一条の規
定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、
裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事
件の調査又は会計検査院の検査(第五十三条において「各議院審査等」
という。)が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があると
き。

十三・十四 (略)

**○行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)
(抄)**

(公益上の理由による裁量的開示)

第七条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録され
ている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求
者に対し、当該行政文書を開示することができる。

○戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号) (抄)

第二百二十六条 市町村長又は法務局若しくは地方法務局の長は、法務省令で
定める基準及び手続により、統計の作成又は学術研究であつて、公益性が
高く、かつ、その目的を達成するために戸籍若しくは除かれた戸籍に記載
した事項又は届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項に係る情
報を利用する必要があると認められるもののため、その必要の限度におい
て、これらの情報を提供することができる。

**○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平
成十六年政令第二百七十五号) (抄)**

(安否情報の提供)

第二十六条 法第九十五条第一項の規定により安否情報について照会をしよ

- うとする者は、照会をする理由、その氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに照会に係る者を特定するために必要な事項を明らかにしなければならない。
- 2 前項の照会を受けた総務大臣又は地方公共団体の長は、当該照会に係る者の安否情報を保有している場合において、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かを回答するものとする。
 - 3 前項の場合において、総務大臣又は地方公共団体の長は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、第二十三条第一項各号及び第二項各号に掲げる情報(武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、第二十四条第一項各号に掲げる情報)を回答するものとする。
 - 4 (略)

【参照条文】

○日本国憲法（昭和二十一年憲法）（抄）

第五十七条 両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

② 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。

③ (略)

第六十二条 両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

○国会法（昭和二十二年法律第七十九号）（抄）

第五十二条 委員会は、議員の外傍聴を許さない。但し、報道の任務にあたる者その他の者で委員長の許可を得たものについては、この限りでない。

② 委員会は、その決議により秘密会とすることができる。

③ 委員長は、秩序保持のため、傍聴人の退場を命ずることができる。

第五十四条の二 参議院は、国政の基本的事項に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、調査会を設けることができる。

② 調査会は、参議院議員の半数の任期満了の日まで存続する。

③ 調査会の名称、調査事項及び委員の数は、参議院の議決でこれを定める。

第五十四条の四 調査会については、第二十条、第四十七条第一項、第二項及び第四項、第四十八条から第五十条の二まで、第五十一条第一項、第五十二条、第六十条、第六十九条から第七十三条まで、第百四条、第百五条、第百二十条、第百二十一条第二項並びに第二百二十四条の規定を準用する。

② 前項において準用する第五十条の二第一項の規定により調査会が提出する法律案については、第五十七条の三の規定を準用する。

第六十二条 各議院の会議は、議長又は議員十人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の議決があつたときは、公開を停めることができる。

第六十三条 秘密会議の記録中、特に秘密を要するものとその院において議決した部分は、これを公表しないことができる。

第百四条 各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

② 内閣又は官公署が前項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその議院又は委員会において受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

③ 前項の理由を受諾することができない場合は、その議院又は委員会は、更にその報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

④ 前項の要求後十日以内に、内閣がその声明を出さないときは、内閣又は官公署は、先に求められた報告又は記録の提出をしなければならない。

○刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）（抄）

第百三条 公務員又は公務員であつた者が保管し、又は所持する物について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官庁の承諾がなければ、押収をすることはできない。但し、当該監督官庁は、国の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

第百四条 左に掲げる者が前条の申立をしたときは、第一号に掲げる者につ

いてはその院、第二号に掲げる者については内閣の承諾がなければ、押収をすることはできない

- 一 衆議院若しくは参議院の議員又はその職に在つた者
- 二 内閣総理大臣その他の国务大臣又はその職に在つた者

② 前項の場合において、衆議院、参議院又は内閣は、国の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

第一百四十四条 公務員又は公務員であつた者が知り得た事実について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官庁の承諾がなければ証人としてこれを尋問することはできない。但し、当該監督官庁は、国の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

第一百四十五条 左に掲げる者が前条の申立をしたときは、第一号に掲げる者についてはその院、第二号に掲げる者については内閣の承諾がなければ、証人としてこれを尋問することはできない。

- 一 衆議院若しくは参議院の議員又はその職に在つた者
- 二 内閣総理大臣その他の国务大臣又はその職に在つた者

② 前項の場合において、衆議院、参議院又は内閣は、国の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

第一百七十一条 前章の規定は、勾引に関する規定を除いて、鑑定についてこれを準用する。

第二百二十二条 第九十九条第一項、第一百条、第一百二条から第一百五条まで、第一百十条から第一百二条まで、第一百四十四条、第一百五十五条及び第一百八条から第二百二十四条までの規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百八条、第二百二十条及び前条の規定によつてする押収又は捜索について、第一百十条、第一百一十一条の二、第一百二条、第一百四十四条、第一百八条、第二百九条、第一百三十一条及び第一百三十七条から第四十条までの規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百八条又は第二百二十条の規定によつてする検証についてこれを準用する。ただし、司法巡查は、第二百二十二条から第二百二十四条までに規定する処分をすることができない。

②～⑦ (略)

第二百二十三条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をす

るについて必要があるときは、被疑者以外の者の出頭を求め、これを取り調べ、又はこれに鑑定、通訳若しくは翻訳を囑託することができる。

② (略)

第二百二十六条 犯罪の捜査に欠くことのできない知識を有すると明らかに認められる者が、第二百二十三条第一項の規定による取調に対して、出頭又は供述を拒んだ場合には、第一回の公判期日前に限り、検察官は、裁判官にその者の証人尋問を請求することができる。

第二百二十七条 第二百二十三条第一項の規定による検察官、検察事務官又は司法警察職員の取調べに際して任意の供述をした者が、公判期日においては前にした供述と異なる供述をするおそれがあり、かつ、その者の供述が犯罪の証明に欠くことができないと認められる場合には、第一回の公判期日前に限り、検察官は、裁判官にその者の証人尋問を請求することができる。

② 前項の請求をするには、検察官は、証人尋問を必要とする理由及びそれが犯罪の証明に欠くことができなものであることを疎明しなければならない。

第二百二十八条 前二条の請求を受けた裁判官は、証人の尋問に関し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

② 裁判官は、捜査に支障を生ずる虞がないと認めるときは、被告人、被疑者又は弁護人を前項の尋問に立ち会わせることができる。

第二百八十一条の五 被告人又は被告人であつた者が、検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る複製等を、前条第一項各号に掲げる手続又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

② 弁護人（第四百四十条に規定する弁護人を含む。以下この項において同じ。）又は弁護人であつた者が、検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る複製等を、対価として財産上の利益その他の利益を得る目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときも、前項と同様とする。

第三百十六条の十三 検察官は、事件が公判前整理手続に付されたときは、その証明予定事実（公判期日において証拠により証明しようとする事実を

いう。以下同じ。)を記載した書面を、裁判所に提出し、及び被告人又は弁護人に送付しなければならない。この場合においては、当該書面には、証拠とすることができず、又は証拠としてその取調べを請求する意思のない資料に基づいて、裁判所に事件について偏見又は予断を生じさせるおそれのある事項を記載することができない。

② 検察官は、前項の証明予定事実を証明するために用いる証拠の取調べを請求しなければならない。

③・④ (略)

第三百十六条の十四 検察官は、前条第二項の規定により取調べを請求した証拠(以下「検察官請求証拠」という。)については、速やかに、被告人又は弁護人に対し、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、当該各号に定める方法による開示をしなければならない。

一 証拠書類又は証拠物 当該証拠書類又は証拠物を閲覧する機会(弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会)を与えること。

二 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人 その氏名及び住居を知る機会を与え、かつ、その者の供述録取書等(供述書、供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるもの又は映像若しくは音声を記録することができる記録媒体であつて供述を記録したものをいう。以下同じ。)のうち、その者が公判期日において供述すると思料する内容が明らかになるもの(当該供述録取書等が存在しないとき、又はこれを閲覧させることが相当でないとき認めるときにあつては、その者が公判期日において供述すると思料する内容の要旨を記載した書面)を閲覧する機会(弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会)を与えること。

第三百十六条の十五 検察官は、前条の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、次の各号に掲げる証拠の種類のいずれかに該当し、かつ、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であると認められるものについて、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、その重要性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、同条第一号に定める方法による開示をしなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付するこ

とができる。

- 一 証拠物
 - 二 第三百二十一条第二項に規定する裁判所又は裁判官の検証の結果を記載した書面
 - 三 第三百二十一条第三項に規定する書面又はこれに準ずる書面
 - 四 第三百二十一条第四項に規定する書面又はこれに準ずる書面
 - 五 次に掲げる者の供述録取書等
 - イ 検察官が証人として尋問を請求した者
 - ロ 検察官が取調べを請求した供述録取書等の供述者であつて、当該供述録取書等が第三百二十六条の同意がされない場合には、検察官が証人として尋問を請求することを予定しているもの
 - 六 前号に掲げるもののほか、被告人以外の者の供述録取書等であつて、検察官が特定の検察官請求証拠により直接証明しようとする事実の有無に関する供述を内容とするもの
 - 七 被告人の供述録取書等
 - 八 取調べ状況の記録に関する準則に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員が職務上作成することを義務付けられている書面であつて、身体の拘束を受けている者の取調べに関し、その年月日、時間、場所その他の取調べの状況を記録したもの（被告人に係るものに限る。）
- ② 被告人又は弁護人は、前項の開示の請求をするときは、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。
- 一 前項各号に掲げる証拠の類型及び開示の請求に係る証拠を識別するに足りる事項
 - 二 事案の内容、特定の検察官請求証拠に対応する証明予定事実、開示の請求に係る証拠と当該検察官請求証拠との関係その他の事情に照らし、当該開示の請求に係る証拠が当該検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であることその他の被告人の防御の準備のために当該開示が必要である理由
- 第三百十六条の十七 被告人又は弁護人は、第三百十六条の十三第一項の書面の送付を受け、かつ、第三百十六条の十四及び第三百十六条の十五第一項の規定による開示をすべき証拠の開示を受けた場合において、その証明予定事実その他の公判期日においてすることを予定している事実上及び法

律上の主張があるときは、裁判所及び検察官に対し、これを明らかにしなければならない。この場合においては、第三百十六条の十三第一項後段の規定を準用する。

② 被告人又は弁護人は、前項の証明予定事実があるときは、これを証明するために用いる証拠の取調べを請求しなければならない。この場合においては、第三百十六条の十三第三項の規定を準用する。

③ (略)

第三百十六条の十八 被告人又は弁護人は、前条第二項の規定により取調べを請求した証拠については、速やかに、検察官に対し、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、当該各号に定める方法による開示をしなければならない。

一 証拠書類又は証拠物 当該証拠書類又は証拠物を閲覧し、かつ、謄写する機会を与えること。

二 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人 その氏名及び住居を知る機会を与え、かつ、その者の供述録取書等のうち、その者が公判期日において供述すると思料する内容が明らかになるもの（当該供述録取書等が存在しないとき、又はこれを閲覧させることが相当でないと認めるときにあつては、その者が公判期日において供述すると思料する内容の要旨を記載した書面）を閲覧し、かつ、謄写する機会を与えること。

第三百十六条の二十 検察官は、第三百十六条の十四及び第三百十六条の十五第一項の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、第三百十六条の十七第一項の主張に関連すると認められるものについて、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、その関連性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、第三百十六条の十四第一号に定める方法による開示をしなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

② 被告人又は弁護人は、前項の開示の請求をするときは、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 開示の請求に係る証拠を識別するに足りる事項

二 第三百十六条の十七第一項の主張と開示の請求に係る証拠との関連性

その他の被告人の防御の準備のために当該開示が必要である理由

第三百十六條の二十五 裁判所は、証拠の開示の必要性の程度並びに証拠の開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度その他の事情を考慮して、必要と認めるときは、第三百十六條の十四（第三百十六條の二十一第四項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠については検察官の請求により、第三百十六條の十八（第三百十六條の二十二第四項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠については被告人又は弁護人の請求により、決定で、当該証拠の開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

② 裁判所は、前項の請求について決定をするときは、相手方の意見を聴かなければならない。

③ （略）

第三百十六條の二十六 裁判所は、検察官が第三百十六條の十四若しくは第三百十六條の十五第一項（第三百十六條の二十一第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）若しくは第三百十六條の二十第一項（第三百十六條の二十二第五項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認めるとき、又は被告人若しくは弁護人が第三百十六條の十八（第三百十六條の二十二第四項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認めるときは、相手方の請求により、決定で、当該証拠の開示を命じなければならない。この場合において、裁判所は、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

② 裁判所は、前項の請求について決定をするときは、相手方の意見を聴かなければならない。

③ （略）

第三百十六條の二十七 裁判所は、第三百十六條の二十五第一項又は前条第一項の請求について決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官、被告人又は弁護人に対し、当該請求に係る証拠の提示を命ずることができる。この場合においては、裁判所は、何人にも、当該証拠の閲覧又は謄写をさせることができない。

② 裁判所は、被告人又は弁護人がする前条第一項の請求について決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官に対し、その保管する証拠であつて、裁判所の指定する範囲に属するものの標目を記載した一覧表の提示を命ずることができる。この場合においては、裁判所は、何人にも、

当該一覧表の閲覧又は謄写をさせることができない。

③ (略)

第三百十六條の二十八 裁判所は、審理の経過にかんがみ必要と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いて、第一回公判期日後に、決定で、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を期日間整理手続に付することができる。

② 期日間整理手続については、前款（第三百十六條の二第一項及び第三百十六條の九第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、検察官、被告人又は弁護人が前項の決定前に取調べを請求している証拠については、期日間整理手続において取調べを請求した証拠とみなし、第三百十六條の六から第三百十六條の十まで及び第三百十六條の十二中「公判前整理手続期日」とあるのは「期日間整理手続期日」と、同条第二項中「公判前整理手続調書」とあるのは「期日間整理手続調書」と読み替えるものとする。

第三百十六條の三十一 公判前整理手続に付された事件については、裁判所は、裁判所の規則の定めるところにより、前条の手続が終わつた後、公判期日において、当該公判前整理手続の結果を明らかにしなければならない。

② 期日間整理手続に付された事件については、裁判所は、裁判所の規則の定めるところにより、その手続が終わつた後、公判期日において、当該期日間整理手続の結果を明らかにしなければならない。

○民事訴訟法（平成八年法律第九号）（抄）

（公務員の尋問）

第九十一条 公務員又は公務員であつた者を証人として職務上の秘密について尋問する場合には、裁判所は、当該監督官庁（衆議院若しくは参議院の議員又はその職にあつた者についてはその院、内閣総理大臣その他の国務大臣又はその職にあつた者については内閣）の承認を得なければならない。

2 前項の承認は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある場合を除き、拒むことができない。

第九十七条 次に掲げる場合には、証人は、証言を拒むことができる。

一 第九十一条第一項の場合

二 医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷若しくは

祭祀の職にある者又はこれらの職にあった者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合

三 技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合

2 前項の規定は、証人が黙秘の義務を免除された場合には、適用しない。

(証言拒絶の理由の疎明)

第九十八條 証言拒絶の理由は、疎明しなければならない。

(証言拒絶についての裁判)

第九十九條 第九十七條第一項第一号の場合を除き、証言拒絶の当否については、受訴裁判所が、当事者を審尋して、決定で、裁判をする。

2 前項の裁判に対しては、当事者及び証人は、即時抗告をすることができる。

(証人尋問の規定の準用)

第二百六條 第九十一條の規定は公務員又は公務員であった者に鑑定人として職務上の秘密について意見を述べさせる場合について、第九十七條から第九十九條までの規定は鑑定人が鑑定を拒む場合について、第二百一條第一項の規定は鑑定人に宣誓をさせる場合について、第九十二條及び第九十三條の規定は鑑定人が正当な理由なく出頭しない場合、鑑定人が宣誓を拒む場合及び鑑定拒絶を理由がないとする裁判が確定した後に鑑定人が正当な理由なく鑑定を拒む場合について準用する。

(書証の申出)

第二百九條 書証の申出は、文書を提出し、又は文書の所持者にその提出を命ずることを申し立ててしなければならない。

(文書提出義務)

第二百十條 次に掲げる場合には、文書の所持者は、その提出を拒むことができない。

一 当事者が訴訟において引用した文書を自ら所持するとき。

二 挙証者が文書の所持者に対しその引渡し又は閲覧を求めることができるとき。

三 文書が挙証者の利益のために作成され、又は挙証者と文書の所持者との間の法律関係について作成されたとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、文書が次に掲げるもののいずれにも該当しないとき。

- イ 文書の所持者又は文書の所持者と第九十六号に掲げる関係を有する者についての同条に規定する事項が記載されている文書
- ロ 公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの
- ハ 第九十七条第一項第二号に規定する事実又は同項第三号に規定する事項で、黙秘の義務が免除されていないものが記載されている文書
- ニ 専ら文書の所持者の利用に供するための文書（国又は地方公共団体が所持する文書にあっては、公務員が組織的に用いるものを除く。）
- ホ 刑事事件に係る訴訟に関する書類若しくは少年の保護事件の記録又はこれらの事件において押収されている文書

（文書提出命令等）

第二百二十三条 裁判所は、文書提出命令の申立てを理由があると認めるときは、決定で、文書の所持者に対し、その提出を命ずる。この場合において、文書に取り調べる必要がないと認める部分又は提出の義務があると認めることができない部分があるときは、その部分を除いて、提出を命ずることができる。

- 2 裁判所は、第三者に対して文書の提出を命じようとする場合には、その第三者を審尋しなければならない。
- 3 裁判所は、公務員の職務上の秘密に関する文書について第二百二十条第四号に掲げる場合であることを文書の提出義務の原因とする文書提出命令の申立てがあつた場合には、その申立てに理由がないことが明らかなきを除き、当該文書が同号ロに掲げる文書に該当するかどうかについて、当該監督官庁（衆議院又は参議院の議員の職務上の秘密に関する文書についてはその院、内閣総理大臣その他の国务大臣の職務上の秘密に関する文書については内閣。以下この条において同じ。）の意見を聴かなければならない。この場合において、当該監督官庁は、当該文書が同号ロに掲げる文書に該当する旨の意見を述べるときは、その理由を示さなければならない。
- 4 前項の場合において、当該監督官庁が当該文書の提出により次に掲げるおそれがあることを理由として当該文書が第二百二十条第四号ロに掲げる文書に該当する旨の意見を述べたときは、裁判所は、その意見について相当の理由があると認めるに足りない場合に限り、文書の所持者に対し、その提出を命ずることができる。

- 一 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
 - 二 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
- 5 第三項前段の場合において、当該監督官庁は、当該文書の所持者以外の第三者の技術又は職業の秘密に関する事項に係る記載がされている文書について意見を述べようとするときは、第二百二十条第四号ロに掲げる文書に該当する旨の意見を述べようとするときを除き、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くものとする。
 - 6 裁判所は、文書提出命令の申立てに係る文書が第二百二十条第四号イからニまでに掲げる文書のいずれかに該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、文書の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された文書の開示を求めることができない。
 - 7 文書提出命令の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(当事者が文書提出命令に従わない場合等の効果)

第二百二十四条 当事者が文書提出命令に従わないときは、裁判所は、当該文書の記載に関する相手方の主張を真実と認めることができる。

- 2 当事者が相手方の使用を妨げる目的で提出の義務がある文書を滅失させ、その他これを使用することができないようにしたときも、前項と同様とする。
- 3 前二項に規定する場合において、相手方が、当該文書の記載に関して具体的な主張をすること及び当該文書により証明すべき事実を他の証拠により証明することが著しく困難であるときは、裁判所は、その事実に関する相手方の主張を真実と認めることができる。

(第三者が文書提出命令に従わない場合の過料)

第二百二十五条 第三者が文書提出命令に従わないときは、裁判所は、決定で、二十万円以下の過料に処する。

- 2 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)
(抄)

(審査会への諮問)

第十八条 開示決定等について行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会(不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長が会計検査院の長である場合にあっては、別に法律で定める審査会)に諮問しなければならない。

- 一 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- 二 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第二十条において同じ。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

○情報公開・個人情報保護審査会設置法(平成十五年法律第六十号)(抄)

(審査会の調査権限)

第九条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書等又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書等又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2～4 (略)

(参考)

○刑事訴訟法第316条の27第1項の解説（河上和雄他「大コンメンタール刑事訴訟法 第2版」第7巻194・195頁）

II 証拠の提示命令

裁判所が開示の必要性や開示に伴う弊害の有無、内容、程度などを判断するためには、当該証拠の内容を確認しなければならない場合がある。公判段階においても、裁判所が証拠の採否を判断するため証拠内容を確認する手段として刑訴規則192条の提示命令の制度が設けられているが、これと同様の考え方から、必要に応じて裁判所が証拠内容を確認するために提示を命じることができるものとされた。

この関係で問題となるのは、警察官が作成し保管するメモが証拠開示の対象となるものか否かを判断するために、裁判所が検察官に対して同メモの提示を求めることができるかどうかである。実務上、警察官が捜査の過程で作成したメモにつき証拠開示命令を受けると、裁判所は、まず検察官に対して該当するメモの存否につき釈明をすことになる。この場合の釈明は、開示対象となる備忘録に当たるか否かの判断は最終的に裁判所が行うべきものであることに鑑みれば、「犯罪捜査規範第13条に基づき作成された備忘録の存否」というような形ではなく、例えば、「争点となっている取調べその他の過程で作成されたメモの存否」というようにより対象を広げる形で行うのが相当である。そして、検察官の回答から証拠開示命令の対象たり得るメモが存在する可能性があれば、審査を尽くして判断するが、その際、必要があれば本条第1項により当該メモにつき提出命令を発して、インカメラによる審査を行い証拠開示命令の可否を決定することになる。以上に関しては、最三小決平20・6・25集62巻6号1886頁が、「警察官が捜査の過程で作成し保管するメモが証拠開示命令の対象となるものであるか否かの判断は、裁判所が行うべきものであるから、裁判所は、その判断をするために必要があると認めるときは、検察官に対し、同メモの提示を命ずることができるというべきである。」と判示している。

III 閲覧・謄写の禁止

裁判所は、本条1項の規定により提示を受けて保管している証拠は、何人にもその閲覧又は謄写をさせることができない。これを認めてしまうと、開示に関する判断がなされる前に、既に開示がなされたのと同様の結果が

生じてしまい、明らかに不当なので、それを防止しようとしたものである。」

○民事訴訟法第223条第6項の解説（兼子一他「条解 民事訴訟法[第2版]」1246頁）

(4) イン・カメラ審査の効果 裁判所が提示を求めた文書について、所持者は提示の義務を負う。

所持者が一定の場合に提示を拒むことができるか。この点については、
①国家の安寧秩序に関する場合などきわめて限られた自由がある場合については、提示を拒むことができる（提示を拒んでも後述のような不利益な効果が生じない）とする見解（研究会304〔伊藤発言〕、三木・前掲講座新民訴（2）88、民事証拠法大系（4）186〔金子〕など）もあるが、
②提示された文書を閲読するのは裁判官だけであり、裁判官には厳格な守秘義務が課されていること、4項は高度の国家秘密等を定めるがその提出義務の審理（相当性の判断）に際してもイン・カメラ審理が可能であると解されていることなどに鑑みると、文書所持者はいかなる場合も6項による提示を拒むことはできないものと解するのが相当だろう。

○民事訴訟法第225条の解説（兼子一他「条解 民事訴訟法[第2版]」1255頁）

2 過料の制裁

文書の提出を命じられた第三者が、提出命令が確定したにもかかわらず文書の提出に応じないときは、裁判所は過料に処することができる。補助参加人、も本条にいう第三者である。国や地方公共団体は本条による制裁は受けない（注釈民訴(7)136〔野村〕）。

平成25年7月19日
内閣情報調査室

刑事事件の捜査における特定秘密の提供について

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）においては、公務員若しくは公務員であった者本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官庁の承諾がなければ押収することができない（第222条第1項により準用される第103条）との規定があるなど、刑事事件の捜査において、特定秘密を提供しないことが可能である。

一方で、特定秘密の漏えい事件等の捜査において、捜査機関が漏えい等の対象となった特定秘密の内容を承知していなければ、例えば、被疑者の具体的な漏えい行為等を特定するための取調べを有効に行うことができないなどの支障があり、捜査の遂行のために、捜査機関の求めに応じ特定秘密を提供することが公益上特に必要であると認められる場合がある。

したがって、捜査に特定秘密が使用されることを認めつつ、特定秘密の保護を図る必要がある。そのためには、特定秘密を使用等する職員の範囲を制限したり、特定秘密が記録された文書等の管理について特段の配慮をするなど、行政機関から提供された特定秘密を保護するための措置が捜査機関において講じられる必要がある。また、この種の秘密漏えい事件の刑事裁判においては、いわゆる外形立証の方法がとられており、特定秘密の内容そのものを明らかにしないまま実質秘性を立証することが通例であるので、検察官が特定秘密を公判廷において証拠として公開することは予定されていない。ただし、刑事訴訟法第316条の27第1項の規定により、裁判所が特定秘密を含む証拠の提示を命じる場合があり得るが、このような場合であっても、裁判所以外の第三者に提供することがないことは同項の規定上明らかであるので、捜査機関が、同項の場合のほか、当該特定秘密を提供しないことが確認されるのであれば、捜査機関及び裁判所以外に懸念はないものと考えられる。

そこで、刑事訴訟法第316条の27第1項の規定により提示する場合のほか、捜査機関以外の者に当該特定秘密を提供することがないと認められる刑事事件の捜査に限って、特定秘密の保護措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めるときは特定秘密を提供することができることとする。

【参照条文】

○刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）（抄）

第百三条 公務員又は公務員であつた者が保管し、又は所持する物について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官庁の承諾がなければ、押収をすることはできない。但し、当該監督官庁は、国の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

第百四条 左に掲げる者が前条の申立をしたときは、第一号に掲げる者についてはその院、第二号に掲げる者については内閣の承諾がなければ、押収をすることはできない

- 一 衆議院若しくは参議院の議員又はその職に在つた者
- 二 内閣総理大臣その他の国务大臣又はその職に在つた者

② 前項の場合において、衆議院、参議院又は内閣は、国の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

第二百二十二条 第九十九条第一項、第百条、第百二条から第百五条まで、第百十条から第百十二条まで、第百十四条、第百十五条及び第百十八条から第百二十四条までの規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八条、第二百二十条及び前条の規定によつてする押収又は捜索について、第百十条、第百十一条の二、第百十二条、第百十四条、第百十八条、第百二十九条、第百三十一条及び第百三十七条から第百四十条までの規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八条又は第二百二十条の規定によつてする検証についてこれを準用する。ただし、司法巡査は、第二百二十二条から第百二十四条までに規定する処分をすることができない。

②～⑦ （略）

第二百二十三条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者以外の者の出頭を求め、これを取り調べ、又はこれに鑑定、通訳若しくは翻訳を囑託することができる。

② （略）

第三百十六条の十三 検察官は、事件が公判前整理手続に付されたときは、その証明予定事実（公判期日において証拠により証明しようとする事実を

いう。以下同じ。)を記載した書面を、裁判所に提出し、及び被告人又は弁護人に送付しなければならない。この場合においては、当該書面には、証拠とすることができず、又は証拠としてその取調べを請求する意思のない資料に基づいて、裁判所に事件について偏見又は予断を生じさせるおそれのある事項を記載することができない。

② 検察官は、前項の証明予定事実を証明するために用いる証拠の取調べを請求しなければならない。

③・④ (略)

第三百十六条の十四 検察官は、前条第二項の規定により取調べを請求した証拠(以下「検察官請求証拠」という。)については、速やかに、被告人又は弁護人に対し、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、当該各号に定める方法による開示をしなければならない。

一・二 (略)

第三百十六条の十五 検察官は、前条の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、次の各号に掲げる証拠の種類のいずれかに該当し、かつ、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であると認められるものについて、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、その重要性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、同条第一号に定める方法による開示をしなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

一 証拠物

二 第三百二十一条第二項に規定する裁判所又は裁判官の検証の結果を記載した書面

三 第三百二十一条第三項に規定する書面又はこれに準ずる書面

四 第三百二十一条第四項に規定する書面又はこれに準ずる書面

五 次に掲げる者の供述録取書等

イ 検察官が証人として尋問を請求した者

ロ 検察官が取調べを請求した供述録取書等の供述者であつて、当該供述録取書等が第三百二十六条の同意がされない場合には、検察官が証

人として尋問を請求することを予定しているもの

六 前号に掲げるもののほか、被告人以外の者の供述録取書等であつて、
検察官が特定の検察官請求証拠により直接証明しようとする事実の有無
に関する供述を内容とするもの

七 被告人の供述録取書等

八 取調べ状況の記録に関する準則に基づき、検察官、検察事務官又は司
法警察職員が職務上作成することを義務付けられている書面であつて、
身体の拘束を受けている者の取調べに関し、その年月日、時間、場所そ
の他の取調べの状況を記録したもの（被告人に係るものに限る。）

② (略)

第三百十六條の二十 検察官は、第三百十六條の十四及び第三百十六條の十
五第一項の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、第三百十六條
の十七第一項の主張に関連すると認められるものについて、被告人又は弁
護人から開示の請求があつた場合において、その関連性の程度その他の被
告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該
開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認
めるときは、速やかに、第三百十六條の十四第一号に定める方法による開
示をしなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めると
きは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

② (略)

第三百十六條の二十五 裁判所は、証拠の開示の必要性の程度並びに証拠の
開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度その他の事情を考慮
して、必要と認めるときは、第三百十六條の十四（第三百十六條の二十一
第四項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠に
ついては検察官の請求により、第三百十六條の十八（第三百十六條の二十
二第四項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠
については被告人又は弁護人の請求により、決定で、当該証拠の開示の時
期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

② 裁判所は、前項の請求について決定をするときは、相手方の意見を聴か
なければならない。

③ (略)

第三百十六條の二十六 裁判所は、検察官が第三百十六條の十四若しくは第

第三百十六條の十五第一項（第三百十六條の二十一第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）若しくは第三百十六條の二十第一項（第三百十六條の二十二第五項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認めるとき、又は被告人若しくは弁護人が第三百十六條の十八（第三百十六條の二十二第四項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認めるときは、相手方の請求により、決定で、当該証拠の開示を命じなければならない。この場合において、裁判所は、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

② 裁判所は、前項の請求について決定をするときは、相手方の意見を聴かなければならない。

③ （略）

第三百十六條の二十七 裁判所は、第三百十六條の二十五第一項又は前条第一項の請求について決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官、被告人又は弁護人に対し、当該請求に係る証拠の提示を命ずることができる。この場合においては、裁判所は、何人にも、当該証拠の閲覧又は謄写をさせることができない。

② 裁判所は、被告人又は弁護人がする前条第一項の請求について決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官に対し、その保管する証拠であつて、裁判所の指定する範囲に属するものの標目を記載した一覧表の提示を命ずることができる。この場合においては、裁判所は、何人にも、当該一覧表の閲覧又は謄写をさせることができない。

③ （略）

第三百十六條の二十八 裁判所は、審理の経過にかんがみ必要と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いて、第一回公判期日後に、決定で、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を期日間整理手続に付することができる。

② 期日間整理手続については、前款（第三百十六條の二第一項及び第三百十六條の九第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、検察官、被告人又は弁護人が前項の決定前に取調べを請求している証拠については、期日間整理手続において取調べを請求した証拠とみなし、第三百十六條の六から第三百十六條の十まで及び第三百十六條の十二中「公判前整理手続期日」とあるのは「期日間整理手続期日」と、同条第二項中「公判前整理手続調書」とあるのは「期日間整理手続調書」と読み替えるものとする。

平成25年6月26日
内閣情報調査室

過去の防衛秘密漏えい事件における検察官への防衛秘密の提供について

平成20年に情報本部所属の一等空佐が、「中国潜水艦の動向」に関する情報を、防衛秘密に該当する情報を含むことを認識した上で、部外者に口頭により伝達した事件がある。当該事件については、警務隊が所要の捜査を行い、東京地検に被疑者を書類送検したが、防衛省は東京地検に対し、防衛秘密として指定された、本件漏えいの元となった中国潜水艦の動向について記載された文書を送致している。これは、東京地検に対して、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第96条の2第3項の規定に基づく防衛秘密の取扱いの業務を行わせたものではなく、防衛秘密を開示することによって得られる公益性に鑑み、防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第37号）第29条第1項に基づき防衛大臣の承認を得て、防衛秘密を伝達したものである。

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二 （略）

2 （略）

3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

2～6 （略）

○防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第37号）（抄）

（外部への交付及び伝達）

第29条 法第96条の2第3項に規定する場合のほか、防衛省以外の者に防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は防衛秘密を伝達するときは、防衛大臣の承認を受けなければならない。

2～4 （略）

防衛機密漏洩は起訴猶予

元一等空佐に
東京地検 読売記者聴取せず

二〇〇五年の中国潜水艦の事故を巡り、防衛機密が読売新聞記者に漏洩（もつえい）したとされる事件で、東京地検は十五日、自衛隊法違反（防衛機密漏洩）容疑で書類送検された防衛省情報本部の元一等空佐（50）に懲戒免職を起訴猶予処分とした。同地検は起訴猶予の理由について、容疑を認め、懲戒

二〇〇五年の中国潜水艦の事故を巡り、防衛機密が読売新聞記者に漏洩（もつえい）したとされる事件で、東京地検は十五日、自衛隊法違反（防衛機密漏洩）容疑で書類送検された防衛省情報本部の元一等空佐（50）に懲戒免職を起訴猶予処分とした。同地検は起訴猶予の理由について、容疑を認め、懲戒

年、元一佐の自宅などを家宅捜索。今年三月、元一佐を自衛隊法違反容疑で書類送検したほか、十月二日には「本人が容疑を認めたと」として懲戒免職とした。

取材の自由と国家秘密
読売新聞社の話 記事
・報道にあたる。

平成25年5月 日
内閣情報調査室**特定秘密の取扱いの業務を行わせる契約業者について（案）**

特定秘密についても、防衛秘密と同様に、特段の必要性がある場合には契約業者に取扱いの業務を行わせるため、自衛隊法第96条の2に基づく防衛秘密と同様の規定を本法第5条第3項に置くこととしている。

ところで、自衛隊法第96条の2第3項においては「防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者」に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることとしているところ、同項の「契約」とは、物件の製造又は役務の提供を行わせることについての契約ではなく、当該物件の製造又は役務の提供に関して防衛秘密を取り扱わせることについて防衛省との間で締結される契約であると解されている。実際の同項の運用においても、防衛省が物件の製造又は役務の提供を内容とする契約を直接締結した業者（いわゆる主契約業者）については、当該契約の内容に防衛秘密の取扱いの業務を行うことが当然に含まれていることから、同項に基づく防衛秘密を取り扱うこととされていることは言うまでもないが、これに加え、物件の製造又は役務の提供を内容とした契約を防衛省との間で直接に締結していない下請業者等であっても、当該下請業者等（丙）が防衛省（甲）及び主契約業者（乙）との間で、甲乙間で締結した主契約を補完するための付随契約として、乙丙間の下請負契約並びに当該下請負契約の履行のために必要な甲丙間の防衛秘密に係る文書、図画又は物件の無償貸付及び保護に関する契約を締結している場合には、当該契約を同項の「契約」に該当するものとして、防衛秘密を取り扱うことができることとされているところである。

このように、自衛隊法第96条の2第3項の「契約」とは、製造請負契約等の物件の製造又は役務の提供を目的とする契約を指すようにも見えるものの、実際は、当該物件の製造等に関して防衛省との間で締結される防衛秘密の取扱いの業務に関する契約であると解されている。したがって、本法においてはこのような契約関係を明確に規定することとし、~~契約業者について、第5条第3項において、「契約に基づき特定秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする」のではなく、「契約に基づき」「取扱いの業務を行わせる」ことが明らかになるよう、「行政機関の長は、（中略）政令で定めるところにより、当該行政機関との契約に基づき、特定秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者に特定秘密の取扱いの業務を行わせることができる。」~~「~~当該行政機関と特定秘密の取扱いの業務に係る契約を締結した者~~」と規定することとする。

【条文イメージ】

(定義)

第二条 (略)

2～5 (略)

6 この法律において「契約業者」とは、第五条第三項の規定により行政機関の長が当該行政機関との契約に基づき特定秘密の取扱いの業務を行わせる者をいう。

(他の行政機関の職員等に特定秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合)

第五条 行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特定秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

2 警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、警察庁長官の定めるところにより、都道府県警察の職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特定秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

3 行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、~~契約業者（当該行政機関との契約に基づき、特定秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者をいう。以下同じ。）~~に特定秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

【参照条文】

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二 1・2 （略）

3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4 （略）

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（抄）

（契約業者における防衛秘密の取扱いの業務）

第百十三条の五 防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者（次項及び第百十三条の十一において「契約業者」という。）は、次に掲げる基準に適合していなければならない。

一～四 （略）

2 契約業者との契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 防衛秘密の取扱いの業務に従事する役員及び職員の範囲の指定に関する事。

二 防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの取扱いの手続に関する事。

三 防衛秘密の伝達の手続に関する事。

四 防衛秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施に関する事。

五 当該契約業者以外の者への防衛秘密の提供の制限に関する事。

六 防衛秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関する事。

七 前各号に掲げるもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に関する事。

○防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第37号）（抄）

（契約業者における防衛秘密の取扱いの業務に関する申請）

第49条 防衛秘密管理者は、契約業者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせる必要があると認めるときは、その者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせるよう防衛大臣に申請しなければならない。

2 防衛秘密管理者は、前項の規定により防衛大臣の承認を受けたときは、契約締結までに、契約担当官等にその旨を通報するものとする。

3 (略)

(防衛秘密に係る契約の締結)

第50条 契約担当官等は、前条第2項の通報を受けた場合でなければ、当該契約業者と防衛秘密の取扱いの業務に係る契約を行うことができない。

2 前項の契約を行う場合には、当該契約において、別記第7号様式を基準として特約条項を定めなければならない。

3 契約担当官等は、第1項の契約を行ったときは、当該防衛秘密に係る防衛秘密管理者に通報するものとする。

(下請負)

第52条 契約担当官等は、契約業者から下請負の許可の申請がなされた場合において、当該下請負者が当該契約業者との契約に係る防衛秘密の取扱いの業務を行うことについては、当該下請負者が、第48条から第50条までの規定により防衛省との契約を行った場合に限り、許可を行うものとする。

別記第7号様式(第50条関係)

防衛秘密の保護に関する特約条項

(乙の一般義務)

第1条 乙(契約業者)は、主たる契約条項に基づく防衛秘密の保護に関しては、この特約条項の定めるところにより、万全を期さなければならない。

2 乙は、その役員若しくは職員又は下請負を行う場合においてはその相手方(以下「下請負者」という。)その他甲により防衛秘密に係る文書、図画又は物件(以下「特定資料」という。)又は防衛秘密を化体する装備品等及び製造途上にある仕掛品並びにこれらにより構成される装備品等(以下「特定物件」という。)を取扱う場所への立ち入りが許可された者の故意又は過失により防衛秘密が漏えいしたときであっても、その責任を免れることはできない。

第2条～第16条 (略)

(下請負)

第17条 乙は、特定資料若しくは特定物件の作成又は特定資料若しくは特定物件に係る役務の提供を第三者に下請負させてはならない。ただし、やむを得ず下請負を行う場合は、あらかじめ、甲に対し、下請負の相手方、契約内容、取り扱わせる防衛秘密を特定する事項、秘密保護の手段等を記した書面を添えて、甲の許可を得なければならない。

2 前項の規定により下請負を行う場合において、下請負者は、自衛隊法(昭和29年法律第165号。以下「法」という。)第96条の2第3項に規定する防衛省との契約を結んでいる者でなければならない。

3～5 (略)

第18条・第19条 (略)

○秘密保全に関する訓令等の解釈及び運用について（通達）（防防調第4607号19.4.27）
（抄）

第93 防衛秘密に係る契約の締結について

1 防秘訓令第50条に規定する契約を防衛省と行った者以外には防衛秘密の取扱いの業務を行わせることはできないため、当該契約を行っていない者に対しては（すなわち当該契約前には）、目的のいかんを問わず（例；見積資料の収集、機種選定）、防衛秘密の取扱いの業務を行わせてはならない。

2・3 （略）

第95 下請負について

1・2 （略）

3 防秘訓令第52条に規定する下請負者が防衛省と行う契約は、当該下請に係る主契約企業との契約を行った契約担当官等が行うものとする。同条に規定する下請負者が防衛省と行う契約の内容は、防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令に規定する無償貸付であり、下請負者が防衛省と契約を行うに際して、防衛秘密文書等の交付は、物品管理官（分任物品管理官を含む。）と協力して、同省令に規定された貸付手続を経るものとし、当該下請負者が遵守すべき事項として、防秘訓令別記第7号様式を基準とした条項を同省令第7条第5号に規定する貸付条件に含めるものとする。

4～6 （略）

○防衛秘密の保護に関する達（装備本部達第45号平成18年7月31日）（抄）

別記様式第34号（第54条関係）

【防衛秘密】に係る契約

支出負担行為担当官〇〇〇〇【防衛省】（以下「甲」という。）、××××【元請企業】（以下「乙」という。）、△△△△【下請企業】（以下「丙」という。）は、甲乙間で締結した調達要求番号〇〇〇〇の契約（以下「主契約」という。）を補完するための付随契約として、主契約に係る別紙の乙丙間の下請負契約並びに当該下請負契約の履行のために必要な甲丙間の防衛秘密（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第96条の2第1項に規定する防衛秘密をいう。）に係る文書、図画又は物件の無償貸付及び保護に関する契約を締結する。

（目的）

第1条 この契約は、主契約の付随契約として、主契約の履行を確保するため、甲乙丙三者間において締結するものである。

（以下略）

平成25年6月13日
内閣情報調査室

立法府及び司法府を本法の対象としないことについて

1 立法府を本法の対象としないことについて

- (1) 立法府は、国政調査権（憲法第62条）の行使として、行政府に対して特定秘密の提供を求めることがあり得る。

しかしながら、内閣又は官公署は、各議院又は各議院の委員会から求められた報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼすと認める場合には、内閣においてその旨の声明をして、これに応じないことができる（国会法（昭和22年法律第79号）第104条）ところ、特定秘密はその漏えいが我が国及び日本国民の安全に関わるものであるため、内閣等が特定秘密に係る報告又は記録の提出に応じることは相当程度限定されると考えられる¹。

- (2) また、憲法及び国会法には秘密会の規定があるが、国会議員はそもそも法律上、守秘義務を課せられていない（別紙参照）。これは、国会議員による活動の重要性に配慮し、国会議員による秘密の漏えいを禁止するという選択肢をあえて選択していないものと考えられる。

そうすると、国会議員に対する本法の適用の是非を検討するためには、国会議員の活動の在り方も踏まえつつ、立法府における秘密会の在り方や秘密保全の在り方全般と特定秘密の管理の在り方との関係を整理する必要があると考えられる。しかし、このような検討は、行政府とは独立の地位を有する立法府の在り方の根幹に関わることから、一義的には立法府における議論に委ねることが適当と考えられる²。

なお、国会職員については、各議院議長の監督の下で議院の事務を行う立場であることや、特定秘密に触れる機会が国会議員よりも少ないと考えられることを考慮すると、国会議員と併せて立法府における議論に委ねることが適当と考えられる。

-
- 1 特定秘密に係る報告又は記録の提出に応じるかどうかは、秘匿することによって守られるべき公益と国政調査権の行使によって得られるべき公益とを比較衡量することにより決定されるべきであると解される（昭和49年12月23日参・予算委での上田哲委員の質問に対する三木総理大臣の答弁において、国家公務員法の守秘義務に係る秘密と国政調査権との関係について同様の説明がなされており、防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」46・54頁において、自衛隊法の防衛秘密の防衛省外への提供について同様の解釈がとられている。）。したがって、そのような比較衡量の結果、行政機関が特定秘密に係る報告又は記録の提出に応じた場合、その行為には正当な理由が認められ、「漏らした」に当たらず、漏えい罪は成立しない。
- 2 国会議員であっても、国务大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣及び大臣政務官等が、行政機関の長又は幹部として特定秘密を取り扱う場合には、行政府の職員として本法の対象となる。

2 司法府を本法の対象としないことについて

(1)ア 司法府についても、例えば、特定秘密に係る文書等について、民事訴訟における原告が文書提出命令の申立てを行い、又は刑事訴訟における被告人・弁護人が証拠開示に係る裁定を請求した場合、裁判所がその必要性を判断するために国・検察官に対して当該文書等の提示を命じることがあり得る（民事訴訟法（平成8年法律第109号）第223条第6項、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第316条の2第1項）。しかしながら、文書等の秘匿性が極めて高い場合、裁判所は、実務上、提示命令を出すことなく文書提出命令の申立てや裁定請求を却下することが通常と考えられる³。

また、国家公務員法違反等の秘密漏えい事件の公判手続においては、いわゆる外形立証により、秘密の内容そのものを裁判官や裁判所職員に対して明らかにしないまま実質秘性を立証する方法が実務上確立しているところ、特定秘密の漏えい等事件についても当該方法によりその実質秘性を十分に立証し得るものと考えられる。

したがって、実際に裁判官及び裁判所職員が特定秘密に触れる機会は相当程度限定されると考えられる。

イ また、上記のような提示命令等の規定はあるが、裁判官には罰則を伴う守秘義務が設けられていない。これは、裁判官の高度の職業倫理や弾劾裁判等の制度による非違行為の抑制を踏まえ、裁判官による秘密の漏えいに対する刑事罰をあえて選択していないものと解される。

そうすると、裁判官に対する本法の適用の是非を検討するためには、裁判官の職業倫理の在り方も踏まえつつ、裁判官による秘密保全の在り方全般と特定秘密の管理の在り方との関係を整理する必要があると考えられる。しかし、このような検討は、行政府とは独立の地位を有する司法府の在り方に多大な影響を及ぼし得るため、一義的には司法制度全体に関する議論の機会に委ねることが適当と考えられる。

なお、裁判所職員については、裁判官の命に従い訴訟に関する事務を行う立場であることや、特定秘密に触れる機会が裁判官より少ないと考えられることを考慮すると、裁判官と併せて司法制度全体に関する議論の機会に委ねることが適当と考えられる。

(2) なお、司法府に関連して、裁判の過程で証拠開示を受けるなどして特定秘密を知得する可能性がある弁護士に対する本法の適用の是非も論点となり得ると考えられる。

しかしながら、弁護士は司法府に属する者ではなく、司法府において行われる裁判手続によって特定秘密を知得することがあるに過ぎない。加えて、弁護士は裁判

3 裁判所から特定秘密に係る文書等の提示を命じられた場合、これを拒む余地はないため、提示には正当な理由が認められ、「漏らした」に当たらず、漏えい罪は成立しない。

4 提示命令に係る手続においては、裁判官が文書等の内容を確認すれば足りるため、裁判所職員が当該文書等に触れないような運用も可能と考えられる。

官よりも特定秘密を知得する機会が稀であると考えられることも考慮すると、司法府に対する本法の適用についての検討と併せて検討すべきと考えられる⁵。

【参照条文】

○日本国憲法（昭和二十一年憲法）（抄）

第六十二条 両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

○国会法（昭和二十二年法律第七十九号）（抄）

第四百四条 各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

2 内閣又は官公署が前項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその議院又は委員会において受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

3 前項の理由を受諾することができない場合は、その議院又は委員会は、更にその報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

4 前項の要求後十日以内に、内閣がその声明を出さないときは、内閣又は官公署は、先に求められた報告又は記録の提出をしなければならない。

○民事訴訟法（平成八年法律第九号）（抄）

（文書提出義務）

第二百二十条 次に掲げる場合には、文書の所持者は、その提出を拒むことができない。

一～三 （略）

四 前三号に掲げる場合のほか、文書が次に掲げるもののいずれにも該当しないとき。

イ 文書の所持者又は文書の所持者と第九十六条各号に掲げる関係を有する者についての同条に規定する事項が記載されている文書

ロ 公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの

ハ 第九十七条第一項第二号に規定する事実又は同項第三号に規定する事項で、

5 弁護士については、刑法（明治44年法律第45号）で秘密漏示罪が規定されているが（刑法第134条第1項）、同罪は国の秘密には適用がないと解されている（通説）。他方、弁護人が、検察官から開示を受けた証拠の複製等を、対価として財産上の利益その他の利益を得る目的で人に交付等した場合には、刑事罰が科され得る（刑事訴訟法第281条の5第2項）。

黙秘の義務が免除されていないものが記載されている文書

ニ 専ら文書の所持者の利用に供するための文書(国又は地方公共団体が所持する文書にあっては、公務員が組織的に用いるものを除く。)

ホ (略)

(文書提出命令等)

第二百二十三条 (略)

2～5 (略)

6 裁判所は、文書提出命令の申立てに係る文書が第二百二十条第四号イからニまでに掲げる文書のいずれかに該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、文書の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された文書の開示を求めることができない。

7 (略)

○刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)(抄)

第二百八十一条の五 被告人又は被告人であつた者が、検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る複製等を、前条第一項各号に掲げる手続又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 弁護人(第四百四十条に規定する弁護人を含む。以下この項において同じ。)又は弁護人であつた者が、検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る複製等を、対価として財産上の利益その他の利益を得る目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときも、前項と同様とする。

第三百十六条の二十七 裁判所は、第三百十六条の二十五第一項又は前条第一項の請求について決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官、被告人又は弁護人に対し、当該請求に係る証拠の提示を命ずることができる。この場合においては、裁判所は、何人にも、当該証拠の閲覧又は謄写をさせることができない。

2・3 (略)

○刑法(明治四十年法律第四十五号)(抄)

(秘密漏示)

第三百十四条 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

【別紙】立法府及び司法府における守秘義務一覧

		守秘義務	罰則	備考
立法府	国会議員	×	—	憲法及び国会法に規定されている秘密会において公表しないとされたものを他に漏らした者について、参議院規則（昭和22年議決）では院内の懲罰規定が整備されている（同規則第236条、国会法第63条）が、衆議院規則には同様の規定はない。
	国会職員	○	×	
		国会職員法（昭和22年法律第85号）第19条		
司法府	裁判官	○	×	裁判官には官吏服務紀律により職務上知り得た秘密に守秘義務が課せられているが、高度な職業倫理に基づく行動ができる又は期待でき、それを担保するものとして弾劾裁判又は分限裁判の手續が設けられていることから、罰則で担保された守秘義務は課せられていない。（平成16年4月9日の衆議院法務委員会における司法制度改革推進本部事務局長答弁）。
			官吏服務紀律（明治20年勅令第39号）第4条第1項	
	裁判所職員	○	○	
		裁判所職員臨時措置法（昭和26年法律第299号）		

【参照条文】

○国会法(昭和二十二年法律第七十九号)(抄)

第六十三条 秘密会議の記録中、特に秘密を要するものとその院において議決した部分は、これを公表しないことができる。

○参議院規則(昭和二十二年参議院議定)(抄)

第二百三十六條 国会法第六十三条により公表しないものを他に漏した者に対しては、議長は、これを懲罰事犯として、懲罰委員会に付託する。

○国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)(抄)

第十九条 国会職員は、本属長の許可がなければ、職務上知り得た秘密を漏らすことはできない。その職を離れた後でも同様である。

○官吏服務紀律(明治二十年勅令第三十九号)(抄)

第四条 官吏ハ己ノ職務ニ関スルト又ハ他ノ官吏ヨリ聞知シタルトヲ問ハス官ノ機密ヲ漏洩スルコトヲ禁ス其職ヲ退ク後ニ於テモ亦同様トス

2 (略)

○裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)(抄)

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の採用試験、任免、給与、人事評価、能率、分限、懲戒、保障、服務、退職管理及び退職年金制度に関する事項については、他の法律に特別の定めのあるものを除くほか、当分の間、次に掲げる法律の規定を準用する。この場合において、これらの法律の規定(国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第三十八条第四号及び国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成十九年法律第四十五号)第八条第二項の規定を除く。)中「人事院」、「内閣総理大臣」、「内閣府」、「総務大臣」又は「内閣」とあるのは「最高裁判所」と、「人事院規則」、「政令」又は「命令」とあるのは「最高裁判所規則」と、「国家公務員倫理審査会」とあるのは「裁判所職員倫理審査会」と、「再就職等監視委員会」とあるのは「裁判所職員再就職等監視委員会」と、国家公務員法第八十二条第二項中「特別職に属する国家公務員」とあるのは「一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員(裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員を除く。)」と、同法第百六条の二第二項第三号中「官民人材交流センター(以下「センター」という。)」とあるのは「最高裁判所規則の定めるところにより裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の離職に際しての離職後の就職の援助に関する事務を行う最高裁判所の組織」と、同法第百六条の三第二項第三号中「センター」とあるのは「前条第二項第三号に規定する組織」と読み替えるものとする。

一 国家公務員法(第一条から第三条まで、第四条から第二十五条まで、第二十八条、第五十四条、第五十五条、第六十四条第二項、第六十七条、第七十条の三第二項、第七十三条第二項、第九十五条、第百六条の七から第百六条の十三まで、第百六条の十四第三項から第五項まで、第百六条の十五、第百六条の二十五、第百六条の二十六及び第百八条の規定並びにこれらの規定に関する罰則並びに執行官について第八十一条の二から第八十一条の六までの規定を除く。)

二～九 (略)

○国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)(抄)

(秘密を守る義務)

第百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

2~5 (略)

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一~十一 (略)

十二 第百条第一項若しくは第二項又は第百六条の十二第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

十三~十八 (略)

平成25年7月9日
内閣情報調査室

7 国家公務員法上の懲戒の事由等との関係について

1 国家公務員法上の懲戒の事由等との関係

(1) 国家公務員法等における規定

国家公務員法（昭和22年法律第120号）等においては、官職に就くための絶対的能力要件として、欠格条項が定められており（国家公務員法第38条）、職員となった後に欠格条項に新たに該当することとなった場合には当然にその職を失うとされている（国家公務員法第76条）。

また、職員の分限、懲戒及び保障については公正でなければならないとされ（国家公務員法第74条）、職員は、法定事由によらない限り、その意に反して、降任、休職、免職又は降給されることはなく（国家公務員法第75条）、本人の意に反する降任及び免職、本人の意に反する休職については、処分事由が法定され（国家公務員法第78条、第79条）、また、降給については、処分事由が人事院規則に具体的に定められている（人事院規則11-10第4条、第5条）。これら分限処分は、特定の場合に職員の身分保障が公務能率を阻害することがあることから、職員の意に反して身分を変動し、喪失させるものである。また、懲戒処分についても、懲戒事由が法定されており（国家公務員法第82条）、職員の義務違反に対し、公務の規律及び秩序維持の観点から制裁が科されるが、懲戒処分は、分限処分とは異なり、職員の責めに帰すべき義務違反、具体的には公務組織の規律や秩序を乱す非違行為あるいは不作為の存在を前提としている。

(2) 適性評価制度における調査事項と懲戒の事由等との関係

本法案において導入する適性評価制度は、行政機関の長又は警察本部長が、特定秘密の取扱いの業務を行わせようとする個別具体の職員について、当該者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏えいするおそれがあるかどうかを評価するものであり、公務員の能力を評価するものではない。こうした特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏えいするおそれがあるかどうかの評価は、国家公務員法等における

欠格条項で判断される官職に就く能力、分限処分において判断される公務能率を阻害していること、懲戒処分において判断される公務の規律と秩序を乱していることを評価するものではない。

また、以下の表のとおり、適性評価の調査事項を個別具体的にみると、適性評価に当たって調査する事項は、

- ・ 欠格条項、分限の事由及び懲戒の事由（以下「懲戒の事由等」という。）と関係を有する事項ではあるものの、適性評価で調査する事項は懲戒の事由等の対象となる事由に比べ、広範であり、かつ、懲戒の事由等に該当しなくとも、適性評価に当たっては特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあると判断される事項となり得るものがあること
- ・ 懲戒の事由等に該当し得る事由には何ら当てはまらないものがあること

から、懲戒の事由等のみでは、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかを判断することはできない。

調査項目	適性評価における調査事項と懲戒の事由等との差異
特定有害活動との関係	「日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者」が欠格条項に該当するが、適性評価においては、これに限られず、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国民及び国民の安全への脅威となる諜報その他の活動並びにテロ活動（以下「特定有害活動」という。）との関係が調査事項とされる。また、特定有害活動を行う団体との関係についても、構成員に加え、これを支援している場合等も含まれる。
	国籍については、欠格条項に明文の規定はないが、公務員に関する当然の法理として、公権力の行使又は国家意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには国籍を必要とするものと解すべきとされている。また、適性評価においても、国籍は調査事項とされる。
	家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所その他政令で定めるものは、懲戒の事由等の対象とされていない。
犯罪及び懲	「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けること

戒の経歴	<p>がなくなるまでの者」が欠格条項に該当するが、適性評価においては、刑の種類や軽重、執行猶予中であるか否かを問わない。</p> <p>2年以内の懲戒免職処分は欠格条項に該当するが、適性評価においては、懲戒免職に限らず、全ての懲戒の経歴を調査の対象とし、また、時期を問わない。</p>
情報の取扱いに係る非違の経歴	懲戒の事由等の対象とならないが、適性評価においては、情報の取扱いに関し、監督上の注意・指導を受けたことがあるか否かが調査事項とされる。
薬物の濫用及び影響	薬物の濫用は、これが法律違反に該当する場合には懲戒処分の対象となり得る。また、薬物の影響により心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合には、分限処分の対象となり得る。一方で、適性評価においては、こうした場合のみならず、処方された薬物を服用することにより眠気・ふらつき等の薬理効果が生じているか否かも調査事項とされる。
精神疾患	精神的故障により職務の遂行に支障が生じる場合には分限処分の対象となり得るが、適性評価に当たっては、職務の遂行に支障が生じない場合でも、職務内外にかかわらず、記憶を失ったり、自己に損害を発生させる行為をとったりしたことがないかなどが調査事項とされる。
飲酒についての節度	飲酒の結果により、心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合には、分限処分の対象となり得る。一方で、適性評価においては、こうした場合のみならず、所持品の紛失、自己に損害を発生させる行動や器物損壊等の行動を取ったことがあるかなども調査事項とされる。
信用状態その他の経済的な状況	通常、懲戒の事由等の対象とならないが、適性評価においては、自己の資力に照らし不相応な金銭消費が見受けられないかなどが調査事項とされる。

2 適性評価の実施のために取得した個人情報の取扱い

適性評価においては、通常の人事管理上保有される個人情報以外にも、精神疾患や経済的な状況といったプライバシーに深く関わる個人情報を取得することとなる。適性評価によって取得されたプライバシーに深く関わる個人情報が、例えば人事評価において利用されるのではないかと、いった不安感や不信感が評価対象者に発生すると、評価対象者が正確な情報を提供することを躊躇し、適性評価の実効性を損なうことになりかねない。

い。このため、本法案においては、適性評価の実施に当たって取得する個人情報をも目的外で利用し、又は提供してはならないこととしている。

しかしながら、1のとおり、適性評価で調査する事項は、懲戒の事由等の対象となる事由と関係を有する事項があることから、適性評価を実施するために行う調査において、評価対象者について懲戒の事由等に該当する事由が明らかになることも想定される。このような個人情報を懲戒処分等のために、利用・提供することを禁止することとする場合、行政機関の長において、懲戒の事由等に該当する事由の存在を認識しながら、何らの措置を取ることができず、結果として職務を遂行することについての適格性を欠く者をその職位にとどまらせるという不合理な事態が生じることとなる。したがって、このような場合には、個人情報の利用・提供を例外的に認めることとする。

【参照条文】

○国家公務員法（昭和二十二年法律第一百二十号）（抄）

（欠格条項）

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、人事院規則の定める場合を除くほか、官職に就く能力を有しない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 人事院の人事官又は事務総長の職にあつて、第九十九条から第一百二十二条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（分限、懲戒及び保障の根本基準）

第七十四条 すべて職員の分限、懲戒及び保障については、公正でなければならない。

② （略）

(身分保障)

第七十五条 職員は、法律又は人事院規則に定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない。

② 職員は、人事院規則の定める事由に該当するときは、降給されるものとする。

(欠格による失職)

第七十六条 職員が第三十八条各号の一に該当するに至つたときは、人事院規則に定める場合を除いては、当然失職する。

(本人の意に反する降任及び免職の場合)

第七十八条 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、人事院規則の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 その他その官職に必要な適格性を欠く場合
- 四 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

(本人の意に反する休職の場合)

第七十九条 職員が、左の各号の一に該当する場合又は人事院規則で定めるその他の場合においては、その意に反して、これを休職することができる。

- 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合

(懲戒の場合)

第八十二条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令(国家公務員倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項

の規定に基づく規則を含む。)に違反した場合

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

三 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

② (略)

(秘密を守る義務)

第百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

②～⑤ (略)

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

(欠格条項)

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、隊員となることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

三 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

四 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 隊員は、前項各号の一に該当するに至ったときは、防衛省令で定める場合を除き、当然失職する。

(身分保障)

第四十二条 隊員は、懲戒処分による場合及び次の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、降任され、又は免職されることがない。

一 勤務成績がよくない場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 前二号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を欠く場合

四 組織、編成若しくは定員の改廃又は予算の減少により、廃職又は過員を生じた場合

第四十三条 隊員は、次の各号の一に該当する場合又は政令で定める場合

を除き、その意に反して休職にされることがない。

- 一 心身の故障のため長期の休養を要する場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合

○人事院規則一一一一〇（職員の降給）（平成二十一年人事院規則一一一一〇）（抄）

（降格の事由）

第四条 各庁の長（給与法第七条に規定する各庁の長又はその委任を受けた者をいう。以下同じ。）は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第二号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、各庁の長が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

一 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）

イ 職員の能力評価又は業績評価の人事評価政令第九条第三項（人事評価政令第十四条において準用する場合を含む。）に規定する確認が行われた人事評価政令第六条第一項に規定する全体評語が最下位の段階である場合（次条及び第六条第一項第一号イにおいて「定期評価の全体評語が最下位の段階である場合」という。）その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合において、指導その他の人事院が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

ロ 各庁の長が指定する医師二名によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合

ハ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の人事院が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善

されないとき。

- 二 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の給与法第八条第一項の規定による定数に不足が生じた場合
(降号の事由)

第五条 各庁の長は、職員の定期評価の全体評語が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であつて、指導その他の人事院が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

○地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抄）

（欠格条項）

第十六条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（分限及び懲戒の基準）

第二十七条 すべて職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。

- 2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める

事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。

3 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。

(降任、免職、休職等)

第二十八条 職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

一 勤務実績が良くない場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合

四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反してこれを休職することができる。

一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

二 刑事事件に関し起訴された場合

3 (略)

4 職員は、第十六条各号(第三号を除く。)の一に該当するに至ったときは、条例に特別の定がある場合を除く外、その職を失う。

(懲戒)

第二十九条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

2～4 (略)

(秘密を守る義務)

第三十四条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2・3 (略)

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

3・4 （略）

5 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（利用及び提供の制限）

第八条 （略）

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが

明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供すること
について特別の理由のあるとき。

3・4 (略)

平成25年7月9日
内閣情報調査室

3 行政機関の長等を適性評価の対象としないことについて

本法案においては、特定秘密の漏えいの防止を徹底する観点から、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者を、適性評価により特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められたものに原則として限定しているが、

- 行政機関の長
- 国務大臣
- 内閣官房副長官
- 内閣総理大臣補佐官
- 副大臣
- 大臣政務官
- その他職務の特性等を勘案して政令で定める者

については、それぞれ次の理由から、例外的に適性評価を実施することなく、特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとしている。

1 行政機関の長

行政機関の長には、国務大臣をもって充てられる場合のほか国務大臣以外の国家公務員をもって充てられる場合（内閣法制局長官、宮内庁長官、警察庁長官、検事総長等）がある。いずれの場合であっても、行政機関の長は、当該行政機関の事務を統括し、その所掌事務を遂行しているところ、仮に、適性評価の結果、行政機関の長が特定秘密を漏らすおそれがあると認められた場合、当該行政機関の長は、その所掌事務遂行のために必要な特定秘密の取扱いの業務を行うことができず、必要な職責を果たすことが困難となる。そもそも、本法案においては、特定秘密の指定や適性評価等について、行政機関の長がこれを実施することとしており、このような行政機関の長の職責の重大性から、その任命に当たっては、特定秘密の取扱いの業務を行う蓋然性を考慮することが合理的に期待される。したがって、行政機関の長については、適性評価の対象とすることは適当でない。

なお、上記のとおり、行政機関の長については、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかの観点から評価を行う適性評価の対象とはしていないが、漏えい行為に関する罰則については、他の職員等と同様に適用されることとなっており、漏えいの防止を図ることとしている。

2 国務大臣

内閣総理大臣及び内閣総理大臣により任命された国務大臣で組織される内閣において、内閣の意思決定その他の活動は閣議によることとされ（内閣法（昭和22年法律第5号）第4条第1項）、内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負うとされている（憲法第66条第3項）。閣議においては、内閣の重要政策に関する基本的な方針その他の案件が議題となり、特定秘密の取扱いの業務を行うことが当然に想定される場所であり、仮に、適性評価の結果、国務大臣が特定秘密を漏らすおそれがあると認められ、特定秘密の取扱いの業務を行うことができない場合、当該国務大臣は当該閣議に参画することができず、内閣が連帯して責任を負うことができない事態が生じる。また、このような国務大臣の職責の重大性から、内閣総理大臣は国務大臣を任命するに当たって、特定秘密の取扱いの業務を行う蓋然性を考慮することが合理的に期待される。したがって、国務大臣を適性評価の対象とすることは適当ではない。

なお、上記のとおり、国務大臣については、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかの観点から評価を行う適性評価の対象とはしていないが、漏えい行為に関する罰則については、他の職員等と同様に適用されることとなっており、漏えいの防止を図ることとしている。

3 内閣官房副長官、副大臣

内閣官房副長官及び副大臣（以下「内閣官房副長官等」という。）は、それぞれ、内閣官房長官、大臣が不在の場合にあらかじめその命を受け、その職務を代行することとされており（内閣法第14条第3項、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第16条第3項）、仮に、適性評価の結果、内閣官房副長官等が特定秘密を漏らすおそれがあると認められ、特定秘密

の取扱いの業務を行うことができない場合、当該内閣官房副長官等は、それぞれ内閣官房長官、大臣の職務を代行することができず、代行すべき国務大臣の職責を果たすことができないおそれがある。したがって、内閣官房副長官等を適性評価の対象とすることは適当ではない。

なお、上記のとおり、内閣官房副長官等については、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかの観点から評価を行う適性評価の対象とはしていないが、漏えい行為に関する罰則については、他の職員等と同様に適用されることとなっており、漏えいの防止を図ることとしている。

4 内閣総理大臣補佐官

内閣総理大臣補佐官は、内閣法第20条第2項において、「内閣の重要政策に関し、内閣総理大臣に進言し、及び内閣総理大臣の命を受けて、内閣総理大臣に意見を具申する」と規定され、内閣総理大臣のブレーンとして、内閣の重要政策に関し、内閣総理大臣の思考及び判断を助けるものとされている。したがって、その職務は内閣総理大臣との一体性が強く、職務の遂行に当たっては内閣総理大臣の直接の指揮監督を受け、また、取り扱う内容は内閣の重要政策であることが前提となっており、仮に、適性評価により特定秘密を漏らすおそれがあると認められ特定秘密の取扱いの業務を行うことができない場合、内閣総理大臣に対する補佐を十分に全うことができなくなる。

また、内閣総理大臣補佐官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣において行う（内閣法第20条第4項）とされており、上記のような内閣総理大臣補佐官の職責の重大性から、内閣総理大臣は、内閣総理大臣補佐官の任命の申出を行うに当たって、特定秘密の取扱いの業務を行う蓋然性を考慮することが合理的に期待される。

したがって、内閣総理大臣補佐官を適性評価の対象とすることは適当でない。

なお、上記のとおり、内閣総理大臣補佐官については、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかの観点から評価を行う適性評価の対象とはしていないが、漏えい行為に関する罰則については、他の職員等と同様に適用されることとなっており、漏えいの防止

を図ることとしている。

5 大臣政務官

大臣政務官は、特定の政策及び企画に参画することとされており、大臣政務官は、大臣及び副大臣と共に、意思決定を行うなど当該行政機関の運営に責任を有している*1。これら三者は特定秘密を共有することが当然に想定される場所であり、仮に、適性評価の結果、大臣政務官が特定秘密を漏らすおそれがあると認められ、特定秘密の取扱いの業務を行うことができない場合、当該大臣政務官は当該行政機関における意思決定に参画することができず、当該行政機関の運営に支障が生じるおそれがある。したがって、大臣政務官を適性評価の対象とすることは適当ではない。

なお、上記のとおり、大臣政務官については、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかの観点から評価を行う適性評価の対象とはしていないが、漏えい行為に対する罰則については、他の職員等と同様に適用されることとなっており、漏えいの防止を図ることとしている。

6 職務の特性等を勘案して政令で定める者

職務の特性等を勘案して政令で定める者としては、合議制の機関を構成する職であって、就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とするものを想定している。

就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする職には、本法に規定する行政機関の長に該当する合議制の機関を構成する職とその他の合議制の機関を構成する職とがあり、前者の例として、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第5条第1項に定める人事官、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第4条第1項に定める検査官、警察法（昭和29年法律第162号）第7条第1項に定める国家公安委員会委員が、また、後

*1 これに対し、事務次官は、政務三役の意思決定に基づき行われる政策の実施、個別の行政執行等の事務責任者とされている（「衆議院議員柿沢未途（みんな）提出事務次官の役割に関する質問に対する答弁書について（内閣衆質173第35号）」）。

者の例として、国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）第14条第1項に定める国家公務員倫理審査会会長及び委員、内閣府設置法（平成11年法律第89号）第30条第1項に定める総合科学技術会議議員がある。

このうち、本法案に規定する行政機関の長とされる合議制の機関を構成する職を占める者については、当該合議制の機関が本法案に規定する行政機関の長として職責を果たすためには、その構成員についても、適性評価の対象とすることは適当ではない。

また、その他の合議制の機関を構成する職を占める者についても、各法において、その選任について、民主的なコントロールを確保するため、国民の代表たる国会を関与させることとされており、当該者の罷免についても、各法に規定する事由が必要とされている。したがって、仮に、適性評価の結果、これらの者が特定秘密を漏らすおそれがあると認められ、特定秘密の取扱いの業務を行うことができない場合、その者が適切に当該機関の意思決定に関与することができず、かつ、別の者が直ちにこれに替わることもできないため、結果的に、当該機関が職責を果たすことが困難となるおそれがある。したがって、これらの者を適性評価の対象とすることは適当ではない。

なお、上記のとおり、これらの者については、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかの観点から評価を行う適性評価の対象とはしていないが、漏えい行為に関する罰則については、他の職員等と同様に適用されることとなっており、漏えいの防止を図ることとしている。

【参照条文】

○日本国憲法（抄）

〔内閣の組織・国会に対する連帯責任〕

第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国务大臣でこれを組織する。

② （略）

③ 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

○内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）

第四条 内閣がその職権を行うのは、閣議によるものとする。

②・③ （略）

第十四条 （略）

2 （略）

3 内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務を助け、命を受けて内閣官房の事務をつかさどり、及びあらかじめ内閣官房長官の定めるところにより内閣官房長官不在の場合その職務を代行する。

第十五条 （略）

2 （略）

3 内閣危機管理監の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣において行う。

4・5 （略）

第二十条 （略）

2 内閣総理大臣補佐官は、内閣の重要政策に関し、内閣総理大臣に進言し、及び内閣総理大臣の命を受けて、内閣総理大臣に意見を具申する。

3 （略）

4 第十五条第三項及び第四項の規定は内閣総理大臣補佐官について、同条第五項の規定は常勤の内閣総理大臣補佐官について準用する。

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第一百二十号）（抄）

（行政機関の長の権限）

第十条 各省大臣、各委員会の委員長及び各庁の長官は、その機関の事務を統括し、職員の仕事について、これを統督する。

（副大臣）

第十六条 （略）

2 （略）

3 副大臣は、その省の長である大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理し、並びにあらかじめその省の長である大臣の命を受けて大臣不在の場合その職務を代行する。

4 （略）

5 副大臣の任免は、その省の長である大臣の申出により内閣が行い、天

皇がこれを認証する。

- 6 副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国务大臣がすべてその地位を失ったときは、これと同時にその地位を失う。

(大臣政務官)

第十七条 (略)

2 (略)

- 3 大臣政務官は、その省の長である大臣を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理する。

4 (略)

- 5 大臣政務官の任免は、その省の長である大臣の申出により、内閣がこれを行う。

- 6 前条第六項の規定は、大臣政務官について、これを準用する。

○内閣府設置法（平成十三年法律第八十九号）（抄）

(内閣官房長官及び内閣官房副長官)

第八条 (略)

- 2 内閣官房副長官は、内閣法に定める職務を行うほか、内閣官房長官の命を受け、内閣府の事務のうち特定事項に係るものに参画する。

(副大臣)

第十三条 (略)

2 (略)

- 3 副大臣は、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、政策及び企画（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）をつかさどり、政務（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）を処理する。

4 (略)

- 5 副大臣の任免は、内閣総理大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。

- 6 副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国务大臣が全てその地位を失ったときに、これと同時にその地位を失う。

(大臣政務官)

第十四条 (略)

2 (略)

- 3 大臣政務官は、内閣官房長官又は特命担当大臣を助け、特定の政策及び企画（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）に参画し、政務（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）を処理する。
- 4 （略）
- 5 大臣政務官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。
- 6 （略）

特別職の国家公務員(本法に規定する行政機関の職員に限る。)の守秘義務・罰則の有無と適性評価の対象外となる職について

(適性評価の対象外となる類型)

「A」…行政機関の長であるため。

「B」…国務大臣(Aを除く。)であるため。

「C」…内閣官房副長官、副大臣であるため。

「D」…内閣総理大臣補佐官であるため。

「E」…大臣政務官であるため。

「F」…合議制の機関を構成する職であって、就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とするものであるため。

適性評価の対象外	職名	任命等の根拠	守秘義務の根拠	法定刑と根拠	
○ (A)	内閣総理大臣	日本国憲法第6条第1項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務紀律第4条第1項を適用)	—	
○ (B)	国務大臣	日本国憲法第68条第1項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務紀律第4条第1項を適用)	—	
○ (F)	検査官	会計検査院法第4条第1項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務紀律第4条第1項を適用)	—	
○ (A)	内閣法制局長官	内閣法制局設置法第2条第1項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務紀律第4条第1項を適用)	—	
○ (C)	内閣官房副長官	内閣法第14条第2項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務紀律第4条第1項を適用)	—	
○ (C)	副大臣	国家行政組織法第16条第5項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務紀律第4条第1項を適用)	—	
○ (E)	大臣政務官	国家行政組織法第17条第5項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務紀律第4条第1項を適用)	—	
法律上の守秘義務あり(官吏服務規律)	内閣総理大臣秘書官	内閣法第21条第1項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務紀律第4条第1項を適用)	—	
	国務大臣秘書官	内閣法第21条第1項 国家行政組織法第19条第1項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務紀律第4条第1項を適用)	—	
	人事院総裁秘書官	人事院規則(一)第3条第1項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務紀律第4条第1項を適用)	—	
	会計検査院長秘書官	会計検査院法第13条	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務紀律第4条第1項を適用)	—	
	内閣法制局長官秘書官	内閣法制局設置法施行令第7条第1項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務紀律第4条第1項を適用)	—	
	宮内庁長官秘書官	宮内庁法第9条第4項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務紀律第4条第1項を適用)	—	
	○ (A)	宮内庁長官	宮内庁法第8条第2項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務紀律第4条第1項を適用)	—
		侍従長	宮内庁法第10条第2項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務紀律第4条第1項を適用)	—
		侍従	宮内庁法第3条、第16条第1項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務紀律第4条第1項を適用)	—

適性評価の対象外	職名	任命等の根拠	守秘義務の根拠	法定刑と根拠
○ (F)	人事官	国家公務員法第5条第1項	国家公務員法第6条第2項(同法第100条第1項を準用)	—
○ (F)	公正取引委員会委員長、委員	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第29条第2項	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第39条	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第93条)
	内閣危機管理監	内閣法第15条第3項	内閣法第15条第4項(国家公務員法第100条第1項を準用)	—
	内閣情報通信政策監	内閣法第16条第3項(同法第15条第3項を準用)	内閣法第16条第3項(内閣法第15条第4項、国家公務員法第100条第1項を準用)	—
	内閣官房副長官補	内閣法第17条第3項(同法第15条第3項を準用)	内閣法第17条第3項(内閣法第15条第4項、国家公務員法第100条第1項を準用)	—
	内閣広報官	内閣法第18条第3項(同法第15条第3項を準用)	内閣法第18条第3項(内閣法第15条第4項、国家公務員法第100条第1項を準用)	—
	内閣情報官	内閣法第19条第3項(同法第15条第3項を準用)	内閣法第19条第3項(内閣法第15条第4項、国家公務員法第100条第1項を準用)	—
○ (D)	内閣総理大臣補佐官	内閣法第20条第4項(同法第15条第3項を準用)	内閣法第20条第4項(内閣法第15条第4項、国家公務員法第100条第1項を準用)	—
○ (F)	国家公務員倫理審査会会長、委員	国家公務員法第14条第1項	国家公務員倫理法第18条第1項	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金(国家公務員倫理法第46条)
○ (F)	公害等調整委員会委員長、委員	公害等調整委員会設置法第7条第1項	公害等調整委員会設置法第11条第1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金(公害等調整委員会設置法第20条)
○ (F)	中央労働委員会委員	労働組合法第19条の3第2項	労働組合法第23条	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金(労働組合法第29条)
○ (F)	情報公開・個人情報保護審査会委員	情報公開・個人情報保護審査会設置法第4条第1項	情報公開・個人情報保護審査会設置法第4条第8項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(情報公開・個人情報保護審査会設置法第18条)
○ (F)	公害健康被害補償不服審査会委員	公害健康被害の補償に関する法律第113条第1項	公害健康被害の補償等に関する法律第123条	1年以下の懲役又は10万円以下の罰金(公害健康被害の補償等に関する法律第145条)
○ (F)	会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員	会計検査院法第19条の3第1項	会計検査院法第19条の2第8項	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金(会計検査院法第19条の5)
○ (F)	政治資金適正化委員会委員	政治資金規正法第19条の32第1項	政治資金規正法第19条の32第7項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(政治資金規正法第26条の7)
○ (F)	関連価格等算定委員会委員	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第33条第1項	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第33条第9項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第44条)
○ (F)	原子力規制委員会委員長、委員	原子力規制委員会設置法第7条第1項	原子力規制委員会設置法第11条第1項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(原子力規制委員会設置法第29条)
○ (F)	国家公安委員会委員	警察法第7条第1項	警察法第10条第1項(国家公務員法第100条第1項を準用)	—
○ (F)	原子力委員会委員長、委員	原子力委員会設置法第5条第1項	原子力委員会設置法第10条	—
○ (F)	運輸安全委員会委員長、委員	運輸安全委員会設置法第8条第1項	運輸安全委員会設置法第12条第1項	—
○ (F)	総合科学技術会議議員	内閣府設置法第29条第1項第6号	内閣府設置法第33条第1項	—
○ (F)	再就職等監視委員会委員長、委員	国家公務員法第106条の8第1項	国家公務員法第106条の12第1項	—
○ (F)	証券取引等監視委員会委員長、委員	金融庁設置法第12条第1項	金融庁設置法第16条第1項	—
○ (F)	公認会計士・監査審査会会長、委員	公認会計士法第37条の2第1項	公認会計士法第37条の6第1項	—

法律上の守秘義務あり(個別法)

適性評価の対象外	職名	任命等の根拠	守秘義務の根拠	法定刑と根拠
○ (F)	食品安全委員会委員	食品安全基本法第29条第1項	食品安全基本法第32条第1項	—
○ (F)	公益認定等委員会委員	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第35条第1項	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第39条第1項	—
○ (F)	国地方係争処理委員会委員	地方自治法第250条の9第1項	地方自治法第250条の9第13項	—
○ (F)	電気通信紛争処理委員会委員	電気通信事業法第147条第1項	電気通信事業法第150条第1項	—
○ (F)	運輸審議会委員	国土交通省設置法第18条第1項	国土交通省設置法第21条第1項	—
○ (F)	土地鑑定委員会委員	地価公示法第15条第1項	地価公示法第18条第1項	—
○ (F)	衆議院議員選挙区画定審議会委員	衆議院議員選挙区画定審議会設置法第6条第2項	衆議院議員選挙区画定審議会設置法第6条第7項	—
○ (F)	国会等移転審議会委員	国会等の移転に関する法律第15条第2項	国会等の移転に関する法律第15条第8項	—
○ (F)	電波監理審議会委員	電波法第99条の3第1項	電波法第99条の4（国家公務員法第100条第1項を準用）	—
	特命全權大使	外務公務員法第8条第1項	外務公務員法第4条第1項（国家公務員法第100条第1項を準用）	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金（外務公務員法第27条）
	特命全權公使	外務公務員法第8条第1項	外務公務員法第4条第1項（国家公務員法第100条第1項を準用）	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金（外務公務員法第27条）
	特派大使	外務公務員法第8条第2項	外務公務員法第4条第1項（国家公務員法第100条第1項を準用）	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金（外務公務員法第27条）
	政府代表	外務公務員法第8条第2項	外務公務員法第4条第1項（国家公務員法第100条第1項を準用）	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金（外務公務員法第27条）
	全権委員	外務公務員法第8条第2項	外務公務員法第4条第1項（国家公務員法第100条第1項を準用）	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金（外務公務員法第27条）
	政府代表又は全権委員の代理並びに特派大使、政府代表又は全権委員の顧問及び随員	外務公務員法第8条第2項	外務公務員法第4条第1項（国家公務員法第100条第1項を準用）	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金（外務公務員法第27条）
	防衛省職員（自衛隊員）	自衛隊法第35条第1項	自衛隊法第59条第1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金（自衛隊法第118条第1項）

法律上の守秘義務あり（個別法）

	東宮大夫	宮内庁法第12条第1項	—	—
	式部官長	宮内庁法第13条第1項	—	—
	侍従次長	宮内庁法第10条第2項	—	—
	官務主管	宮内庁組織令第3条第1項	—	—
	皇室医務主管	宮内庁組織令第3条第1項	—	—
	女官長及び女官	宮内庁組織令第4条第1項、第16条第1項	—	—
	侍医長及び侍医	宮内庁組織令第4条第1項、第16条第1項	—	—
	東宮侍従長及び東宮侍従	宮内庁組織令第5条第1項、第17条第1項	—	—

法律上の守秘義務なし

選任評価の対象外	職名	任命等の根拠	守秘義務の根拠	法定刑と根拠
	東宮女官長及び東宮女官	宮内庁組織令第5条第1項、第17条第1項	—	—
	東宮侍医長及び東宮侍医	宮内庁組織令第5条第1項、第17条第1項	—	—
	官務官	人事院規則一五第2条第9号	—	—
	侍女長	人事院規則一五第2条第9号	—	—
○ (F)	中央更生保護審査会委員長、委員	更生保護法第6条第1項	—	—
○ (F)	社会保険審査会委員長、委員	社会保険審査官及び社会保険審査会法第22条第1項	—	—
○ (F)	地方財政審議会委員	総務省設置法第12条第1項	—	—
○ (F)	労働保険審査会委員	労働保険審査官及び労働保険審査会法第27条第1項	—	—
○ (F)	公安審査委員会委員長、委員	公安審査委員会設置法第5条第1項	—	—
○ (F)	中央社会保険医療協議会公益を代表する委員	社会保険医療協議会法第3条第6項	—	—
○ (F)	中央選挙管理委員会委員	公職選挙法第5条の2第2項	—	—
	日本ユネスコ国内委員会委員	ユネスコ活動に関する法律第9条第1項	—	—
	日本学士院会員	日本学士院法第3条第1項	—	—
	日本学術会議会員	日本学術会議法第7条第2項	—	—

法律上の守秘義務なし

参照条文等

○官吏服務紀律（明治二十年勅令第三十九号）（抄）

第4条 官吏ハ己ノ職務ニ関スルト又ハ他ノ官吏ヨリ聞知シタルトヲ問ハス官ノ機密ヲ漏洩スルコトヲ禁ス其職ヲ退ク後ニ於テモ亦同様トス
2 （略）

○国家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律（昭和二十二年法律第二百一十一号）（抄）

- ① 官吏その他政府職員の任免、叙級、休職、復職、懲戒その他身分上の事項、俸給、手当その他給与に関する事項及び服務に関する事項については、その官職について国家公務員法の規定が適用せられるまでの間、従前の例による。但し、法律又は人事院規則（人事院の所掌する事項以外の事項については、政令）を以て別段の定をなしたときは、その定による。
- ② （略）

○国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）

（秘密を守る義務）

第百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

②～⑤ （略）

（参考1）

○衆議院議員西村眞悟君提出我が国における外国人諜報部員の把握に関する質問に対する答弁書（内閣衆質第141第12号）

7について

一般職の国家公務員については、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第百条第一項において、秘密を守る義務が規定されている。

特別職の国家公務員についても、必要に応じて、個別の法令において秘密を守る義務が規定されている。また、特別職の国家公務員のうち国務大

3 国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官の規定順の例

○公職選挙法(昭和二十五年法律第百号) (抄)

(公務員の立候補制限)

第八十九条 国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。)若しくは特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員若しくは職員は、在職中、公職の候補者となることができない。ただし、次の各号に掲げる公務員(特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員及び職員を含む。次条及び第百三条第三項において同じ。)は、この限りでない。

一 内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣及び大臣政務官

二～五 (略)

2・3 (略)

○国会法(昭和二十二年法律第七十九号) (抄)

第三十九条 議員は、内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官及び別に法律で定めた場合を除いては、その任期中国又は地方公共団体の公務員と兼ねることができない。ただし、両議院一致の議決に基づき、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与その他これらに準ずる職に就く場合は、この限りでない。

○国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号) (抄)

(一般職及び特別職)

第二条 (略)

2 (略)

3 特別職は、次に掲げる職員の職とする。

一 内閣総理大臣

- 二 国務大臣
- 三 人事官及び検査官
- 四 内閣法制局長官
- 五 内閣官房副長官
- 五の二 内閣危機管理監
- 五の三 内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官
- 六 内閣総理大臣補佐官
- 七 副大臣
- 七の二 大臣政務官
- 八 内閣総理大臣秘書官及び国務大臣秘書官並びに特別職たる機関の長の秘書官のうち人事院規則で指定するもの
- 九～十七 (略)
- 4～7 (略)

○ 内閣総理大臣が任命又は任免する職（国会議員・大臣等から任命・任免）

名称	任命・任免の方法	任命・任免の根拠	職務	職務内容の根拠	国会議員から任命	大臣、副大臣、政務官から任命
1 国務大臣	内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。	日本国憲法第68条第1項	内閣総理大臣と国務大臣で構成される内閣は、一般行政事務等を行う。	日本国憲法第73条	○ (過半数)	
2 地方制度調査会(委員) (同調査会は内閣府に設置)	国会議員、地方公共団体の議会の職員、地方公共団体の長及びその他の職員並びに地方制度に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。	地方制度調査会設置法第6条第1項	内閣総理大臣の諮問に応じ、前条の目的に従って地方制度に関する重要事項を調査審議する。	地方制度調査会設置法第2条	○	
3 選挙制度審議会(特別委員) (同審議会は内閣府に設置)	国会議員及び学識経験のある者のうちから内閣総理大臣が任命する。	選挙制度審議会設置法第5条第1項	公の選挙及び投票の制度化に関する事項等に関して、内閣総理大臣の諮問に応じて調査審議すること。	選挙制度審議会設置法第2条第1項	○	
4 社会保障制度改革国民会議(委員) (同会議は内閣に設置)	委員は、優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。委員は、国会議員を兼ねることを妨げない。	社会保障制度改革推進法第10条第2項・第3項	社会保障制度改革を行うために必要な事項について審議する。	社会保障制度改革推進法第9条	○	
5 復興推進会議(議員)	内閣官房副長官、復興副大臣若しくは関係府省の副大臣、復興大臣政務官若しくは関係府省の大臣政務官又は国務大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者。	復興庁設置法第14条第4項第2号	東日本大震災からの復興のための施策の実施を推進すること等。	復興庁設置法第13条第2項		○
6 少子化社会対策推進会議(委員)	内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法第9条第1項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する。	少子化社会対策基本法第19条第3項	少子化社会対策について必要な関係行政機関相互の調整等。	少子化社会対策基本法第18条第2項		○
7 原子力災害対策本部(本部員)	原子力災害対策副本部長以外の副大臣、環境大臣政務官若しくは関係府省の大臣政務官又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する。	原子力災害対策特別措置法	東京電力株式会社福島原子力発電所の事故について、原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策を推進する等。	原子力災害対策特別措置法第16条第1項		○
8 高齢社会対策会議(委員)	内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法第9条第1項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する。	高齢社会対策基本法第16条第3項	高齢社会対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること等。	高齢社会対策基本法第15条第2項		○
9 公害対策会議(委員)	内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法第9条第1項に規定する特命担当大臣のうちから、環境大臣の申出により、内閣総理大臣が任命する。	環境基本法第46条第3項	公害の防止に関する施策であって、基本的かつ総合的なものの企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること等。	環境基本法第45条第2項		○
10 国際平和協力本部(本部員)	内閣法第9条の規定によりあらかじめ指定された国務大臣、関係行政機関の長及び内閣府設置法第9条第1項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する。	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律	国際平和協力業務実施計画の案の作成に関すること等。	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第4条第2項		○
11 地震災害警戒本部(本部員)	内閣府副大臣又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者。	大規模地震対策特別措置法第11条第6項第3号	所管区域において指定行政機関の長等の総合調整に関すること等。	大規模地震対策特別措置法第12条		○
12 中央交通安全対策会議(委員)	内閣官房長官、指定行政機関の長及び内閣府設置法第9条第1項に規定する特命担当大臣のうちから内閣総理大臣が任命する者をもつて充てる。	交通安全対策基本法第15条第3項	交通安全基本計画を作成し、及びその実施を推進すること等。	交通安全対策基本法第14条第2項		○
13 中央防災会議(委員)	防災担当大臣以外の国務大臣、指定公共機関の代表者及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する者。	災害対策基本法第12条第5項第2号	防災基本計画を作成し、及びその実施を推進すること等。	災害対策基本法第11条第2項		○
14 原子力防災会議(議員)	内閣官房副長官、環境副大臣若しくは関係府省の副大臣、環境大臣政務官若しくは関係府省の大臣政務官又は国務大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者。	原子力基本法第3条の5第4項第2号	原子力事故が発生した場合において多数の関係者による長期にわたる総合的な取組が必要となる施策の実施の推進等。	原子力基本法第3条の4		○
15 国立国会図書館連絡調整委員会(委員)	委員会は、4人の委員でこれを組織し、各議院の議院運営委員長、最高裁判所長官の任命する最高裁判所裁判官、1人及び内閣総理大臣が任命する国務大臣1人をこれに充てる。	国立国会図書館法第12条第1項	両議院の議院運営委員会に対し、国会並びに行政及び司法の各部門に対する国立国会図書館の奉仕の改善につき勧告する。	国立国会図書館法第13条		○

○ 内閣が任命又は任免する職

	名称	任命・任免の方法	任命・任免の根拠	職務	職務内容の根拠	議員	備考
1	各省副大臣	任免は、その長である大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。	国家行政組織法第16条第5項	その省の長である大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理し、並びにあらかじめその省の長である大臣の命を受けて大臣不在の場合その職務を代行する。	国家行政組織法第16条第3項	○	
2	各省大臣政務官	任免は、その長である大臣の申出により、内閣がこれを行う。	国家行政組織法第17条第5項	その省の長である大臣を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理する。	国家行政組織法第17条第3項	○	
3	内閣危機管理監	任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣において行う。	内閣法第15条第3項	内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて内閣官房の事務のうち危機管理に関するものを統括する。	内閣法第15条第2項		
4	内閣官房副長官補	任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣において行う。	内閣法第16条第3項 (同法第15条第3項を準用)	内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、命を受けて内閣官房の事務を掌理する。	内閣法第16条第2項		
5	内閣広報官	任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣において行う。	内閣法第17条第3項 (同法第15条第3項を準用)	内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、内閣法第12条第2項第2号から第5号までの広報に関するものを掌理する。	内閣法第17条第2項		
6	内閣情報官	任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣において行う。	内閣法第18条第3項 (同法第15条第3項を準用)	内閣官房長官、内閣副長官及び内閣危機管理監を助け、内閣法第15条第3項までに掲げる事務を掌理する。	内閣法第18条第2項		
7	内閣総理大臣補佐官	任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣において行う。	内閣法第19条第4項 (同法第15条第3項を準用)	内閣の重要政策に関し、内閣総理大臣に進言し、及び内閣総理大臣の命を受けて、内閣総理大臣に意見を具申する。	内閣法第19条第2項		
8	内閣法制局長官	内閣法制局長官は、内閣法制局長官とし、内閣が任命する。	内閣法制局設置法第2条第1項	内閣法制局の事務を統括し、部内の職員の任免、進退を行い、且つ、その服務につき、これを統括する。	内閣法制局設置法第2条第2項		
9	検査官	検査官は、両議院の同意を経て、内閣がこれを任命する。	会計検査院法第4条第1項	3人の検査官を構成員とする検査官会議は、会計検査院規則の制定又は改廃、検査報告等を決する。	会計検査院法第11条		
10	人事官	人事官は、人格が高潔で、民主的な統治組織と成績本位の原則による能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する年齢三十五年以上の者の中から両議院の同意を経て、内閣が、これを任命する。	国家公務員法第5条第1項	3人の人事官を構成員とする人事院は、法律の定めるところに従い、休養その他勤務条件の改善及び人事行政に関する勧告、採用試験及び任免、給与、研修、分限、懲戒、苦情の処理、職務に係る倫理の保持その他職員に関する人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護等に関する事務をつかさどる。	国家公務員法第3条第2項		
11	国家公務員倫理審査会の会長及び委員	人格が高潔であり、職員の職務に係る倫理の保持に関し厚生な判断をすることができ、法律又は社会に関する学識経験を有する者であつて、かつ、職員(検査官を除く。)としての前歴を有する者についてはその在職期間が二十年を超えないものの中から、両議院の同意を得て、内閣が任命する。 委員のうちの1人は、人事官のうちから、内閣が任命する者をもって充てる。	国家公務員倫理法第14条第1項・第2項	会長と委員を構成員とする国家公務員倫理審査会は、国家公務員倫理規程の制定又は改廃に関して、案をそなえて、内閣に意見を申し出ることや、倫理法又は倫理法に基づく命令に違反した場合に係る懲戒処分の基準の作成・変更等を行う。	国家公務員倫理法第11条		
12	特命全權大使	大使及び公使の任免は、外務大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。	外務公務員法第8条第1項				
13	特命全權公使	大使及び公使の任免は、外務大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。	外務公務員法第8条第1項				
14	特派大使	任免は、外務大臣の申出により内閣が行う。	外務公務員法第8条第2項	日本国政府を代表して、外国における重要な儀式への参列その他臨時の重要な任務を処理する。	外務公務員法第2条第2項	○	
15	政府代表	任免は、外務大臣の申出により内閣が行う。	外務公務員法第8条第2項	日本国政府を代表して、特定の目的をもって外国政府と交渉し、又は国際会議若しくは国際機関に参加し、若しくはこれにおいて行動する。	外務公務員法第2条第3項	○	
16	全權委員	任免は、外務大臣の申出により内閣が行う。	外務公務員法第8条第2項	日本国政府を代表して、特定の目的をもって外国政府と交渉し、又は国際会議に参加し、且つ条約に署名調印する。	外務公務員法第2条第4項	○	
17	政府代表又は全權委員の代理並びに特派大使、政府代表又は全權委員の顧問及び随員	任免は、外務大臣の申出により内閣が行う。	外務公務員法第8条第2項			○	
18	検事総長、次長検事、各検事長	任免は、内閣が行い、天皇が、これを認証する。	検察庁法第15条第1項	(検事総長) 最高検察庁の長として、庁務を掌理し、且つ、すべての検察庁の職員を指揮監督する。 (次長検事) 最高検察庁に属し、検事総長を補佐し、又、検事総長に事故のあるとき、又は検事総長が欠けたときは、その職務を行う。 (検事長) 高等検察庁の長として、庁務を掌理し、且つ、その庁並びにその庁の対応する裁判所の管轄区域内に在る地方検察庁及び区検察庁の職員を指揮監督する。	検察庁法第7条第1項第2項・第8条		
19	安全保障会議幹事	関係行政機関の職員のうちから、内閣が任命する。	安全保障会議設置法施行令第1条第2項	安全保障会議の所掌事務について、議長及び議員を補佐する。			

1 就任に国会の同意を要する役職

((※)は本法において行政機関の長とされる合議制の機関を構成する職)

	役職名	根拠条文	所属する機関が置かれる機関	任命権者
1	人事官(※)	国家公務員法(昭和22年法律第120号)第5条第1項	(人事院)	内閣
2	国家公務員倫理審査会会長及び委員	国家公務員倫理法(平成11年法律第129号)第14条第1項	人事院	内閣
3	総合科学技術会議議員	内閣府設置法(平成11年法律第89号)第30条第1項	内閣府	内閣総理大臣
4	食品安全委員会委員	食品安全基本法(平成15年法律第48号)第29条第1項	内閣府	内閣総理大臣
5	公益認定等委員会委員	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第35条第1項	内閣府	内閣総理大臣
6	原子力委員会委員長及び委員	原子力委員会設置法(昭和30年法律第188号)第5条第1項	内閣府	内閣総理大臣
7	原子力規制委員長及び委員	原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)第7条第1項	内閣府	内閣総理大臣
8	衆議院議員選挙区画定審議会委員	衆議院議員選挙区画定審議会設置法(平成6年法律第3号)第6条第2項	内閣府	内閣総理大臣
9	国会等移転審議会委員	国会等の移転に関する法律(平成4年法律第109号)第15条第2項	内閣府	内閣総理大臣
10	情報公開・個人情報保護審査会委員	情報公開・個人情報保護審査会設置法(平成15年法律第60号)第4条第1項	内閣府	内閣総理大臣
11	再就職等監視委員会委員長及び委員	国家公務員法(昭和22年法律第120号)第106条の8第1項	内閣府	内閣総理大臣
12	公正取引委員会委員長及び委員(※)	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第27条第2項	内閣府	内閣総理大臣
13	国家公安委員会委員(※)	警察法(昭和29年法律第162号)第7条第1項	内閣府	内閣総理大臣
14	証券取引等監視委員会委員長及び委員	金融庁設置法(平成10年法律第130号)第12条第1項	金融庁	内閣総理大臣
15	公認会計士・審査委員会会長及び委員	公認会計士法(昭和23年法律第103号)第37条の2第1条	金融庁	内閣総理大臣
16	公害等調整委員会委員長及び委員(※)	公害等調整委員会設置法(昭和47年法律第52号)第7条第1項	総務省	内閣総理大臣
17	地方財政審議会委員	総務省設置法(平成11年法律第91号)第12条第1項	総務省	総務大臣
18	国地方係争処理委員会委員	地方自治法(昭和22年法律第67号)第250条の9第1項	総務省	総務大臣
19	電気通信紛争処理委員会委員	電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第147条第1項	総務省	総務大臣
20	電波監理審議会委員	電波法(昭和25年法律第131号)第99条の3第1項	総務省	総務大臣
21	公安審査委員会委員長及び委員(※)	公安審査委員会設置法(昭和27年法律第242号)第5条第1項	法務省	内閣総理大臣
22	中央更生保護審査会委員長及び委員	更生保護法(平成19年法律第88号)第6条第1項	法務省	法務大臣
23	中央労働委員会公益委員(※)	労働組合法(昭和24年法律第174号)第19条の3第2項	厚生労働省	内閣総理大臣
24	社会保険審査会委員長及び委員	社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和28年法律第206号)第22条第1項	厚生労働省	厚生労働大臣
25	労働保険審査会委員	労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和31年法律第126号)第27条第1項	厚生労働省	厚生労働大臣
26	中央社会保険医療協議会の公益を代表する委員	社会保険医療協議会法(昭和25年法律第47号)第3条第6項	厚生労働省	厚生労働大臣
27	調達価格等算定委員会委員	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第33条第1項	資源エネルギー庁	経済産業大臣
28	運輸安全委員会委員長及び委員(※)	運輸安全委員会設置法(昭和48年法律第113号)第8条第1項	国土交通省	国土交通大臣
29	運輸審議会委員	国土交通省設置法(平成11年法律第100号)第18条第1項	国土交通省	国土交通大臣
30	土地鑑定委員会委員	地価公示法(昭和44年法律第49号)第15条第1項	国土交通省	国土交通大臣
31	公害健康被害補償不服審査会委員	公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第113条第1項	環境省	環境大臣
32	検査官(※)	会計検査院法(昭和22年法律第73号)第4条第1項	(会計検査院)	内閣
33	会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員	会計検査院法(昭和22年法律第73号)第19条の3第1項	会計検査院	会計検査院長

2 就任に国会の議決による指名を要する役職

34	中央選挙管理会委員	公職選挙法(昭和25年法律第100号)第5条の2第2項	総務省	内閣総理大臣
35	政治資金適正化委員会委員	政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条の32第1項	総務省	総務大臣

4 適性評価の調査事項について

本法案において導入する適性評価制度は、特定秘密の漏えいを防止するため、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏えいするおそれがないと認められた職員以外の職員を特定秘密の取扱いの業務を行う者からあらかじめ除外するものである。

特定秘密の取扱いの業務を行う者がこれを漏えいするおそれは、

- ① 職員が自発的に特定秘密を漏えいするおそれ
- ② 職員が働き掛けを受けた場合に影響を排除できずに特定秘密を漏えいするおそれ
- ③ 職員が意図せず（過失により）特定秘密を漏えいするおそれ

の3つに分類することができると考えられる。

上記のそれぞれのおそれを示唆するものとして、調査を実施すべき事項は、次のとおりである。

① 職員が自発的に特定秘密を漏えいするおそれ

職員の行動又は職員が置かれた状況から、特定秘密を漏えいすることにより得られる利益が、特定秘密を漏えいすることによる不利益に比べ大きいと考えられる者は、自発的に特定秘密を漏えいするおそれがあると評価し得る。

例えば、テロ活動に自ら関与したり、テロ組織を支援している者は、自発的に特定秘密を漏えいするおそれが高いことは言うまでもない。また、借入金が多額の場合、情報入手を企図する外国情報機関等から資金提供を誘因として、情報提供を求められる可能性があり、逆に収入に比して多額の資産を保有している場合には、特定秘密の漏えいによって当該資産等が得られた可能性が否定できない。したがって、これらの事情があるか否かを確認する事項として、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の活動並びにテロ活動（以下「特定有害活動」という。）との関係や信用状態その他の経済的な状況といった事項を調査することが必要である。

② 職員が働き掛けを受けた場合に影響を排除できずに特定秘密を漏えいするおそれ

職員が自発的に特定秘密を漏えいする事情がなくとも、情報入手を企図する外国情報機関等が、特定秘密の漏えいの働き掛けを行った場合に、職員がこれを排除できず、秘密を漏えいせざるを得なくなる場合がある。

例えば、配偶者の本国に所在する家族に危害を及ぼす、あるいは外国に職員が有する資産が不利益を被る可能性を示唆するなどし、外国情報機関等が漏えいを働き掛けることが考えられる。これら状況にあるか否かを確認するためには、職員に加え、職員に影響を及ぼし得る家族又は同居人が外国とどのような関係を有しているかを、また、これを基に、不当な働き掛けを受けるおそれがあるか否か、あるいは、現に働き掛けを受けていないかを調査する必要がある。このため、特定有害活動との関係について調査することが必要である。

③ 職員が意図せず（過失により）特定秘密を漏えいするおそれ

特定秘密の漏えいを防止するためには、常に、その保護について規定する各種の規範を理解し、自己を律してこれを適切かつ確実に講じる必要があるところ、これを期待できない者に特定秘密の取扱いの業務を行わせれば、本人に故意がなくとも漏らしてしまうことになりかねない。

具体的には、規範意識が欠落していること、合理的な行動をとるべく自己を管理できないこと又は精神疾患等の影響により是非善悪を弁識できない状態に陥る可能性があることが、行動又は状況に具現している者が該当すると考えられることから、犯罪及び懲戒の経歴、情報の取扱いに係る非違の経歴、薬物の濫用及び影響、精神疾患、飲酒についての節度、信用状態その他の経済的な状況といった事項を調査することが必要である。

5 適性評価の調査事項の内容について

本法案では、行政機関の長が適性評価を実施する場合に、評価対象者本人について調査をすべき事項として次の事項を規定することとしている。

- ・ 外国の利益を凶る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の活動並びにテロ活動（以下「特定有害活動」という。）との関係に関する事項（家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所その他政令で定めるものを含む。）
- ・ 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- ・ 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
- ・ 薬物の濫用及び影響に関する事項
- ・ 精神疾患に関する事項
- ・ 飲酒についての節度に関する事項
- ・ 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

これらの事項の調査内容と調査を行う理由は、次のとおりである。

1 特定有害活動との関係に関する事項

「特定有害活動との関係」は、次の3つの場合が考えられる。

第1は、評価対象者が特定有害活動そのものを自ら行ったり、自らは特定有害活動を行ってはいないものの、支援を行うなど特定有害活動に関わったと認められる場合である。評価対象者自身が特定有害活動を自ら行ったり、これに関わったことが認められる場合、再び特定有害活動を行うために、特定秘密を漏えいするおそれが高い。

第2は、評価対象者が特定有害活動を行う団体の構成員となっていたり、特定有害活動を行う団体や個人を支援していると認められる場合である。特定有害活動を行う団体等として、例えば、テロ組織や外国情報機関等が考えられるが、これら団体等は、テロ組織であればテロ活動を実行するために重要防護施設の警備実施状況を、また、外国情報機関等であれば我が国の防衛計画や安全保障政策に関する重要事項といった特定秘密を入手し

ようと企図しており、評価対象者がこれら団体等の構成員である場合は当然のこと、これら団体等を支援している者である場合には、特定秘密を取り扱ったときに、自発的にこれら団体に対して、特定秘密を漏えいするおそれが高い。支援の形態としては、団体の活動に密接に関わっている場合はもとより、金銭的な支援を行っている場合やその行動から団体の活動を理解し、その活動をサポートしていると認められるなど様々な形態が考えられる。

第3は、特定有害活動を行う団体又は個人から、特定秘密の漏えいについての働き掛けを受けた場合に、特定秘密を漏えいせざるを得ない程度に評価対象者が団体等の影響を受けるおそれがあると認められる場合である。団体等が影響力を行使する形態としては、例えば、団体等が多大の金銭の提供を行う、配偶者の本国に居住する親族に対し危害を及ぼす可能性を示唆するなど様々な形態が考えられる。我が国における過去の情報漏えい事件をみると、第1や第2の場合に該当する者による漏えいではなく、秘密を取り扱う職員に対し、外国情報機関等が様々な形で接触を図り、度重なる接触を経て、心理的に外国情報機関等に協力せざるを得ない関係となり、秘密の漏えいに至った事例が多く、適性を判断するに当たり、最も考慮すべき事項と考えられる。また、特定有害活動を行う団体又は個人から、特定秘密の漏えいについての働き掛けを受けた場合に、特定秘密を漏えいせざるを得ない程度に評価対象者が団体等の影響を受けるおそれがあると認められるかどうかについては、評価対象者本人の行動や活動を調査するだけでは、その端緒を得ることは難しいと言わざるを得ないことから、評価対象者の家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所に関する事項その他政令で定めるものについても調査を実施し、評価対象者と特定有害活動との関係について端緒を得ることとしている。

これら「特定有害活動との関係」に関する事項として、適性評価においては、評価対象者に、第1から第3に該当する「特定有害活動との関係」を示すような活動や行動がないかを調査する。

2 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

「犯罪及び懲戒の経歴」とは、過去に犯罪を犯し、罰せられた経歴及び懲戒処分を受けた経歴をいい、「犯罪及び懲戒の経歴に関する事項」とし

て、評価対象者が過去に犯罪を犯し、罰せられたことがあるか及び懲戒処分を受けたことがあるか、ある場合には、犯罪を犯した、又は懲戒処分を受けた時期、動機、背景等を調査する。

特定秘密の取扱いの業務を行う者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特定秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、犯罪又は懲戒の経歴があるという事実は、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことを強く示唆すると考えられることから、こうした事実が見受けられる者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合、本人にその意図がなくても特定秘密が漏れるおそれが高いと評価し得る。

3 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（2に掲げるものを除く。）

「情報の取扱いに係る非違の経歴」とは、職場の服務規程、文書管理規則その他の規則における情報やシステムの管理に関する部分に違反し、監督上の注意・指導を受けた経歴をいい、「情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項」として、評価対象者が監督上の注意・指導を受けたことがあるか、ある場合には、当該違反事実を起こした時期、動機、背景等を調査する。

特定秘密の取扱いの業務を行う者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特定秘密の保護に係る各種の規範を理解し、適切な注意を払って実行する必要がある。この点、評価対象者の秘密情報の取扱いに関する各種の規範の遵守状況は、評価対象者の情報保護に対する意識及び注意力の有無を直接的に表しており、犯罪や懲戒に至らなくとも、例えば、

- ・ 適正な手続によらず秘密情報を複製すること。
- ・ 認められていない記録媒体に秘密情報を保存すること。
- ・ 秘密情報を示唆する内容をブログ、電子掲示板その他のウェブサイトに掲載し、又は投稿すること。

といった行動が見受けられる者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合、本人にその意図がなくても特定秘密が漏れるおそれが高いと評価し得る。

4 薬物の濫用及び影響に関する事項（2に掲げるものを除く。）

本項目は、評価対象者が、所持・使用等が禁止されている薬物を濫用したことのみならず、疾病のために処方された薬物を医師の指示に従わずに服用することがあるか、処方されている薬物を服用することにより、眠気・ふらつき等の薬理効果が生じることがあるかを調査する。

特定秘密の取扱いの業務を行う者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特定秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、処方された薬物を医師の指示に従わずに服用する場合には、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないこと、医師の指示に従った適切な服用であったとしても眠気、ふらつき等の薬理効果が発生する場合には、自己を律して行動する能力が低下するかもしれないことをそれぞれ示唆していることから、このような薬物の濫用及び影響が見受けられる者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合、本人にその意図がなくても特定秘密が漏れるおそれがあると評価し得る。

本項目については、眠気・ふらつき等の薬理効果が生じること等があるという事実をもって直ちに特定秘密を漏らすおそれがあると判断するわけではなく、薬物の濫用及び影響の背景・理由、疾病の治療の見通し等を踏まえ、必要な場合には専門医の所見を求めながら、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏えいするおそれを示唆する行動又は状況が具現化していると判断すれば、特定秘密を漏らすおそれがあると判断することとなる。

5 精神疾患に関する事項

本項目では、精神に係る事由を原因として、意識や記憶を失ったりしたことがあるか、アルコール依存症、躁うつ病、認知症等精神疾患に関し、治療又はカウンセリングを受けたことがあるかを調査する。

特定秘密の取扱いの業務を行う者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特定秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、精神疾患により意識の混濁・喪失等が生じたり、アルコール依存症の症状が見られたりするという事実は、自己を律して行動する能力が十分でない状態に陥るかもしれないことを示唆していることから、こうした事実が見受けられる者が特

定秘密の取扱いの業務を行った場合、本人にその意図がなくても特定秘密が漏れるおそれがあると評価し得る。

本項目については、精神疾患があることをもって直ちに特定秘密を漏らすおそれがあると判断するわけではなく、精神疾患の具体的症状、その後の治療の経過、再発の可能性を踏まえ、必要な場合には専門医の所見を求めながら、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏えいするおそれを示唆する行動又は状況が具現化していると判断すれば、特定秘密を漏らすおそれがあると判断することとなる。

6 飲酒についての節度に関する事項

本項目では、飲酒を原因として、所持品の紛失、自傷その他の自己に損害を発生させる行動や他人との人間関係に悪影響を与える行動をとったことがあるかを調査する。

特定秘密の取扱いの業務を行う者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特定秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、飲酒により、けんか等の対人トラブルを起こす、文書・物件を紛失する、意識の混濁・喪失状態に陥るなどの問題を起こしているという事実は、評価対象者の自己を律して行動する能力が十分でないかもしれないことを示唆していることから、こうした事実が見受けられる者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合、本人にその意図がなくても特定秘密が漏れるおそれがあると評価し得る。

本項目については、飲酒を原因として、トラブルを起こした事実があることをもって直ちに特定秘密を漏らすおそれがあると判断するわけではなく、評価対象者が起こしたトラブル等の具体的内容、その時期、背景・理由等を踏まえ、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏えいするおそれを示唆する行動又は状況が具現化していると判断すれば、特定秘密を漏らすおそれがあると判断することとなる。

7 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

本項目は、評価対象者に住宅、車両及び耐久消費財の購入並びに教育といった一般的な目的とは異なる借入れがあるか、自己の資力に照らし不相

応な金銭消費があるか、過去に自己破産したり、貸金・資産等を差し押さえられたことがあるか等を調査する。

過去の自発的な情報漏えい事案には、経済的な事情を動機とするものがあつたことに鑑みると、住宅や車両の購入といった一般的な目的とは異なる目的で多額の債務を抱えている者は、自発的に特定秘密を漏らすおそれがあると評価し得る。

また、自己の資力に照らし不相応な金銭消費が見受けられることは、外国情報機関等への情報提供の見返り等として金銭を接受しているかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした行動が見受けられる者は、自発的に特定秘密を漏らすおそれがあると評価し得る。

さらに、特定秘密の取扱いの業務を行う者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特定秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要があるが、額の多少に関わらず、金銭債務の不履行があるという事実は、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことや、自己を律して行動できないかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした事実が見受けられる者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合、本人にその意図がなくても特定秘密が漏れるおそれがあると評価し得る。

本項目については、調査の対象となる事実があることをもって直ちに特定秘密を漏らすおそれがあると判断するわけではなく、返済能力を超える債務を抱えているなど自ら進んで秘密を漏らす動機となり得る事情等を具体的に勘案して、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏えいするおそれを示唆する行動又は状況が具現化していると判断すれば、特定秘密を漏らすおそれがあると判断することとなる。

適性評価における調査事項の内容等と調査事項の規定順について（案）

1 各調査事項の内容等

(1) 特定有害活動との関係に関する事項

「特定有害活動」とは、国内外の組織によるテロ活動、外国の利益を図る目的で行われる諜報活動、大量破壊兵器関連物資の不正取引等の国及び国民の安全を脅かす活動をいい、本項目は、評価対象者が特定有害活動を行い、又はこれを行う団体や個人を支援していたことがあるかを調査するものである。

特定有害活動を自ら行ったり、特定有害活動を行う団体や個人を支援したりする者にとっては、特別秘密を取得することが当該活動の目的の実現に寄与するため、当該活動とこのような関わりがある者に特別秘密を取り扱わせた場合、特別秘密を漏らす蓋然性が高いと評価し得る。

(2) 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

本項目は、評価対象者が過去に犯罪を犯し、罰せられたことがあるか及び懲戒処分を受けたことがあるかを調査するものである。

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、犯罪又は懲戒の経歴があるという事実は、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことを強く示唆すると考えられることから、こうした事実が見受けられる者が特別秘密を取り扱った場合、本人にその意図がなくても特別秘密が漏れる蓋然性は高いと評価し得る。

(3) 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（2に掲げるものを除く。）

本項目は、評価対象者が、職場の服務規程、文書管理規則その他の規則における情報やシステムの管理に関する部分に違反し、監督上の注意・指導を受けたことがあるかを調査するものである。

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、適切な注意を払って実行する必要がある。この点、評価対象者の秘密情報の取扱いに関する各種の規範の遵守状況は、評価対象者の情報保護に対する意識及び注意力の有無を直接的に表しており、犯罪や懲戒に至らなくとも、例えば、

- ・ 適正な手続によらず秘密情報を複製すること。
- ・ 認められていない記録媒体に秘密情報を保存すること。
- ・ 秘密情報を示唆する内容をブログ、電子掲示板その他のウェブサイトに掲載し、又は投稿すること。

といった行動が見受けられる者が特別秘密を取り扱った場合、本人にその意図がなくても特別秘密が漏れる蓋然性は高いと評価し得る。

(4) 薬物の濫用及び影響に関する事項（2に掲げるものを除く。）

本項目は、評価対象者が、所持・使用等が禁止されている薬物を濫用したことのみにならず、疾病のために処方された薬物を医師の指示に従わずに服用することがあ

るか、処方されている薬物を服用することにより、眠気・ふらつき等の薬理効果が生じることがあるかを調査するものである。

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、処方された薬物を医師の指示に従わずに服用する場合には、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないこと、医師の指示に従った適切な服用であったとしても眠気、ふらつき等の薬理効果が発生する場合には、自己を律して行動する能力が低下するかもしれないことをそれぞれ示唆していることから、このような薬物の濫用及び影響が見受けられる者が特別秘密を取り扱った場合、本人にその意図がなくても特別秘密が漏れる蓋然性があると評価し得る。

本項目については、眠気・ふらつき等の薬理効果が生じること等があるという事実をもって直ちに適性を有しないと判断するわけではなく、薬物の濫用及び影響の背景・理由、疾病の治療の見通し等を踏まえ、必要な場合には専門医の所見を求めながら、評価対象者が特別秘密を取り扱った場合にこれを漏えいする蓋然性を示唆する行動又は状況が具現化していると判断すれば、適性を有しないと判断することとなる。

(5) 精神疾患に関する事項

本項目では、精神に係る事由を原因として、意識や記憶を失ったりしたことがあるか、アルコール依存症、躁うつ病、認知症等精神疾患に関し、治療又はカウンセリングを受けたことがあるかを調査するものである。

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、精神疾患により意識の混濁・喪失等が生じたり、アルコール依存症の症状が見られたりするという事実は、自己を律して行動する能力が十分でない状態に陥るかもしれないことを示唆していることから、こうした事実が見受けられる者が特別秘密を取り扱った場合、本人にその意図がなくても特別秘密が漏れる蓋然性があると評価し得る。

本項目については、精神疾患があることをもって直ちに適性を有しないと判断するわけではなく、精神疾患の具体的症状、その後の治療の経過、再発の可能性を踏まえ、必要な場合には専門医の所見を求めながら、評価対象者が特別秘密を取り扱った場合にこれを漏えいする蓋然性を示唆する行動又は状況が具現化していると判断すれば、適性を有しないと判断することとなる。

(6) 飲酒についての節度に関する事項

本項目では、飲酒を原因として、所持品の紛失、自傷その他の自己に損害を発生させる行動や他人との人間関係に悪影響を与える行動をとったことがあるかを調査するものである。

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、飲酒により、けんか等の対人トラブルを起こす、文書・物件を紛失する、意識の混濁・喪失状態に陥るなどの問題を起こしているという事実は、評価対象者の自己を律して行動する能力が十分でないかもしれないことを示唆して

いることから、こうした事実が見受けられる者が特別秘密を取り扱った場合、本人にその意図がなくても特別秘密が漏れる蓋然性があると評価し得る。

本項目については、飲酒を原因として、トラブルを起こした事実があることをもって直ちに適性を有しないと判断するわけではなく、評価対象者が起こしたトラブル等の具体的内容、その時期、背景・理由等を踏まえ、評価対象者が特別秘密を取り扱った場合にこれを漏れいする蓋然性を示唆する行動又は状況が具現化していると判断すれば、適性を有しないと判断することとなる。

(7) 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

本項目は、評価対象者に住宅、車両及び耐久消費財の購入並びに教育といった一般的な目的とは異なる借入れがあるか、自己の資力に照らし不相応な金銭消費があるか、過去に自己破産したり、貸金・資産等を差し押さえられたことがあるか等を調査するものである。

過去の自発的な情報漏えい事案には、経済的な事情を動機とするものがあつたことに鑑みると、住宅や車両の購入といった一般的な目的とは異なる目的で多額の債務を抱えている者は、自発的に特別秘密を漏らす蓋然性があると評価し得る。

また、自己の資力に照らし不相応な金銭消費が見受けられることは、外国情報機関等への情報提供の見返り等として金銭を接受しているかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした行動が見受けられる者は、自発的に特別秘密を漏らす蓋然性があると評価し得る。

さらに、特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要があるが、額の多少に関わらず、金銭債務の不履行があるという事実は、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことや、自己を律して行動できないかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした事実が見受けられる者が特別秘密を取り扱った場合、本人にその意図がなくても特別秘密が漏れる蓋然性があると評価し得る。

本項目については、調査の対象となる事実があることをもって直ちに適性を有しないと判断するわけではなく、返済能力を超える債務を抱えているなど自ら進んで秘密を漏らす動機となり得る事情等を具体的に勘案して、評価対象者が特別秘密を取り扱った場合にこれを漏れいする蓋然性を示唆する行動又は状況が具現化していると判断すれば、適性を有しないと判断することとなる。

2 調査事項の規定順

第1号として規定する特定有害活動との関係に関する事項は、評価対象者が特別秘密を取り扱った場合にこれが漏れる蓋然性を最も端的に示すものであり、適性を判断するに当たり、最も参考となる事項と考えられる。

第2号として規定する犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、第3号として規定する情報の取扱いに関する非違の経歴に関する事項については、評価対象者が特別秘密を取り扱った場合にこれが漏れる蓋然性をより直接的に示すものであり、適性を判断するに当たり、特定有害活動との関係に関する事項の次に参考となる事項と考えられる。

一方、第4号として規定する薬物の濫用及び影響に関する事項、第5号として規定する精神疾患に関する事項、第6号として規定する飲酒についての節度に関する事項、

第7号として規定する信用状態その他の経済的な状況に関する事項において判明し得る事実は、評価対象者が特別秘密を取り扱った場合にこれが漏えいする蓋然性を直接的に示すものではなく、第4号以下に規定している。これら4つの調査事項については、特別秘密が漏えいする蓋然性との関連性が一般に強いと考えられるものの順に規定をしている。

平成25年6月13日
内閣情報調査室

配偶者、家族等に関する事項を調査事項として法律に明記することについて

本法においては、行政機関の長及び警察本部長が適性評価を実施する場合に、評価対象者本人について調査を実施すべき事項として、第7条第2項において、

- ・ 特定有害活動との関係に関する事項
- ・ 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- ・ 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
- ・ 薬物の濫用及び影響に関する事項
- ・ 精神疾患に関する事項
- ・ 飲酒についての節度に関する事項
- ・ 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

を明記した上で、同条第3項において、特定有害活動に関する事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについて調査を実施するものとしている。

これは、特定有害活動との関係に関する事項と評価対象者本人との関係を明らかにするための端緒となり得る事項について調査を実施することによって漏えいの蓋然性と結び付く可能性がある事項が見つかった者に対しては、そうでない者に対してよりも慎重に調査を実施する必要があるためである。

第7条第3項により政令で定めるものとして、

- ・ 学歴及び職歴に関する事項
- ・ 過去に有していた国籍に関する事項
- ・ 評価対象者の配偶者、家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所に関する事項
- ・ 国外との関連を有する事情に関する事項（国外に保有する資産、国外への渡航の経歴等）

が考えられるところ、これらのうち、評価対象者の配偶者、家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所に関する事項は、調査対象者本人に対する調査の一環として調査するものではあるものの、評価対象者本人以外の者に関する事項を調査するものでもあり、評価対象者本人の特定有害活動との関係に関する事項を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として、配偶者、家族等に関する一定の事項が調査対象となることを法文上明確にすることが適切であると考えられる。そこで、評価対象者の配偶者、家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所に関する事項を「前項第一号に掲げる事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるもの」の例示として法律に明記することとする。

平成25年6月25日
内閣情報調査室

12 テロ活動及び外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の不正な活動との関係に関する事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについて

本法においては、適性評価を実施する場合に、評価対象者本人について調査を実施すべき事項として、

- ① テロ活動（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動をいう。）及び外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の不正な活動（以下「特定有害活動」という。）との関係に関する事項
- ② 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- ③ 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
- ④ 薬物の濫用及び影響に関する事項
- ⑤ 精神疾患に関する事項
- ⑥ 飲酒についての節度に関する事項
- ⑦ 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

を規定しており、①特定有害活動との関係に関する事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるもの（以下「政令で定める予定の調査事項」という。）についても調査を実施することとしている。

1 政令で定める予定の調査事項を調査する必要性

②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項及び⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項で調査の対象とする事実については、原則として記録に残されるものであり、それぞれ市町村に対する照会、人事管理情報の確認及び信用情報機関への照会を適切に行うことで、行政機関の長は、評価対象者に該当する事実があるか否かを正確に把握することができる。また、④薬物の濫用及び影響に関

する事項、⑤精神疾患に関する事項及び⑥飲酒についての節度に関する事項で調査の対象とする事実については、頻繁に眠気を催している、突然意識を失うことがあるといった評価対象者の常日頃の行動に表れやすく、行政機関の長は、評価対象者に該当する事実があるか否かの端緒を入手することも可能である。

他方、特定有害活動は、その性質に鑑み秘密裡に、計画、準備、実行等されるものであり、評価対象者と特定有害活動との関係も直ちに公となって判明するものではない。「特定有害活動との関係」としては、(イ)評価対象者が特定有害活動そのものを行ったり、支援を行うなど、自らが特定有害活動に関わったと認められる場合、(ロ)評価対象者が特定有害活動を行う団体の構成員となっていたり、支援者となっていると認められる場合、(ハ)特定有害活動を行う団体や個人から、特定秘密の漏えいについて働き掛けを受けた場合に、特定秘密を漏えいせざるを得ない程度に団体等の影響を受けるおそれがあると認められる場合の3つに分けられる。これらのうち、(ハ)については、評価対象者の行動や活動を調査するだけでは、評価対象者が特定有害活動との関係を有しているか否かの端緒を得ることは困難であると言わざるを得ないが、外国情報機関等の働き掛けがあることから、政令で定める予定の調査事項について調査を実施することにより、端緒を得ることが可能である。

2 政令で定める予定の調査事項の具体的内容

政令で定める予定の調査事項の具体的内容は次のとおりであるが、評価対象者にこれらに該当する事実がある場合、当該評価対象者は、他の者に比べ、特定有害活動を行う団体等からの働き掛けに対し、脆弱性を有していると言えることから、当該評価対象者については、評価対象者本人や評価対象者の関係者に対し、評価対象者の職場外での活動、行動を詳細に質問するなどし、特定有害活動との関係に関する事項を調査することとしている。

- (1) **評価対象者の家族（評価対象者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母、子及び兄弟姉妹並びに配偶者の父母及び子（評価対象者の子を除く。）をいう。）及び同居人の氏名、生年月日、国籍（過去に有していた国籍を含む。）及**

び住所に関する事項

評価対象者の家族や同居人といった者に外国籍の者や帰化歴がある者がいる場合には、これらの者が当該評価対象者と密接な関係にあることを利用して、当該外国や原籍国の情報機関等が当該評価対象者に特定有害活動への関与の働き掛けを行うことがあり得ると考えられる。

(2) 国籍（過去に有していた国籍を含む。）に関する事項

評価対象者が外国籍であったり、評価対象者に帰化歴や国籍の選択に伴って失った国籍がある場合には、原籍国等の情報機関等が当該評価対象者に特定有害活動への関与の働き掛けを行うことがあり得ると考えられる。

(3) 学歴及び職歴に関する事項

評価対象者が、外国にある学校又は国内の外国人学校で教育を受けた経歴や、特定有害活動と関係が深い企業、外国軍隊や外国政府に勤務した経歴を有する場合には、外国人等と接触する機会を通じて外国情報機関等から特定有害活動に関与するよう働き掛けを受けていることがあり得ると考えられる。

(4) 国外に保有する資産、国外への渡航の経歴その他の国外との関連を有する事情に関する事項（㊦、㊧及び㊨に掲げるものを除く。）

評価対象者が外国での投資及び不動産の所有といった経済的な利益を有している場合には、外国情報機関等が、これらの利益を脅かすことによって当該評価対象者の意思を抑圧し、情報漏えいを実行させることが考えられることから、こうした脅しの標的になっていることがあり得ると考えられる。

また、外国に頻繁に渡航している場合、外国政府から給付・援助を受けたことがある場合、外国人との親密な交際関係がある場合等には、外国情報機関等から情報提供の働き掛けを受けていることがあり得ると考えられる。

10 適性評価の調査事項、調査内容及び調査方法について(例)

調査事項	調査内容の具体例	調査票の提出に加え、必要に応じて実施する調査
<p>外国の利益を覆る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる閣議その他の不正な活動並びに子口活動(注)との関係に関する事項</p> <p><small>*本表においては下線を「特定有害活動」と呼称。</small></p>	<p>○特定有害活動を行っているかどうか。</p> <p>○特定有害活動に対して支援を行っていないか。</p> <p>○特定有害活動を行う個人又は団体から、特定秘密の漏えいについての働き掛けを受けていないか。</p> <p>○家族及び同居人の氏名・生年月日・国籍及び住所、国外に保有する資産、国外への渡航履歴等</p>	<p>○本人に質問。</p> <p>○国外への渡航履歴について確認するため、パスポートを本人から提出。</p> <p>○出入国履歴について照会(入国管理局)。</p>
<p>② 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項</p>	<p>○過去に犯罪を犯し、罰せられたことがあるか。</p> <p>○懲戒処分を受けたことがあるか。</p> <p>○犯罪を犯した、又は懲戒処分を受けた動機、背景</p>	<p>○本人に質問。</p> <p>○前科について照会(市町村を想定)。</p> <p>○懲戒処分歴とその動機、背景について照会(現在・過去の勤務先)。</p>
<p>③ 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項</p>	<p>○職場の服務規程、文書管理規則その他の規則における情報やシステムの管理に関する部分に違反し、監督上の注意・指導を受けたことがあるか。</p> <p>○違反事実を起こした動機、背景</p>	<p>○本人に質問。</p> <p>○情報の取扱いに係る監督上の措置の有無とその動機、背景について照会(現在・過去の勤務先)。</p>
<p>④ 薬物の濫用及び影響に関する事項</p>	<p>○所持・使用等が禁止されている薬物を濫用したことはあるか。</p> <p>○疾病のために処方された薬物を医師の指示に従わずに服用することがあるか。</p> <p>○処方されている薬物を服用することにより、眠気・ふらつき等の薬理効果が生じることがあるか。</p>	<p>○本人に質問。</p> <p>○家族に本人の薬物使用時の言動について質問。</p> <p>○処方されている薬物について確認するため、処方箋を本人から提出。</p> <p>○薬理効果について照会(医療機関)。</p>
<p>⑤ 精神状態に関する事項</p>	<p>○精神に係る事由を原因として、意識や記憶を失ったことはあるか。</p>	<p>○本人に質問。</p> <p>○病状について確認するため、診断書を本人から提出。</p> <p>○治療歴について照会(医療機関)。</p>
<p>⑥ 飲酒についての節度に関する事項</p>	<p>○飲酒を原因とする所持品の紛失、自備その他の自己に損害を発生させる行動をとったことがあるか。</p> <p>○飲酒を原因として他人との人間関係に悪影響を与える行動をとったことがあるか。</p>	<p>○本人に質問。</p> <p>○上司、同僚に本人の飲酒時の言動について質問。</p>
<p>⑦ 借入状態その他の経済的な状況に関する事項</p>	<p>○自己の資力に照らし不相応な金銭消費があるか。</p>	<p>○本人に質問。</p> <p>○上司・同僚に本人の金遣いについて質問。</p> <p>○本人の借入れの状況について照会(金融機関)。</p>

(注) 「子口活動」とは、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動という。

平成25年7月9日
内閣情報調査室

6 適性評価において公私の団体に照会を行う権限について

本法案で導入する適性評価は、行政機関の長が評価対象者に特定秘密の取扱いの業務を行わせようとしたことを契機として実施するものであり、許認可等の申請に伴って行政機関が欠格事由等に該当するか否かを調査する場合とは異なっている。このため、本人の申請等がない中で、精神疾患や経済的な状況に関することといったプライバシーに深く関わる個人情報について、公務所又は公私の団体に照会等する権限を法律上明記することは、いささか行き過ぎではないかとの懸念があり得る。

しかしながら、特定秘密の取扱いの業務を行った場合においてこれを漏えいするおそれがないと認められた職員のみがその取扱いの業務を行うことができることとする適性評価制度は、特定秘密の保護を図るための重要な制度であり、漏えいをするおそれがあると認められるかどうかの評価を実施するに当たって、本人申告の真偽や申告された事項の詳細を確認したり、行政機関では通常把握し得ない事項を確認するため、必要な範囲内で公私の団体への照会等を行い、評価対象者に関する必要かつ十分な個人情報を取得することは必要不可欠となる。

また、本法案と同様に、調査対象者にとって直接的な利益がないにもかかわらず、公務所又は公私の団体に対する調査対象者に関する照会の権限を付与している例として、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第12条の裁判員候補者等についての裁判所による照会、検察審査会法（昭和23年法律第147号）第12条の6の検察審査員候補者等についての検察審査会事務局長による照会の規定があるが、これらの法律においては、裁判所等が照会を行うに当たり、そもそも調査対象者本人の同意を必要とはされていない。

これに対し、本法案では、適性評価の実施に当たって、調査事項について行政機関の長が公務所又は公私の団体に照会して評価対象者の個人情報を取得することを含め、評価対象者の明示的な同意を必要としているほか、適性評価において調査の対象となる調査事項を法律上明記し、行政機関の長が無制限に個人情報を収集することができないこととしていることから、他の立

法例と比較しても、過度な調査を行うものとはなっていない。

また、個人情報の取扱いについて、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）は、本人の同意があるときは、行政機関が利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用・提供すること（第8条第2項）を許容し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）も、本人の同意があるときは、個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うこと（第16条）及び個人データを第三者に提供すること（第23条）を許容しており、本人の同意を得て行う本法案の照会は、これら法律に沿ったものとなっている。

したがって、本法案において、行政機関の長が、評価対象者の同意を得て、プライバシーに深く関わる個人情報を公私の団体への照会することは、他の立法例や個人情報の取扱いを定めた法律に鑑みても行き過ぎたものではなく、適性評価の実効性確保のための合理的な制度であると言える。

＜調査対象者に利益がないにもかかわらず、調査対象者について公務所又は公私の団体に対する照会の権限が付与されている例＞

【参照条文】

○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号） （抄）

（公務所等に対する照会）

第十二条 裁判所は、第二十六条第三項（略）の規定により選定された裁判員候補者又は裁判員若しくは補充裁判員について、裁判員又は補充裁判員の選任又は解任の判断のため必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

2 （略）

（欠格事由）

第十四条 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第三十八条の規定に該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員となることができない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める義務教育を終了しない者。ただし、義務教育を終了した者と同等以上の学識を有する者は、この限りでない。

- 二 禁錮以上の刑に処せられた者
- 三 心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障がある者
(就職禁止事由)

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員の職務に就くことができない。

一～十八 (略)

2 次のいずれかに該当する者も、前項と同様とする。

- 一 禁錮以上の刑に当たる罪につき起訴され、その被告事件の終結に至らない者
- 二 逮捕又は勾留されている者
(辞退事由)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員となることについて辞退の申立てをすることができる。

一～七 (略)

- 八 次に掲げる事由その他政令で定めるやむを得ない事由があり、裁判員の職務を行うこと又は裁判員候補者として第二十七条第一項に規定する裁判員等選任手続の期日に出頭することが困難な者
 - イ 重い疾病又は傷害により裁判所に出頭することが困難であること。
 - ロ 介護又は養育が行われなければ日常生活を営むのに支障がある同居の親族の介護又は養育を行う必要があること。
 - ハ その従事する事業における重要な用務であつて自らがこれを処理しなければ当該事業に著しい損害が生じるおそれがあるものがあること。
 - ニ 父母の葬式への出席その他の社会生活上の重要な用務であつて他の期日に行うことができないものがあること。

(裁判員等の申立てによる解任)

第四十四条 裁判員又は補充裁判員は、裁判所に対し、その選任の決定がされた後に生じた第十六条第八号に規定する事由により裁判員又は補充裁判員の職務を行うことが困難であることを理由として辞任の申立てをすることができる。

1 裁判所は、前項の申立てを受けた場合において、その理由があると認めるときは、当該裁判員又は補充裁判員を解任する決定をしなければな

らない。

○検察審査会法（昭和二十三年法律第四百七号）（抄）

第五条 次に掲げる者は、検察審査員となることができない。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める義務教育を終了しない者。ただし、義務教育を終了した者と同等以上の学識を有する者は、この限りでない。

二 一年の懲役又は禁錮以上の刑に処せられた者

第六条 次に掲げる者は、検察審査員の職務に就くことができない。

一～十三 （略）

第八条 次に掲げる者は、検察審査員の職務を辞することができる。

一～八 （略）

九 重い疾病、海外旅行その他やむを得ない事由があつて検察審査会から職務を辞することの承認を受けた者

第十二条の三 検察審査会事務局長は、検察審査員候補者について、次に掲げる事由に該当するかどうかについての検察審査会の判断に資する事情を調査しなければならない。

一 第五条各号に掲げる者であること。

二 第六条各号に掲げる者であること。

三 第八条各号に掲げる者であること。

第十二条の六 検察審査会事務局長は、検察審査員候補者又は検察審査員若しくは補充員について、第十二条の三各号に掲げる事由に該当するかどうかについての検察審査会の判断に資する事情を調査するため、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

【参照条文】

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）

（利用及び提供の制限）

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該

当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二～四 (略)

3・4 (略)

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）

（利用目的による制限）

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

（第三者提供の制限）

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二～四 (略)

2～5 (略)

14 適性評価の実施に当たって同意を取得する理由について

本法案においては、適性評価を行うために、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の不正な活動並びにテロ活動との関係に関する事項等についての調査を実施し、また、調査を実施するため必要な範囲内において、評価対象者本人や関係者に質問し、評価対象者本人に資料の提出を求め、又は公務所や公私の団体に照会して報告を求めることができることとしているが、これらの調査は、以下の理由から、評価対象者の明示的な同意を得てから開始することとしている。

まず、調査の実施に当たっては、評価対象者本人から、精神疾患の状態や経済的な状況を始めとして、幅広い事項を詳細に申告させることとしており、その際、適性評価の実施目的や調査事項について評価対象者が理解し、同意することが前提となり、また、事後の調査を円滑に実施するために必要不可欠である。

仮に、評価対象者の明示的な同意を得ないまま、行政機関の長等が関係者に質問し、又は公務所や公私の団体に照会して個人情報を取得することとなれば、評価対象者は自らの調査が行われることを知ることができず、どのような調査が行われているか不安を感じ、また、これを知った場合には、適性評価制度そのものに不信感を抱くおそれがあり、適性評価制度の円滑な実施を阻害することになりかねない。加えて、行政機関の長等が関係者に質問し、公務所や公私の団体に対し照会を行ったとしても、評価対象者が明示的な同意をしていなければ、質問を受けた関係者や照会を受けた公務所や公私の団体がこれに応じることをためらうことも見込まれ、適性評価の実効性が確保できなくなるおそれもある。

以上のことから、適性評価の円滑な実施と実効性を確保するためには、適性評価の実施を評価対象者の明示的な同意に係らしめることが必要であると考えられる。

なお、諸外国の適性評価においても、その手続の開始に当たって評価対象者の同意を取得することとしており、本法案において適性評価の実施を評価対象者本人の明示的な同意に係らしめることは、妥当なものと考えられる。

平成25年7月5日
内閣情報調査室

16 適性評価の結果の通知を行う理由について

適性評価制度を円滑に運営するためには、次のとおり、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかについて行政機関の長がどのような判断を行ったのかを評価対象者本人が知ることができる仕組みを整備することが必要不可欠であることから、本法案では、行政機関の長が、適性評価を実施したときは、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認めるかどうかの結果を評価対象者に通知しなければならない旨規定している。

なお、人事評価制度においても、実施権者は、人事評価を実施したときは、能力評価及び業績評価の結果を、被評価者に対し通知することとされている。

- 適性評価が、行政機関の長がその職員や契約業者の従業員等に特定秘密の取扱いの業務を行わせようとしたことを契機として、評価対象者本人が通常把握されることを想定していないプライバシーに深く関わる個人情報についても行政機関の長が取得する制度であることから、適性評価の実施に当たってこれらの情報を取得することについて評価対象者の明示的な同意をあらかじめ取得することとしていることに鑑みると、行政機関の長が、取得した個人情報に基づいて所与の目的を達成したことを評価対象者との関係において外形的に明らかにする必要がある。
- 特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認めるとの結果を評価対象者に通知しないこととした場合、特定秘密を漏らすおそれがないと認められた評価対象者は、行政機関の長から何ら通知を受けることなく特定秘密の取扱いの業務を行うこととなるが、評価対象者は、適切な手続に基づいて特定秘密の取扱いの業務を行っていないのではないかとの不安や疑念が生じる可能性がある。
- 適性評価の結果、特定秘密を漏らすおそれがあると認められた場合には、行政機関の長は、当該評価対象者を特定秘密の取扱いの業務から除外したり、特定秘密の取扱いの業務を行うことのない職へ転任させるといった措置を講じることとなるが、仮に特定秘密を漏らすおそれがあるとの結果を

評価対象者に通知しないこととした場合、評価対象者は、転任等の措置がなぜ行われたのか必ずしも判然とせず、混乱が生じるおそれがある。

**○人事評価の基準、方法等に関する政令（平成二十一年政令第三十一号）
（抄）**

（評価結果の開示）

第十条 実施権者は、前条第三項の確認を行った後に、被評価者の定期評価における能力評価の結果を、内閣府令で定めるところにより、当該被評価者に開示するものとする。

（能力評価の手続に関する規定の準用）

第十四条 第九条から第十一条までの規定は、定期評価における業績評価の手続について準用する。

○人事評価の基準、方法等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第三号）（抄）

（評価結果の開示内容等）

第三条 令第十条（令第十四条及び第十八条第二号において準用する場合を含む。）の規定に基づき開示された定期評価における能力評価（令第四条第一項の能力評価をいう。以下同じ。）若しくは業績評価（令第四条第一項の業績評価をいう。以下同じ。）又は特別評価の結果（以下単に「開示された評価結果」という。以下同じ。）は、それぞれ、令第九条第三項（令第十四条及び第十八条第二号において準用する場合を含む。）の規定により実施権者により確認された全体評語（令第六条第一項又は第十六条第一項の全体評語をいう。以下同じ。）を含むものでなければならない。ただし、次の各号に掲げる職員については、この限りでない。

一・二 （略）

2 （略）

平成25年5月 日
内閣情報調査室**契約業者に労働者派遣をする事業主への適性評価の結果の通知について（案）**

契約業者は、特定秘密に係る物件の製造等を行うに当たり、自ら雇用する者のみならず、派遣労働者に特定秘密を取り扱わせる場合があり得、この場合、当該派遣労働者は契約業者の役職員等として、適性評価が実施されることとなる。そして、契約業者の役職員等が適性評価の実施に同意しなかったことや適性を有すると認められたかどうか（以下「適性評価の結果等」という。）は、適性評価を実施した行政機関の長から契約業者に通知されるが、派遣労働者の適性評価の結果等については、当該派遣労働者を雇用する事業主（以下「派遣元事業主」という。）において、適切な雇用管理のために当然に把握し、必要な範囲でこれを利用・提供する必要がある。

まず、労働者派遣契約の締結に当たっては、派遣労働者が従事する業務の内容を定めることとされているが（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条第1項第1号）、当該業務内容には、業務に必要とされる能力、行う業務等を具体的に記載することが必要とされていると解されており、通常、派遣労働者に特定秘密を取り扱わせることも明示されるものと考えられ、派遣元事業主は、派遣労働者の適性評価の結果等を把握した上で、契約業者に当該派遣労働者を派遣したり、必要に応じ、特定秘密の取扱いを要しない他の業務に従事させる必要がある。また、将来、適性評価を行った同一の行政機関の特定秘密を取り扱うこととなる業務に派遣労働者を従事させる場合には、既に行った適性評価の結果等を利用し、派遣の可否を判断する必要もある。

このように、派遣元事業主に対しても、自らの雇用する派遣労働者の適性評価の結果等が通知される必要があるが、適性評価を受けるべき派遣労働者とその派遣元事業主の双方を知り得る立場にあるのは、契約業者であり、本法においては、行政機関の長から適性評価の結果等の通知を受けた契約業者が、当該通知に係る派遣労働者を雇用する派遣元事業主に通知を行うこととするのが適当である。

そこで、契約業者は、自らの指揮命令の下に労働する派遣労働者の適性評価の結果等を派遣元事業主に通知することを本法に規定することとする。~~（本法では、第11条第2項において契約業者の役職員等の個人情報を利用・提供を制限することとしていることから、本法の明文で規定を設けないと、契約業者から派遣元事業主に対するこうした情報の提供自体もできないと解されるおそれがある。）~~

【条文イメージ】

（契約業者の役職員等に係る適性評価等）

第十一条 第七条及び第八条の規定は、契約業者の役職員等に係る適性評価について準用する。この場合において、第七条第一項第一号中「当該行政機関の職員」とあるのは「契約業者の役職員等」と、同条第六項中「行政機関の長は、」とあるのは「行政機関の長は、契約業者の役職員等が第四項の規定による同意をしなかったときは、その旨を契約業者に対し、」と、同条第六項及び第八条第二項中「評価対象者」とあるのは「契約業者及び評価対象者」と、第七条第六項中「通知しなければならない。」とあるのは「通知しなければならない。この場合において、当該契約業者は、その役職員等が当該契約業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の

適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。）であるときは、当該通知された内容を当該契約業者の役職員等を雇用する事業主に対し通知するものとする。」と、同条第八項中「前条第一項第一号」とあるのは「前条第四項第一号」と、第八条第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「第十一条第一項の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 （略）

【読替え後の条文イメージ】

第七条 （略）

2～5 （略）

6 行政機関の長は、契約業者の役職員等が第四項の規定による同意をしなかったときは、その旨を契約業者に対し、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を契約業者及び評価対象者に対し通知しなければならない。この場合において、当該契約業者は、その役職員等が当該契約業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。）であるときは、当該通知された内容を当該契約業者の役職員等を雇用する事業主に対し通知するものとする。

7～9 （略）

【参照条文】

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）（抄）

（用語の意義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 （略）

二 派遣労働者 事業主が雇用する労働者であつて、労働者派遣の対象となるものをいう。

三～六 （略）

（契約の内容等）

第二十六条 労働者派遣契約（当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。）の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

一 派遣労働者が従事する業務の内容

二～十 （略）

2～7 （略）

【用例】

・「その指揮命令の下に労働する派遣労働者」の例

○公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）（抄）

(不利益取扱いの禁止)

第五条 (略)

- 2 前条に規定するもののほか、第二条第一項第二号に掲げる事業者は、その指揮命令の下に労働する派遣労働者である公益通報者が第三条各号に定める公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者に対して、当該公益通報者に係る労働者派遣をする事業者派遣労働者の交代を求めることその他不利益な取扱いをしてはならない。

・「通知された内容」の例

○薬剤師法(昭和三十五年法律第百四十六号)(抄)

(免許の取消し等)

第八条 (略)

2～17 (略)

- 18 第六項の規定により意見の聴取を行う場合における第七項において読み替えて準用する行政手続法第十五条第一項の通知又は第十二項の規定により弁明の聴取を行う場合における第十三項の通知は、それぞれ、前項の規定により通知された内容に基づいたものでなければならない。

19 (略)

○医師法(昭和二十三年法律第二百一号)(抄)

第七条 (略) 医師が、第三条に該当するときは、厚生労働大臣は、その免許を取り消す。

2～16 (略)

- 17 第五項の規定により意見の聴取を行う場合における第六項において読み替えて準用する行政手続法第十五条第一項の通知又は第十一項の規定により弁明の聴取を行う場合における第十二項の通知は、それぞれ、前項の規定により通知された内容に基づいたものでなければならない。

18 (略)

17 適性評価と苦情に対応するための仕組みについて

1 苦情に対応するための仕組みを設ける必要性

適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかを評価するものに過ぎず、職員の任用について人事評価又はその他の能力の実証等に基づいて行わなければならないことを規定する国家公務員法（昭和22年法律第120号）等の能力に該当するものではない。また、適性評価は、評価対象者の権利義務を変動させるものでもないことから、適性評価は「処分その他の公権力の行使」には該当しない*1。したがって、行政機関の長又は警察本部長が実施した適性評価の結果、評価対象者が特定秘密を漏らすおそれがあると認められたとしても、行政不服審査法の不服申立又は行政事件訴訟法の取消訴訟による救済の対象とはならない。

一方で、適性評価の結果、特定秘密を漏らすおそれがあると認められた場合、行政機関の長は、その職員を特定秘密の取扱業務者から除外するとともに、これによってその職務の遂行に支障が生じるときは、適切な時期に特定秘密の取扱いの業務を行うことのない職に転任させるといった措置を講じることがある。また、職員が既に一定の官職にあり、上位の官職は全て特定秘密の取扱いの業務を行うことが想定されている場合に、当該職

*1 特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められたとしても、実際にいつどのような特定秘密の取扱いの業務を行うこととなるかは、行政機関の長、警察本部長又は契約業者が判断するのであって、この判断と独立して当該者が自由に特定秘密の取扱いの業務を行う資格や権利が付与されるわけではない。逆に、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあると認められたとしても、資格や権利を失うわけではない。

また、特定秘密は、行政機関又は都道府県警察の事務の遂行に伴って取扱いの業務を行う必要性が生じるものであり、本法制においては保護上の義務を行政機関の長又は警察本部長に課しており、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められたことをもって対象役職員に個別・具体的な義務が課されるわけではない。逆に、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあると認められたとしても、個別・具体的な義務が解除されるわけではない。

員が適性評価の結果、特定秘密を漏らすおそれがあると認められたときに、上位の官職に就けないという事態も想定される場所である。

このように、適性評価の結果は、職員に事実上の影響を与えることが否定できないが、行政不服審査法等の対象とならないことから、適性評価制度の実効的かつ円滑な実施を担保するためには、適性評価に対する職員の不満、不服、疑問といった苦情に弾力的に対応できる一定の措置を講ずる必要があると考えられる。

また、

- ・ 適性評価は、評価対象者本人が通常把握されることを想定していないプライバシーに深く関わる個人情報についても行政機関の長が取得する制度であることから、本人の理解を得て円滑に運営する必要があること。
- ・ 適性評価の実施権者と評価対象者の間において、事実関係の認識等に齟齬が生じることも考えられること。
- ・ 行政機関の長の当該判断に影響を与えた情報に誤りがあるのではないかとといった疑問等を確認するために本法案では適性評価の結果の通知を規定しているものの、一度行った適性評価の判断について行政機関の長が再検討する機会が設けられていないこと。

から、苦情に対応するための仕組みを設けることは、適性評価の結果及び理由の通知と相まって、適性評価制度の実効的かつ円滑な実施を担保することに寄与するものと考えられる。

2 苦情に対応するための仕組みの概要

評価対象者からの苦情に対応するための仕組みとして、当該評価対象者に対し通知された適性評価の結果その他当該評価対象者について実施された適性評価について、書面で、行政機関の長及び警察本部長に対し、苦情の申出をすることができることとした上で、評価対象者の苦情について適切に対応する義務を行政機関の長及び警察本部長に課すこととする。

また、評価対象者が不必要に苦情を申し出ることをためらうことがないように、苦情を申し出た職員が不利益な取扱いを受けないことを規定することとする。

【苦情への対応の制度の例】

○国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）

（任免の根本基準）

第三十三条 職員の任用は、この法律の定めるところにより、その者の受験成績、人事評価又はその他の能力の実証に基づいて行わなければならない。

②・③ （略）

（人事評価の実施）

第七十条の三 職員の執務については、その所轄庁の長は、定期的に人事評価を行わなければならない。

② 人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、人事院の意見を聴いて、政令で定める。

○人事評価の基準、方法等に関する政令（平成二十一年政令第三十一号）（抄）

（苦情への対応）

第二十条 実施権者は、第十条（第十四条及び第十八条第二号において準用する場合を含む。）の規定により職員に開示された定期評価における能力評価若しくは業績評価又は特別評価の結果に関する職員の苦情その他人事評価に関する職員の苦情について、内閣府令で定めるところにより、適切に対応するものとする。

2 職員は、前項の苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）

（法務大臣に対する苦情の申出）

第六十六条 被収容者は、自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇について、書面で、法務大臣に対し、苦情の申出をすることができる。

2 （略）

3 法務大臣は、苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出をした者に通知しなければならない。ただし、その者が釈放されたときは、この限りでない。

(不利益取扱いの禁止)

第一百七十条 刑事施設の職員は、被収容者が審査の申請等又は苦情の申出をしたことを理由として、その者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

18 適性評価制度と人事評価制度との比較

	適性評価制度	人事評価制度
根拠	○特定秘密の保護に関する法律案	○国家公務員法(昭和22年法律第120号。以下「法」という。)70条の2から70条の4 ○人事評価の基準、方法等に関する政令(平成21年政令第31号。以下「政令」という。) ○人事評価の基準、方法等に関する内閣府令(平成21年内閣府令第3号。以下「府令」という。) ○所轄庁の長が定める人事評価実施規程(本表作成に当たっては、内閣官房人事評価実施規程(平成21年7月22日内閣総理大臣決定。以下「規程」という。)を参照)
評価の趣旨・目的	○特定秘密を厳格に管理するために実施。 ○特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかを評価。	○職員を採用後の任用、給与その他の人事管理は、人事評価に基づいて適切に行われなければならない。【法27条の2】 →人事評価は能力・実績に基づく人事管理の基礎となるものとして実施。
対象	○行政機関の職員・都道府県警察の職員・契約業者の役職員 ・ 特別秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれることとなった者 ・ 特定秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者について特定秘密を漏らすおそれがあるかどうか評価することが特に必要であると認められたもの等 ○行政機関の長、国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官等は対象外。	○一般職に属する職を占める者【法2条4項・70条の3の1項】 ○非常勤職員、臨時的に任用された職員であって人事評価の結果を給与等へ反映する余地がない者、検事総長等には実施しないことができる。【政令3条】
実施権者	○行政機関の長 ○警察本部長	○所轄庁の長又は所轄庁の長が指定した部内の上級の職員【政令2条】
調査事項・評価項目	①外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の不正な活動並びにテロ活動との関係に関する事項(評価対象者の家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所その他政令で定めるものを含む。) ②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項 ③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項 ④薬物の濫用及び影響に関する事項 ⑤精神疾患に関する事項 ⑥飲酒についての節度に関する事項 ⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項	○能力評価…職員がその職務を遂行するに当たり発揮した発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価【政令4条1項】 ○業績評価…職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価【政令4条1項】 ※ 能力評価・業績評価の具体例【規程】 〈能力評価:部長職の場合〉※職位によって差異がある。 ①倫理(国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、担当分野の重要課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行。) ②構想(所管行政を取り巻く状況を的確に把握し、先々を見通しつつ、国民の視点に立って、担当分野の重要課題について基本的な方針を示す。) ③判断(担当分野の責任者として、その重要な課題について、豊富な知識・経験及び情報に基づき、冷静かつ迅速な判断を行う。) ④説明・調整(所管行政について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、局長を助け、困難な調整を行い、合意を形成する。) ⑤事務運営(国民の視点に立ち、不断の業務見直しを率先して取り組む。) ⑥組織統率(指導力を発揮し、部下の統率を行い、成果を挙げる。) 〈業績評価〉 ○評価者と被評価者の間で設定した目標等
同意の取得	○評価対象者の同意を得て調査を実施する。	○不要。
評価・調査の方法	○対象者本人やその関係者に質問。 ○対象者本人に資料の提出を要求。 ○公私の団体に照会。 ※ いずれも調査を実施するために必要な場合に限る。	○評価期間中の発揮した能力・挙げた業績に関する自らの認識その他評価の参考となるべき事項について、被評価者本人から申告を行わせる。 【政令8条・13条、規程6条】 ○補助者(実施権者が指定)は、被評価者の職務遂行状況について情報提供することができる。【規程7条4項】
期間	○検討中。	○能力評価は1年ごと、業績評価は半年ごと。【政令5条3項・4項】
結果・理由の通知・開示	○実施権者は、適性評価を実施したときは、その結果を評価対象者に通知する。 ○その際に、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲で理由を通知。ただし、評価対象者が通知を希望しない場合は理由を通知しない。	○実施権者は、人事評価を実施したときは、能力・業績評価の全体評語を開示。 【政令10条・14条、府令第3条第1項、規程8条1項】 ○全体評語の開示を希望しない被評価者や、警察職員等のうち全体評語の開示により業務の遂行に著しく支障が生じるおそれがある職員として実施権者が指定する者には結果を開示しなくてもよい。【府令3条1項、規程8条1項】 ○ただし、全体評語が下位の場合には、いずれの被評価者に対しても当該全体評語を開示しなければならない。【府令3条2項、規程8条4項】 ○結果を通知する際に、理由その他参考となる事項を通知。【規程8条2項】
苦情への対応	○苦情に対応する制度を設け、適切に対応。	○苦情について適切に対応すると規定。【政令20条、府令4条、規程15条】

13 適性評価の実施権者を警察本部長とすることについて

1 適性評価の実施権者の考え方

本法案では、我が国の国及び国民の安全の確保にとって重要な情報を保護するため、その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがあるものを特定秘密として指定し、これを保護するための措置として、特定秘密の取扱いの業務を行う者に対する適性評価を実施することとしている。適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏えいするおそれがないと認められた職員のみが特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとして、特定秘密の保護を図ろうとするものであり、行政機関の長が指定した特定秘密を保護するための措置の一環と位置付けられる。すなわち、適性評価は、行政機関の長が自らが指定した特定秘密について、職員がその取扱いの業務を行った場合にこれを漏えいするおそれがないかどうかという観点から適性評価を実施し、適性が認められた者のみにその取扱いの業務を行うこととするものであり、適性評価の実施は、特定秘密について指定を行った行政機関の長が行うことが必要である。

2 契約業者の役職員の適性評価の実施権者

契約業者における特定秘密の取扱いの業務は、当該特定秘密を保有する行政機関の所掌事務遂行上特段の必要がある場合に、当該行政機関との契約に基づき行われるものである。このような契約業者における特定秘密の取扱いの業務は、物件の製造又は役務の提供を業とする者と行政機関との契約に基づく一時的なものであり、特定秘密の保護の責任が取扱いの業務を行わせる特定秘密を保有する行政機関の長にあることに変わりはない。したがって、契約業者は信頼ある適性評価を行うことができる立場になく、特定秘密を契約業者に取り扱わせる行政機関の長が契約業者の役職員の適性評価を実施する必要がある。

3 都道府県警察の職員の適性評価の実施権者

(1) 警察庁長官による特定秘密の指定

本法案においては、警察が保有することが想定される別表の「外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止に関する事項」や「テロ活動防止に関する事項」についての警察における特定秘密の指定は、都道府県警察が入手したものであっても、警察庁長官が行うこととしている。これは、例えば、都道府県警察が国際テロ組織の内部協力者から入手した情報が特定秘密として指定を要するものであるか否かは、当該国際テロ組織が諸外国でどのような活動実態にあり、また、我が国国内でどのような組織を構築しているかなどの警察庁が保有する情報を基に、これが漏えいした場合の国及び国民の安全に与える影響を総合的に判断する必要があるためである。すなわち、都道府県警察が収集した情報であっても、当該情報が特定秘密として指定を要するか否かについては、国の警察機関として諸外国や国内の関係機関と情報交換を行い、また、全国の都道府県警察から関係情報を集約し分析評価を行っている警察庁のみが、特定秘密の指定を過不足なく行うために適切な判断を行うことが可能であると考えられるため、警察庁長官が特定秘密の指定を行うこととしている。

(2) 都道府県警察における特定秘密の取扱いの業務

上記(1)のとおり、警察関係の特定秘密の指定は、警察庁長官がこれを行うこととしているが、特定秘密の取扱いの業務については、都道府県警察がこれを恒常的に行うことが警察法上予定されている。

すなわち、警察法（昭和29年法律第162号）では、都道府県警察は、都道府県の区域につき警察法第2条の責務に任じるとされ（警察法第36条第2項）、警察職務の遂行は都道府県警察が行うものとする一方で、国の警察機関たる国家公安委員会及び警察庁が国の公安に関する警察運営をつかさどるなどとされ（警察法第5条、第17条）、都道府県警察が、警察庁とともに警察の責務を果たすためには、特定秘密の取扱いの業務を行うことが前提となっている。例えば、日本国内における爆弾テロ計画について外国政府から通報を受け、これを警察庁長官が特定秘密に指定した場合に、警察庁長官は、当該テロ計画の関連場所を管轄する都道府県警察に当該特定秘密を伝達し、関係者の調査と対象施設の警戒警備等を指示し、指示を受けた関係都道府県警察は、警察本部長の下に必要な措置を講じることとなる。

このように、テロ計画の未然防止やテロリストの検挙といった警察の責務を果たすために、警察庁長官が特定秘密を都道府県警察に伝達し、伝達を受けた当該都道府県警察は当該特定秘密の取扱いの業務を行うことが警察法上も予定されており、都道府県警察における特定秘密の取扱いの業務は、契約業者の場合のような一時的なものとは異なっている。

(3) 都道府県警察職員の適性評価の実施権者

警察関係の特定秘密の指定を警察庁長官が行うこととしていることに鑑みると、都道府県警察において特定秘密の取扱いの業務を行う職員の適性評価の実施権者についても、警察庁長官とするのが通常であると考えられる。

しかしながら、全国の都道府県警察において適性評価の対象となる者は、都道府県警察本部に加え、1,173警察署において勤務する約29,000人の職員であると試算され、その適性評価に関する事務を警察庁担当課の数名の職員が行うことは実務上大きな困難を伴い、また、個々の適性の判断に当たっても、全国の職員を対象とすることから適切な考慮が行われないおそれがある。

また、上記(2)のとおり、都道府県警察における特定秘密の取扱いの業務は、契約業者の取扱いの業務が契約に伴う一時的なものであるのと異なり、警察事務の性格から継続的に行うことが予定されている。

例えば、警察庁長官から、特定秘密として指定されたテロ計画に関する具体的な情報を伝達された場合、警察本部長は、常日頃から、管轄区域におけるテロ計画の未然防止やテロリストの検挙に当たっており、その知見を活かしつつ、自らの管轄区域内の諸情勢や重要施設の配置状況等を勘案し、いずれの職員に当該特定秘密の取扱いの業務を行わせ、どの重要施設を何人体制で、どのような装備により警備強化するのか、あるいは当該テロ情報の関係者をどのような体制で警戒監視するのか、爆発物となり得る原材料の管理者への働き掛けと保管状況の確認といった措置を適確に判断して実施することができる。

また、テロ計画に関する具体的な情報を都道府県警察に伝達するに当たって警察庁長官は、当該テロ情報の関連場所を管轄する都道府県警察を選定し、関係都道府県警察に対し、重要施設の警備強化に加え、関連情報の収集強化や爆発物となり得る原材料の管理強化のための措置等を

指示することとなるが、関係都道府県警察は、こうした警察庁長官の指揮監督に従い、上記のような具体的な措置を講じることとなっており、関係都道府県の対応の統一性が確保され、国及び国民の安全の確保に不備がないようになっている。

さらに、こうした警察本部長の判断や措置が、国家的視野に基づき、また、国及び国民の安全を守る観点から見ても不合理なものとならないことは、警察本部長の国家公務員法上の位置付けや任免によっても担保されている。すなわち、警察本部長や警備部門を統括する警備部長等の警視正以上の警察官は、国家的視野から警察事務を遂行することを確保するため、国家公務員とされており（警察法第56条第1項）、その任免も、国家公安委員会が行う（警察法第49条第1項、第50条第1項）こととされている。

このように、都道府県警察は、特定秘密の指定を行うことはないものの、都道府県警察自体が特定秘密の取扱いの業務を行うことが予定されており、また、警察本部長が、警察庁長官の指揮監督の下に、国家公務員として都道府県警察を統括する責任者としての立場にあることに鑑みると、警察本部長は、警察庁長官が行う適性評価と同一の水準の適性評価を行うことが可能であり、さらに、都道府県警察の職員の実態をより把握し得るのは警察本部長であることから、その職員の適性評価は警察本部長が行うことが適当である。

(4) 参考（A省の特定秘密の取扱いの業務を行うB省の職員の適性評価）

特定秘密の指定を行った行政機関の長（A省）は、その所掌事務遂行上特段の必要がある場合に、当該行政機関以外の行政機関（B省）の職員に自らの保有する特定秘密の取扱いの業務を行わせることがあり、このような場合も、上記1の考え方によれば、A省の長が、A省が伝達する特定秘密の取扱いの業務を行うB省の職員の適性評価を実施することが適当であるとも考えられる。しかしながら、B省の長は、自らの所掌事務を遂行する中で取得・作成した情報を特定秘密として指定し、当該特定秘密を保護するための措置の一環として、B省の職員に対する適性評価を実施することとされており、また、そもそも、本法案では、各行政機関が相互に特定秘密を共有することを前提に、特定秘密の取扱いについて共通のルールを設け、共通の事項について同一の基準により適性

評価を実施することとしており、A省の長が実施する適性評価とB省の長が実施する適性評価は、同一の水準のものであることが確保されている。したがって、B省職員がA省から伝達された特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認めるかどうかについても、適切に判断することが可能であり、B省の長が適性評価を実施することができる。

都道府県警察における適性評価対象者数

警察庁長官

----- 適性評価の対象者

警察庁長官は、…警察庁の所掌事務について、都道府県警察を指揮監督する。
(警察法第16条第2項)

- …警察行政に関する調整に関すること(警察法第5条第2項第23号)
- 前各号に掲げる事務を遂行するために必要な監察に関すること
(警察法第5条第2項第24号)

計47都道府県
(256,924人)
(1,173警察署)
※地方警務官
628人

埼玉県警察本部(11,335人)
※地方警務官 18人

本部長

警視正以上の警察官は
国家公務員
(国家的視野から
公正かつ円滑な
警察事務を確保)
(警察法第49条第1項、
第50条第1項、
第55条第3項)

警備部長

警備部

他38署

大宮警察署

署長

副署長

警備課長

警備課

適性評価の
対象として
想定される職員

約1,000人

適性評価の
対象として
想定される職員

約29,000人

【参照条文】

○警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）

（警察の責務）

第二条 警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもつてその責務とする。

2 （略）

（任務及び所掌事務）

第五条 国家公安委員会は、国の公安に係る警察運営をつかさどり、警察教養、警察通信、情報技術の解析、犯罪鑑識、犯罪統計及び警察装備に関する事項を統轄し、並びに警察行政に関する調整を行うことにより、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持することを任務とする。

2 国家公安委員会は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務について、警察庁を管理する。

一～三 （略）

四 次に掲げる事案で国の公安に係るものについての警察運営に関すること。

イ 民心に不安を生ずべき大規模な災害に係る事案

ロ 地方の静穏を害するおそれのある騒乱に係る事案

ハ 国際関係に重大な影響を与え、その他国の重大な利益を著しく害するおそれのある航空機の強取、人質による強要、爆発物の所持その他これらに準ずる犯罪に係る事案

五～八 （略）

九 国際刑事警察機構、外国の警察行政機関その他国際的な警察に関する関係機関との連絡に関すること。

十～二十二 （略）

二十三 前号に掲げるもののほか、警察行政に関する調整に関すること。

二十四・二十五 （略）

3・4 （略）

（長官）

第十六条 （略）

2 警察庁長官（以下「長官」という。）は、国家公安委員会の管理に服し、

警察庁の庁務を統括し、所部の職員を任免し、及びその服務についてこれを統督し、並びに警察庁の所掌事務について、都道府県警察を指揮監督する。

(設置及び責務)

第三十六条 都道府県に、都道府県警察を置く。

2 都道府県警察は、当該都道府県の区域につき、第二条の責務に任ずる。

(警視庁及び道府県警察本部)

第四十七条 都警察の本部として警視庁を、道府県警察の本部として道府県警察本部を置く。

2 警視庁及び道府県警察本部は、それぞれ、都道府県公安委員会の管理の下に、都警察及び道府県警察の事務をつかさどり、並びに第三十八条第四項において準用する第五条第三項の事務について都道府県公安委員会を補佐する。

3・4 (略)

(警視総監及び警察本部長)

第四十八条 都警察に警視総監を、道府県警察に道府県警察本部長を置く。

2 警視総監及び道府県警察本部長(以下「警察本部長」という。)は、それぞれ、都道府県公安委員会の管理に服し、警視庁及び道府県警察本部の事務を統括し、並びに都警察及び道府県警察の所属の警察職員を指揮監督する。

(警視総監の任免)

第四十九条 警視総監は、国家公安委員会が都公安委員会の同意を得た上内閣総理大臣の承認を得て、任免する。

2 (略)

(警察本部長の任免)

第五十条 警察本部長は、国家公安委員会が道府県公安委員会の同意を得て、任免する。

2 (略)

(職員)

第五十五条 (略)

2 (略)

3 第一項の職員のうち、警視総監、警察本部長及び方面本部長以外の警視

正以上の階級にある警察官は、国家公安委員会が都道府県公安委員会の同意を得て、任免し、その他の職員は、警視総監又は警察本部長がそれぞれ都道府県公安委員会の意見を聞いて、任免する。

4 (略)

(職員の人事管理)

第五十六条 都道府県警察の職員のうち、警視正以上の階級にある警察官(以下「地方警務官」という。)は、一般職の国家公務員とする。

2、3 (略)

(参考) 国の警察機関と都道府県警察の関係

○ 警察法第5条第1項及び第2項の解説

「第一項は、国家公安委員会が達成すべき行政目的を任務として規定し、第二項は、当該任務を達成するために必要となる所掌事務を明確にしたものである。(中略)

また、警察法が国及び都道府県の警察行政機関を単一の法律により規律していることにかんがみ、第一項前段及び第二項では、国の警察行政機関の都道府県警察への関与の在り方についても明らかにしている。すなわち、警察法においては、警察の組織単位は都道府県警察とされ、警察職務の執行は都道府県警察が行うものであり、中央の警察行政機関は、国家的又は全国的な見地から、国がつかさどり、統轄し、又は調整すべき事項を所掌し、このために必要な特定の事項について都道府県警察に対して一定の関与を行うのである。(警察制度研究会「警察法解説」(以下「警察法解説」という。)72頁)

○ 警察法第36条第2項の解説

「都道府県警察は、その管轄区域について第二条に規定する警察の責務を全面的に遂行し、そのすべてにわたって責めに任ずるものである。都道府県警察は、その事務のうち、警察庁の所掌事務に係るものについて警察庁長官の指揮監督を受ける(第十六条第二項)が、この事務についても、当該都道府県の区域については全面的にその責務に任ずるもので、警察庁は、その所掌事務の範囲についてのみ、指揮監督を通じて、国の治安責任を果たすのである。」(警察法解説244頁)

20 適性評価に関する個人情報の利用・提供の制限について

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第8条第1項は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することを禁止しているが、その例外として、同条第2項各号に規定する場合には、本来の利用目的以外に保有個人情報を利用することなどが認められている。これによれば、適性評価の実施に同意しなかったこと、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認めるかどうかの結果及び適性評価の実施に当たって取得する個人情報（以下「適性評価に関する個人情報」という。）についても、特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者以外の者が特定秘密の取扱いの業務を行わないようにする目的以外での利用・提供が認められることとなるが、こうした目的外での適性評価に関する個人情報の利用・提供には、次のとおり問題がある。

① 本人の同意があるとき等（第1号）

本人の同意がある場合には、適性評価に関する個人情報を目的外利用することができることとなるが、評価対象者本人が、適性評価に関する個人情報を目的外利用することに同意した場合、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあると認められたことを理由に、又は特定秘密を漏らすおそれがないと認められたものの、飲酒に関する節度に見受けられることを理由に、人事評価の実施権者が下位の人事評価を行う可能性があることが否定できない。適性評価は、評価対象者の能力を評価するものではなく、たとえ本人の同意があったとしても、これを人事評価に利用することが認められれば、評価対象者が正確な情報を提供することを躊躇し、適性評価の実効性を損なうことになりかねない。

また、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認めるかどうかの結果は、特定秘密を厳格に保護するためのツールという公益性の強い側面を有しており、個人が自由に処分できる個人情報とし、その取扱いを個人の判断に委ねることは適当ではない。

② 行政機関内部で利用する場合であって、当該個人情報を利用することについて相当の理由のあるとき（第2号）

例：特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあると認められた職員について、特定秘密を取り扱うことはないものの、取扱いに注意を要する情報を取り扱う職に配置しないといった人事上の措置を執ることは、本号にいう「相当な理由のあるとき」として認められる場合がある。

③ 他の行政機関等に提供する場合であって、当該個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき（第3号）

例：特定秘密を取り扱った場合にこれを漏らすおそれがあると認められた職員を別の行政機関に出向させる場合に、出向先の職が特定秘密を取り扱う職ではないものの、取扱いに注意を要する情報を取り扱う職であることから、当該職員について特定秘密を漏らすおそれがあると認められたことや、適性評価の過程で当該職員に自己の資力に照らし不相応な金銭消費があることが判明したことなどを通知することは、本号にいう「相当な理由のあるとき」として認められる場合がある。

②及び③について、適性評価において取得される個人情報は、通常の人事管理上保有される個人情報以外にも、精神疾患や経済的な状況といったプライバシーに深く関わるものを含んでおり、慎重な取扱いが求められるところ、例外的にせよ、目的外の利用・提供が認められるとすれば、評価対象者は適性評価の実施以外の目的のために、自らの個人情報が、人事上の措置等において利用・提供されるのではないかといった懸念が払拭できず、適性評価の実施に当たって、また、実施後も不信感や不安感が生じるおそれがある。また、こうしたプライバシーに深く関わる情報を取得して行う適性評価の実施について同意をしなかったこと又はかかる情報を取得した上で評価した結果である特定秘密を漏らすおそれがないと認めるかどうかの結果についても、特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者以外の者が特定秘密を取り扱わないようにする目的以外での利用・提供が認められるとすれば、適性評価において取得される個人情報の場合と同様に、不信感や不安感が生じるおそれがあり、

適性評価制度そのものの信頼性に疑問が生じ、適性評価を受けること自体を躊躇するなど、適性評価制度の実効性を損なうことにもなりかねない。

④ 統計の作成又は学術研究のために提供するときその他個人情報を提供することについて特別の理由があるとき（第4号）

例：我が国と諸外国との適性評価制度の比較研究を行う機関に対し、例えば、評価対象者の属性及び適性を有すると認めたかどうかの結果を提供することは本号により認められる。

専ら統計の作成や学術研究のために個人情報を利用する場合には、特定個人が識別できない形で用いられるのが通常であることから、本号の規定に基づいて、適性評価に関する個人情報を目的外提供したとしても、②及び③の場合に生じたような適性評価制度の実効性を損なうおそれが生じることは考えにくい。しかしながら、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認めるかどうかの結果について、適性評価を実施した行政機関、評価対象者の職位等の属性とを結びつけて分析、研究することで、適性評価制度の評価基準を推測することが事実上可能となることがあり得る。評価基準が明らかとなれば、特定秘密を漏らすリスクがあることを不当に隠そうとする者を利することにもなりかねず、適性評価制度の実効性の確保に支障が生じる可能性がある。

以上のとおり、適性評価に関する個人情報の目的外利用・提供を認めると、適性評価制度の実効性を損なう可能性があることから、行政機関個人情報保護法第8条第2項よりも、更に目的外利用・提供の範囲を制限し、特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者以外の者が特定秘密を取り扱わないようにする目的以外での利用・提供を禁止することとする。

ただし、適性評価で調査する事項は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）等に規定する欠格条項、分限処分又は懲戒処分（以下「懲戒処分等」という。）の対象となる事由と関係を有する事項があることから、適性評価を実施するために行う調査において、評価対象者について懲戒処分等に該当する事由が明らかになることも想定される。このような個人情報を懲戒処分等のために、利用・提供することも禁止することとする場合、行政機関の長及び警察本部長において、懲戒処分等に該当する事由の存在を認識しながら、何らの措置を取ることができず、結果として職務を遂行することについての

適格性を欠く者をその職位にとどまらせるという不合理な事態が生じることとなる。したがって、適性評価の実施によって懲戒処分等に該当する疑いが生じたときに限って、個人情報の利用・提供を例外的に認めることとする。

【参照条文】

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）

（利用及び提供の制限）

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3・4 （略）

平成24年12月 日
内閣情報調査室

不利益取扱いの禁止に関する規定について（案）

本法では、適性評価の実施について同意をしなかったことや適性評価により適性を有しないと認められたこと等を理由として、行政機関及び都道府県警察（以下「行政機関等」という。）の職員が免職その他不利益な取扱いがされないよう国家公務員法等の規定を適用しなければならない旨を規定することを検討していた。これは、本法において、契約業者が、その使用し、又は使用していた者に対して、適性評価の実施について同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止する規定を設けていることから、契約業者の職員等との比較において反対解釈を生じることが懸念されるため、確認的に規定したものである。

一方、適性評価により適性を有しないと認められた場合、行政機関の長は、職員を特別秘密を取り扱うことのない職に転任させることがあり、また、上位の職が全て特別秘密を取り扱うこととなる場合には、職員が昇任できないという事態も想定される。適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として不利益な取扱いを禁止する確認的な規定を設けることにより、適性評価の結果により、取扱いに差異が生じることを一切禁止しているかのように解され、こうした事実上の影響が当該規定で禁止する不利益な取扱いに該当するのではないかの疑義が生じるおそれがある。

しかしながら、行政機関の職員にあっては、一般職の職員については国家公務員法（昭和22年法律第120号）の適用が、自衛隊の隊員については自衛隊法（昭和29年法律第165号）の適用があり、また都道府県警察の職員にあっては国家公務員法又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）の適用があり、それぞれの法律の任用、免職等に関する規定を的確に運用することによって、適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として免職その他不利益な取扱いを受けないことが担保されている。このため、行政機関等の職員について、免職その他不利益な取扱いをすることを禁止する規定を明文化する必要性は必ずしも高くないとも考えられる。

したがって、適性評価の実施について同意をしなかったことや適性評価により適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関等の職員が免職その他不利益な取扱いがされないよう国家公務員法等の規定を適用しなければならない旨の規定は設けないこととする。

8 適性評価制度と適格性確認制度との比較

	適性評価制度	適格性確認制度	備考
根拠	○特定秘密の保護に関する法律(案)	○カウンタートン・イン・テリジエンス機能の強化に関する基本方針(カウンタートン・イン・テリジエンス推進会議決定) ○秘密取扱者適格性確認制度の実施に関するガイドライン(カウンタートン・イン・テリジエンス推進会議承認) ○秘密取扱者適格性確認制度実施規程(各行政機関が作成)	※ 適格性の確認は、任命権者である行政機関の長等による特別秘密を取り扱う官職への職員に任用して任命権者の権限の範囲内で実施している。
対象	○国の行政機関の職員・都道府県警察職員・契約業者の役員 ・ 特定秘密の取扱いは業務を行うことが見込まれることとなった者 ・ 特定秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者について特定秘密を漏らすおそれがあるかどうかを評価することが特に必要であると認められたもの 等 ○行政機関の長、国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官等は対象外。	○国の行政機関の職員 ・ 特別管理秘密の取扱いが見込まれることとなった者 ○特別職の国家公務員(自衛隊員を除く。)は対象外。	
実施権者	○行政機関の長 ○警察本部長	○国の行政機関の長が指定した者	
調査事項	①外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の活動並びにテロ活動との関係に関する事項(評価対象者の家族及び住居人の氏名、生年月日、国籍及び住所その他政令で定めるものを含む。) ②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項 ③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項 ④薬物の濫用及び影響に関する事項 ⑤精神疾患に関する事項 ⑥飲酒についての節度に関する事項 ⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項	○セキュリティクリアランス対象活動を行っている国、組織又は人への関与 ○特定の外国への頻繁な私的渡航 ○外国籍配偶者 ○帰化 ○特異な言動 ○刑事処分 ○懲戒処分等 ○情報の不適切な取扱い ○薬物濫用等 ○精神障害 ○アルコール依存等 ○金銭問題	※ 適格性の確認は、職員の任用に關して任命権者の権限の範囲内で実施しているものであり、また、対抗措置を講じられるおそれがあることを考慮し、調査事項は公表していない。
情報収集の方法	○本人が質問票に記載し提出。 ○必要な範囲内において担当者が本人やその関係者(上司のほか友人を含む。)に質問。 ○必要な範囲内において行政機関や公私の団体に照会。	○人事管理情報を利用。 ○上司・人事担当課に質問。 ○本人に対する面接を実施。	※ 職員の任用に關して任命権者の権限の範囲内で、主として人事管理情報を用いて適格性確認を実施することから、その実施に当たり必ずしも職員の見解を得ていない。
同意の取得	○評価対象者の同意を得て調査を実施する。	○対象者の同意を必須としていない	
照会権限	○法律に規定(同意に当たって照会することがある旨を告知)。	○法律に規定はない。	
結果の通知	○通知する。	○通知しない。	※ 適格性確認は、職員の任命に關して任命権者の権限の範囲内で実施しているものであり、適格性の有無の判断の結果や理由を通知することとはしていない。
理由の通知	○適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲で通知する。		

11 適性評価と法の下での平等との関係について

1 趣旨

適性評価制度においては、特定秘密の取扱いの業務に行った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかの観点から適性を評価するため、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の不正な活動並びにテロ活動との関係に関する事項について調査を実施する。これらの事項の中には、職業や国籍といった社会的身分に関する項目が含まれるため、特定の社会的身分にあることによって特定秘密の取扱いの可否を分けるのであれば、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」こと（法の下での平等）を要請する憲法に違反するのではないかと、といった指摘が有り得るところ、これを検証することとする。

2 憲法第14条第1項に挙げられている事項について

(1) 社会的身分について

社会的身分については、人が社会において継続的に占める地位として広く解する立場と、出生によって決定されるなど自己の意思をもってしては離れることのできない固定した地位として狭く解する立場がある^{*1}。

ここで、最も広く解した場合、適性評価制度において調査する事項の中では、職業や国籍（帰化の経歴を含む。）といった項目が社会的身分に含まれると考えられるが、適性評価制度では、特定の社会的身分にあることをもってではなく、評価対象者の具体的な行動その他の状況に照らして適性を評価することとしていることから社会的身分により特定秘密の取扱いの可否を分けることはなく、法の下での平等に違反しないと考

*1 「憲法Ⅰ 第4版」(野中俊彦、中村睦男、高橋和之、高見勝利・有斐閣) 288頁

えられる。

(2) 信条について

信条とは、宗教上の信仰のほか、単なる政治的意見・政治的所属関係も含め、個人の基本的なものの見方・考え方を意味すると解されており^{*2}、内心の領域にとどまる限り絶対的な自由が憲法上保障されている^{*3}。

この点、適性評価制度においては、内心の領域にある信条そのものを調査事項とはしていないことから、これにより特定秘密の取扱いの可否を分けることはなく、この点からも法の下での平等に違反しないと考えられる。

(3) 人種、性別及び門地について

人種とは、皮膚、毛髪、目等の身体的特徴によって区別される人類学上の種類であり、その違いによって秘密を漏らす可能性の程度は異ならない。この点は、性別についても同様である。

また、門地とは、家系・血統等の家柄を指し、かつて明治憲法下で存在した華族・士族・平民等がこれに該当するが、このような制度は現在では存在しないほか、華族制度の復活は憲法第14条第2項により認められていない。

したがって、適性評価制度においては、これらの事項を理由として特定秘密の取扱いの可否を分ける余地はないと考えられる。

3 2に挙げた事項以外の事項について

憲法第14条第1項に挙げられている事項は例示であり、法の下での平等の原則はそれ以外の事項に基づく差別も禁止していると解されているが^{*1}、およそ、国及び国民の安全の確保にとって重要な秘密情報の漏えいを防止し、もって国及び国民の安全を確保する見地から、必要と考えられる事項について調査し、特定秘密の漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する具体的な行動その他の状況が認められる場合に特定秘密の取扱いの業務を行う者から除外することは、特定秘密の取扱いの業務を行う者たるべき

*2 「立憲主義と日本国憲法 第2版」(高橋和之・有斐閣) 147、148頁

*3 前掲「立憲主義と日本国憲法」160頁

*4 前掲「立憲主義と日本国憲法 第2版」146、147頁

者について社会通念上妥当な限界を定めるものであり^{*5}、憲法の要請する法の下での平等に違反しないといえる。

【参照条文】

○日本国憲法（昭和二十一年憲法）（抄）

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

②・③ （略）

*5 憲法第14条第1項の法の下での平等は、法の適用における平等のみならず、内容における平等をも要請している。そして、内容については絶対的な平等を保障する趣旨ではなく、趣旨・目的に照らし合理的な理由がある限りは差別を行つてもこの原則に違反しないと解されている。

この点、最高裁は、過員を整理するために行われた町職員の待命処分に当たり、高齢者であることを基準としたことが憲法第14条に違反するかどうか争われた事件において、法の下での平等について「国民に対し絶対的な平等を保障したものではなく、差別すべき合理的な理由なくして差別することを禁止している趣旨であるから、事柄の性質に即応して合理的と認められる差別的取扱をすることは、なんら右各法条の否定するところではない」との解釈を示している（最大判昭和39年5月27日）。

12 適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について

1 趣旨

適性評価制度においては、特定秘密の取扱いの業務を行った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかの観点から適性を評価するため、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の不正な活動並びにテロ活動との関係に関する事項について調査を実施することとしている。そして、この調査の結果、特定秘密を漏らすおそれがないと認められるかどうかによって特定秘密の取扱いの可否が分かれるところ、本制度が、「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」旨及び「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。」旨を規定している憲法の規定に違反することとならないか、以下検証することとする。

2 思想・良心及び信教の自由との関係

(1) 思想・良心の自由

ア 趣旨

憲法第19条が保障する思想・良心とは、本人のものの考え方のうち、主義・信条・世界観といった個人の人格の核心を構成するものを指すと解されており^{*1}、内心にとどまる限り絶対的に保障されるが、思想・良心に係る外部的行為が他者の権利、利益や社会に具体的害悪を及

*1 教育委員会教育長の通達が、高等学校教員に対して職務、勤務、研修その他の事項に係る自己監察の結果を勤務評定書に記載すべきことを命じているのは、当該教員の思想・良心の自由等を侵害しているとの主張がなされた事件において、最高裁は、教職員に自己監察の結果の記入を命じても、「世界観、人生観、教育観等の表明を命じたものと解することはできない」から「内心的自由等に重大なかわりを有するものと認めるべき合理的根拠はなし」と判示しており（最判昭和47年11月30日）、憲法第19条が保障する思想・良心を人格の核心部分に限定している（「立憲主義と日本国憲法 第2版」（高橋和之・有斐閣）160頁）。

ばす場合には、絶対的に保障されるわけではないと解されている*2。

イ 本制度との関係

(2)の信教の自由のうち「信仰の自由」は、思想・良心の自由の宗教的側面であるため、ここで併せて検討する。

思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害が問題とされるのは、具体的には以下の場合と解されている*3。

(7) 内心に反する行為や内心の告白を強制させる場合

特定の思想・良心又は信仰を持たせ、あるいは持たせない目的で何らかの行為を強制することは、思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害となる。

また、思想・良心の自由及び信仰の自由は、内心を告白することを強制されないという沈黙の自由も含むものであるため、精神的・宗教的な意味を有する発言や行為を強制することも、思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害となる。

この点、適性評価制度においては、特定の思想・良心又は信仰を持たせたり持たせなかったりする目的で何らかの行為を強制することはない。また、内心の領域にある思想・良心又は信仰そのものを調査事項としていないため、内心を告白させることはない。

(4) 内心を理由として不利益な取扱いをする場合

思想・良心又は信仰を内心に有していること又は有していないことそのものを理由として不利益を課すことは、思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害となる。

この点、適性評価制度においては、内心の領域にある思想・良心又は信仰そのものを調査事項としていない。

これらのことから、適性評価制度は、思想・良心の自由及び信仰の自由を侵害するものではなく、憲法に違反しないと考えられる。

(2) 信教の自由（信仰の自由を除く。）

ア 趣旨

*2 「憲法 I 第4版」(野中俊彦、中村睦男、高橋和之、高見勝利・有斐閣) 310頁

*3 前掲「立憲主義と日本国憲法 第2版」163頁から167頁まで、前掲「憲法 I 第4版」301頁から305頁まで他

憲法第20条が保障する信教の自由の内容は、信仰の自由、宗教的行為の自由及び宗教的結社の自由であると解されている^{*4}。

まず、信仰の自由は、思想・良心の自由の宗教的側面である^{*5}。

次に、宗教的行為の自由とは、礼拝、祈祷その他の宗教上の行為、祝典、儀式若しくは行事を行い、若しくは参加し、又はこのような行為をしない自由をいうと解されており^{*6}、何人もこのような行為を強制されないとされている（憲法第20条第2項）。

最後に、宗教的結社の自由とは、宗教を同じくする者が結社を結成する自由と解されている^{*7}。

イ 本制度との関係

(ア) 宗教的行為の自由

適性評価制度においては、特定の宗教上の行為や行事に係る作為や不作為を強制していない。

(イ) 宗教的結社の自由

適性評価制度においては、宗教的結社の結成やそれへの加入・脱退を禁止していない。

これらのことから、適性評価制度は信教の自由（信仰の自由については前述）を侵害するものではなく、憲法に違反しないと考えられる。

【参照条文】

○日本国憲法（昭和二十一年憲法）（抄）

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ （略）

*4 前掲「立憲主義と日本国憲法 第2版」169頁

*5 前掲「憲法I 第4版」310頁

*6 前掲「憲法I 第4版」309頁

*7 前掲「立憲主義と日本国憲法 第2版」172頁

平成25年7月5日
内閣情報調査室

6 業務知得者と適性評価との関係について

1 自衛隊法における「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」とそれ以外の防衛秘密にふれる者との区別

(1) 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第122条第1項は、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。」と規定し、防衛秘密の漏えい行為に対する罰則の主体を「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」としている。「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」とは、「業務」が「本来人が社会生活上の地位に基づき反復・継続して行う行為」（昭和33年4月18日最高裁判決）を言うことから、「防衛秘密を取り扱うことを」「その地位に基づき反復・継続して行う」者を指す（平成13年9月28日付け防衛庁より内閣法制局に提出した資料（以下「平成13年法制局提出資料」という。）17頁）とされている。

具体的には、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」には、防衛省の職員及び防衛省職員以外の一定の者が含まれる。

防衛省の職員については、防衛省と当該者との間に次の関係が成立する者をいう。

- ① 自衛隊の任務遂行上、当該者が防衛秘密を取り扱うことが（自衛隊にとって）必要であり、
- ② このため、現に、当該者は防衛秘密を取り扱っていること
- ③ ①及び②の状況が反復継続する可能性があること

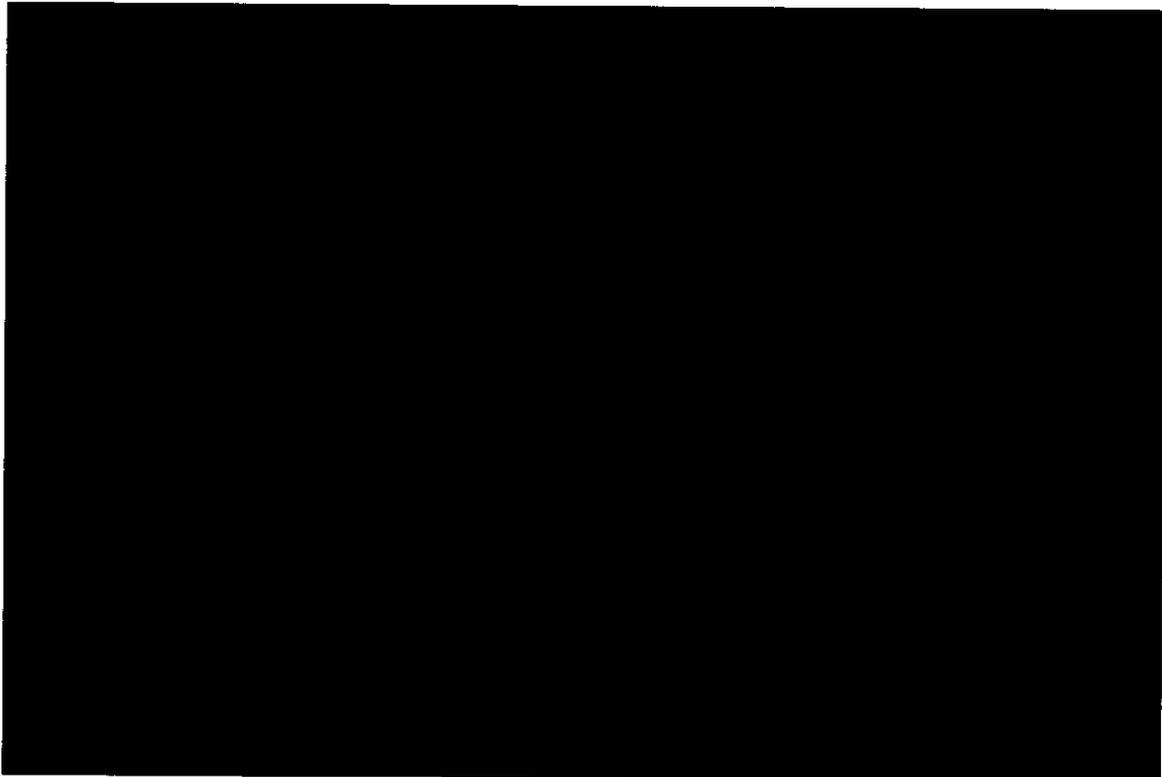
また、防衛省職員以外の者が防衛秘密を取扱いの業務を行う場合として、自衛隊法第96条の2第3項は、「防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、

防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。」と規定しており、当該規定に基づき、防衛省から防衛秘密の提供を受けた者が防衛秘密を取り扱うことを業務とする者に該当することとなる。

自衛隊法第96条の2第3項に規定する必要性の判断基準については、「防衛秘密は我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるものとされており、そのような秘密は、本来は防衛省内においてのみ使用されるべきものであることから、単に「必要な場合」や「特に必要な場合」といったときよりも、その必要性の程度が高いと認められる「特段の必要がある場合」として」おり、「防衛秘密を提供しなければ、防衛行政が立ち行かないような、いわば非代替性が認められる場合であるといえる」

（「防衛秘密制度の解説」54頁）とされている。実際に、防衛省は、「他省庁等に対して、防衛省・自衛隊がその任務を遂行するために必要となる各種の調整等を実施する場合において、自衛隊の各種活動を円滑に実施するために必要となる関係省庁の協力を得るため当該省庁に対して、その所掌事務や所掌の案件に応じた防衛秘密を提供している」とされている（平成13年法制局提出資料18頁）。

防衛省職員以外の者で、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者に該当する者の具体例は以下のとおりである。



(2) (1)以外の者について

ア その他の行政作用

この他、防衛省・自衛隊は、「例えば、自衛隊の任務の遂行上全ての前提となる物的・人的防衛力の整備について予算査定等を得るために財務省に対して装備品、施設等に係る防衛秘密を、自衛隊の任務の遂行上不可欠な無線通信の電波周波数割り当てについて承認等を得るために総務省に対して通信の方法（周波数）に係る防衛秘密を、日米共同技術研究の技術等の輸出について許可等を得るために経済産業省

に対して日米共同技術研究のための日米間の合意事項を含む装備品等に係る防衛秘密を提供している」が、こうした提供については、「究極的には自衛隊の任務を遂行するために行われるものではあるものの、直接的には、当該許認可権限を有する行政機関の行政目的のために行われるものであって、自衛隊法第96条の2第3項に基づき提供されたものではないと解し、当該行政機関において防衛秘密にふれる者は、同法第122条第1項に規定する犯罪の主体たり得ないと解する」とされている（平成13年法制局提出資料23頁）。

イ 司法作用

「司法作用を担う（例えば、防衛秘密漏えい事件が起こった場合の）検察官、警察官、弁護士等については、当該事件に関して防衛秘密にふれることがあり得るが、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」には該当しない」（平成13年法制局提出資料23頁）とされている。これらの者は、「刑事訴訟法その他の法令により、例えば、裁判のための証拠として、偶々防衛秘密にふれることになったものであり、防衛省・自衛隊から防衛省・自衛隊にとって「自衛隊の任務遂行上特段の必要がある」ために防衛秘密の提供を得ているものではない」（平成13年法制局提出資料23頁）と解されている。

なお、防衛秘密制度の導入後に発生した、防衛省情報本部所属の一等空佐が防衛秘密を漏えいした事件（平成20年）において、陸上自衛隊の警務隊から検察庁に防衛秘密を含む関係資料を送致しているが、その際も、自衛隊法第96条の2第3項により検察庁に防衛秘密の取扱いの業務を行わせたものとはされていない（別添「過去の防衛秘密漏えい事件における検察官への防衛秘密の提供について」参照）。

2 本法案における取扱業務者と業務知得者

1のとおり、自衛隊法では、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」と、それ以外で防衛秘密にふれる者との区別を設けているが、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」とは、防衛省・自衛隊が任務を遂行する上で当該者に防衛秘密を取り扱わせなければ防衛行政が立ち行かないような必要性があることから、防衛大臣が防衛秘密を取り扱わせる者であるのに対し、それ以外で防衛秘密にふれる者とは、直接的には、当該者が所属

する行政機関の行政目的のために防衛秘密にふれることが必要であったり、他の法令により、防衛秘密にふれることになった者であり、当該者に防衛秘密を提供することは、防衛省・自衛隊の任務遂行上の必要性とは一義的には関連しない。

本法案における「特定秘密を取り扱うことを業務とする者」（以下「取扱業務者」という。）とそれ以外で特定秘密にふれる者との区別についても、自衛隊法における「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」とそれ以外で防衛秘密にふれる者との区別と同様である。ただし、本法案においては、取扱業務者以外の者で行政機関の長が特定秘密を提供することができる場合を明確に規定することとしている。

すなわち、取扱業務者には、ある行政機関において当該行政機関の所掌事務を遂行するために自らの保有する特定秘密を取り扱う必要がある当該行政機関の職員のほかに、当該行政機関の長が当該行政機関以外の行政機関の職員に自らの保有する特定秘密を取り扱わせなければ当該行政機関の所掌事務を遂行することができない場合に、特定秘密の取扱いの業務を行うこととなる当該行政機関以外の行政機関の職員が該当する。

一方、特定秘密を保有する行政機関以外の者が当該行政機関の保有する特定秘密を含む情報の提供を受ける場合があり、本法案においては、特定秘密の提供を受ける者が当該情報を公益上特に必要があると認められる業務に使用する場合であって、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められたときには、行政機関の長は、当該情報を提供できることとしている。例えば、犯罪の捜査等に従事する検察官、予算編成等を担当する財務省主計官、許認可権限に基づき特定秘密の提出を受ける国家公務員等がこれに該当する（以下これらの者を「業務知得者」という。）。

3 業務知得者が特定秘密にふれる場合に適性評価を要しない理由（情報漏えい事件の実態を踏まえて）

上記のとおり、業務知得者による特定秘密の知得は、特定秘密を保有する行政機関がその所掌事務を遂行する上で他の行政機関の職員に特定秘密の取り扱わせる必要があることから生じるものではなく、当該業務知得者の業務を遂行するために他の行政機関の保有する特定秘密にふれるもので、取扱業務者のように反復・継続性を有するものではなく、偶発的かつ

短期的なものとなるのが通例である。

ところで、過去の情報漏えい事件をみると、多くが、外国情報機関等からの働き掛けに応じて秘密を漏えいしたものである。そもそも、外国情報機関等が秘密を入手しようとする場合、行政機関に所属する職員の職務内容や役職から入手を企図する秘密にアクセスすることができる者と認められる者を選定し、選定した職員についてその生活実態等を調査し、飲酒癖あるいは経済的に困窮していることなどを把握した上で、その者に対する組織的かつ計画的な工作を行うのが通例である。そして、工作では、対象者本人について把握した事項を利用・活用して、相当の長期間をかけて行われ、外国情報機関等に協力せざるを得ない関係を構築した後、情報漏えいが働き掛けられるのが実態である。

したがって、特定秘密を入手しようとする場合、外国情報機関等が工作の対象として選定する者は、その職務内容や役職から特定秘密にアクセスすることができる者を特定することが可能な取扱業務者であり、特定秘密にふれているか否かも直ちには明らかとならず、また、仮に特定秘密にふれることがあるとしても、偶発的かつ短期的となるのが通例となる業務知得者については、外国情報機関等の工作活動の対象となる可能性は極めて低い。

したがって、特定秘密を取り扱うことが予定され、また、その取扱いが反復・継続する取扱業務者とは異なり、偶発的かつ短期的に特定秘密にふれる業務知得者については、特定秘密を漏えいする危険性は、取扱業務者と比較して相当程度低いものと考えられることから、本法案では業務知得者を適性評価の対象としないこととする。

別添

過去の防衛秘密漏えい事件における検察官への防衛秘密の提供について

平成20年に情報本部所属の一等空佐が、「中国潜水艦の動向」に関する情報を、防衛秘密に該当する情報を含むことを認識した上で、部外者に口頭により伝達した事件がある。当該事件については、警務隊が所要の捜査を行い、東京地検に被疑者を書類送検したが、防衛省は東京地検に対し、防衛秘密として指定された、本件漏えいの元となった中国潜水艦の動向について記載された文書を送致している。これは、東京地検に対して、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第96条の2第3項の規定に基づく防衛秘密の取扱いの業務を行わせたものではなく、防衛秘密を開示することによって得られる公益性に鑑み、防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第37号）第29条第1項に基づき防衛大臣の承認を得て、防衛秘密を伝達したものである。

【参照条文】

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二 （略）

2 （略）

3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

2～6 （略）

第二百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2～6 （略）

○防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第37号）（抄）

（外部への交付及び伝達）

第29条 法第96条の2第3項に規定する場合のほか、防衛省以外の者に防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は防衛秘密を伝達するときは、防衛大臣の承認を受けなければならない。

2～4 （略）

13/08/02内調内検討済み

平成25年5月 日
内閣情報調査室

防衛秘密の取扱いの業務に従事する警務官等について（案）

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第96条第1項は、部内の秩序維持の職務に専従する自衛官（以下「警務官等」という。）は、自衛官の犯した犯罪、自衛官の職務に関し自衛官以外の者の犯した犯罪等について、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定による司法警察職員として職務を行う旨規定しており、また、陸海空自衛隊には、犯罪の捜査及び被疑者の逮捕等を行うことを任務とする警務隊、海上自衛隊警務隊、航空警務隊（以下「警務隊等」という。）がそれぞれ置かれている。

ところで、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第113条の10は、「防衛秘密の取扱いの業務に従事する防衛省の職員の範囲は、防衛秘密管理者が定める」と規定し、具体的には、防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第37号）第6条において、防衛秘密の取扱いの業務に従事する職員を指定することとしており、実際に、警務隊等の一部の隊員がこれに指定されている（例えば、陸上自衛隊の警務隊の定員は約1,500人であるところ、防衛秘密の取扱いの業務に従事する職員に指定された隊員は約240人となっている。）。

これは、警務隊等においても、防衛出動の事態等に対処し部隊運用を行うために、自衛隊法別表第4第1号に掲げる事項として防衛秘密に指定されている「防衛警備等計画」等を取り扱うことを担当業務としているためであり、警務官等が自衛官の犯した犯罪、自衛官の職務に関し自衛官以外の者の犯した犯罪等の捜査の過程で防衛秘密を取り扱う可能性があることによるものではない。

【参照条文】

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（部内の秩序維持に専従する者の権限）

第九十六条 自衛官のうち、部内の秩序維持の職務に専従する者は、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる犯罪については、政令で定めるものを除き、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による司法警察職員として職務を行う。

一 自衛官並びに統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部及び部隊等に所属する自衛官以外の隊員並びに学生、訓練招集に応じている予備自衛官及び即応予備自衛官並びに教育訓練招集に応じている予備自衛官補（以下この号において「自衛官等」という。）の犯した犯罪又は職務に従事中の自衛官等に対する犯罪
その他自衛官等の職務に関し自衛官等以外の者の犯した犯罪

二 自衛隊の使用する船舶、庁舎、営舎その他の施設内における犯罪

三 自衛隊の所有し、又は使用する施設又は物に対する犯罪 自衛隊法96条①

2～3 （略）

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（抄）

（警務官及び警務官補）

第百九条 法第九十六条第一項の規定により部内の秩序維持に専従する自衛官のうち、三等陸曹、三等海曹又は三等空曹以上の者を警務官と、その他の者を警務官補と称する。

2 警務官及び警務官補（以下「警務官等」と総称する。）は、防衛大臣又はその指定する者が命ずる。

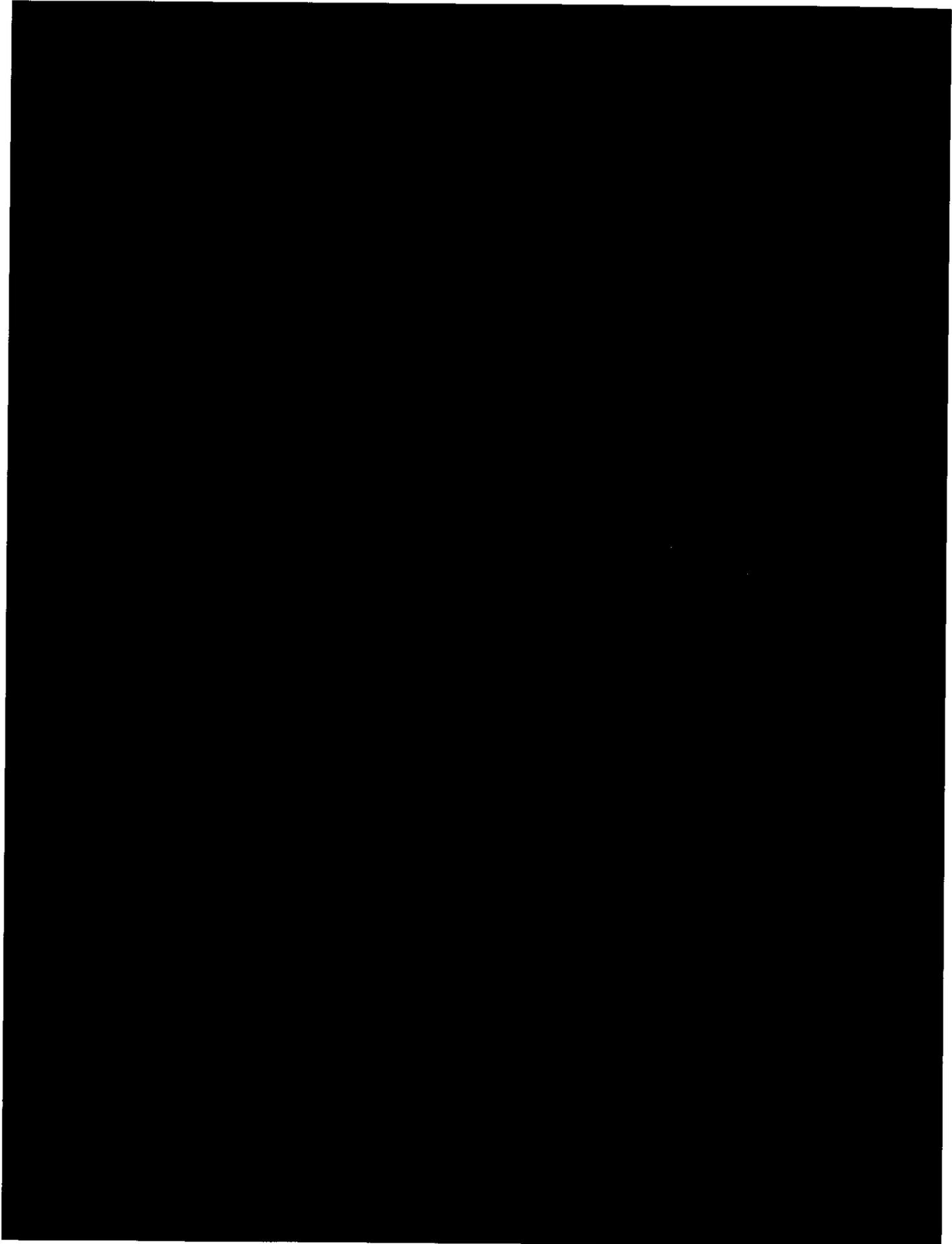
（職員の範囲の指定）

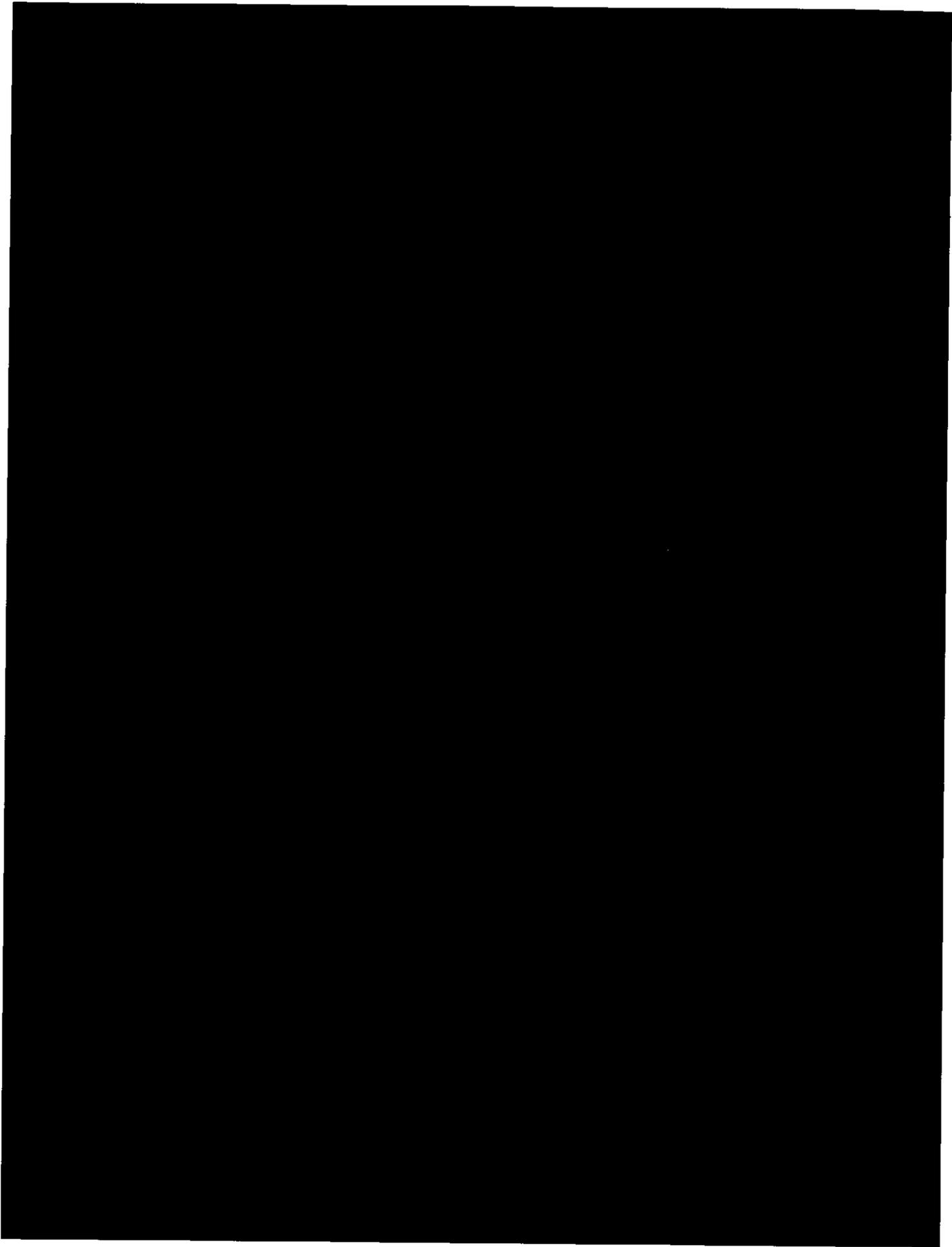
第百十三条の十 防衛秘密の取扱いの業務に従事する防衛省の職員の範囲は、防衛秘密管理者が定める。

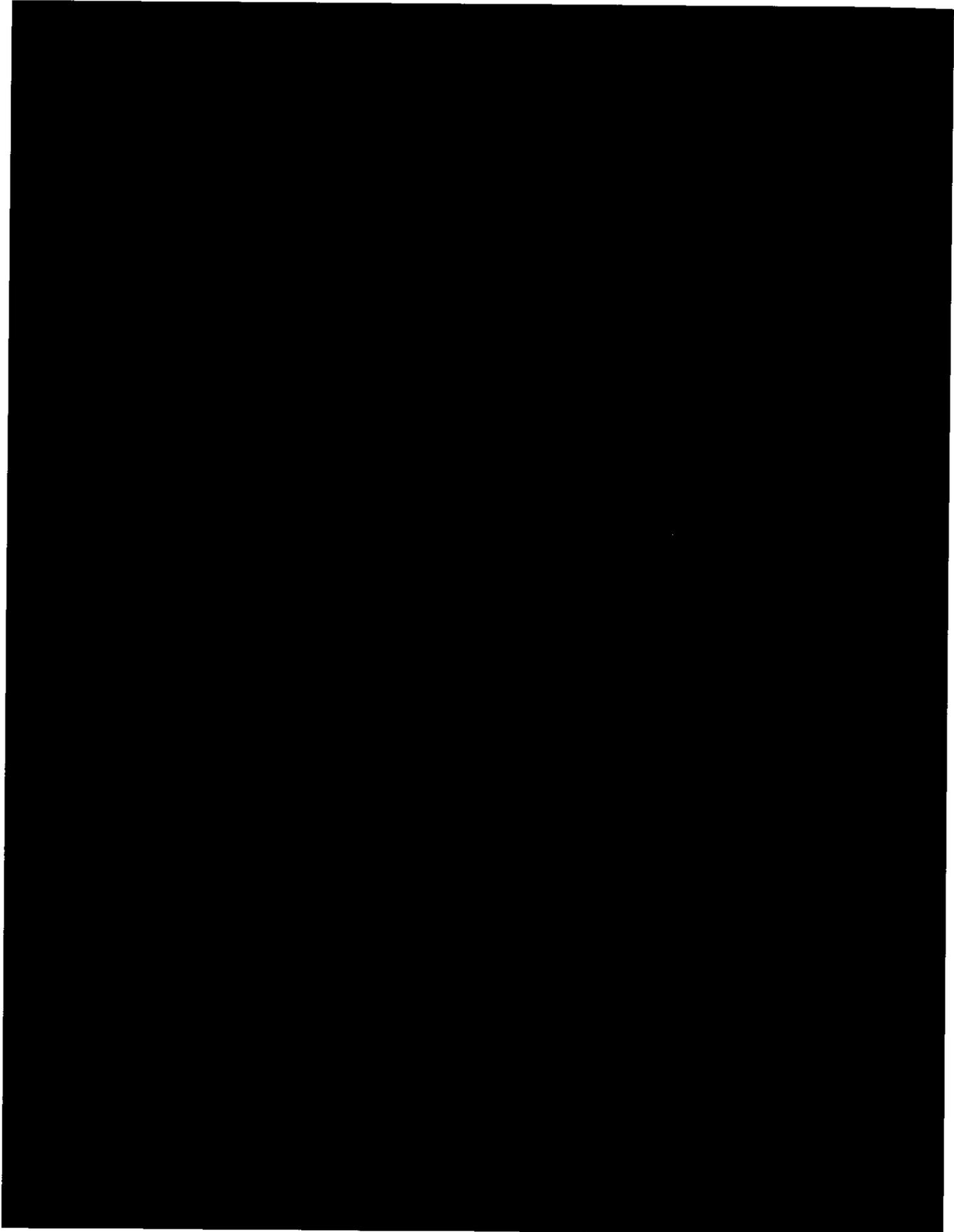
○防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第37号）（抄）

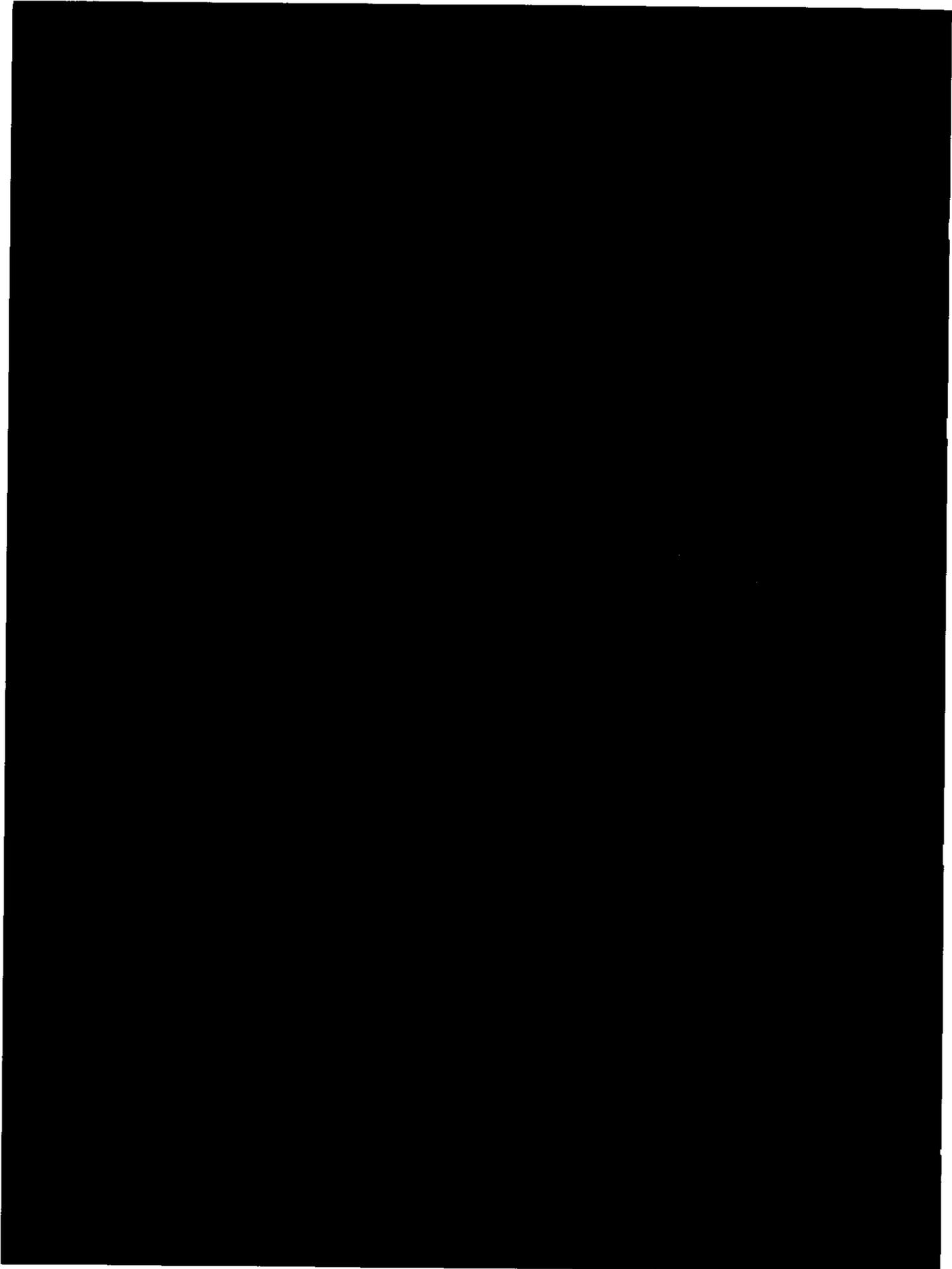
（職員の範囲の制限）

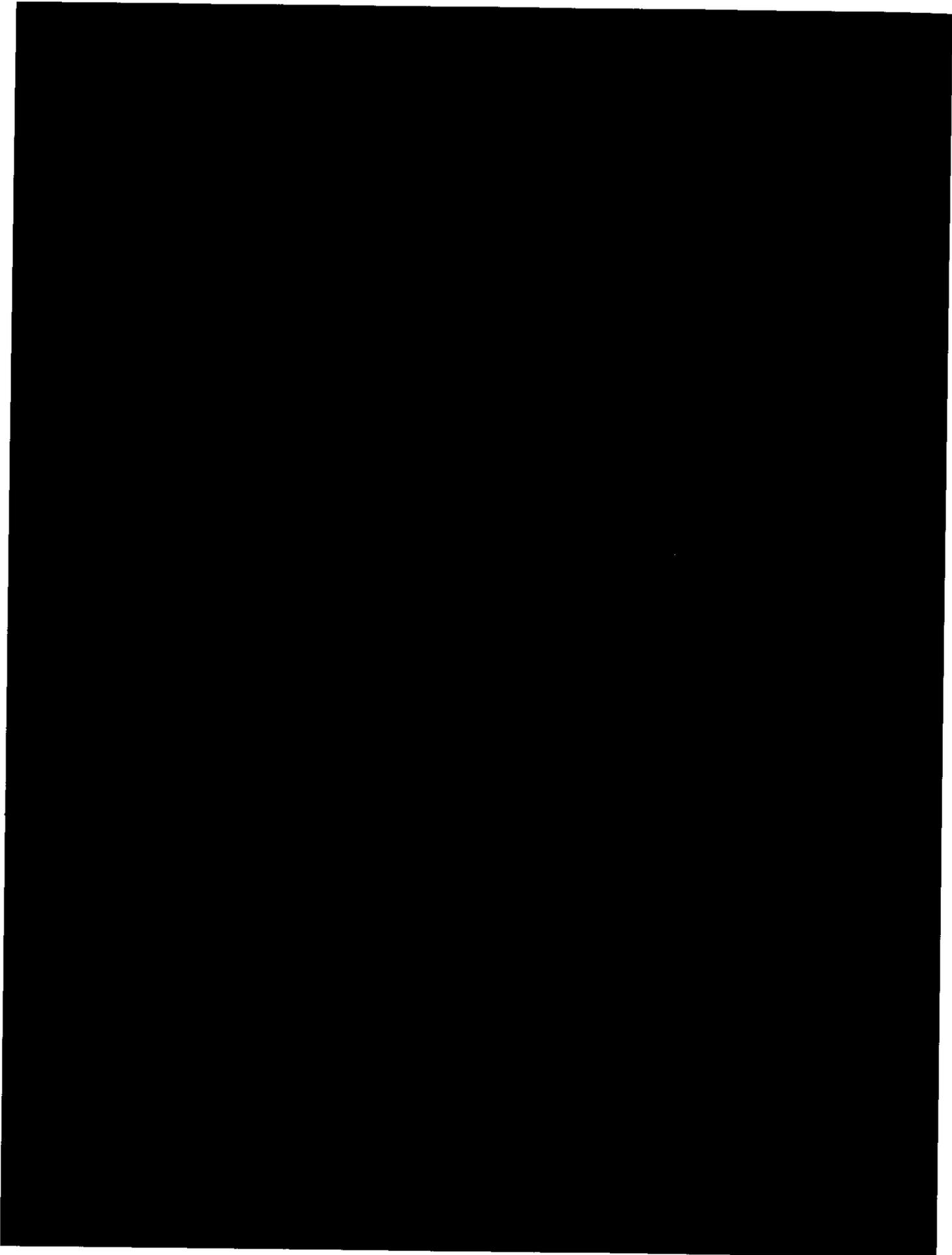
第6条 令第113条の10の規定により、防衛秘密管理者が防衛秘密の取扱いの業務に従事する職員を指定するに当たっては、秘密の取扱いに関する適格性の確認等に関する訓令（平成21年防衛省訓令第25号）第2条第5号に規定する適格性又は同訓令第13条に規定する臨時の適格性を付与された者を充てるものとし、その範囲は、必要最小限にとどめなければならない。

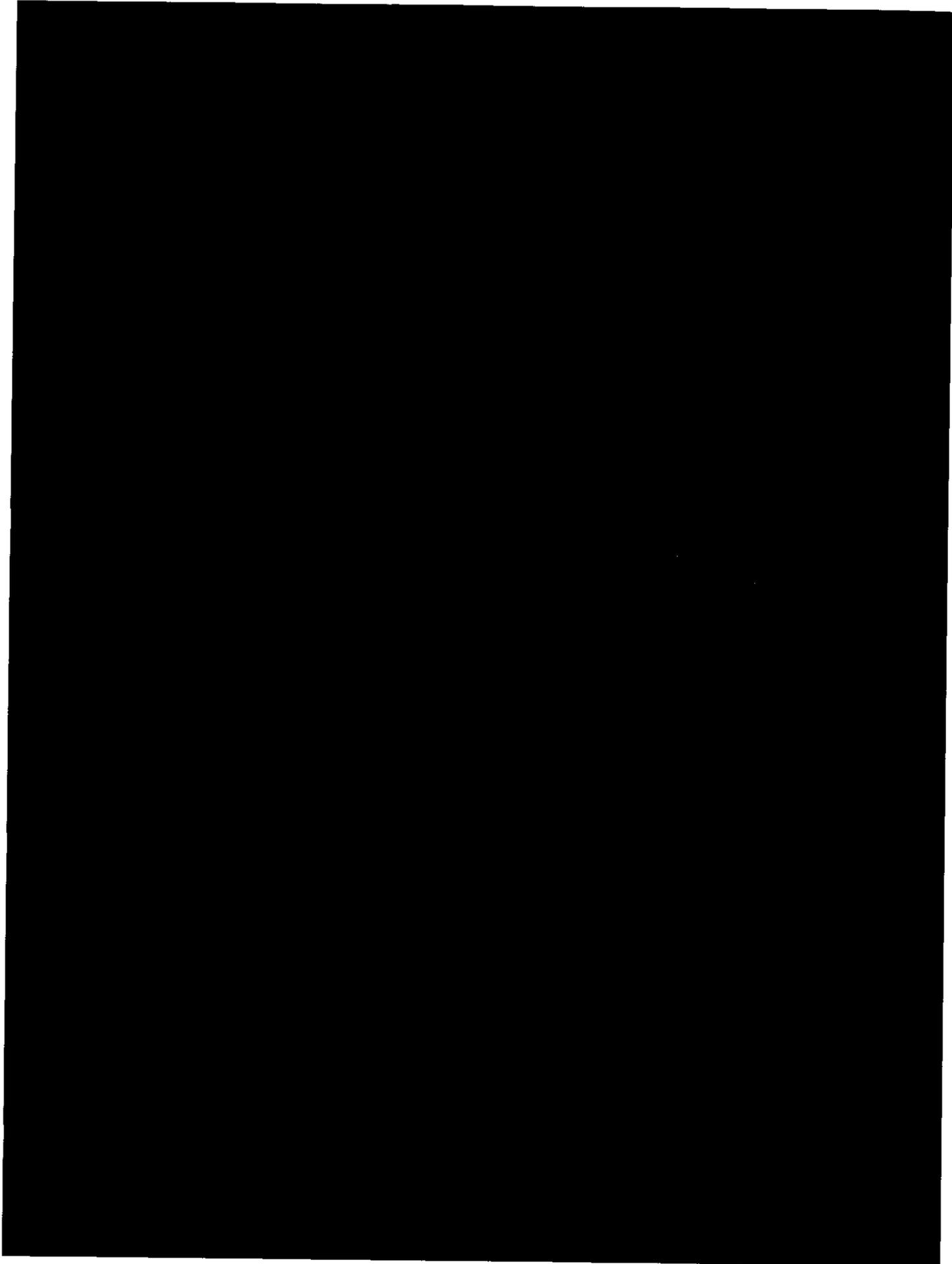








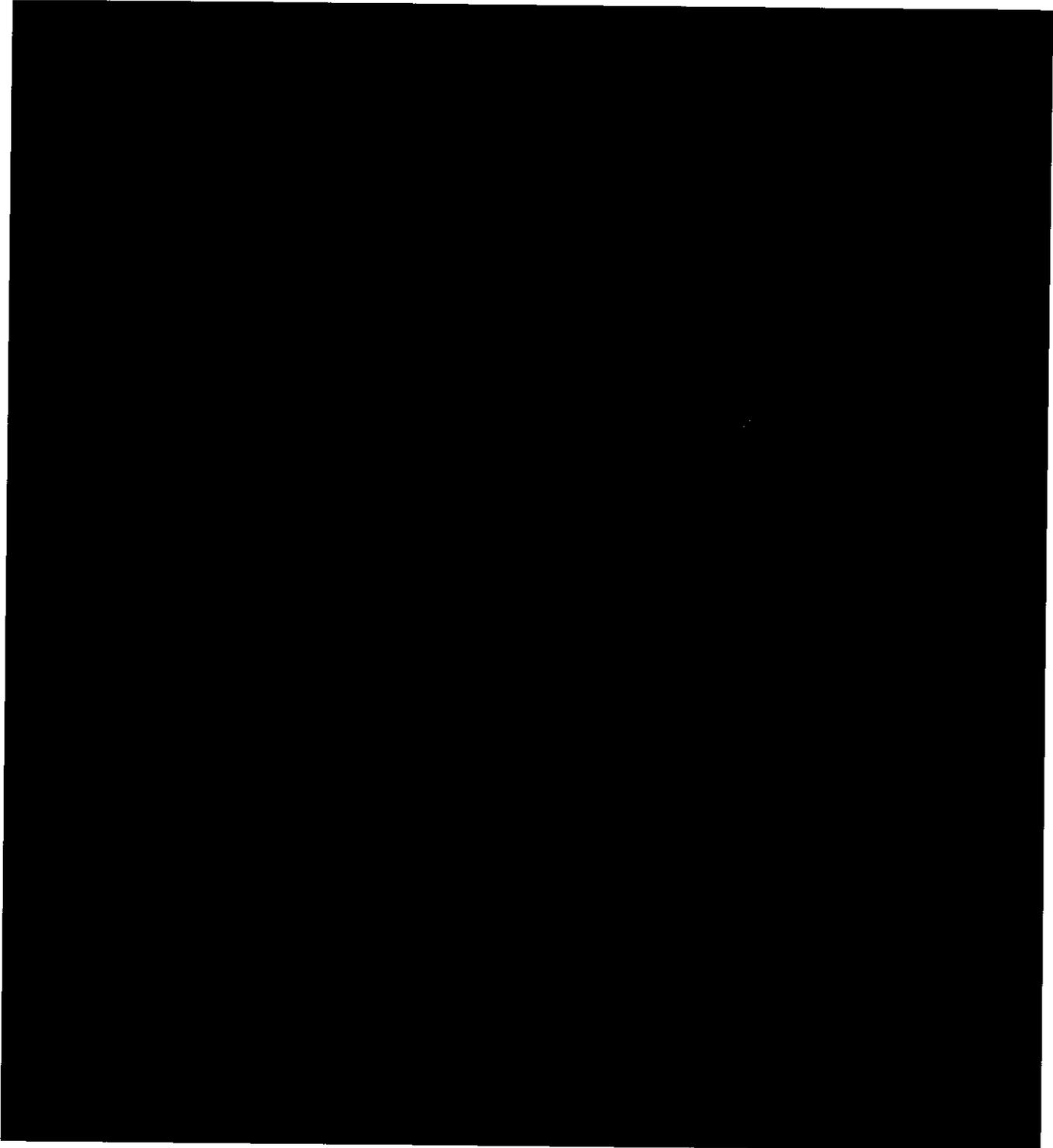




12/09/19内調内検討済み

別添 1

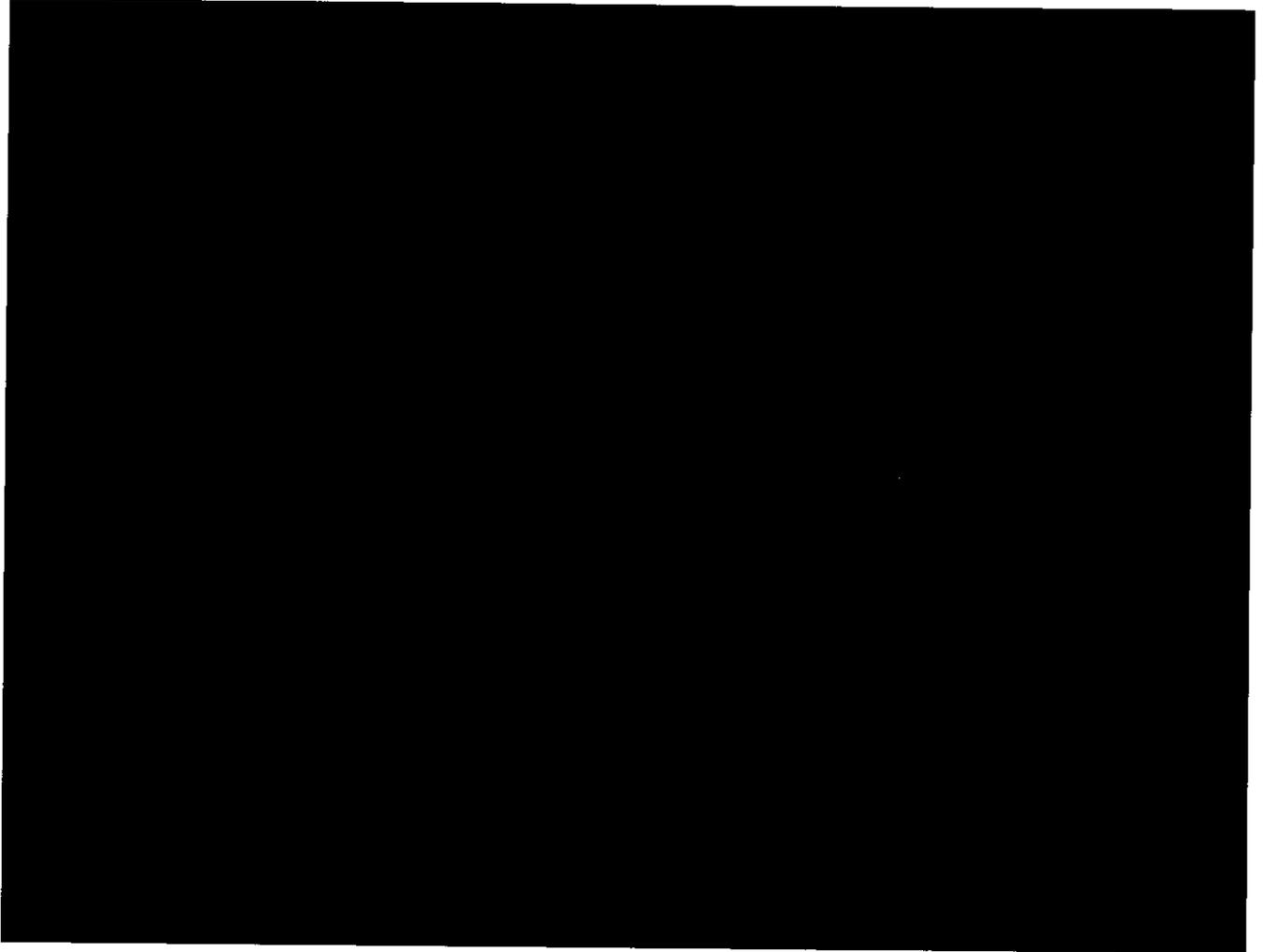
同意書（イメージ）



12/09/19内調内検討済み

別添 2

不同意書（イメージ）



仮の適性評価の取扱いについて

1 当初案

適性評価が完了するには、通常、数か月程度の期間を要することも見込まれるところ、事故その他の突発的な事態が生じて職員が欠けるなど早急に他の職員を補充する必要がある場合に、適性評価が完了するまで当該職員が特定秘密の取扱いの業務を行うことができないこととなると、当該行政機関の事務の遂行に支障が生じるおそれがある。このため、特定有害活動との関係に関する事項、犯罪及び懲戒の経歴に関する事項並びに情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項といった特定秘密を漏えいする蓋然性との関連性が高い調査事項の調査が終了している場合には、適性評価を実施中であっても、一定の条件の下、仮に適性を有するものと認め、3か月以内に限り特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとすることを検討していたところである。

2 修正案

仮の適性評価について規定する本法第10条を削除し、また、適性評価の実施について規定する本法第7条第1項第3号について「評価を実施することが特に必要であると認めるもの」を「評価を実施することが必要であると認めるもの」に、同条第2項について「行政機関の長は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）について、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき適性評価を実施するものとする。」を「行政機関の長は、適性評価に資するために次に掲げる事項についての調査を実施するものとする。」にそれぞれ修文し、次のとおり、当初案で検討していた仮の適性評価と同様の措置を講じることができることとする。

適性評価を実施中の者であっても、本法第7条第2項第1号（特定有害活動との関係に関する事項）、第2号（犯罪及び懲戒の経歴に関する事項）及び第3号（情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項）に掲げる事項

についての調査が終了したものについては、当該調査の結果、特定秘密の取扱いの業務を行った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がなく、かつ、同項第4号（薬物の濫用及び影響に関する事項）、第5号（精神疾患に関する事項）、第6号（飲酒についての節度に関する事項）及び第7号（信用状態その他の経済的な状況に関する事項）について、その時点までの調査の結果、特定秘密を漏らすおそれがあると認めるべき事情や当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がない場合には、3か月に限って適性を有するものと認めることとする。

このような取扱いについても、適性評価の実施について規定する本法第7条第2項から「その結果に基づき」との文言を削除することにより、適性評価を実施中の場合であっても、上記1に述べたような特段の事情があると、行政機関の長が判断した場合には、適性を有するものと認めることが本法で許容されているものと解することができる。

なお、このような適性評価の結果、適性を有すると認められる場合には、3か月を限度として適性を有するものと認めることとし、結果の通知の際に、その旨を明らかにする。また、本件のように特段の必要があつて、全ての事項についての調査が終了する前に適性を有すると認めた場合であっても、本法にいう適性評価を実施したことになるから、残る調査事項について調査を実施する場合には、修正後の本法第7条第1項第3号の「当該行政機関の長が特定秘密の保護を適切かつ確実にを行うためにその者の適性について評価を実施することが必要であると認めるもの」として、改めて適性評価を実施することとなることに留意する必要がある。

上記の取扱いについては、取扱いに誤解がないよう、ガイドライン等により統一的な基準を作成し、運用に支障なきを期することとする。

26 拡張解釈の禁止に関する規定を設ける理由について

本法案では、

- 防衛秘密と同様に秘密の対象となり得る事項を別表で具体的に限定列挙して秘密の範囲を明確化するとともに、行政機関の長が特定秘密の指定をし、指定の必要がなくなったものは速やかに指定を解除することを法律で規定すること等により恣意的な指定を排除する
- 適性評価制度について、対象者の同意を要件とし、調査事項を具体的に限定列挙して恣意的な調査を排除する
- 罰則について、判例法理により正当な取材活動は漏えいの教唆として処罰対象とならないこととなっていることに加え、処罰対象とすべき取得行為を具体的に限定列挙し、正当な取材活動が処罰される余地を排除する

等により、適切な運用の確保を図るために必要な制度設計を行っている。

しかしながら、特定秘密の特質から特定秘密そのものを条文に規定できるものではなく、また、罰則についても、漏えいの教唆は、一般の国民が処罰対象になり得、更に適性評価制度は他の法律に類を見ない制度を導入するものであることから、本法案に近い性格を有する日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第7条（この法律の解釈適用）に同様の規定があることを踏まえ、国民の知る権利や取材の自由等の国民の基本的な人権を尊重し、政府として本法案の成立・施行後の適切な運用に万全を期すべきことを入念的に明らかにするものである。

なお、自衛隊法（昭和29年法律第165号）の防衛秘密にはこのような規定は置かれていないが、防衛秘密に係る自衛隊法の一部改正に関する国会審議において、参議院の附帯決議に「防衛秘密の指定、漏えいした場合の刑罰適用については、憲法に定める基本的人権を侵害することがないように運用すること」が盛り込まれている。

【参照条文】

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（この法律の解釈適用）

第七条 この法律の適用にあつては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

【拡張解釈を禁止するその他の例】

○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第百四十七号）

（この法律の解釈適用）

第二条 この法律は、国民の基本的人権に重大な関係を有するものであるから、公共の安全の確保のために必要な最小限度においてのみ適用すべきであつて、いやしくもこれを拡張して解釈するようなことがあつてはならない。

○破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）

（この法律の解釈適用）

第二条 この法律は、国民の基本的人権に重大な関係を有するものであるから、公共の安全の確保のために必要な最小限度においてのみ適用すべきであつて、いやしくもこれを拡張して解釈するようなことがあつてはならない。

【参考資料】

○町田充「防衛秘密保護法解説」

（23～26頁）

かくて、衆議院では、政府原案通り可決されたが、参議院に送付されると、果然各派から修正案が提出される勢となつた。（中略）このように、政府原案に對して三修正案が入り亂れ、一時は法案の成行が混とんとして、その成立が危ぶまれたが、最終的に自由黨、改進黨、緑風會が次の要領で調整を図ることとなつたので、五月二六日別記のような附帯決議を附して参議院を通過し、同日衆議院に回付され、衆議院は参議院の回付案に同意したので、同月二九日成立することとなつた。

(中略)

八 「この法律の適用に當つては、これを擴張して解釋し、國民の基本的人權を不當に侵害することがあつてはならない」旨の宣言規定を加える。

(58頁)

(趣旨) いうまでもなく、參議院の修正で追加された規定であつて、本法の濫用防止を戒めたものである。

一般に、法令の解釋には、文理解釋と論理解釋とに大別され、論理解釋には、さらに、擴張解釋、縮小解釋、反對對解釋、類推解釋等があるものとされている。本條にいう「擴張して解釋して」というのが、一切の擴張解釋まで禁止するものかどうか必ずしも明確ではないが、もつぱら本條を追加した趣旨が濫用防止にあるところから考えても、「國民の基本的人權を不當に侵害する」ことになるのでなければ、一つの解釋方法としての擴張解釋までも禁止したものと解すべきではなからう。

案文を朗読いたします。

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づき人道的措置に関する特別措置法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、テロ根絶に対する我が国の主体的な外交努力を一層進めるとともに、国連を中心とした国際的な枠組みの構築に努めること。
- 二、国民生活及び経済システムなどがテロによって脅かされることのないよう、包括的なテロ対策を講ずるとともに、あわせて邦人保護、テロ資金源根絶対策等に万全を期すること。
- 三、アフガニスタンの和平と復興のために積極的なイニシアティブをとること。
- 四、自衛隊の派遣については、派遣先の状況の推移を十分に踏まえ、実施すること。
- 五、国会の承認の付議については、対応措置の実施を自衛隊の部隊等に命じた日から二十日以内であっても、可能な限り速やかに求めること。

右決議する。

以上でございませう。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(武見敏三君) ただいま山本君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者等手〕
○委員長(武見敏三君) 多数と認めます。よって、山本君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とするに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、福田内閣官房長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。福田内閣官房長官。

○國務大臣(福田康夫君) ただいま御決議のありましたいむゆるテロ対策特別措置法案に対する附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重して努力してまいります。

○委員長(武見敏三君) 次に、自衛隊法の一部を改正する法律案について採決を行います。

○委員長(武見敏三君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案と可決すべきものと決定いたしました。

木俣君から発言を求められておりますので、これを許します。木俣佳子君。

○木俣佳子君 私、ただいま可決されました自衛隊法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・保守党、民進党・新緑風会及び公明党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

自衛隊法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、公共の安全と秩序の維持に関する責任は、第一義的に警察が担うとの原則を改めて確認し、いやくも、この原則を逸脱することのないよう配慮すること。
- 二、自衛隊の部隊等による警護出動は、治安出動に至らない事態の下における自衛隊の活用という観点から、必要に応じて今後検討すること。
- 三、防衛秘密の指定、漏えいした場合の刑罰適用については、憲法に定める基本的人権を侵害することがないよう運用すること。

右決議する。

以上でございませう。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(武見敏三君) ただいま木俣君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(武見敏三君) 多数と認めます。よって、木俣君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とするに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、中谷防衛庁長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。中谷防衛庁長官。

○國務大臣(中谷元君) ただいま御決議のありました自衛隊法の一部を改正する法律案に対する附帯決議につきましては、御趣旨を十分踏まえまして努力してまいります。

○委員長(武見敏三君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(武見敏三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十二分散会

(参照)

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づき人道的措置に関する特別措置法案に対する修正案

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づき人道的措置に関する特別措置法案の一部を次のように修正する。

第四條第二項に次の一号を加える。

八 対応措置の実施に必要な経費

第五條第一項を次のように改める。

基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施する協力支援活動、捜索救助活動又は被災民救護活動については、内閣総理大臣は、これらの対応措置の実施前に、これらの対応措置を実施することにつき国会の承認を得なければならぬ。ただし、緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで当該協力支援活動、捜索救助活動又は被災民救護活動を実施することができる。

第五條第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定により国会の承認を得ないで協力支援活動、捜索救助活動又は被災民救護活動を実施した場合には、内閣総理大臣は、速やかに、これらの対応措置の実施につき国会の承認を求めなければならない。

国務大臣等を処罰の対象とすることについて

1 現行法制における守秘義務と特定秘密との差異

現行法制においては、国務大臣、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官（以下「国務大臣等」という。）については、官吏服務紀律（明治20年勅令第39号）第4条第1項の規定の適用があると解されており、同項においては「官吏ハ己ノ職務ニ関スルト又ハ他ノ官吏ヨリ聞知シタルトヲ問ハス官ノ機密ヲ漏洩スルコトヲ禁ス其職ヲ退ク後ニ於テモ亦同様トス」と規定され、また、「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」（平成13年1月6日閣議決定）1(8)において「職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。（中略）これらについては、国務大臣等の職を退任した後も同様とする。」と規定されているが、これらの規定に違反した場合の罰則は定められていない。

他方、本法によって保護しようとしている特定秘密は、現行法制において広く保護することとしている職務の遂行に関連して知り得た秘密とは異なり、防衛その他の安全保障及びテロリズム等防止に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものであって、その漏えいが我が国の防衛その他の安全保障及びテロリズム等防止に著しく支障を与えるおそれのあるものに限定されている。これら特定秘密が漏えいした場合に国及び国民の安全に与える影響の大きさに鑑みれば、特定秘密を取り扱うことを業務とする者による漏えいを防止することは不可欠であり、国務大臣等について取扱いを異にする理由はない。

2 適性評価制度の対象としていないこととの関係

国務大臣等は、その職務の性格から特定秘密の取扱いの業務を行うことが当然の前提とされ、また、仮に、適性評価の結果、特定の国務大臣等が特定秘密の取扱いの業務を行うことができないこととなった場合には、閣議において重要な意思決定ができないなどの支障が生じる。また、国務大臣等の任命に当たっては、適性評価の対象外であることを踏まえ必要な考慮がなされるものと考えられる。このため、国務大臣等については、適性評価によって適性を有すると認められた者以外の者を特定秘密の取扱いの業務から除外し、特定秘密の漏えいを未然に防止しようとする適性評価制度の対象とはしていないが、国務大臣等が特定秘密を漏えいした場合に、これを処罰対象とすることについては、上記のような支障はなく、むしろ、特定秘密の保護を図るためにはその漏えいを罰則をもって防止する必要がある。

3 現行自衛隊法等における取扱い

現行自衛隊法（昭和29年法律第165号）においても、同法第59条に定める守秘義務は自衛隊員のみが対象となっており、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官（以下「防衛大臣等」という。）は守秘義務違反の処罰対象とされていない。一方、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者による防衛秘密の漏えい行為については、防衛大臣等も処罰

対象となっている。また、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）においても、特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者による特別防衛秘密の漏えいを処罰することとしており、防衛大臣等も処罰の対象となっている。

【参照条文】

○官吏服務紀律(明治二十年勅令第三十九号) (抄)

第四条 官吏ハ己ノ職務ニ関スルト又ハ他ノ官吏ヨリ聞知シタルトヲ問ハス官ノ機密ヲ漏洩スルコトヲ禁ス其職ヲ退ク後ニ於テモ亦同様トス

2 (略)

○國務大臣、副大臣及び大臣政務官規範(平成十三年一月六日閣議決定) (抄)

1 國務大臣、副大臣及び大臣政務官の服務等

(8) 秘密を守る義務

職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表するには、國務大臣にあつては内閣の、副大臣等にあつてはその上司である國務大臣の許可を要する。

これらについては、國務大臣等の職を退任した後も同様とする。

○自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号) (抄)

(定義)

第二条 (略)

2～4 (略)

5 この法律(第九十四条の六第三号を除く。)において「隊員」とは、防衛省の職員で、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣秘書官、第一項の政令で定める合議制の機関の委員、同項の政令で定める部局に勤務する職員及び同項の政令で定める職にある職員以外のものをいうものとする。

(秘密を守る義務)

第五十九条 隊員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を離れた後も、同様とする。

2・3 (略)

(防衛秘密)

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第百六十六号)第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。)を防衛秘密として指定するものとする。

2～4 (略)

第一百八条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に

処する。

一 第五十九条第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした者

二～四 (略)

2 (略)

第二百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2～6 (略)

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一・二 (略)

三 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの

2・3 (略)

10 業務知得者を処罰の対象とすることについて

1 取扱業務者の漏えい行為の処罰

特定秘密を取り扱うことを業務とする者（以下「取扱業務者」という。）は、特定秘密にふれる程度や頻度が高く、また、その職務上特定秘密の取扱いが当然に予定され、それ故に特定秘密を厳格に保全することがその職務上特に強く求められる。したがって、取扱業務者による特定秘密の漏えいは、他の者による場合と比べ、法益侵害の危険性が高く、また、非難可能性も大きいと考えられ、本法案では、「特定秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特定秘密を漏らしたときは、」いわゆる守秘義務を定める国家公務員法等より重い法定刑を定めることとし、特別防衛秘密の取扱業務者による故意の漏えい罪（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号。以下「MDA秘密保護法」という。）第3条第1項第3号）等とのバランスを考慮し、自由刑の上限を10年とすることとしている。

2 取扱業務者以外で特定秘密にふれる者

しかしながら、特定秘密にふれることとなる者は、上記の取扱業務者に限られるものではなく、例えば、①特定秘密の漏えい事件に携わる司法関係者、②秘密会において特定秘密の提示を受けた国会議員、③許認可権限に基づき特定秘密の提出を受けた国家公務員、④建築基準法等に基づく申請等により特定秘密の提出を受けた地方公務員、また、⑤国家間の協力のために特定秘密に接することになった米国関係者についても、取扱業務者に該当しないと解される（防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」71頁）。

さらに、これら特定秘密を保有する行政機関が法益の比較衡量によって特定秘密の伝達を行う場合以外にも、報道関係者が、取材活動中、行政機関の職員からのリークにより特定秘密を入手する場合や、一般人が遺失物

を拾得したところ、その中に特定秘密文書等が含まれていた場合なども考えられる。

このように、取扱業務者以外でも、(頻度は必ずしも高いわけではないにせよ、) 様々な者が特定秘密にふれる場合が考えられ、特定秘密は、その漏えいが国及び国民の安全という極めて重要な法益を保護するものであることに鑑み、何人であっても、その知得した特定秘密を漏らしたときは、罰則の対象とすることも考えられる。

しかしながら、知得した特定秘密を漏らしたといっても、遺失物を拾得したところ、その中に特定秘密文書等が含まれていた上記事例のように、偶然に特定秘密を知得することは、特定秘密を厳格に保管・管理すべき者からの漏えいを防止することによってかかる事態を防止することができ、その保管・管理を離れた上記事例のような特定秘密の漏えいまでも処罰の対象とする必要はないと考えられる。

3 MDA秘密保護法にいう「業務により知得」

ところで、MDA秘密保護法は、「特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し」た特別防衛秘密を過失により他人に漏らした者(第4条第1項)のほか、「業務により知得した」特別防衛秘密を過失により他人に漏らした者についても(同条第2項)罰則を定めている。「業務により」とは、「自己の従事する業務に起因して、当然知るべくして知っている」ことをいい、「新聞記者が偶然知得し、あるいは取材活動として探知したものは、当然知るべくして知っているものとはいえないから、業務によりというには該当しない」とされている(町田充著「防衛秘密保護法解説」(以下「MDA秘密保護法解説」という。)48頁)。

また、その趣旨について、「業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らした者」(注：平成13年の自衛隊法の一部を改正する法律(平成13年法律第115号)による改正前は、現在の「特別防衛秘密」を「防衛秘密」と呼称していた。)を処罰することとしていたMDA秘密保護法の政府原案第3条第1項第3号(注：同号は参議院において修正され、現行MDA秘密保護法の第3条第1項第3号及び同条第2項となった。)に関し、「政府原案が、業務上の防衛秘密漏せつ罪を重く罰することとしたのは、業務上防衛秘密を知得し、又は領有している者は、公務員たるといなどを問わ

ず、国の信頼を受けて、防衛秘密を託されているのであるから、かかる者がこれを漏らすことは、国家に対する不信行為であり、また、国家の国際的信用を失墜することにもなるし、防衛秘密の漏えいの実害の甚大さにおいて、この罪より大きいものはないと考えたからである。」とした上で、修正後のMDA秘密保護法第3条第2項に関し、「広く「業務」といっても、元来防衛秘密を取り扱うことを業務としている者と、たまたま担当事件に関する業務により防衛秘密を知得領有した者とを同一の刑をもって臨むのは適当ではないと考えられたので、前者についてのみ10年以下の懲役とし、後者については、単に防衛秘密を漏らした者として5年以下の懲役とするよう国会で修正されたのである」としている（MDA秘密保護法解説49頁）。

以上のことからすると、MDA秘密保護法では、いわゆる取扱業務者以外の者について、業務により特別防衛秘密を知得した者は、偶然ではなく、特別防衛秘密を正当な権限により、行政機関から特別防衛秘密が提供され、知得するに至ったものであり、国の信頼を受け、特別防衛秘密を知得しているものであるから、その漏えいが処罰されるものであると考えることができる。

4 本法案の処罰対象

本法案では、特定秘密を適確に保護するため、特定秘密の取扱業務者以外であって、特定秘密を保有する行政機関の長が特定秘密を含む情報を提供できる場合を明確に規定することとしているところであり、このような取扱業務者以外の者で、行政機関の長から正当に特定秘密の提供を受けた者、すなわち、特定秘密を業務により知得した者については、MDA秘密保護法と同様に国の信頼を受け、特定秘密を知得したものであるから、その漏えい行為を処罰対象とすることとしている。

そして、その故意の漏えいに対する自由刑は、取扱業務者による故意の漏えい罪の法定刑を10年以下の懲役としたことを踏まえ、MDA秘密保護法におけるバランスを参考にして、5年以下の懲役とすることとしている。一方、上記の提供の規定によることなく違法に特定秘密を入手した場合には、業務により特定秘密を知得したとはいえないから、その者に守秘義務を課すことができず、その者による漏えい行為を処罰対象とすることはしないが、もとより特定秘密の不正な入手については、これを提供した公務

員に対する漏えい教唆罪又はその手段によっては不正取得罪が成立し得るため、その段階において特定秘密の漏えいを抑止することができる。

なお、自衛隊法（昭和29年法律第165号）は、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」による防衛秘密の漏えい行為のみを処罰の対象とし（自衛隊法第122条第1項）、それ以外の業務により防衛秘密を取り扱う者による防衛秘密の漏えい行為については、処罰の対象とはしていないが、そもそも自衛隊の任務等を定めることを目的とする自衛隊法とは異なり、本法案は、広く特定秘密の漏えいの防止を図るために制定するものであり、取扱業務者以外の業務により特定秘密を取得した者についても、その漏えいを処罰対象とすることが適切であると考えられる。

【参照条文】

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（罰則）

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一・二 （略）

三 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの

2 前項第二号又は第三号に該当する者を除き、特別防衛秘密を他人に漏らした者は、五年以下の懲役に処する。

3 （略）

第四条 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らしたものは、二年以下の禁じ又は五万円以下の罰金に処する。

2 前項に掲げる者を除き、業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らした者は、一年以下の禁じ又は三万円以下の罰金に処する。

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であ

つて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

2 （略）

3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4 防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

第二百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2～6 （略）

MDA秘密保護法の政府原案と修正案

政府原案 (昭和29年3月23日 国会提出)	修正案 (成立) (昭和29年5月26日 参・法務委員会に提出)
<p>第3条 左の各号の一に該当する者は十年以下の懲役に処する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>防衛秘密で、通常不当な方法によらなければ探知し、又は収集することができないようなものを他人に漏らした者</u></p> <p>三 <u>業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らした者</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>第3条 左の各号の一に該当する者は十年以下の懲役に処する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>わが国の安全を害する目的をもって、防衛秘密を他人に漏らした者</u></p> <p>三 <u>防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らした者</u></p> <p>2 <u>前項第二号又は第三号に該当する者を除き、防衛秘密を他人に漏らした者は、五年以下の懲役に処する。</u></p> <p>3 (略)</p>
<p>第4条 <u>業務により知得し、又は領有した防衛秘密を過失により漏らした者は、二年以下の禁こ又は五万円以下の罰金に処する。</u></p>	<p>第4条 <u>防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した防衛秘密を過失により他人に漏らした者は、二年以下の禁こ又は五万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>2 <u>前項に掲げる者を除き、業務により知得し、又は領有した特別秘密を過失により他人に漏らした者は、一年以下の禁こ又は三万円以下の罰金に処する。</u></p>

■ 政府原案の「業務により」についての説明 (昭和29年5月17日 参・法務委員会)

(政府委員 (上村健太郎君))

この業務によりという言葉は或いは法務省からお答え願うほうが適当かと思いますが、自分の従事する業務に基因いたしまして当然知るべくして知つておるということであります。従いまして例を挙げますと、新聞記者の例でございますが、新聞記者は防衛秘密を知ることを直接の業務、当然知るべくして知るということではない、偶然取得し、或いは取材活動として了知した者はこの業務に当らないというふうに考えます。併しながら先

ほども例を挙げました検察官、或いは令状執行の裁判官、或いは外務省の係り官というようなものは防衛秘密を知ることが本来の業務として基因して知ることになるのでありまして、そういうものを業務によりというふうに解釈いたしております。

(参考)

○国防保安法（昭和16年1月29日国会提出）

第3条 業務ニ因リ国家機密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ外国（外国ノ為ニ行動スル者及ビ外国人ヲ含ム以下之ニ同ジ）ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役ニ処ス

○国防保安法案の「業務ニ因リ」についての説明（昭和16年2月1日）
（三宅政府委員）

一寸私カラ附加シテ御説明ヲ申上ゲマス「業務ニ因リ国家機密ヲ知得シ又ハ領得シタル者」ト云フ、此ノ「業務ニ因リ」ト云フコトハ、是ハ例ヘバ新聞記者ガ国家機密ヲ唯知ツタト云フヤウナノヲ「業務ニ因リ国家機密ヲ知得シタル者」ト、斯ウ解スルノデナイノデアリマシテ、即チ此ノ「業務」ト云フノハ、国家機密ヲ取扱フコトガ即チ其ノ業務ノ全部若シクハ一部ヲ成シテ居ル者ガ、其ノ業務上知得シタル国家機密ト、斯ウ云フ風ニ第三条或ハ第六条ト云フヤウナノ、解釈スルノデアリマス、尤モ新聞記者ト云ウヤウナモノガ全然関係ガナイト云フノデハゴザイマセヌノデ、第五条ノ場合ノ如キニ於テハ、新聞記者モヤハリ適用ガゴザイマス、即チ其ノ「業務ニ因リ国家機密ヲ知得シ又ハ領有シタル者」ト云フノハ、サウ云フ意味ダト御諒承ヲ願イタイト思ヒマス

（江原委員）

サウシマスト「業務ニ因リ」ト云フ範囲内ニハ、議員ガ帝国議会ノ秘密会ニ列席シタ場合ニハ、是ハ「業務」ト斯ウ解釈シテ宜シウゴザイマスガ、其ノ他ハ入ラヌ、新聞記者ノヤウナ場合ニハ是ハ入ラナイト、斯ウ理解シテ宜シウゴザイマスカ

（三宅政府委員）

御説ノ通りデアリマス

■ 修正案の説明（昭和29年05月26日 参・法務委員会）

（一松定吉君）

それからその第三条の第三号は、原案では「業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らした者」とありますこの「業務」という文字が、どうも不明確でありますので、これは余り又広く何でもかんでも業務をやっている者はとなりますと、非常に立法者の趣旨にも反するようには思いましたので、私はこれを防衛秘密を取扱うことに関係のある者にしぼりたいという意味におきまして、その関係ある者と、関係はなくてもその秘密を知得、若しくは領有したものとにこう二つに分けて、そうしてこれの区分をすることが穏当であると、かように考えまして、原案の「業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らした者」というのを二つに分けまして、その修正の第三号といたしまして、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らしたもの」これは十年でもよろしい。併しながら、その防衛秘密を取扱うことを業務とする者でなくて、ただ何らかの機会に防衛秘密を知った、その者が他人に漏らしたときは、防衛秘密を取扱う者が漏らしたより情状が軽いのであるからして、これは科刑を軽くする、半分にする、こういう意味におきまして、さような者は五年以下の懲役に処するという、この第三号で今申上げましたように業務に関係ある者を罰して、そうして別に二項を設けまして、第二項には、業務に関係ない者は五年以下の懲役に処するということを一項これは加えたのでございます。こういたしますと、今非常に世間で問題になっております、例えば裁判官とか、弁護士とか、或いは検事、警察官とか、或いは国会議員が国会の決議によつてそういう工場を視察して秘密を領得するというようなものは、いわゆるこれを漏らしたとしても十年以下の懲役でなくて五年以下の懲役と、こういうふうに二つに分けることが必要だと思つてこの修正をいたしましたのでございます。

それからその次の第四条は、今と同じように原案には「業務により」とありますのを、第三条の「業務により」ということを修正したのと同じ意味におきまして「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者でその業務により」かように修正いたしたいのであります。そうして科刑の点は同じようにやはり、「二年以下の禁こ又は五万円以下の罰金」こういうふうに修正

し、なお第四条に第二項を入れます。それはつまり業務により知得し、若しくは領有したものを過失により漏らしたのですが、そういう業務等によつて漏らした者以外に、第三条第二項を設けましたように、そういうような防衛秘密に関係のない者が漏らしたときにはどうするか、そこでこれはそういう場合にはやはりこれを過失によつて漏らしてもこれを処罰しなければならない。そうかと言つて一般に誰でもが過失によつて漏らしたときに罰するということは、これは政府当局の考えてもいないところであるという御説明でありますので、又私どももそこまで範囲を拡げて罰するということはよくないと思います。やはりここに「前項に掲げる者を除き、」即ち業務に関係ある者を除き、「業務により知得し、又は領有した防衛秘密を」かようにいたしました。一般国民が全部包含しないということになつて業務により知得し若しくは領有した秘密ということになるのでありますから、即ち新聞記者とか或いは裁判官、検事、警察官、或いは国会議員というような、そういう業務によつて知得した者が過失によつて漏らしたときには、これを業務によつて知得した者が過失によつて漏らしたときよりも刑を軽くする必要があるということで、「一年以下の禁こ又は三万円以下の罰金に処する。」というように、かようにこれを修正補足いたしましたのであります。

■ 町田充「一日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法—防衛秘密保護法解説」

○「三 業務上知得した領有した秘密を漏らす罪

(7) 政府原案では、単に「業務」とあり、「業務」とは、各人が社会上の地位に基き、継続して行う仕事をいうのであって、公務はもちろん、その他の職業、営業を含むものとされていた。

従つて、「業務により」とは、自己の従事する業務に基因して、当然知るべくして知っていることであつて、新聞記者が偶然知得し、あるいは取材活動として探知したるものは、当然知るべくして知っているものとはいえないから、業務によりというには該当しない。これは、旧軍機保護法、旧国防保安法の国会審議の際及びその後の取扱においてもとられた解釈である。本法違反の被疑事件を担当する検察官、弁護人等がその刑事事件の手續の過程に

において知得することは、「業務により」に該当するが、担当者以外の者が偶然知得し、あるいは窃盗事件等他の事件の手續において知得することは、業務によりというに該当しないと解されていた。

このように、政府原案が、業務上の防衛秘密漏せつ罪を重く罰することとしたのは、業務上防衛秘密を知得し、又は領有している者は、公務員たるといなどを問わず、国の信頼を受けて、防衛秘密を託されているのであるから、かかる者がこれを漏らすことは、国家に対する不信行為であり、また、国家の国際的信用を失墜することにもなるし、防衛秘密の漏えいの実害の甚大さにおいて、この罪より大きいものはないと考えたからである。漏せつの対象となる防衛秘密につき、不当な方法でなければ探知収集することができないようなものというような制限を設けず、すべての防衛秘密の漏せつを処罰することとしたのも、この趣旨からである。しかし、広く「業務」といっても、元来防衛秘密を取り扱うことを業務としている者と、たまたま担当事件に関する業務により防衛秘密を知得領有した者とを同一の刑をもって臨むのは適当ではないと考えられたので、前者についてのみ10年以下の懲役とし、後者については、単に防衛秘密を漏らした者として5年以下の懲役とするよう国会で修正されたものである。ここに「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」とは、防衛庁の防衛秘密を担当する職員、MSA供与兵器の修理者等が含まれるのである。」(48・49頁)

○「第4条 (略)

(解説) (1) (前略) 本条にいう防衛秘密が通常不当な方法によらなければ探知し、又は収集することができないというようなものであることは、前条第一項第二号及び第三号並びに第二項の場合と同様である。政府原案では、ここに業務上知得領有した者のうち、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者とその他の業務を業務とする者とを区別していなかったのであるが、両者に対して同一の刑をもって臨むことは、前条について述べたと同様の趣旨から不適當と考えられたので、前者については二年以下の禁こ又は五万円以下の罰則、後者について

は、一年以下の禁こ又は三万円以下の罰金と刑を区別するよう国会で修正されたのである。後者には、本法違反事件を担当する警察官、検察官、裁判官等の係官、弁護士等が含まれるだろう。」 (52・53頁)

9 本法案、国家公務員法、自衛隊法及びMDA 秘密保護法の罰則の比較

	本法案	国家公務員法	自衛隊法	MDA 秘密保護法
取扱業務者による漏えい (故意)	10 年以下の懲役又は情状により 10 年以下の懲役及び 1 千万円以下の罰金	1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 (第 100 条第 1 項、第 109 条第 12 号) ※ 「職員」による「職務上知り得た秘密」の漏えいを処罰。「職務上知り得た秘密」は、職員が職務の執行に関連して知り得た秘密のすべてをいい、職員が担当している職務に直接関係する秘密、すなわち「職務上の秘密」のほか、担当職務外の秘密であっても職務の遂行に関連して知り得たものが含まれる(「逐条国家公務員法」832 頁)。	5 年以下の懲役 (第 122 条第 1 項)	10 年以下の懲役 (第 3 条第 1 項第 2 号、第 3 号) ※ 「わが国の安全を害する目的をもって」漏えいした者は取扱業務者以外の者も処罰(第 2 号)。
業務知得者による漏えい (故意)	5 年以下の懲役又は情状により 5 年以下の懲役及び 500 万円以下の罰金		-	5 年以下の懲役 (第 3 条第 2 項) ※ 業務知得者以外の者も処罰。
取扱業務者による漏えい (過失)	2 年以下の禁錮又は 50 万円以下の罰金	-	1 年以下の禁錮又は 3 万円以下の罰金 (第 122 条第 3 項)	2 年以下の禁錮又は 5 万円以下の罰金
業務知得者による漏えい (過失)	1 年以下の禁錮又は 30 万円以下の罰金	-	-	1 年以下の禁錮又は 3 万円以下の罰金
取得行為	10 年以下の懲役又は情状により 10 年以下の懲役及び 1 千万円以下の罰金	-	-	10 年以下の懲役 (第 3 条第 1 項第 1 号) ※ 1 探知・収集行為を処罰。 ※ 2 「不当な方法で」行う場合のほか、「わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて」行う場合を処罰。
共謀 独立教唆 煽動	5 年以下の懲役 ※ 取扱業務者による漏えい及び取得行為の共謀、独立教唆、煽動。 3 年以下の懲役 ※ 業務知得者による漏えいの共謀、独立教唆、煽動。	1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 (第 111 条) ※ 第 109 条第 12 号に掲げる行為(秘密の漏えい)を企て、命じ、故意にこれを容認し、そのおかし又はそのほう助をした者を処罰。	3 年以下の懲役 (第 122 条第 4 項) ※ 取扱業務者による漏えいの共謀、独立教唆、煽動。	5 年以下の懲役 (第 5 条第 1 項、第 3 項) ※ 第 3 条第 1 項の罪の陰謀、教唆、せん動。 3 年以下の懲役 (第 5 条第 2 項、第 3 項) ※ 第 3 条第 2 項の罪の陰謀、教唆、せん動。

17 特定秘密の保護に関する法律、自衛隊法、MDA秘密保護法の罰則の比較
(前回案を基に作成。業務知得者への罰則については、なお検討中。)

漏えい	特定秘密の保護に関する法律案	自衛隊法	日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(MDA秘密保護法)(罰則)	相違点とその理由
	<p>第十六条 特定秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知り得た特定秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千五百円以下の罰金に処する。特定秘密を取り扱うことを業務としなくなった後に、<u>おいても、同様とする。</u></p> <p>2～5 (略)</p>	<p>第二百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知り得た防衛秘密を漏らしたときは、<u>五年以下の懲役に処する。</u> 防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなった後に、<u>おいても、同様とする。</u></p> <p>2 前項の未遂罪は、罰する。 3～6 (略)</p>	<p>第三条 左の各号の一に該当する者は、<u>十年以下の懲役に処する。</u></p> <p>一 (略)</p> <p>二 わが国の安全を害する目的をもつて、特別防衛秘密を他人に漏らした者</p> <p>三 特別防衛秘密を<u>取り扱うことを業務とする者</u>で、その業務により知り得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたものを</p>	<p>本法案、自衛隊法ともに、取扱業務者の漏えい行為を処罰対象としているが、法定刑が異なる。</p> <p>自衛隊法第122条第1項は、漏えいがかもたらす影響として、自衛隊の任務遂行への支障といういわば中間的な段階に着目し、同法の他の罰則とのバランスも考慮して防衛秘密の取扱業務者による漏えい罪の法定刑を5年以下の懲役としているが、本法案は、特別防衛秘密の取扱業務者による故意の漏えい罪(MDA秘密保護法第3条第1項第3号)及び営業秘密の故意の開示等の罪(不正競争防止法(平成5年法律第47号)第21条第1項第4号ないし第6号)の法定刑がいずれも10年以下の懲役であることとのバランスを考慮し、特定秘密の取扱業務者による故意の漏えい罪の法定刑を10年以下の懲役としている。</p> <p>また、過去の秘密漏えい事案においては金銭的対価を伴うものが少なくないため、本法案では、罰金刑を任意的に併科することとしている。</p>

漏えい	<p>第十六条 (略)</p> <p>2 前項の場合を除き、行政機関又は都道府県警察の職員がその業務により知得した<u>特定秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処す。その職を退いた後</u>において、同様とする。</p> <p>3～5 (略)</p>		<p>(罰則)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 前項第二号又は第三号に該当する者を除き、<u>特別防衛秘密を他人に漏らした者は、五年以下の懲役に処する。</u></p> <p>3 前二項の未遂罪は、罰する。</p>	<p>本法案では業務知得者の漏えい行為を処罰対象としているが、<u>自衛隊法は処罰対象としていない。(検討中)</u></p> <p>防衛秘密制度創設時の想定では、</p> <p>○ 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者が当該防衛秘密を漏えいする行為を厳格に防止し、秘密の漏えいをその根元において制止すれば、通常、秘密は十分に保全されるものであり、また、<u>刑罰法規の性質にかんがみ必要最小限の規制を行うこととした。</u></p> <p>とされている(自衛隊法改正当時の想定)。</p>
	<p>第十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項の罪の未遂は、罰する。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>第二百二十二条 (略)</p> <p>2 前項の未遂罪は、罰する。</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項の未遂罪は、罰する。</p>	<p>第16条第2項と同じ。</p>

<p>過失漏えい</p>	<p>第十六条 (略) 2・3 (略) 4 過失により第一項の罪を犯した者は、<u>二年以下の禁錮又は五万円以下の罰金</u>に処する。 5 (略)</p>	<p>第二百二十二条 (略) 2 (略) 3 過失により、<u>第一項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金</u>に処する。 4～6 (略)</p>	<p>第四条 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らしたものは、<u>二年以下の禁錮又は五万円以下の罰金</u>に処する。 第四条 (略) 2 前項に掲げる者を除き、業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らした者は、<u>一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金</u>に処する。</p>	<p>本法案、自衛隊法ともに、取扱業務者の過失漏えい行為を処罰対象としているが、法定刑が異なる。 本法案では、取扱業務者による故意の漏えい罪の法定刑を10年以下の懲役としたことを踏まえ、MD A 秘密保護法とのバランスを考慮し、2年以下の禁錮としている。</p> <p>第16条第2項と同じ。</p>
<p>取得</p>	<p>第十七条 次に掲げる行為により行政機関、都道府県警察又は契約業者が保有する特定秘密を取得した者は、<u>十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金</u>に処する。</p>		<p>(罰則) 第三条 左の各号の一に該当する者は、<u>十年以下の懲役に処する</u>。</p>	<p>本法案では、限定列挙された特定の取得行為を処罰対象としているが、自衛隊法では処罰対象としていない。 防衛秘密制度創設時の想定では、 ○ 秘密の漏えいについては、元来、秘密の事項を業務上正当に知得、領有した者が、よくこれを確保すれば、秘密が漏えいするおそれは極めて少ないものと考えられ、したがって、業務により防衛秘密を知得、領有する者が当該防衛秘密を漏えいする行為を厳格に防止し、秘密の漏えいをその根源において制止すれば、本来、秘密の保全は十分に保たれるものであると考えている。</p>

<p>取得</p>	<p>一 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為</p> <p>二 財物の窃取</p> <p>三 施設への侵入</p> <p>四 施設若しくは設備を損壊し、又はその錠を特定秘密を保有する者(次号及び第八号において「保有者」という。)の同意なくはせず行為</p> <p>五 映像若しくは音声を送信する機能又は録画若しくは録音の機能を有する機器を保有者の同意なく施設に設置する行為</p> <p>六 施設又は施設の区画された部分に係る振動を当該施設又は当該部分の外部から検知してこれらの内部の音声に係る情報に変換する機能を有する機器を使用する行為</p>	<p>一 わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>○ また、刑法の謙抑主義にかんがみれば、処罰対象を必要最小限に止める必要があるものと考えている。</p> <p>とされている(自衛隊法改正当時の想定)。</p> <p>しかし、財物の窃取、不正アクセス又は特定秘密の管理場所への侵入等、取扱業務者の管理を侵害する行為を手段として特定秘密を直接取得する場合には、取扱業務者等による漏えい行為が介在しないため、漏えい行為の処罰ではこれを抑止できない。</p> <p>また、欺罔により適法な伝達と誤信させ、あるいは暴行・脅迫によりその反抗を抑圧して、特定秘密を取得する場合には、取扱業務者等に漏えいの故意がないなど、漏えい行為の処罰が困難な場合がある。</p> <p>このため、本法案では、MDA秘密保護法のように広く探知・収集行為を処罰するものとせず、特定秘密の管理場所への侵入等の管理侵害行為や欺罔・暴行・脅迫による特定秘密の取得行為を限定列挙して、例えば望遠鏡等による覗き見や聞き耳を立てて壁の向こう側の会話を盗み聞きする行為のような一定水準に満たない不十分な管理を前提とするものを処罰の対象から除外している。</p>
-----------	---	--	--

<p>取得</p>	<p>七 有線電気通信を傍受する行為又は暗号を用いた電気通信を傍受してその内容を復元する行為</p> <p>八 不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)、正当な理由がないのに刑法(明治四十年法律第四十五号)第百六十八条の二第一項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供する行為その他の電子計算機による保有者の管理を害する行為</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第十七条 (略)</p> <p>2 前項の罪の未遂は、罰する。</p> <p>3 (略)</p>		<p>第17条第1項と同じ。</p>
-----------	---	--	--------------------

第17条第1項と同じ。

(罰則)

第三条 (略)

2 (略)

3 前二項の未遂罪は、罰する。

<p>共謀 独立教唆 煽動</p>	<p>第十八条 第一項 又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、<u>教唆し、又は煽動した者</u>は、<u>五年以下の懲役に処する。</u>(略)</p> <p>2</p>	<p>第二百二十二条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項に規定する行為の遂行を共謀し、<u>教唆し、又は煽動した者</u>は、<u>三年以下の懲役に処する。</u></p> <p>5・6 (略)</p>	<p>第五条 第三條第一項の罪の陰謀をした者は、<u>五年以下の懲役に処する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 第三條第一項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、<u>第一項と同様の罪を犯すこと</u>を教唆し、又はせん動した者は、<u>前項と同様とする。</u>(略)</p> <p>4</p>	<p>本法案、自衛隊法ともに共謀、独立教唆、煽動行為を処罰対象としているが、法定刑が異なる。</p> <p>本法案においては、取扱業務者による故意の漏えい罪及び取得罪の法定刑を10年以下の懲役としたことを踏まえ、MD A 秘密保護法のバランスを考慮して、5年以下の懲役とすることとしている。</p>
<p>第十八条 (略)</p> <p>2 第十六條第二項に規定する行為の遂行を共謀し、<u>教唆し、又は煽動した者</u>は、<u>三年以下の懲役に処する。</u></p>	<p>第五条 (略)</p> <p>2 第三條第二項の罪の陰謀をした者は、<u>三年以下の懲役に処する。</u></p> <p>3 第三條第一項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、<u>第一項と同様の罪を犯すこと</u>を教唆し、又はせん動した者は、<u>前項と同様とする。</u></p>	<p>第16条第2項と同じ。</p>		

○ **自衛隊法第122条第4項の「共謀」**

(防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」73頁)

重大な結果をもたらす危険性の大きい行為については、独立して処罰する必要があり、秘密の漏えいを未然に防止するため、周辺の罪である共謀(MDA秘密保護法における「陰謀」との意味は同じである。)教唆及び煽動(教唆及び精神的幫助を意味する。)についても、正犯が実行行為に着手することと関係なく、独立して処罰することとされたところである。

○ **MDA秘密保護法第5条第2項の「陰謀」**

(町田充「防衛秘密保護法解説」54頁)

「陰謀」とは、二人以上の者がその罪を犯すことを協議することをいう。

【参照条文】

○ **自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)(抄)**

第二百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2・3 (略)

4 第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

5・6 (略)

○ **日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第百六十六号)(抄)**

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一 わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者

二 わが国の安全を害する目的をもつて、特別防衛秘密を他人に漏らした者

三 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの

2 前項第二号又は第三号に該当する者を除き、特別防衛秘密を他人に漏らした者は、五年以下の懲役に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第五条 第三条第一項の罪の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。

2 第三条第二項の罪の陰謀をした者は、三年以下の懲役に処する。

3・4 (略)

【参考資料】

○ 大塚仁「特別刑法」12頁

三 共犯についての特別規定

(4)・ 刑法総則のさだめる共同正犯、教唆犯および従犯以外の特殊の犯罪関与形態を規定したもの

共謀 二人以上の者の間に違法行為の遂行について協議の成立することをいう。陰謀と同義に解してよいとおもう。 国家公務員法 110 条第 1 項 17 号・98 条 5 項、地方公務員法 61 条 4 号、37 条 1 項、自転車競技法 28 条、小型自動車競走法 33 条、モーターボート競走法 39 条、自衛隊法 119 条 2 項、120 条 2 項、122 条 2 項、爆発物取締罰則 4 条、軽犯罪法 1 条 29 号等。—
なお、陰謀につき、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法 5 条 1 項 2 項、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約 第 3 条に基く行政協定に伴う刑事特別法 7 条 1 項。

特定秘密の取得行為の処罰規定について

1 本法案の取得行為とMDA秘密保護法の探知・収集行為との関係

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号。以下「MDA秘密保護法」という。）第3条第1項第1号は、「不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、収集した者」を処罰対象としている。これは、特別防衛秘密を自ら漏えいする場合のみでなく、外部から秘密を不当な方法で探知し、収集しようとする者に対しても有効な措置がない限り、秘密保護の措置は万全ではあり得ないためであるとされている（町田充著「防衛秘密保護法解説」（以下「MDA秘密保護法解説」という。）13頁）。ここにいう「不当な方法」とは、法令に違反するような方法ですることはもちろん、社会通念に照らし、妥当と認められないような方法ですることも含み、また、「探知」とは、無形的な事実又は情報を知ろうとする意図の下に、進んで探り知る行為を、「収集」とは有形的な文書、図書又は物件を集める意図をもって進んで集める行為をいうとされている（MDA秘密保護法解説43-44頁）。

本法案の特定秘密の取得行為についても、欺罔あるいは暴行・脅迫により特定秘密を取得する場合や、財物の窃取、施設への侵入等の不正な行為により特定秘密を取得する場合には、漏えい行為の処罰ではこれを抑止できないことから、これら取得行為を処罰することとしており、特定秘密の保護を図るための処罰規定として、MDA秘密保護法第3条第1項第1号と同趣旨の規定である。

また、本法案にいう「取得」とは、不正競争防止法（平成5年法律第47号）第21条第1項第1号にいう「取得」と同義であり、知得すること、すなわち再現可能な状態で記憶すること又は有体物を占有すること（経済産業省知的財産政策室「逐条解説不正競争防止法（平成21年改正版）」（以下「逐条解説不競法」という。）180頁）をいい、MDA秘密保護法第3条第1項第1号の「探知」、「収集」と異なるところはない。

2 本法案の規定内容

本法案において処罰対象となる特定秘密の取得行為は、漏えい行為を処罰することによっては特定秘密を十分に保護することができないものであり、これらの取得行為はいずれも、MDA秘密保護法第3条第1項第1号の「不当な方法」に含まれるものである。ただし、その規定ぶりについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第70条の個人番号を保有する者の管理を害する行為により個人番号を取得した者に対する罰則や、不正競争防止法第21条第1項第1号の営業秘密を保有する事業者（保有者）の管理を害する行為により営業秘密を取得した者に対する罰則において、情報等を取得する行為について違法性が高いものを列挙する方法を取っており、本法案においても、これら最近の立法例に倣い、以下のとおり違法性の高い行為を列挙して規定することとしている。

(1) 「人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為」

本法案における「人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為」は、不正競争防止法第21条第1項第1号「詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。）」と同義であり、刑法上の詐欺罪、強盗罪、恐喝罪の実行行為である欺罔行為、暴行、脅迫に相当するものである（逐条解説不競法178頁）。

(2) 管理侵害行為

不正競争防止法は、営業秘密に係る管理侵害行為として「財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為」（同法第21条第1項第1号）を処罰の対象としており、「その他の保有者の管理を害する行為」として、保有者の会話や会議等を盗聴や電波傍受等で盗み聞きする方法で、営業秘密を取得する行為等が考えられるとされている（逐条解説不競法179頁）。

一方、本法案では、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれのある者を特定秘密の取扱いの業務から除外することとする適性評価制度を導入するなど、特定秘密について営業秘密に増して厳格な管理を行うことを前提としている。

したがって、例えば、

- ㉞ 望遠鏡等による覗き見
- ㉟ 聞き耳を立てて壁の向こう側の会話を盗み聞きする行為
- ㊱ 合法的に施設に立ち入り、無施錠の保管庫を無断で開ける行為
- ㊲ 暗号化されていない無線による通信を傍受する行為

といった一定水準に満たない管理を前提とする管理侵害行為については、本法案の処罰の対象とする必要性が乏しく、これらを処罰の対象としないことを明らかにすることが合理的であると考えられる。

以上のことを踏まえ、本法案においては、㉞～㊲のような一定水準に満たない管理を前提とする管理侵害行為を処罰の対象から除外し、特定秘密に係る次の管理侵害行為を限定列挙することとする。

- 財物の窃取
- 施設への侵入
- 保管庫を損壊し、又は無断で開錠する行為
- 施設の内部に無断で盗聴器又は盗撮器を設置する行為
- 施設の外部において振動を検知し、及び分析する機器を用いて施設内の音声を復元する行為
- 電気通信を傍受する行為（暗号を用いない無線電気通信の傍受を除く。）
- 不正アクセス行為、コンピュータウイルスを人の電子計算機における実行の用に供する行為その他の電子計算機による管理を害する行為

【参照条文】

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（罰則）

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一 わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもって、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者

二・三 （略）

2・3 （略）

**○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
(平成二十五年法律第二十七号)(抄)**

第七十条 人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)その他の個人番号を保有する者の管理を害する行為により、個人番号を取得した者は、三年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。

○不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)(抄)

(罰則)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為(人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。)又は管理侵害行為(財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。)により、営業秘密を取得した者

二～七 (略)

2～7 (略)

平成25年7月9日

内閣情報調査室

11 漏えいの教唆及び取得行為を処罰することと報道機関の取材の自由との関係について

1 問題の所在

国民の知る権利は、健全な民主主義の根幹を支える極めて重要な権利であるが、いかなる権利も絶対無制限なものではなく、公共の福祉による合理的な制限を受けるところ、本法案の特定秘密はその漏えいが国及び国民の安全に関わる重要な情報であり、このような情報を厳格に保全することは、国及び国民の安全の確保のためにやむを得ず、国民の知る権利の重要性を前提としてもなお合理性が認められる。

他方、最高裁は、国民の知る権利に奉仕するものとして報道の自由が憲法により保障されるとした上で、報道機関の報道が正しい内容を持つための取材の自由についても、憲法の趣旨に照らし十分尊重に値する旨判示しているところ^{*1}、本法案で故意の漏えいの教唆及び取得行為を処罰対象とすることは報道機関の取材の自由を不当に制限することにならないかが問題となる。

2 検討

- (1) 漏えいの教唆と取材の自由の関係について、最高裁は、取材の手段・方法が刑罰法令に触れる場合や社会観念上是認できない態様のものでは

*1 いわゆる博多駅事件では、「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の「知る権利」に奉仕するものである。したがって、思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法21条の保障のもとにあることはいうまでもない。また、このような報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道の自由とともに、報道のための取材の自由も、憲法21条の精神に照らし、十分尊重に値するものといわなければならない」と判示されている（最大決昭44年11月26日）。

る場合には刑罰の対象となる旨判示しており*2、このような手段・方法による取材行為が取材の自由を前提としてもなお保護されないことが判例上確立している。したがって、正当な取材行為により漏えい行為の教唆罪が成立しないことは明らかであり、本法案で漏えいの教唆を処罰の対象としても取材の自由を不当に制限することにはならないと考えられる。

- (2) また、本法案における特定秘密の取得罪は、人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為、財物の窃取、施設への侵入といった本法案に規定する行為に限って処罰の対象とするものであり、上記の最高裁判例上刑罰の対象となる行為を処罰対象とするに止まり、取材の自由の下で保護されるべき取材行為を処罰対象とするものではない。

したがって、本法案で取得行為を処罰の対象としても、取材の自由を不当に制限することにはならないと考えられる。

*2 いわゆる外務省機密漏洩事件では、「取材の手段・方法が贈賄、脅迫、強要等の一般の刑罰法令に触れる行為を伴う場合は勿論、その手段・方法が一般の刑罰法令に触れないものであつても、取材対象者個人としての人格の尊厳を著しく蹂躪する等法秩序全体の精神に照らし社会観念上是認することのできない態様のものである場合にも、正当な取材活動の範囲を逸脱し違法性を帯びるものといわなければならない」と判示されている（最決昭53年5月31日）。

平成25年7月19日
内閣情報調査室

本法案において不正競争防止法に規定する刑事訴訟手続の特例を設けない理由について

本法案においては、特定秘密の漏えい等の罰則規定を設けているところ、特定秘密の漏えい事件等の刑事裁判手続において漏えい等の対象となった特定秘密の実質秘性が争点となった場合、特定秘密が公になれば国及び国民の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、当該特定秘密の内容そのものを明らかにしないまま、実質秘性を立証することが必要となる。

このため、本法案において、平成23年の不正競争防止法の一部を改正する法律（平成23年法律第62号）により設けられた、不正競争防止法（平成5年法律第47号）上の営業秘密を保護するための刑事訴訟手続の特例である秘匿決定制度と同様の制度を導入すべきとの指摘もあり得る。すなわち、秘匿決定制度においては、裁判所は、被害者等の申し出に応じ、営業秘密の内容を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができ、その場合、営業秘密を特定する事項を他の呼称に置き換えたり、当該事項にわたる尋問や陳述を制限したり、公判期日外の証人尋問や被告人質問を行ったりすることができるところ、本法案においてもこのような制度を導入すれば、刑事裁判手続において特定秘密の内容そのものを明らかにしないまま、実質秘性を立証することが可能となるのではないかというものである。

しかしながら、これまでの秘密漏えい事件の刑事裁判においては、いわゆる外形立証の方法が採られており、秘密の内容そのものを明らかにしないまま、実質秘性を支障なく立証する方法として実務上確立している。外形立証とは、①秘密の指定基準（指定権者、指定される秘密の範囲、指定及び解除の手続）が定められていること、②当該秘密が国家機関内部の適正な運用基準に則って指定されていること、③当該秘密の種類、性質、秘扱いをする由縁等を立証することにより、当該秘密が実質秘であることを推認する方法をいい、判例上も「秘密扱いに指定、表示された必要性、相当性および秘密扱いの実情などを調査検討して、なお、それが実体的真実発見の場である公判廷に顕出できない相当の理由があ

ると認められるときは、(中略)それが刑罰による保護に値する実体を備えるものと認定することも許されるものというべきである。」(東京高裁昭和44年3月18日判決)とされている。したがって、特定秘密の漏えい事件等においても、このような外形立証の方法をとることにより、刑事訴訟手続において、当該特定秘密の内容そのものを明らかにしないまま、実質秘性を立証することが可能である。

特に、本法案における特定秘密は、防衛秘密と同様に、別表事項該当性等の厳格な要件により実質秘性が典型的に担保された上で指定という要式行為が行われ、かつ、適切な指定を担保するために指定権者、解除及び有効期間などが法律上各行政機関に共通のルールとして定められていることから、外形立証によりその実質秘性を十分立証し得るものと考えられる。

また、不正競争防止法改正時においても、自衛隊法(昭和29年法律第165号)上の防衛秘密について、自衛隊法において防衛大臣が秘密の指定を行うことが法定要件とされており、外形立証の方法が有効に行われていることから、刑事訴訟手続において秘密の内容を保護するための措置を特別に講ずる必要性は限定的であるとされているところである(当時の法制局説明ペーパー)。

これに対し、不正競争防止法にいう「営業秘密」とは、「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう」とされるのみで(同法第2条第6項)、秘密の指定は必ずしも必要とされていない。そして、同項のいわゆる秘密管理性については、過去の裁判例においては、実際に講じられていた具体的な秘密管理方法とともに、当該情報の性質、保有形態、情報を保有する企業等の規模等の諸般の事情を総合考慮し、合理性のある秘密管理方法が実施されていたか否かという観点から、秘密管理性について判断を行っているものと考えられている(経済産業省知的財産政策室「逐条解説不正競争防止法(平成23・24年改正版)」41頁)とされており、秘密の指定が前提となっていない営業秘密については、外形立証のみでは必ずしも有効な立証ができないおそれがある。また、そもそも営業秘密は、国の秘密である特定秘密とは異なり、公務上秘密物の押収(刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第103条)、公務上の秘密に関する証人尋問(同法第144条)のように、国の重大な利益を害する場合に、これを承諾しないことができるとする規定がなく、

ひとたび営業秘密侵害行為について、告訴し、公訴が提起された場合には、被害者は、侵害された営業秘密の内容が公になるとの懸念が払拭できない。このような理由から、不正競争防止法には刑事訴訟手続の特例が設けられたものと考えられる。

【参照条文】

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2～5（略）

6 この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう。

7～10（略）

（罰則）

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者

二 詐欺等行為又は管理侵害行為により取得した営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、使用し、又は開示した者

三 営業秘密を保有者から示された者であって、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、次のいずれかに掲げる方法でその営業秘密を領得した者

イ 営業秘密記録媒体等（営業秘密が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体をいう。以下この号において同じ。）又は

営業秘密が化体された物件を横領すること。

ロ 営業秘密記録媒体等の記載若しくは記録について、又は営業秘密が化体された物件について、その複製を作成すること。

ハ 営業秘密記録媒体等の記載又は記録であつて、消去すべきものを消去せず、かつ、当該記載又は記録を消去したように仮装すること。

四 営業秘密を保有者から示された者であつて、その営業秘密の管理に係る任務に背いて前号イからハまでに掲げる方法により領得した営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、使用し、又は開示した者

五 営業秘密を保有者から示されたその役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。次号において同じ。）又は従業者であつて、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、その営業秘密を使用し、又は開示した者（前号に掲げる者を除く。）

六 営業秘密を保有者から示されたその役員又は従業者であつた者であつて、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その在職中に、その営業秘密の管理に係る任務に背いてその営業秘密の開示の申込みをし、又はその営業秘密の使用若しくは開示について請託を受けて、その営業秘密をその職を退いた後に使用し、又は開示した者（第四号に掲げる者を除く。）

七 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、第二号又は前三号の罪に当たる開示によって営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示した者

2 （略）

3 第一項及び前項第六号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

4～7 （略）

第二十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第一項第一号、第二号若しくは第七号又は第二項に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して三億円以下の罰金刑を、その

人に対して本条の罰金刑を科する。

2・3 (略)

第六章 刑事訴訟手続の特例

(営業秘密の秘匿決定等)

第二十三条 裁判所は、第二十一条第一項の罪又は前条第一項（第二十一条第一項第一号、第二号及び第七号に係る部分に限る。）の罪に係る事件を取り扱う場合において、当該事件の被害者若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、当該事件に係る営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項を公開の法廷で明らかにされたくない旨の申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、その範囲を定めて、当該事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

2 前項の申出は、あらかじめ、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。

3 裁判所は、第一項に規定する事件を取り扱う場合において、検察官又は被告人若しくは弁護人から、被告人その他の者の保有する営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項を公開の法廷で明らかにされたくない旨の申出があるときは、相手方の意見を聴き、当該事項が犯罪の証明又は被告人の防御のために不可欠であり、かつ、当該事項が公開の法廷で明らかにされることにより当該営業秘密に基づく被告人その他の者の事業活動に著しい支障を生ずるおそれがあると認める場合であって、相当と認めるときは、その範囲を定めて、当該事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

4 裁判所は、第一項又は前項の決定（以下「秘匿決定」という。）をした場合において、必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、決定で、営業秘密構成情報特定事項（秘匿決定により公開の法廷で明らかにしないこととされた営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）に係る名称その他の表現に代わる呼称その他の表現を定めることができる。

5 裁判所は、秘匿決定をした事件について、営業秘密構成情報特定事

項を公開の法廷で明らかにしないことが相当でないと認めるに至ったとき、又は刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三百十二条の規定により罰条が撤回若しくは変更されたため第一項に規定する事件に該当しなくなったときは、決定で、秘匿決定の全部又は一部及び当該秘匿決定に係る前項の決定（以下「呼称等の決定」という。）の全部又は一部を取り消さなければならない。

（起訴状の朗読方法の特例）

第二十四条 秘匿決定があったときは、刑事訴訟法第二百九十一条第一項の起訴状の朗読は、営業秘密構成情報特定事項を明らかにしない方法で行うものとする。この場合においては、検察官は、被告人に起訴状を示さなければならない。

（尋問等の制限）

第二十五条 裁判長は、秘匿決定があった場合において、訴訟関係人のする尋問又は陳述が営業秘密構成情報特定事項にわたるときは、これを制限することにより、犯罪の証明に重大な支障を生ずるおそれがある場合又は被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、当該尋問又は陳述を制限することができる。訴訟関係人の被告人に対する供述を求める行為についても、同様とする。

2 刑事訴訟法第二百九十五条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による命令を受けた検察官又は弁護士である弁護人がこれに従わなかった場合について準用する。

（公判期日外の証人尋問等）

第二十六条 裁判所は、秘匿決定をした場合において、証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人を尋問するとき、又は被告人が任意に供述をするときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人の尋問若しくは供述又は被告人に対する供述を求める行為若しくは被告人の供述が営業秘密構成情報特定事項にわたり、かつ、これが公開の法廷で明らかにされることにより当該営業秘密に基づく被害者、被告人その他の者の事業活動に著しい支障を生ずるおそれがあり、これを防止するためやむを得ないと認めるときは、公判期日外において当該尋問又は刑事訴訟法第三百十一条第二項及び第三項に規定する被告人の供述を求める手続をすることができる。

2 （略）

（尋問等に係る事項の要領を記載した書面の提示命令）

第二十七条 裁判所は、呼称等の決定をし、又は前条第一項の規定により尋問若しくは被告人の供述を求める手続を公判期日外においてする旨を定めるに当たり、必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人に対し、訴訟関係人のすべき尋問若しくは陳述又は被告人に対する供述を求める行為に係る事項の要領を記載した書面の提示を命ずることができる。

(証拠書類の朗読方法の特例)

第二十八条 秘匿決定があったときは、刑事訴訟法第三百五条第一項又は第二項の規定による証拠書類の朗読は、営業秘密構成情報特定事項を明らかにしない方法でこれを行うものとする。

(公判前整理手続等における決定)

第二十九条 次に掲げる事項は、公判前整理手続及び期日間整理手続において行うことができる。

一 秘匿決定若しくは呼称等の決定又はこれらの決定を取り消す決定をすること。

二 第二十六条第一項の規定により尋問又は被告人の供述を求める手続を公判期日外においてする旨を定めること。

(証拠開示の際の営業秘密の秘匿要請)

第三十条 検察官又は弁護人は、第二十三条第一項に規定する事件について、刑事訴訟法第二百九十九条第一項の規定により証拠書類又は証拠物を閲覧する機会を与えるに当たり、第二十三条第一項又は第三項に規定する営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項が明らかにされることにより当該営業秘密に基づく被害者、被告人その他の者の事業活動に著しい支障を生ずるおそれがあると認めるときは、相手方に対し、その旨を告げ、当該事項が、犯罪の証明若しくは犯罪の捜査又は被告人の防御に関し必要がある場合を除き、関係者（被告人を含む。）に知られないようにすることを求めることができる。ただし、被告人に知られないようにすることを求めることについては、当該事項のうち起訴状に記載された事項以外のものに限る。

2 前項の規定は、検察官又は弁護人が刑事訴訟法第二編第三章第二節第一款第二目（同法第三百十六条の二十八第二項において準用する場合を含む。）の規定による証拠の開示をする場合について準用する。

(最高裁判所規則への委任)

第三十一条 この法律に定めるもののほか、第二十三条から前条までの規定の実施に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

○刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）（抄）

第三百条 公務員又は公務員であつた者が保管し、又は所持する物について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官庁の承諾がなければ、押収をすることはできない。但し、当該監督官庁は、国の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

第四百四十四条 公務員又は公務員であつた者が知り得た事実について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官庁の承諾がなければ証人としてこれを尋問することはできない。但し、当該監督官庁は、国の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

（参考）

○外形立証に関する判決等について

イージスシステムに係る情報漏えい事件

【事件概要】

海上自衛隊三等海佐が、MDA秘密であるイージスシステムに係るデータをコンパクトディスクに記録の上、海上自衛隊の学校教官であった別の三等海佐に送付し、当該データが別の海上自衛隊3名に渡り、更に他の自衛官に渡ったもの。

平成19年検挙、MDA秘密保護法違反（懲役2年6月猶予4年）。

【平成20年10月28日横浜地裁判決（抜粋）】

1 本件CDにイージス武器システムに関する防衛秘密が記載され

ていることに関する立証（争点①）について

- (1) 秘密保護法3条1項3号の文言及び趣旨を考慮すると、同号にいう「秘密」であるためには、国家機関が単にある事項につき形式的に秘扱いの指定をただけでは足りず、「秘密」とは、秘公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として刑罰制裁によって保護するに値すると認められるもの、すなわち、実質秘をいうと解されるところ、このように解する以上、これに相当するか否かの判断にあたっては、当該秘密の対象そのものを公判廷において公開するに適しない場合があることが当然予想されるから、秘密の種類、性質等のほか、秘密にする実質的理由として当該秘文書等の立案・作成過程、秘指定を相当とする具体的理由等を明らかにすることによって、秘密の実態を推認することは必要であり、かつ可能である。
- (2) そうすると、前期認定事実のとおり、本件CDに記録保存されたファイル中、「イージス概要（プレゼン）」と題されたファイルのうち10枚のシートには、イージス武器システムに関する性能等が記載されていることが認められるところ、イージス武器システムが極めて高度な軍事上の技術であるという性質からすると、上記シートの内容そのものを公判廷に顕出できないことについて相当の理由があることが首肯され、そのようなイージス武器システムの性質に加え、Mが上記シートを作成するにあたり、防衛秘密指定とされていたドキュメントを参照したという作成の経緯、Mがその海上自衛官としての経験を基に防衛秘密に該当すると判断して上記シートの欄外に「指定前特定防衛秘密」「秘」ないし「極秘」と記載したこと、Nらが一様に各人の海上自衛官としての経験に照らして上記シートは防衛秘密に該当すると判断していることに照らすと、上記シートの内容は、実質秘としての防衛秘密に該当すると合理的に推認できる。

営業秘密保護のための刑事訴訟手続の在り方研究会での議論

【研究会の概要】

刑事訴訟手続において営業秘密の内容を保護するための法的措置の在り方について検討を行うために、経済産業省及び法務省が、有識者から意見を聴取するため共同で設置したもの。

【第1回研究会（平成22年11月2日）における事務局（法務省・杉山

企画官)の説明】

「検察当局におきましては従来から、例えば国家公務員法の秘密漏えい罪等における事件の公判活動で、立証責任を全うしつつ、かつ秘密の内容を明らかにするということを防止するために、必要の内容自体を証明するわけではなくて、その内容を秘密扱いすべき必要性等のいわば外形的な事実を立証する、秘密の内容ではなく、周辺の外形的な事実を立証するといったことで工夫を行っているというところでございます。

具体的に、例えばですけれども、当該秘密の種類や性質、どうしてそれについて秘密扱いを必要とするのかといった点ですとか、あるいは秘密扱いするに当たっての指定の基準のようなものがあって、それに従ってなされているのかというような、そういった点を考慮してやっているところでございます。」

12 別表に該当する事項の具体例（イメージ）

<p>イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究</p> <p>〈運用〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊の運用状況 <p>〈運用に関する見積り〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防衛出動時等の自衛隊の対処に関する計画を作成するために必要又は有用な内外の諸情勢その他の事項に関する分析又は予測 <p>〈運用に関する計画〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「防衛、警備等に関する計画」（防衛諸計画の作成等に関する訓令（昭和52年防衛庁訓令第8号）第18条） <p>〈運用に関する研究〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊の効率的かつ効果的な運用に資すること等を目的として行う運用に関する各種の研究
<p>ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防衛に関し自衛隊が収集した電波情報
<p>ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力</p> <p>〈情報の収集整理〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊における情報業務の実施状況、情報の収集整理を行っている部局の組織、定員、器材等、情報業務の実施に係る要領、技術、手法等 <p>〈収集整理の能力〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊が情報を収集整理することが可能又は不可能な地域、場所
<p>ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究</p> <p>〈見積り若しくは計画〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「統合中期防衛構想」（防衛諸計画の作成等に関する訓令第8条及び第9条） <p>〈研究〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の防衛力の問題点、将来の国際情勢や軍事科学技術の動向等に関する分析を踏まえた将来の防衛力の在り方の検討に資する研究
<p>ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。ち及びりにおいて同じ。）の種類又は数量</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各部隊や自衛隊全体が保有する武器、弾薬、船舶、航空機、戦車、装甲車等の種類や数量
<p>へ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法</p> <p>〈防衛の用に供する通信網の構成〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊が作戦行動等において用いる自衛隊が所有し、使用する通信網の拠点、経路、その容量等 <p>〈防衛の用に供する通信の方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 部隊等の使用する周波数、通信の方式（電波の送り方等）
<p>ト 防衛の用に供する暗号</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊の部隊等が作戦行動等の際に他の部隊等との通信内容を秘匿するために用いる暗号
<p>チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法</p> <p>〈仕様〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 潜水艦のプロペラの材質又は形状、戦車等の装甲厚 <p>〈性能〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 誘導弾の対処目標性能、潜水艦の潜航可能深度 <p>〈使用方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機雷の敷設深度

<p>リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法</p> <p>〈製作の方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 潜水艦の内殻構造等の設計や戦車の防弾鋼板等の製作の方法 <p>〈検査の方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機雷、レーダー等の検査の方法 <p>〈修理の方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 秘匿装置等の修理の方法 <p>〈試験の方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ レーダー等の試験の方法
<p>又 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）</p> <p>〈施設の設計〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定の区画が基地内若しくは建築物の内部のどこに存在するか、又は電気回線、通信回線若しくは警備システムの構成や配置 <p>〈施設の性能〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 抗たん性能 <p>〈施設の内部の用途〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の特定の区画（部屋）の使用目的
<p>イ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容</p> <p>〈交渉の方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 領域の保全に関する外国との交渉のための対処方針 ○ 国連安保理決議に基づく船舶検査活動の実施に際しての我が国の実施区域に関する交渉の方針 <p>〈協力の方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日米安全保障条約に基づく米国との協力の方針 ○ 外国による核実験に関しての国連安保理決議への対応方針 <p>〈交渉の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 北方領土問題や北朝鮮による拉致問題に関する交渉におけるやりとりの詳細 ○ 国連事務総長との会談での我が国の安全保障上の課題に関する同事務総長の発言 <p>〈協力の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国による核開発を放棄させるために当該国に対して他の関係国と協調して行う働きかけの実施状況 ○ 外国による核開発の動向に関し国際原子力機関に提供した情報
<p>ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出又は輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくは二、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。）</p> <p>〈措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 領域の保全のために関係省庁が実施する準備措置 ○ 戦略的に重要な物資の確保のための外国企業との調整 <p>〈措置の方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国が弾道ミサイルを発射した場合に執る措置（入国禁止、貨物の輸出入の禁止、関係団体等の資産の凍結等）の方針 ○ 外国が軍事行動をとった場合に、これを支持又は非難する旨の声明の発出に関する方針 <p>〈除かれる事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊の運用状況、「防衛、警備等に関する計画」（第1号イに該当） ○ 「統合中期防衛構想」（第1号二に該当） ○ 大量破壊兵器関連物資の不正取引を防止するための計画（第3号イに該当） ○ 重要施設の警備の実施状況、重大テロが発生した場合の治安機関における対応要領（第4号イに該当）

<p>ハ 安全保障に関し収集した条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報（第1号口、第3号口又は第4号口に掲げるものを除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 我が国の安全保障に影響を与える外国の政府の外交方針に関して情報保護協定に基づき外国の政府から提供を受けた情報 ○ 我が国の安全保障に影響を与える外国政府部内の同国指導者に対する支持状況に関して、外国の情報機関から秘密の保全を前提に提供を受けた情報 ○ 我が国の安全保障に影響を与える外国の指導者の健康状態について外国の情報提供者から秘密の保全を前提に提供を受けた情報 <p>〈除かれる事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防衛に関し自衛隊が収集した電波情報（第1号口に該当） ○ 外国情報機関等の諜報活動に関し協力者から収集した内部情報（第3号口に該当） ○ 外国の情報機関から秘密の保全を前提に提供を受けた国際テロ組織関係者の動向（第4号口に該当）
<p>ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力</p> <p>〈情報の収集整理〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外務省の情報収集活動の状況、態勢及び方法等 ○ 外務省の情報収集活動の情報源 <p>〈情報の収集整理の能力〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報収集衛星の撮像能力
<p>ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公電に用いる暗号
<p>第三章（外国の利益をを図る目的で行われる安全脅威活動の防止に関する事項）</p>
<p>イ 外国の利益をを図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の活動による被害の発生・拡大の防止（以下「外国の利益をを図る目的で行われる安全脅威活動の防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究</p> <p>〈措置の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 海外からの不正アクセスによる政府機関の情報窃取を防止するために講じる防護措置 <p>〈措置に関する計画の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大量破壊兵器関連物資の不正取引を防止するための計画 <p>〈措置に関する研究の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不正アクセスに対する防護措置の研究
<p>ロ 外国の利益をを図る目的で行われる安全脅威活動の防止に関し収集した国際機関又は外国の行政機関からの情報その他の重要な情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国情報機関等の諜報活動に関し協力者から収集した内部情報 ○ 外国の情報機関から秘密の保全を前提に提供を受けた大量破壊兵器関連物資の不正取引に関する情報
<p>ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力</p> <p>〈情報の収集整理の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 治安機関の情報部門の態勢 ○ 治安機関の情報収集活動の対象団体・個人 ○ 治安機関の情報収集活動の手法・技法 <p>〈情報の収集整理の能力の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 治安機関の情報収集活動の情報源
<p>ニ 外国の利益をを図る目的で行われる安全脅威活動の防止の用に供する暗号</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 治安機関の職員が、外国の利益をを図る目的で行われる安全脅威活動の防止の用に供し通信内容を秘匿するために用いる暗号

<p>イ テロ活動による被害の発生・拡大の防止（以下「テロ活動防止」という。）のため の措置又はこれに関する計画若しくは研究</p> <p>〈措置の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 重要施設の警備の実施状況 ○ サイバー攻撃に対処するために講じている防御措置 <p>〈措置に関する計画の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 重大テロが発生した場合の治安機関の対応要領 <p>〈措置に関する研究の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国における騒乱発生時の邦人退避計画の研究 ○ テロ発生時の諸外国の対応要領の研究
<p>ロ テロ活動防止に関し収集した国際機関又は外国の行政機関からの情報その他のテロ リズム等防止に関し収集した重要な情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国の情報機関から秘密の保全を前提に提供を受けた国際テロ組織関係者の動向 ○ 外国での邦人人質事件において外国の政府から入手した実行者・団体に関する情 報、当該国の対処状況
<p>ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力</p> <p>〈情報の収集整理の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 治安機関の情報部門の態勢 ○ 治安機関の情報収集活動の対象団体・個人 ○ 治安機関の情報収集活動の手法・技法 <p>〈情報の収集整理の能力の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 治安機関の情報収集活動の情報源
<p>ニ テロ活動防止の用に供する暗号</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 治安機関の職員が、テロリズム等防止の用に供し通信内容を秘匿するために用いる 暗号

19 別表各号に掲げる各事項の対応関係と相違点及びその理由について

第1号	第2号	第3号	第4号	各号の相違の理由
<p>イ 自衛隊の運用若しくは研究</p> <p>ニ 自衛隊の運用若しくは研究</p>	<p>イ 安全保障の国際交渉の内容及び我が国の安全に支障を及ぼすおそれのある輸出入物の輸出入の制限若しくは禁止の措置</p>	<p>イ テロ活動の発生・拡大の防止に努むるための措置</p>	<p>イ 外国の目的を達成し、我が国の安全を脅かすおそれのある活動の発生・拡大の防止に努むるための措置</p>	<p>〈第2号口、第3号イ及び第4号イに「見積り」を規定しない理由〉 第1号イ及び第2号の「計画」が内外の諸情勢等に関する緻密な「見積り」に基づいて作成され、両者に一体性が認められるのに対して、第2号口の「方針」並びに第3号イ及び第4号イの「計画」は、それぞれ安全保障情勢、テロ情勢等を踏まえて作成されるもの、安全保障情勢、テロ情勢等に関する「見積り」との一体性が薄く、「見積り」を規定していない。なお、これらの情勢に関する見積りは、それぞれ第2号ハ、第3号ロ及び第4号ロにより別途保護し得る。</p> <p>〈第1号イの「運用」を、第2号ロ口及び第3号イ及び第4号イで「措置」とする理由〉 第1号イにおける「自衛隊の運用」とは、自衛隊の運用に係る命令、行動基準その他の運用状況や運用実態をいい、我が国の防衛のための自衛隊の措置に限らず、我が国の防衛を任務とする自衛隊の運用一般を対象としているため、「運用」と規定しているが、安全保障、テロ活動防止及び外国の利益を図る目的で行われる有害活動の防止のために講じている防衛措置等、それぞれの目的、サイバー攻撃に対処しているもの、部隊等の運用によるものに限られないことから、第2号ロ口及び第3号イ及び第4号イでは「措置」と規定した。</p> <p>〈第2号ロ口に「計画」又は「研究」を入れない理由〉 第2号ロ口において第1号イ及び第2号、第3号イ並びに第4号イで「計画」又は「研究」と規定している事項に相当する事項、すなわち、安全保障のために我が国が実施する措置について、とるべき措置の手順等を事前に作成したもので計画に相当するものや、様々な事態を想定して効率的かつ効果的に措置を講ずるための検討で研究に相当するものを、第2号ロ口においては「方針」と規定している。これは、安全保障を実現するために外国政府との交渉又は協力以外で我が国が講じている措置は、例えば他国を非難する声明の発出、大使の召還、禁輸措置等多岐にわたるため、必ずしもこれらの措置の「計画若しくは研究」と規定することが適切ではないためである。</p>
ロ (略)	ハ (略)	ロ (略)	ロ (略)	(各号とも「重要な情報」を規定しており、相違なし。)
ハ (略)	ニ (略)	ハ (略)	ハ (略)	(各号とも「情報の収集整理又は能力」を規定しており、相違なし。)
ホ・ヘ (略)	—	—	—	(第1号では武器等の種類又は数量及び防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法を規定。第2号、第3号及び第4号には該当する事項なし。)
ト (略)	ホ (略)	ニ (略)	ニ (略)	(各号とも「暗号」を規定しており、相違なし。)
チ～ヌ (略)	—	—	—	(第1号では武器等の性能、製作の方法等及び防衛の用に供する施設の設計等を規定。第2号、第3号及び第4号には該当する事項なし。)

「テロリズム等防止に関する事項」について国家公務員法等を超える 厳しい規制を課す理由について

1 総論

これまでも、「非公知の事項であつて、実質的にもそれを秘密として保護するに価すると認められるもの」（徴税トラの巻事件最高裁決定）は「職務上知ることのできた秘密」として、公務員にはいわゆる守秘義務が課せられており、これに違反して秘密を漏らした者は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するとされるなど（国家公務員法第100条第1項及び第109条第12号等）とされてきたところであるが、本法案では、「防衛に関する事項」、「安全保障に関する事項」と並んで「テロリズム等防止」、すなわち、

- ① 国内外の組織によるテロ活動の抑止
- ② 外国の利益を図る目的で行われる諜報活動の抑止
- ③ 外国の利益を図る目的で行われる大量破壊兵器関連物資の不正取引等の国及び国民の安全を脅かす活動の抑止
- ④ 国内外の組織によるテロ活動、外国における騒乱の発生等の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態による被害の発生・拡大の防止

に関する事項のうち特に秘匿することが必要なものを「テロリズム等防止に関する事項」として別表に限定列挙し、特定秘密に指定したものについて、適性評価により特定秘密の取扱者を制限し、その漏えいに国家公務員法等よりも重い罰則を科すこととしている。

本法案において、厳格に管理を行う特定秘密は、安全保障に関するものであり、安全保障とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味し（浅野貴博君提出「我が国の安全保障戦略と環太平洋経済連携協定（TPP）の関係等に関する質問主意書」

（内閣衆質179第26号））、ここにいう「国家及び国民の安全」は「国の安全」と同義であり、「国の安全」とは、「国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態で保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう」とされているところ（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」60～61

頁)、「テロリズム等防止に関する事項」は国の安全に関することとして、次のとおり、国家公務員法等の秘密とは質的に異なるものであると考えられる。

- 「テロリズム等防止に関する事項」は、我が国が講じる措置等の手の内に関するものや、我が国が有する能力等に関するものであり、これを入手することができれば、その間隙をついて攻撃等を行ったり、対抗措置を講じて我が国が効果的な措置を講じることができなくすることができることから、テロ組織や大量破壊兵器関連物資の不正取引を行う者が入手を図り、また、外国の情報機関が我が国における諜報活動を行うために入手を図ろうとする事項であり、常に漏えいの危険に晒されており、これが漏えいした場合には、その性格から国の安全に及ぼす影響が極めて大きく、厳格な管理が必要である。
- テロリズム等防止のためには我が国と協力関係にある外国等からの信頼関係に基づく協力を得ることが重要であるが、このためには、我が国が協力国と同程度の秘密保全の措置を講じることが求められている。例えば、平成23年6月21日の日米安全保障協議委員会共同発表においても「閣僚は、(中略)政府横断的なセキュリティ・クリアランスの導入やカウンター・インテリジェンスに関する措置の向上を含む、情報保全制度の更なる改善の重要性を強調した。また、情報保全のための法的枠組みの強化に関する日本政府の努力を歓迎し、そのような努力が情報共有の向上につながることを期待した。」とされているところ、仮に、一般の秘密と同程度の管理しか行われない状態が続けば、我が国が協力国等からテロリズム等防止に関する情報を得ることが困難となり、我が国の対処能力等自体が低下するばかりでなく、国際的な協力・連携自体が阻害されることによって外国やテロ組織を利することとなり、我が国の安全保障に大きな影響をもたらすことになる。

①から④までのそれぞれについて、本法案の対象として、厳格な秘密の管理を行う具体的な理由は、次のとおりである。

2 国内外の組織によるテロ活動の抑止

本法案において、テロ活動は、「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動」をいうが、このような活動は、近年のグローバル化や情報通信の高度化、

人の移動の拡大等に伴い、我が国を含む国際社会に大きな脅威をもたらしている。9.11同時多発テロのような大規模な破壊を伴うものはもとより、政府高官の暗殺や無差別爆弾テロといったテロ活動は、被害の程度を問わず、「国としての基本的な秩序が平穩に維持されている状態」（「国の安全」に関する前掲総務省行政管理局編「詳解情報公開法」60～61頁）を害するものとして、抑止することが求められるものであり、我が国の防衛等と同様に、政府が取り組むべき最も重要な責務の1つである。

政府としては、テロ活動の抑止のため、テロ組織関係者の動向、組織の攻撃目標等の情報を収集するとともに、これを基に状況に応じて重要施設等の警戒警備を強化するなどの措置を講じ、また、テロが発生した場合に対処すべき計画を作成し、あるいは、その対処について不断に研究を行っている。政府がいかなる者の動向を把握し、攻撃目標をどのように分析・評価しているか、これを踏まえいかなる警備の措置を講じているか等が明らかとなれば、国内外のテロ組織は、政府の把握していない者を利用し、政府の監視の隙をついたり、政府の分析・評価の裏をかいて攻撃を行ったり、警備の手薄な施設や時間帯を狙って攻撃するなど、テロ活動を行うことが容易となることから、テロ組織は、これらテロ活動の抑止のために政府が講ずる措置に関する計画や収集する情報を常に入手しようと企図している。

また、テロ活動の抑止に当たる国内関係機関は、テロ組織関係者の自国内での活動状況や外国情報機関等が協力者から得たテロ組織の内部の情報等を外国情報機関等から提供を受け、テロ活動の抑止のために活用する一方で、外国情報機関等に自国テロ組織の国外での活動状況について調査協力を求めるなど、相互に協力・連携してテロ活動の抑止に当たっているが、当該情報が漏えいした場合、外国情報機関等が把握しているテロ組織関係者や外国情報機関等の協力者が明らかとなり、外国情報機関等の情報収集活動に支障を来したり、協力者に危険が及ぶことから、厳格な秘密保全が図られていることが前提となる。特に、国際テロ対策を推進するには、テロ組織関係者の国際的活動状況を相互に共有し、各国が連携・協力して対処していくことが重要となっているが、外国情報機関等と同等の厳格な秘密保全措置が我が国において講じられていなければ、十分な情報提供を受けることができず、我が国のテロ対策に支障を来すおそれがあるのみならず、外国情報機関等の情報収集能力がテロ組織に明らかになり、より巧妙な偽装工作を施すなどの対抗措置を講じられ、また、国際テロ組織を利することになり、我が国を含む国際社会全体へのテロの脅威が増大すること

となる。

3 外国の利益を図る目的で行われる諜報活動の抑止

本法案において、諜報活動は、「外国の利益を図る目的で行われる活動であって、」「国及び国民の安全の確保のために保護を要する情報を不当な方法により取得する活動」をいう。ここで、「国及び国民の安全の確保のために保護を要する情報」には、防衛装備品の性能や外交交渉の対処方針に関する特定秘密を始めとした政府が管理する情報や、政府以外の民間の保有する情報であっても、例えば、大量破壊兵器関連の技術情報といったものが含まれる。

一般に、国家は自国の安全保障上の利益を増進するために、他国の防衛態勢や外交活動等に関する情報の収集を図っているが、他国が収集する情報のうち、「国及び国民の安全の確保のために保護を要する情報」は、当該情報を他国が入手することにより、その情報の性格から、当該国が自衛隊の装備品の弱点をつくための兵器を入手したり、我が国との外交交渉を有利に進めたり、技術情報を軍事的に転用したりすることにより、我が国の安全保障に大きな影響を及ぼすおそれがある。特に、近年、新興国の台頭、地域紛争や国際テロの頻発、大量破壊兵器の拡散など国際情勢の複雑化に伴い、各国にとって、これまで以上に多様で質の高い情報を得ることが重要となっているところ、諜報活動の抑止は、我が国の安全保障を確保する上で不可欠のものとなっている。

政府としては、我が国における外国諜報機関等の活動実態を収集するとともに、秘密保全のための措置を講じ、諜報活動の抑止に努めているところであるが、政府が諜報活動をいかなる方法（例えば、動向把握の具体的な取組状況等）で、どの程度把握しているか、また、秘密保全のために具体的に講じている暗号等が明らかになれば、外国情報機関等がその隙をついて諜報活動を行うことが容易となることから、外国情報機関等は、これら事項を常に入手しようと企図している。

また、我が国は、外国諜報機関等の諜報活動の活動実態等の情報を同盟国や友好国の情報機関等から得ることがあるが、重要な情報の提供元となる協力国等と同等の厳格な秘密保全措置が我が国において講じられていなければ、十分な情報提供を受けることができず、我が国の諜報活動の抑止に支障を来すこととなる。さらに、協力国から提供を受けた情報が漏えいした場合には、当該協力国の情報収集能力が関係国に明らかとなり、対抗措置が講じられ、さらには、我が国を含む協力国間の連携が阻害され、相

手国の諜報機関等を利することとなる。

4 外国の利益を図る目的で行われる大量破壊兵器関連物資の不正取引等の国及び国民の安全を脅かす活動の抑止

(1) 外国の利益を図る目的で行われる大量破壊兵器関連物資の不正取引の抑止

大量破壊兵器（核兵器、生物兵器及び化学兵器）及びその運搬手段としてのミサイル並びにこれらの関連物資の無秩序な拡散は、国際社会の平和と安全にとって脅威であり、我が国にとっても、これらの兵器が、敵対する国やテロ組織の入手するところとなり、我が国に対して使用されれば、甚大な被害を被り、国としての基本的な秩序の平穩が脅かされることになる点で、他の兵器関連物資や一般の禁制品の不正取引と性質を異にする。したがって、大量破壊兵器関連物資の不正取引の抑止に関する事項を保護することは、我が国の防衛に関し、武器等の防衛の用に供するものの性能等について特定秘密として保護するのと同様に、我が国の安全保障を確保する上で不可欠なものである。

現在、大量破壊兵器関連物資については、いくつかの国際的枠組みによってその国際的取引が制限されており、これらの制限に反する取引が行われないよう、国際的な協力の下、監視等が行われているところ、我が国政府としてもこれら不正取引についての情報を収集し、関係国と情報を共有するとともに、関連する貨物の輸出入を阻止し、不正取引に従事する者を摘発する等により当該活動の抑止に努めているが、政府が関連企業のいかなる活動を把握しており、協力国等にいかなる情報を通報しているのか等が明らかになれば、不正取引に従事する者が各国による監視の隙をついて取引を行うことが容易になることから、これら不正取引の抑止のために政府が講ずる措置に関する計画や収集する情報を、大量破壊兵器関連物資を得たいと考えているテロ組織や外国の情報機関等は常に入手しようと企図している。

また、これらの物資の不正取引の抑止のための国際的な協力を行うに当たっては、我が国において厳格な秘密保全のための措置が講じられていなければ、十分な情報提供を受けることができず、さらに、我が国のみならず国際社会全体への大量破壊兵器の拡散による脅威が増大することとなることは、テロ活動の抑止の場合と同様である。

(2) 外国の利益を図る目的で行われるその他の国及び国民の安全を脅かす活動の抑止

上記(1)と同程度に、国及び国民の安全を脅かす活動の例としては、外国政府機関等による日本人の拉致が考えられるが、このような活動は、我が国の主権を侵して外国が組織的に国民を害する活動であることから、国としての基本的な秩序の平穩を脅かすものであるといえる。このような活動を抑止することは、国内外のテロ活動から国及び国民の安全を確保することと同様、政府が取り組むべき最も重要な責務の1つである。

外国政府機関等の工作人員等が不法に我が国に侵入し、不法な活動を行うことを抑止するために政府がどのような活動を行っているか等が明らかとなれば、工作人員等がその監視を逃れて活動を行うことが容易になることから、外国情報機関等は、自国の工作人員等が我が国において不法活動を行うことができるよう、政府が講じている措置や、政府が把握している工作人員等の活動実態について、常にその入手を企図している。

また、工作人員等の不法な活動を効果的に抑止するためには、我が国のみならず関係国が把握している工作人員等の活動状況を共有することが重要であるが、これに当たっても、我が国において厳格な秘密保全のための措置が講じられていることが前提となり、また、その漏えいが発生すれば当該協力国の情報収集活動に影響が生じ、さらには工作人員等の活動が容易となることは、他の場合と同様である。

5 国内外の組織によるテロ活動、外国における騒乱の発生等の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態による被害の発生・拡大の防止

(1) 国内外の組織によるテロ活動による被害の発生・拡大の防止

テロ活動が国としての基本的な秩序の平穩を脅かすものであることは上記2で述べたとおりであるが、例えば、水源地への毒物混入、爆発物の空港への設置、あるいは、重要施設に突入する目的でのハイジャックが行われた場合等、テロ活動の実行に着手されたものの、それによる被害は未だ発生・拡大していない場合がある。そのような場合、政府は、被害の発生・拡大の防止のため、更なる毒物混入や爆発物の設置を防止するための警戒、立ち入り禁止等の実施、航空機の誘導等、発生した事態に対処し、被害発生防止と被害の極小化を図るため、テロ活動の抑止とは異なる措置を講ずることとなるが、その際、政府が現状をどの程度把握しており、被害拡大防止のためにどのような措置を講じる予定であるのか明らかになれば、テロ組織等は政府の隙をついてテロ活動の効果の極大化を図ることが容易になる。このため、テロ活動による被害の発生・拡大の防止に関する

事項も、当該活動の抑止に関する事項と同様に特に秘匿することが必要である。

(2) 外国における騒乱の発生による被害の発生・拡大の防止

外国における邦人の保護は、一義的には当該国政府が行うものであるが、当該国において騒乱等が発生し、当該国の統治能力が低下したり、当該国から協力の求めがあったりした場合、我が国として、外交等あらゆる手段を用いて在留邦人の生命・身体の保護に努めることが必要となる。特に、グローバル化に伴い多くの邦人が海外渡航する現在、政情が不安定な海外において反政府組織や国際テロ組織から邦人が被害を受ける危険性が高まっているところ、外国における騒乱の発生による被害の発生・拡大を防止するために、あらゆる事態を想定して計画・研究を行い、対処措置を検討し、また、事態発生時には関係国と協力して対処することが重要となっている。

騒乱等が発生した場合に、在留邦人が国外退避するために、我が国としてどのような措置を講ずることを計画しているかといったことが明らかとなった場合、反政府組織は、その計画の不備をついた対抗措置を講じ、邦人の国外脱出自体を不可能とし、さらには、邦人を人質として利用するなどの事態も想定され、在留邦人自体の生命・身体に危険が及ぶ場合があり、特に秘匿することが必要である。

また、被害の発生・拡大の防止のためには当該国の政府から対処状況等（例えば、治安部隊の投入状況、反政府組織の活動状況等）の情報を得たり、関係国と協力して対処（例えば、同盟国や友好国に在留邦人の救出を依頼する等）することが重要であるが、これに当たっては我が国において厳格な秘密保全のための措置が講じられていることが前提となることは、テロ活動の抑止の場合と同様である。

(3) その他の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態による被害の発生・拡大の防止

例えば、外形上テロリズムと同等な行為であるが、主義主張に基づくものではないためテロリズムに当たらない行為等（例えば、愉快犯による破壊活動等）が発生した場合の被害の発生・拡大の防止が想定されるが、これらの事態については、予め対象者を監視下に置いたり、重要施設の警戒警備を強化したりするなどにより抑止することはできないものの、これらの事態が発生した場合の被害の発生・拡大の防止は、上記(1)の国内外の組織によるテロ活動による被害の発生・拡大の防止と同様であり、また、これらの事態の発生時に政府がいかなる措置等を講じるのかが明らかにな

れば、政府の隙をついての破壊活動等の効果の極大化を図ることが容易となるため、テロ活動の抑止と同様に特に秘匿が必要である。

【参照条文】

○国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）

（秘密を守る義務）

第百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

2～5 （略）

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～十一 （略）

十二 第百条第一項若しくは第二項又は第百六条の十二第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

十三～十八 （略）

（参考）

○徴税トラの巻事件最高裁決定（最決昭52年12月19日）（抜粋）

「（前略）国家公務員法一〇〇条一項の文言及び趣旨を考慮すると、同条項にいう「秘密」であるためには、国家機関が単にある事項につき形式的に秘扱の指定をしただけでは足りず、右「秘密」とは、非公知の事項であつて、実質的にもそれを秘密として保護するに価すると認められるものをいうと解すべきところ、原判決の認定事実によれば、本件「営業庶業等所得標準率表」及び「所得業種目別効率表」は、いずれも本件当時いまだ一般に了知されてはおらず、これを公表すると、青色申告を中心とする申告納税制度の健全な発展を阻害し、脱税を誘発するおそれがあるなど税務行政上弊害が生ずるので一般から秘匿されるべきものであるといふのであつて、これらが同条項にいわゆる「秘密」にあたるとした原判決の判断は正当である。（後略）」

○衆議院議員浅野貴博君提出我が国の安全保障戦略と環太平洋経済連携協定（TPP）の関係等に関する質問に対する答弁書（内閣衆質179第26号）

問一 安全保障の定義如何。

〈問一について〉

安全保障とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味するものと承知している。

○総務省行政管理局編「解説行政機関等個人情報保護法」35頁

〈事前通知の適用除外〉

「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられ、必ずしも国防に関する事項に限られるものではない。

○総務省行政管理局編「詳解情報公開法」60・61頁

〈国の安全が害されるおそれ〉

「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられる。

○日米安全保障協議委員会共同発表（2011年6月21日）（仮訳）（抄）

Ⅲ. 日米同盟の安全保障及び防衛協力の強化

（3） 日米同盟の基盤の強化

- ・ 閣僚は、これまでの進展を歓迎しつつ、情報保全についての日米協議で議論されてきたとおり、政府横断的なセキュリティ・クリアランスの導入やカウンター・インテリジェンスに関する措置の向上を含む、情報保全制度の更なる改善の重要性を強調した。閣僚は、また、情報保全のための法的枠組みの強化に関する日本政府の努力を歓迎し、そのような努力が情報共有の向上につながることを期待した。

(参考) 諸外国の秘密保全に関する法制と我が国の現状

諸外国の秘密保全に関する法制と我が国の現状

秘密の管理に関する措置(セキュリティ・クリアランス)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
根拠	「カウンタートーインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」(平成19年8月9日カウンタートーインテリジェンス推進会議決定)	合衆国法典、行政命令	人的保安及び国家保安審査方針に関する政府声明、セキュリティ・ポリシーの枠組み	保安審査法	国防法典、国防秘密保全に関する政府間通達
調査内容	非公表 <本人に関するもの> 人定事項、暴力的な政府転覆活動・テロ等への関与、犯罪歴、セキュリティ関係の非違歴、薬物の影響、精神疾患、アルコールの影響、信用状態、学歴・職歴、渡航履歴等 <配偶者に関するもの> 人定事項、信用状態、職業等	<本人に関するもの> 人定事項、暴力的な政府転覆活動・テロ等への関与、犯罪歴、セキュリティ関係の非違歴、薬物の影響、精神疾患、アルコールの影響、信用状態、学歴・職歴、渡航履歴等 <配偶者に関するもの> 人定事項等	<本人に関するもの> 人定事項、スパイ・テロ等への関与、犯罪歴、薬物の影響、精神疾患、アルコールの影響、信用状態、学歴・職歴等 <配偶者に関するもの> 人定事項、信用状態、職業等	<本人に関するもの> 人定事項、反憲法組織への関与、継続中の刑事・懲戒手続、信用状態、渡航履歴、学歴・職歴等 <配偶者に関するもの> 本人と同様の事項	<本人に関するもの> 人定事項、学歴・職歴、渡航履歴 <配偶者に関するもの> 本人と同様の事項

罰則(主なもの)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
根拠	国家公務員法、自衛隊法、MDA秘密保護法等	合衆国法典	公務秘密法	刑法	刑法
漏えい	守秘義務違反 【1年以下の懲役、罰金】 防衛秘密の漏えい 【5年以下の懲役】 特別防衛秘密の漏えい 【10年以下の懲役等】	○ 外国を利する等の意図を有する者による外国政府への国防情報の漏えい【 死刑、無期、有期刑 】 ○ 行政機関の職員等による安全保障に関する秘密情報の外国政府への漏えい【 10年以下の自由刑、罰金 】	○ 国の治安・利益を損なう目的による敵に有用な情報の漏えい【 3年以上14年以下の自由刑 】 ○ 公務員等による防衛情報、国際関係情報、犯罪を惹起する情報等の漏えい【 2年以下の自由刑、罰金 】	○ 外国勢力への漏えい、外国勢力に利益を与える等の目的による無権限者への漏えい【 1年以上の自由刑 】 ○ その他の国家機密の公表等【 6月以上5年以下の自由刑等 】 ○ 公務員による秘密の漏えい【 5年以下の自由刑、罰金 】	○ 国民の基本的利益に関する情報の外国勢力への漏えい【 15年以下の自由刑、罰金 】 ○ 職務等に基づいて国防上の秘密を所持する者による漏えい【 7年以下の自由刑、罰金 】
取得	不当な方法又は我が国の安全を害すべき用途に供する目的による特別防衛秘密の探知収集【 10年以下の懲役 】	○ 外国を利する等の意図を有する者による国防情報の取得【 10年以下の自由刑、罰金 】 ○ 安全保障に関する秘密情報の外国政府による取得【 同上 】	国の治安・利益を損なう目的による、敵に有用な情報の取得【 3年以上14年以下の自由刑 】	漏えいするたための国家機密の取得【 1年以上10年以下の自由刑 】	○ 国民の基本的利益に関する情報を外国勢力へ漏えいする目的での収集【 10年以下の自由刑、罰金 】 ○ 国防上の秘密の取得【 5年以下の自由刑、罰金 】

平成25年6月25日
内閣情報調査室

11 別表第1号及び第2号に掲げる事項とテロ活動及び外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の不正な活動との関係について

1 別表第1号「防衛に関する事項」

我が国を防衛する自衛隊や防衛の用に供する施設は、国及び国民の安全にとって重要な施設等であり、テロ組織が国家若しくは他人に自らの政治上その他の主義主張を強要し、又は社会に不安や恐怖を与える目的を最も効果的に果たせる対象として、テロの対象となるものである。自衛隊や防衛の用に供する施設に対するテロ活動を行うに当たり、その運用や施設的设计等の内部情報を入手すれば、部隊の配置が手薄な施設や時期を狙ったり、施設の比較的脆弱な部分から進入して攻撃することが可能となる。また、大規模なテロが発生し、「一般の警察力をもっては、治安を維持することができないと認められる場合」（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第78条第1項）等には、自衛隊が治安出動して、テロリストの鎮圧を行ったり、重要施設を警備したりすることとなるため、治安出動の際の自衛隊の運用計画を入手することで、テロ組織はその裏をかいて攻撃を行うことが可能となる。そのため、テロ組織は、本号に該当する特定秘密を常に入手しようと企図している。

さらに、一般に国家は自国の安全保障上の利益を増進するために、他国の防衛体制に関する情報の収集を図っており、自衛隊の運用や自衛隊の保有する武器の種類、数量、性能等を他国が入手し、我が国の防衛体制の間隙を、また、自衛隊の装備品の弱点をつくための兵器を開発するなどするために、外国情報機関等は、本号に該当する特定秘密を常に入手しようと企図している。

したがって、テロ活動（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動をいう。）及び外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の不正な活動（以下「特定有害活動」という。）との関係

を有する者については、特定有害活動を行うテロ組織や外国情報機関等に
本号に該当する特定秘密を漏えいする蓋然性が高い。

2 別表第2号「外交に関する事項」

一般に国家は自国の安全保障上の利益を増進するために、他国の防衛体制に関する情報の収集を図っているところ、安全保障に関する外国政府等との交渉の方針を入手することにより、我が国が交渉に使用するカードや相手国の要求に対応可能なボトムラインが判明し、相手国は自国に有利な形で我が国との交渉を進めることが可能となることから、外国情報機関等は、本号に該当する特定秘密を常に入手しようと企図している。

このほか、大量破壊兵器関連物資等の管理の徹底を図ることは、我が国のみならず、各国の安全保障上も極めて重要な課題であり、我が国は、外国政府や国際機関と、大量破壊兵器関連物資等の不正取引を防止するための各種協力や取組を行っているところ、かかる協力の内容を入手することにより、国際的な協力の間隙をついて不正取引を実行することができることから、大量破壊兵器関連物資の不正取引等を企図する団体や個人は、本号に該当する特定秘密を常に入手しようと企図している。

したがって、特定有害活動との関係を有する者については、外国情報機関等や大量破壊兵器関連物資の不正取引等を企図する団体等に本号に該当する特定秘密を漏えいする蓋然性が高い。

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（命令による治安出動）

第七十八条 内閣総理大臣は、間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもつては、治安を維持することができないと認められる場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。

2・3 （略）

20 別表第2号イとロの関係について

本法案別表第2号においては、

- ① 「安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力」（同号イ）の
- 1) 「方針」として、安全保障に関する外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）との交渉又は協力において我が国が達成すべき目標及びそれらを実現するための方策（例えば、外国による核実験に際して、当該国に対する関係国と共同して講じる対処措置についての方針が考えられる。）
 - 2) 「内容」として、安全保障に関する外国の政府等との交渉の過程や協力の具体的内容に関する事項（例えば、外国による核開発を放棄させるために当該国に対して他の関係国と協調して行う働き掛けの実施状況が考えられる。）
- ② 「安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。）」（第2号ロ）として、安全保障に関して我が国として独自に講ずる様々な措置又はその方針（例えば、外国が弾道ミサイルを発射した場合に執る措置（入国禁止、貨物の輸出入の禁止、関係団体等の資産の凍結等）の方針が考えられる。）

を規定している。

このうち、第2号イの安全保障に関する外国政府等との協力の方針又は内容は、例えば、国際連合安全保障理事会の決議（以下「安保理決議」という。）に基づき外国に対して制裁措置を講ずる場合などにおいて、同号ロの安全保障のために我が国が実施する措置又はその方針との間で事項に重複する部分があるかのようにも見える。例えば、一定の物資の輸出禁止を加盟国に求める安保理決議を受けて、我が国においても当該物資の輸出を禁止した場合、協力国から情報を得て当該物資の我が国を經由した密輸出を防止するための措置を講ずれば、当該措置は安保理決議に基づく輸出禁止に抜け穴が生じな

いようにするための協力であると同時に、我が国の輸出禁止の実効性を確保するための措置でもあり得る。

しかしながら、第2号イの外国の政府等との協力に関する事項は、我が国の政府と外国の政府等とが様々な対応を一致して、又は役割分担の下に実施するに際して、それらの対応の総合的な実効性を確保すべく、我が国の政府と外国の政府等との間で信頼関係を維持し、協力の手の内が明らかになることを防止するために秘匿すべき事項である一方、同号ロの安全保障のために我が国が実施する措置に関する事項は、外国の政府等と協力して行う場合だけでなく、我が国が単独で実施する場合も含め、我が国が実施する措置そのものの実効性を確保すべく、当該措置の手の内が明らかになることを防止するために秘匿すべき事項である。したがって、上記の例に見られるように、我が国の対応が同号イとロのいずれにも該当する場合があるとしても、これら各号に規定している事項には概念的な重複があるわけではない。

平成25年7月1日
内閣情報調査室

10 別表第2号ロから除かれている同表第3号イに掲げる事項の例

本法案別表第3号では、「外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止に関する事項」として、「外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の不正な活動による被害の発生・拡大の防止（中略）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究」を規定している。「外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の不正な活動」には、外国情報機関等による諜報活動、大量破壊兵器関連物資の不正輸出、外国による日本人の拉致などの活動が該当するところ、これらによる被害の発生・拡大の防止のための措置等の具体例としては、海外からの不正アクセスによる政府機関の情報窃取を防止するために講じる防護措置や、大量破壊兵器関連物資が我が国から輸出されることを防止するために国際的な不正取引組織に対して行う取締方針が考えられるが、これらは、別表第2号ロの安全保障のために我が国が講じる措置又はその方針にも該当し得る。しかしながら、これら措置等は、その性格から「外交に関する事項」とするよりも、まさに「外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止に関する事項」として取り扱うことが適切であると考えられる。このため、本法案では、別表第2号ロから同表第3号イに掲げるものを除くこととしている。

特別秘密・防衛秘密・特別防衛秘密・合衆国軍隊の機密についての相関図

特別秘密(特別秘密の保護に関する法律案)

防衛秘密

(自衛隊法 第96条の2、別表第4)

- 一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- 二 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- 三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力
- 四 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- 五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物(船舶を含む。第八号及び第九号において同じ。)の種類又は数量
- 六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- 七 防衛の用に供する暗号
- 八 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究 開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
- 九 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究 開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- 十 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途(第六号に掲げるものを除く。)

防衛に関する事項

外交に関する事項

公共の安全と秩序の維持に関する事項

特に秘匿することが必要

公になつていないもの

特別防衛秘密

(MDA秘密保護法第1条第3項)

- 一 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等について左に掲げる事項
 - イ 構造又は性能
 - ロ 製作、保管又は修理に関する技術
 - ハ 使用の方法
 - ニ 品目及び数量
- 二 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、装備品等に関する前号イからハまでに掲げる事項に関するもの

※1 特別防衛秘密には、各事項に係る文書、図画又は物件を含む。

合衆国軍隊の機密 (刑事特別法第6条、別表)

- 一 防衛に関する事項
 - イ 防衛の方針若しくは計画の内容又はその実施の状況
 - ロ 部隊の隷属系統、部隊数、部隊の兵員数又は部隊の装備
 - ハ 部隊の任務、配備又は行動
 - ニ 部隊の使用する軍施設の位置、構成、設備、性能又は強度
 - ホ 部隊の使用する艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の種類又は数量
- 二 編制又は装備に関する事項
 - イ 編制若しくは装備に関する計画の内容又はその実施の状況
 - ロ 編制又は装備の現況
 - ハ 艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の構造又は性能
- 三 運輸又は通信に関する事項
 - イ 軍事輸送の計画の内容又はその実施の状況
 - ロ 軍用通信の内容
 - ハ 軍用暗号

※2 合衆国軍隊の機密には、別表に掲げる事項に係る文書、図画又は物件を含む。

防衛秘密と特別防衛秘密の比較

【条文】

防衛秘密(自衛隊法第96条の2、別表第4)

- 一から四 (略)
- 五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物(船舶を含む。第八号及び第九号において同じ。)の種類又は数量
- 六及び七 (略)
- 八 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
- 九 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- 十 (略)

特別防衛秘密(MDA秘密保護法第1条第3項)

- 一 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等について左に掲げる事項
 - イ 構造又は性能
 - ロ 製作、保管又は修理に関する技術
 - ハ 使用の方法
 - ニ 品目及び数量
- 二 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、装備品等に関する前号イからハまでに掲げる事項に関するもの

注)「装備品等」とは、船舶、航空機、武器、弾薬その他の装備品及び資材をいう。(第1条第2項)

【事項の比較】

- 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物(船舶を含む。以下「武器等」という。)の仕様(第八号)
- 武器等の性能(第八号)
- 武器等の製作の方法(第九号)
- (対応するものなし)
- 武器等の修理の方法(第九号)
- 武器等の使用方法(第八号)
- 武器等の種類又は数量(第五号)

- 装備品等の構造(第一号イ)及びこれに関する情報(第二号)
- 装備品等の性能(第一号イ)及びこれに関する情報(第二号)
- 装備品等の製作に関する技術(第一号ロ)及びこれに関する情報(第二号)
- 装備品等の保管に関する技術(第一号ロ)及びこれに関する情報(第二号)
- 装備品等の修理に関する技術(第一号ハ)及びこれに関する情報(第二号)
- 装備品等の使用の方法(第一号ハ)及びこれに関する情報(第二号)
- 装備品等の品目及び数量(第一号ニ)

21 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第1条第3項に規定する事項と自衛隊法別表第4に掲げる事項において重複する事項について

MDA秘密保護法(第1条第3項)		自衛隊法別表第4	
第1号イ	日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等についての構造又は性能	8号	武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの の仕様、性能又は使用方法 ※6号の「防衛の用に要する通信網の構成又は通信の方法」及び7号の「防衛の用に供する「暗号」も該当する場合がある(以下この表において同じ。)
第1号ロ	日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等についての製作、保管又は修理に関する技術	9号	武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの の製作、検査、修理又は試験の方法
	日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等についての製作、保管又は修理に関する技術		
	日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等についての製作、保管又は修理に関する技術	9号	武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの の製作、検査、修理又は試験の方法
第1号ハ	日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等についての使用の方法	8号	武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの の仕様、性能又は使用方法
第1号ニ	日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等についての品目及び数量	5号	武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量
第2号	日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、第1号イからハまでに掲げる事項に関するもの	8号	武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの の仕様、性能又は使用方法
		9号	武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの の製作、検査、修理又は試験の方法

※1「装備品等」とは、船舶、航空機、武器、弾薬その他の装備品及び資材をいう(MDA秘密保護法第1条第2号)。

※2MDA秘密保護法第1条第3項第2号に基づき特別防衛秘密に指定されるものとしては、「未だ我が国に供与されていない装備品等に関する知識をMSA協定に基づく援助として供与された場合」とされている。(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法精義(郡祐一著。柏林書房))

平成 24 年 12 月 日
内閣情報調査室**「特別秘密の保護に関する法律」という題名について（案）**

新たに制定される法令の題名については、それがその法令に固有のものであることからくる呼びやすさという要請と、その題名から内容を一応推察させ、あるいは少なくとも内容を誤解させず、他との紛れも生じさせないようにしなければならないという要請とがあり、このような2つの要請のいずれの要請に重点を置くべきかについては、一般的には、なるべく簡潔な表現をとる方に重点を置いて考えるべきとされている（法制執務研究会編「新訂ワークブック法制執務」141頁）。

ところで、本法においては、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し、特別秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を規定することとしている。これら特別秘密の指定、取扱者の制限等といった事項は、いずれも特別秘密の保護に関するものであることから、本法に規定する内容を簡潔に表現する題名として「特別秘密の保護に関する法律」、更には「特別秘密保護法」が考えられる。

しかしながら、「特別秘密保護法」との題名は、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和 29 年法律第 166 号）との混同を生じるおそれがあり、また、最近の立法例をみると「～に関する法律」とする例が「～法」とする例よりも多く、また、「～法」にはいわゆる基本法や省庁等の設置法の例が多く含まれていることから、本法の題名についても「～に関する法律」とする方が適当であると考えられる。

一方、題名から法律の内容を推察させ、誤解や紛れを生じさせないようにするという要請をより重視するならば、例えば次のような題名が考えられる。

- ① 「特別秘密の指定及び取扱者の制限等に関する法律」
- ② 「我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項に係る特別秘密の保護に関する法律」

このうち、①については、特別秘密の保護に関し、本法において規定している内容がより具体的に明らかになるメリットがあるが、全ての事項を書ききることはできないため、「等」を用いざるを得ず、特別秘密の保護に関し本法で規定される事項の外縁が必ずしも明らかになるものではなく、単に「特別秘密の保護に関する法律」とすることに比して、法律の内容が推察し易くなるとは言えない。

また、②については、いかなる事項が特別秘密となり得るのが明らかになるメリットがあるが、「防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項」と「特別秘密」との関係が必ずしも明らかではなく、また、法文中において定義されている用語を端的に題名で使用している例として行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）等の例もある。

以上のことから、本法の題名は「特別秘密の保護に関する法律」が最もふさわしいもの

と考えられる。

(参考)

【「～に関する法律」の例】

- 公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）
- 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）
- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）
- 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）

【「～法」の例】

- 原子力規制委員会設置法（平成 24 年法律第 47 号）
- 東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）
- 更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）

「特別秘密の保護に関する法律案」(仮称)の件名変更について

本法案においては、これまで、本法案の対象とする秘密を「特別秘密」と呼称する方針であったが、これは、本法案が、特に秘匿することが必要な一定の事項について、漏えいの防止を図るため、その指定、取扱者の制限等の厳格な保護措置を講ずることとしていることを踏まえ、日米相互援助協定等に伴う秘密保護法(昭和29年法律第166号。以下「MDA秘密保護法」という。)に規定する「特別防衛秘密」や、カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針(平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定)の定める「特別管理秘密」といった例にならったものである。

しかしながら、「特別」との語は「普通一般と違うこと」(「広辞苑 第6版」)を意味しているところ、保護措置や罰則の点で行政機関が有する一般の秘密とは異なる取扱いをするという点では、「特別」との語を用いても一見問題ないように見られるものの、「特別秘密」とすることにより、秘密の内容自体が一般の秘密と比して特殊で異質なものと解されるおそれがある(この意味で、現在用いられている「特別管理」秘密とは、「特別」の意味するところが異なっている)。また、「特別防衛秘密」との名称は、平成13年の自衛隊法の一部を改正する法律(平成13年法律第115号)により、自衛隊法に「防衛秘密」制度が設けられた際、それまでのMDA秘密保護法上の「防衛秘密」を、同秘密が米国から供与を受けたという意味である種特別なものと見なすことができることから、「特別防衛秘密」と改められたものであるが(「防衛秘密制度の解説」平成15年防衛庁防衛局調査課4頁)、本法案の対象とする秘密は、「特別防衛秘密」のような特別な性格を有するものではない。

むしろ本法案の対象とする秘密は、「特に秘匿することが必要」で、「指定された事項」をいうのであるから、秘密のうち一定の指定されたこのような秘密を端的に表す語としては、「特別」よりも、「特にそれと指定すること」(「広辞苑 第6版」)を意味する「特定」を用いることが、適切であると考えられる。また、「特定秘密」とすることで、保護の対象が指定行為により明確化されることを法律の題名により明らかにすることができるという長所もあるものと考えられる。

したがって、本法案の対象となる秘密の名称を「特定秘密」に変更することとし、本法案の題名についても「特定秘密の保護に関する法律案」とすることとする。

【「特定～」の用例】

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)(抄)

(特定原子力施設の指定)

第六十四条の二 原子力規制委員会は、原子力事業者等がその設置した製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設において前条第一項の措置(同条第三項の規定による命令を受けて措置を講じた場合の当該措置を含む。)を講じた場合であつて、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物若しくは原子炉による災害を防止するため、又は特定核燃料物質を防護するため、当該設置した施設の状況に応じた適切な方法により当該施設の管理を行うことが特に必要であると認めるときは、当該施設を、保安又は特定核燃料物質の防護につき特別の措置を要する施設(以下「特定原子力施設」という。)として指定することができる。

2～4 (略)

○薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)(抄)

(定義)

第二条 (略)

2～9 (略)

10 この法律で「特定生物由来製品」とは、生物由来製品のうち、販売し、賃貸し、又は授与した後において当該生物由来製品による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置を講ずることが必要なものであつて、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。

11～16 (略)

○交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和四十一年法律第四十五号)(抄)

(特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路の指定)

第三条 国家公安委員会及び国土交通大臣は、道路における交通事故の発生状況、交通量その他の事情を考慮して内閣府令・国土交通省令で定める基準に従い、特に交通の安全を確保する必要があると認められる道路を、交通安全施設等整備事業でこれに要する費用の全部又は一部を国が負担し、又は補助するもの(以下「特定交通安全施設等整備事業」という。)を実施すべき道路として指定するものとする。

2・3 (略)

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)(抄)

(特定抗争指定暴力団等の指定)

第十五条の二 指定暴力団等の相互間に対立が生じ、対立抗争が発生した場合において、当該対立抗争に係る凶器を使用した暴力行為が人の生命又は身体に重大な危害を加える方法によるものであり、かつ、当該対立抗争に係る暴力行為により更に人の生命又は身体に重大な危害が加えられるおそれがあると認めるときは、公安委員会は、三月以内の期間及び当該暴力行為により人の生命又は身体に重大な危害が加えられることを防止するため特に警戒を要する区域(以下この条及び次条において「警戒区域」という。)を定めて、当該対立抗争に係る指定暴力団等を特定抗争指定

暴力団等として指定するものとする。

2～11 (略)

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)(抄)

(特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)

第二条 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となつた法人の存立、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該非常災害を特定非常災害として政令で指定するものとする。この場合において、当該政令には、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。

2 (略)

○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)(抄)

(定義等)

第二条 この法律において「特定外来生物」とは、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物(以下「外来生物」という。)であつて、我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物(以下「在来生物」という。)とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものの個体(卵、種子その他政令で定めるものを含み、生きているものに限る。)及びその器官(飼養等に係る規制等この法律に基づく生態系等に係る被害を防止するための措置を講ずる必要があるものであつて、政令で定めるもの(生きているものに限る。)に限る。)をいう。

2・3 (略)

○中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成十八年法律第三十三号)(抄)

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「特定ものづくり基盤技術」とは、ものづくり基盤技術振興基本法(平成十一年法律第二号)第二条第一項に規定するものづくり基盤技術のうち、当該技術を用いて行う事業活動の相当部分が中小企業者によって行われるものであつて、中小企業者がその高度化を図ることが我が国製造業の国際競争力の強化又は新たな事業の創出に特に資するものとして経済産業大臣が指定するものをいう。

3～5 (略)

本法の対象に特別防衛秘密（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法）を含めない理由について（案）

日米相互援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号。以下「MDA秘密保護法」という。）は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（昭和29年条約第6号。以下「日米相互防衛援助協定」という。）第3条第1項に「両政府の間で合意する秘密保持の措置を執るものとする」とされ、また、日米相互防衛援助協定の附属書B（以下「附属書B」という。）において「秘密保持の措置においてはアメリカ合衆国において定められている秘密保護の等級と同等のものを確保する」とされていることなどに伴い、講じられた立法措置である。

ところで、同法の保護の対象とされる特別防衛秘密は、日米相互防衛援助協定等に基づき、合衆国政府から供与された船舶、航空機、武器、弾薬その他の装備品及び資材（以下「装備品等」という。）に係る同法第1条第3項第1号に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件（以下「事項等」という。）並びに装備品等に関する情報に係る同項第2号に掲げる事項等であって、公になっていないものとされ（MDA秘密保護法第1条第2項、第3項）、「アメリカ合衆国において定められている秘密保護の等級と同等のものを確保する」（附属書B）ため、その秘密の保護の必要度に応じて、「機密」、「極秘」又は「秘」のいずれかに区分しなければならないとされている（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（昭和29年政令第149号）第1条）。

一方で、本法における特別秘密は行政機関の長が指定を行うこととし、指定に当たっては、一定の事項であって、公になっていないもので、その漏えいが我が国の防衛等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものという特段の秘匿の必要性を要するところ、特別防衛秘密は、MDA秘密保護法上、この特段の秘匿の必要性が要件とはされていない。

このため、仮に、MDA秘密保護法を本法の対象に含めることとした場合、MDA秘密保護法上は特別防衛秘密に該当していたものが、本法の特別秘密には該当しないという事態が発生することも否定できず、日米相互防衛援助協定等における義務が履行できなくなるおそれがある。

このように特別防衛秘密は、日米相互防衛援助協定等に基づいて米国から供与された装備品等に係る秘密という限られた事項について、本法で規定する秘匿の必要性の観点からは別個の観点で、日米相互防衛援助協定等に基づく必要な措置として保護されるものであって、本法上の特別秘密とは性格を異にしている。仮に、このような特別防衛秘密を本法の対象に含めることとした場合、指定の要件等についてMDA秘密保護法と同等の措置を講じることが必要となるが、このような方法をとるよりも、特別防衛秘密の保護については、引き続き、MDA秘密保護法によることとすることが適当であると考えられる。また、本法では、特別秘密の漏えい行為の処罰対象を特別秘密を取り扱うことを業務とする者と業務により特別秘密を知得した行政機関及び都道府県警察の職員に限っている

のに対し、MDA秘密保護法では、特別防衛秘密の処罰対象を限定していない等の差異があり、本法においてMDA秘密保護法と同程度の秘密保護の水準が確保されているとは言い難く、処罰規定の面でもMDA協定及び同協定附属書に基づく我が国の義務の履行が確保できなくなる可能性もある。

したがって、本法においては、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第96条の2第1項と同様に、MDA秘密保護法第1条第3項に規定する特別防衛秘密に該当する事項を特別秘密として指定する事項から除くこととしているものである。

【参照条文】

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第百六十六号)(抄)

(定義)

第一条 (略)

2 この法律において「装備品等」とは、船舶、航空機、武器、弾薬その他の装備品及び資材をいう。

3 この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていないものをいう。

一 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等について左に掲げる事項

イ 構造又は性能

ロ 製作、保管又は修理に関する技術

ハ 使用の方法

ニ 品目及び数量

二 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、装備品等に関する前号イからハまでに掲げる事項に関するもの

(罰則)

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一 わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者

二 わが国の安全を害する目的をもつて、特別防衛秘密を他人に漏らした者

三 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの

2 前項第二号又は第三号に該当する者を除き、特別防衛秘密を他人に漏らした者は、五年以下の懲役に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令(昭和二十九年政令第百四十九号)

(抄)

(秘密区分)

第一条 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第一条第三項に規定する特別防衛秘密は、その秘密の保護の必要度に応じて、機密、極秘又は秘のいずれかに区分し

なければならない。

- 2 前項の「機密」とは、秘密の保護が最高度に必要であつて、その漏えいが我が国の安全に対し、特に重大な損害を与えるおそれのあるものをいう。
- 3 第一項の「極秘」とは、秘密の保護が高度に必要であつて、その漏えいが我が国の安全に対し、重大な損害を与えるおそれのあるものをいう。
- 4 第一項の「秘」とは、秘密の保護が必要であつて、機密及び極秘に該当しないものをいう。

○昭和二十九年条約第六号(日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定及び関係文書)(抄)

第三条

- 1 各政府は、この協定に従つて他方の政府が供与する秘密の物件、役務又は情報についてその秘密の漏せつ又はその危険を防止するため、両政府の間で合意する秘密保持の措置を執るものとする。
- 2 各政府は、この協定に基く活動について公衆に周知させるため、秘密保持と矛盾しない適当な措置を執るものとする。

附属書B

日本国政府が第三条1に従つて執ることに同意する秘密保持の措置においては、アメリカ合衆国において定められている秘密保護の等級と同等のものを確保するものとし、日本国が受領する秘密の物件、役務又は情報については、アメリカ合衆国政府の事前の同意を得ないで、日本国政府の職員又は委託を受けた者以外の者にその秘密を漏らしてはならない。

平成25年7月5日
内閣情報調査室

28 MDA秘密保護法において適性評価の規定を置かない理由について

日米相互援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号。以下「MDA秘密保護法」という。）は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（昭和29年条約第6号。以下「日米相互防衛援助協定」という。）第3条第1項に「両政府の間で合意する秘密保持の措置を執るものとする」とされ、また、日米相互防衛援助協定の附属書B（以下「附属書B」という。）において「秘密保持の措置においてはアメリカ合衆国において定められている秘密保護の等級と同等のものを確保する」とされていることなどに伴い、講じられた立法措置である。そして、このようなMDA秘密保護法の性格から、特別防衛秘密を取り扱う行政機関は、ほとんどの場合は、防衛省に限られている。

一方、本法案においては、特定秘密を、従来からの防衛秘密に限ることなく、我が国の安全保障に関する事項、すなわち「外交に関する事項」、「外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止に関する事項」及び「テロ活動防止に関する事項」にまで及ぼすこととするため、様々な行政機関が、特定秘密の取扱いの業務を行うとともに、相互にこれを共有し、活用することが想定される。このような場合に、その漏えいを防ぎ、国及び国民の安全を確保するためには、特定秘密の取扱いについて共通のルールを設け、その取扱いに遺漏なきを期する必要があるが、その際に最も重要となるのは、その取扱いの業務を行う者について、共通の事項について同一の基準により適性評価、すなわち秘密の漏えいの危険がないとの評価がされていることである。

これに対し、MDA秘密保護法においては、各行政機関が特別防衛秘密を共有することを前提に共通の人的基盤を整備する必要はなく、例外的に秘密を共有する段階において個別に協議を行えば足りるものと認められる。

また、MDA秘密保護法の保護の対象とされる特別防衛秘密は、日米相互防衛援助協定等に基づき、合衆国政府から供与された事項ごとに「アメリカ合衆国において定められている秘密保護の等級と同等のものを確保する」（附属書B）ため、その秘密の保護の必要度に応じて、「機密」、「極秘」又は「秘」のいずれかに区分しなければならないとされている（日米相互防衛援助協定

等に伴う秘密保護法施行令（昭和29年政令第149号）第1条）。この点において、本法案における特定秘密が、その種別や指定を行う行政機関の長如何にかかわらず、指定に際し、一律に特段の秘匿の必要性を要することとしているのと異なる。

このため、MDA秘密保護法の保護の対象とされる特別防衛秘密について、一律の基準に基づく適性評価を求める必要はなく、むしろ、米国側の要請や装備品等の種類の変化に応じ、秘密の保護上必要な措置の内容に変動が生じ得ることもあることを踏まえ、柔軟な規制を用意する方が望ましく、現にMDA秘密保護法第2条においては、行政機関の長が特別防衛秘密の保護に必要な措置を講ずると規定し、その具体的な内容については、政令及び訓令以下に委ねている。

以上の理由から、MDA秘密保護法においては、本法に規定する適性評価制度を導入することとはしないものである。

【参照条文】

○昭和二十九年条約第六号（日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定及び関係文書）（抄）

第三条

- 1 各政府は、この協定に従つて他方の政府が供与する秘密の物件、役務又は情報についてその秘密の漏せつ又はその危険を防止するため、両政府の間で合意する秘密保持の措置を執るものとする。
- 2 各政府は、この協定に基く活動について公衆に周知させるため、秘密保持と矛盾しない適当な措置を執るものとする。

附属書B

日本国政府が第三条1に従つて執ることに同意する秘密保持の措置においては、アメリカ合衆国において定められている秘密保護の等級と同等のものを確保するものとし、日本国が受領する秘密の物件、役務又は情報については、アメリカ合衆国政府の事前の同意を得ないで、日本国政府の職員又は委託を受けた者以外の者にその秘密を漏らしてはならない。

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

(定義)

第一条 (略)

2 この法律において「装備品等」とは、船舶、航空機、武器、弾薬その他の装備品及び資材をいう。

3 この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていないものをいう。

一 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等について左に掲げる事項

イ 構造又は性能

ロ 製作、保管又は修理に関する技術

ハ 使用の方法

ニ 品目及び数量

二 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、装備品等に関する前号イからハまでに掲げる事項に関するもの
(特別防衛秘密保護上の措置)

第二条 特別防衛秘密を取り扱う国の行政機関の長は、政令で定めるところにより、特別防衛秘密について、標記を附し、関係者に通知する等特別防衛秘密の保護上必要な措置を講ずるものとする。

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令(昭和二十九年政令第四百四十九号)(抄)

(秘密区分)

第一条 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第一条第三項に規定する特別防衛秘密は、その秘密の保護の必要度に応じて、機密、極秘又は秘のいずれかに区分しなければならない。

2 前項の「機密」とは、秘密の保護が最高度に必要であつて、その漏えいが我が国の安全に対し、特に重大な損害を与えるおそれのあるものをいう。

3 第一項の「極秘」とは、秘密の保護が高度に必要であつて、その漏えいが我が国の安全に対し、重大な損害を与えるおそれのあるものをいう。

4 第一項の「秘」とは、秘密の保護が必要であつて、機密及び極秘に該当しないものをいう。

(特別防衛秘密保護上の措置の実施細目)

第七条 第二条から前条までに規定するもののほか、各省庁の長は、その取り扱う特別防衛秘密に属する事項又は特別防衛秘密に属する文書、図画若しくは物件の複製、送達、伝達、接受、保管、破棄等その取扱いに関し、特別防衛秘密の保護上必要な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する特別防衛秘密の保護上必要な措置の実施細目については、各省庁の長が定める。

○特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第38号）（抄）

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（昭和29年政令第149号）第7条の規定に基づき、防衛秘密の保護に関する訓令を次のように定める。

平成19年4月27日

防衛大臣久間章生

特別防衛秘密の保護に関する訓令

特別防衛秘密の保護に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第51号）の全部を改正する。

目次

第1章総則（第1条—第6条）

第2章特別防衛秘密の保護（第7条—第15条）

第3章秘密区分の指定、変更、解除、標記の表示及び通知（第16条—第19条）

第4章登録等（第20条—第22条）

第5章複製等（第23条—第29条）

第6章伝達、送達及び合議等（第30条—第36条）

第7章接受、保管及び貸出し（第37条—第43条）

第8章回収及び破棄（第44条—第46条）

第9章検査（第47条・第48条）

第10章雑則（第49条—第53条）

附則

第1章総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）に規定する特別防衛秘密であつて防衛大臣が取り扱うもの（以下「特別防衛秘密」という。）の保護のため必要な措置を定めるものとする。

（以下略）

特定秘密と情報公開法との関係について

特定秘密に指定された事項が記録された行政文書も行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）の開示請求の対象となり、開示請求があった場合には、情報公開法第5条に基づき、行政機関の長は、当該行政文書に同条各号に掲げる不開示情報が記録されている場合を除き、当該行政文書を開示しなければならない。

しかしながら、特定秘密は、行政機関の長が、防衛その他の安全保障及びテロリズム等防止に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものを指定するものであることから、特定秘密が記録された行政文書については、同条第3号の「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」又は第4号の「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」として、当該部分は不開示（情報公開法第8条の規定により開示請求を拒否するときを含む。）となる。

このような不開示の判断を、当該文書に記録された特定秘密を指定した行政機関の長が行う場合には、同一の行政機関の長が特定秘密の指定と不開示の判断の双方を行うことから、判断に齟齬が生じることはない。また、行政機関の長は、所掌事務の遂行上特段の必要がある場合には、他の行政機関の職員に特定秘密の取扱いの業務を行わせることができるが、当該他の行政機関に対して当該特定秘密を記録した行政文書に係る開示請求がなされたとしても、当該特定秘密は、厳格な管理を行うとの前提の下、当該行政機関に取り扱わせることとされたものであり、この場合も、特定秘密が開示されることはない¹。

また、行政機関の長が行った不開示の判断について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長は、情報公開・個人情報保護審査会（当該行政機関の長が会計検査院の長である場合には、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならないが（情報公開法第18条）、仮に特定秘密に指定された事項が記録された行政文書に係る諮問に関し同審査会が開示すべき旨の答申をし、特定秘密の指定を行った行政機関の長が当該答申を

*1 情報公開法第12条第1項に基づき、「開示請求に係る行政文書が他の行政機関により作成されたものであるときその他他の行政機関の長において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるとき」には、両行政機関の長の間で協議の上、事案が移送され、特定秘密を指定した行政機関の長が開示決定を行うこともある。

尊重して^{*2} 開示する旨の裁決（情報公開法第 17 条の規定により権限委任を受けた者が不開示決定等を行った場合には、審査請求がなされ、裁決が行われる）又は決定（当該行政機関の長が自ら不開示決定等を行った場合には、異議申立てがなされ、決定が行われる）を行うときは、当該行政機関の長は特定秘密の指定を解除した上で、当該文書を開示し、又は権限を委任した者に開示させることになる。

一方、本法案においては、行政機関の長は、特定秘密の指定の際には有効期間（上限 5 年）を定めるものとし、かつ、当該有効期間が満了する前においても指定の要件を欠くに至ったときは、速やかに指定を解除しなければならないこととされており、指定が解除された文書に対して開示請求があった場合には、情報公開法第 5 条に基づき、行政機関の長は、当該行政文書に同条各号に掲げる不開示情報が記録されている場合を除き、当該行政文書を開示しなければならない。

なお、これら特定秘密と情報公開法との関係については、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）の防衛秘密制度においても同様である（ただし、防衛秘密制度においては指定の有効期間を定めることとしていない）。

*2 関係法令上、行政機関の長が答申を尊重すべき義務は特に規定していないが、情報公開審査会制度を設けた趣旨に鑑み、当然尊重されるべきものである（「詳解情報公開法」160 頁）。

【参考条文】

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（抄）

（行政文書の開示義務）

第五条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一・二 （略）

三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五・六 （略）

（部分開示）

第六条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 （略）

（行政文書の存否に関する情報）

第八条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第九条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（事案の移送）

第十二条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が他の行政機関により作成されたものであるときその他他の行政機関の長において開示決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

(権限又は事務の委任)

第十七条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令）で定めるところにより、この章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

(審査会への諮問)

第十八条 開示決定等について行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会(不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長が会計検査院の長である場合にあっては、別に法律で定める審査会)に諮問しなければならない。

一 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

二 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第二十条において同じ。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

○行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）（抄）

(処分についての審査請求)

第五条 行政庁の処分についての審査請求は、次の場合にすることができる。

一 処分庁に上級行政庁があるとき。ただし、処分庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは外局若しくはこれに置かれる庁の長であるときを除く。

二 前号に該当しない場合であつて、法律（条例に基づく処分については、条例を含む。）に審査請求をすることができる旨の定めがあるとき。

2 前項の審査請求は、同項第一号の場合にあつては、法律（条例に基づく処分については、条例を含む。）に特別の定めがある場合を除くほか、処分庁の直近上級行政庁に、同項第二号の場合にあつては、当該法律又は条例に定める行政庁に対してするものとする。

(処分についての異議申立て)

第六条 行政庁の処分についての異議申立ては、次の場合にすることができる。ただし、第一号又は第二号の場合において、当該処分について審査請求をすることができるときは、法律に特別の定めがある場合を除くほか、することができない。

一 処分庁に上級行政庁がないとき。

二 処分庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは外局若しくはこれに置かれる庁の長であるとき。

三 前二号に該当しない場合であつて、法律に異議申立てをすることができる旨の定めがあるとき。

(裁決の拘束力)

第四十三条 裁決は、関係行政庁を拘束する。

2 申請に基づいてした処分が手続の違法若しくは不当を理由として裁決で取り消され、又は申請を却下し若しくは棄却した処分が裁決で取り消されたときは、処分庁は、裁

決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならない。

3・4 (略)

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

2 (略)

3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4 (略)

18 別表各号に該当する特定秘密と情報公開法第5条各号の不開示情報との対応関係について

1 情報公開法第5条第3号の不開示情報との関係

(1) 情報公開法第5条第3号の内容

行政機関の情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第5条は、不開示情報として、公にすることにより国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報を規定している（第3号）。

ここでいう「国の安全」とは、「国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態」をいい、具体的には、「直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外の脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなど」が該当するとされ、「国の安全が害されるおそれ」とは「これらの国の重大な利益に対する侵害のおそれ（当該重大な利益に対する侵害のおそれがあると考えられる場合を含む。）」と解されている（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」60～61頁。以下「詳解情報公開法」という。）。

次に、「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」とは、「他国若しくは国際機関」（中略）との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれ」をいい、具体的には、「公にすることにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が該当する」と解されている（詳解情報公開法61頁）。

また、「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」と

は、「他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下するなどのおそれ」をいい、具体的には、「交渉（過去のものを含む。）に関する情報であって、公にすることにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が執ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報」が該当するとされている（詳解情報公開法62頁）。

(2) 本法案の別表各号に該当する特定秘密との関係について

本法案の別表各号に該当する特定秘密は情報公開法第5条第3号に掲げる不開示情報に該当すると考えられるが、その理由は次のとおりである。

ア 別表第1号（防衛に関する事項）に該当する特定秘密

本号に該当する特定秘密の具体例として、例えば、自衛隊の運用状況、各部隊や自衛隊全体が保有する武器等の種類・個数等が挙げられるが、仮にこれらが公になった場合、我が国に対して侵略を企図する外国が自衛隊の部隊の配置の隙を狙って侵略を行ったり、自衛隊の装備品の弱点をつくための兵器を開発を行うなどし、この結果、「国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛する」という自衛隊の任務の円滑な遂行に支障及ぼすこととなるため、「国の安全」、すなわち、国としての基本的な秩序が平穩に維持されている状態が害される事態が生じ得る。

また、外国の情報機関から秘密の保全を前提に提供を受けた防衛に関する情報が公になった場合、他国との間の約束に反するばかりか、他国の情報収集能力等が明らかとなって、他国に不当に不利益を与え、信頼関係を損なうことにもなりかねない。

したがって、本号に該当する特定秘密は、その開示により「国の安全が害されるおそれ」又は「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」があり、情報公開法第5条第3号に規定する不開示情報に該当すると考えられる。

イ 別表第2号（外交に関する事項）に該当する特定秘密

本号に該当する特定秘密の具体例として、例えば、安全保障に関する外国の政府との協力、例えば、核実験を実施しようとする国に対して各国が協力してとる対応が挙げられるが、仮にこれらが公になった場合、国際的な協力の隙を突いた対抗措置が講じられ、結果、

「国の安全」、すなわち、国としての基本的な秩序が平穩に維持されている状態が害される事態が生じ得る。

また、外国の情報機関から秘密の保全を前提に提供を受けた外国政府の内部事情に関する情報が公になった場合、他国との間の約束に反するばかりか、他国の情報収集能力等が明らかとなり、他国に不当に不利益を与え、信頼関係を損なうことにもなりかねない。

このほかにも、領域の保全に関する外国との交渉のための対処方針が公になった場合には、我が国が交渉を行う際の交渉戦略や最終的に譲歩可能と考えている条件が明らかとなり、我が国に不利な形で交渉が進められることとなる。

したがって、本号に該当する特定秘密は、その開示により「国の安全が害されるおそれ」、「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」又は「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」があり、情報公開法第5条第3号に規定する不開示情報に該当すると考えられる。

ウ 別表第3号（テロ活動防止に関する事項）に該当する特定秘密

本号に該当する特定秘密の具体例として、重要施設の警備の実施状況や重大テロが発生した場合の治安機関の対応要領が挙げられるが、仮にこれらが公になった場合、警備が手薄な施設や時期を狙ったり、治安機関の対応要領を逆手にとった手法によるテロ活動が行われ、「国の安全」、すなわち、国としての基本的な秩序が平穩に維持されている状態が害される事態が生じ得る。

また、外国の情報機関から秘密の保全を前提に提供を受けた国際テロ組織関係者の動向や大量破壊兵器関連物質の不正取引に関する情報が公になった場合、他国との間の約束に反するばかりか、他国の情報収集能力等が明らかとなり、他国に不当に不利益を与え、信頼関係を損なうことにもなりかねない。

したがって、本号に該当する特定秘密は、その開示により「国の安全が害されるおそれ」又は「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」がある情報といえることから、情報公開法第5条第3号に規定する不開示情報に該当すると考えられる。

エ 別表第4号（外国の利益を図る目的で行われる有害活動の防止に

関する事項) に該当する特定秘密

本号に該当する特定秘密の具体例として、外国情報機関等の諜報活動に関し協力者から収集した内部情報やサイバー攻撃等の諜報活動等からの工作活動に対処するために講じている防御措置等が挙げられるが、仮にこれらが公になった場合、外国情報機関が監視の目を逃れて諜報活動を行ったり、我が国が講じている防御措置の脆弱性を突いたサイバー攻撃を行い、自衛隊の作戦計画や武器の性能等、他国が入手し悪意をもって使用することで我が国の国民の生命が脅威にさらされるおそれのある情報が外国情報機関を通じて他国政府等に渡り、その結果、「国の安全」、すなわち、国としての基本的な秩序が平穩に維持されている状態が害される事態が生じ得る。

また、国際機関又は外国の情報機関から秘密の保全を前提に得た諜報活動等防止に関する情報が公になった場合、他国との間の約束に反するばかりか、他国の情報収集能力等が明らかとなって、他国に不当に不利益を与え、信頼関係を損なうことにもなりかねない。

したがって、本号に該当する特定秘密は、その開示により「国の安全が害されるおそれ」又は「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」があり、情報公開法第5条第3号に規定する不開示情報に該当すると考えられる。

2 情報公開法第5条第4号との関係

(1) 情報公開法第5条第4号の内容

情報公開法第5条第4号は、不開示情報として、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報を規定している。

ここでいう「公共の安全と秩序の維持」とは、「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する」とされているが、「刑事訴訟法以外の特別法以外により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、

暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの」や、「公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報」も本号に該当するとされている。(詳解情報公開法67～68頁)

(2) **本法案の別表各号に該当する特定秘密との関係について**

本法案の別表第3号及び第4号に該当する特定秘密は情報公開法第5条第4号に掲げる不開示情報に該当すると考えられるが、その理由は次のとおりである。

ア 別表第3号（テロ活動に関する事項）に該当する特定秘密

本号に該当する特定秘密の具体例として、重要施設の警備の実施状況や重大テロが発生した場合の治安機関の対応要領が挙げられるが、仮にこれらが公になった場合、警備が手薄な施設や時期を狙ったり、かつ、治安機関の対応要領を逆手にとった手法によるテロ活動を行うことが可能となり、結果として、我が国に対するテロ行為を助長することになりかねない。

したがって、本号に該当する特定秘密は、その開示により「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」があり、情報公開法第5条第4号に規定する不開示情報に該当すると考えられる。

イ 別表第4号（外国の利益を図る目的で行われる有害活動の防止に関する事項）に該当する特定秘密

本号に該当する特定秘密の具体例として、外国情報機関等の諜報活動に関し協力者から収集した内部情報や大量破壊兵器関連物資の不正取引に関し治安機関が入手した情報等が挙げられるが、仮にこれらが公になった場合、外国情報機関や大量破壊兵器関連物資の不正取引に従事する者が、我が国が把握している情報を逆に利用して活動を行うことにより、違法な情報収集活動や不正取引の取締りから免れることが可能となりかねない。

したがって、本号に該当する特定秘密は、その開示により「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」があり、情報公開法第5条第4号に規定する不開示情報に該当すると考えられる。

【参考条文】

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)
(抄)

(行政文書の開示義務)

第五条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一・二 (略)

三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五・六 (略)